公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関する
アンケート調査結果

（２０１４年７月実施分）

報告書

２０１５年３月

公益財団法人　公益法人協会

目　　次

アンケート調査の概要 …… 1
アンケート結果の要旨 …… 5

アンケート結果 …… 11
Ⅰ　法人選択と認定申請動向 …… 11
1　法人選択（公益法人質問 2, 2-1, 2-2、一般法人質問 2, 2-1, 2-2）
2　一般法人の公益認定申請動向（一般法人質問 3, 3-1）
3　今、法人格を自由に選べるとしたら
（公益法人質問 12、一般法人質問 8）

Ⅱ　法人運営について …… 20
1　法人運営全般（公益法人質問 3, 3-1、一般法人質問 4, 4-1）
2　事業運営のやりやすさ（公益法人質問 10、一般法人質問 7）
3　財務基準（公益法人の財務３基準（公益法人質問 4, 5, 6））
4　公益目的支出計画（一般法人質問 5, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4）
5　会計基準について（公益法人質問 7、一般法人質問 6）
6　インターネットによる情報公開（公益法人質問 8）
7　立入検査について（公益法人質問 9, 9-1）
8　行政庁の指導等の評価（公益法人質問 11）

Ⅲ　寄附金について …… 45
1　寄附金に対する姿勢（公益法人質問 13、一般法人質問 9）
2　寄附金の総収入に占める割合（公益法人質問 14、一般法人質問 10）
3　税額控除証明とＰＳＴ要件（公益法人質問 15, 15-1, 16）

Ⅳ　税制について …… 48
1　資産寄附税制に関する具体的なニーズ（公益法人質問 17）
2　税制に関する要望事項（公益法人質問 18、一般法人質問 11）

Ⅴ　行政庁と公益法人協会に対する要望 …… 53
1　行政庁に対する要望（公益法人質問 19、一般法人質問 12）
2　公益法人協会に対する要望（公益法人質問 20、一般法人質問 13）

Ⅵ　東日本大震災への対応 …… 60
1　平成 26 年度に計画している東日本大震災関連事業
（公益法人質問 21、一般法人質問 14）
2　支援事業実施と事業変更認定（認可）申請の有無
（公益法人質問 22、一般法人質問 15）
3　平成 27 年度以降の東日本大震災関連事業の計画
（公益法人質問 23、一般法人質問 16）

付属資料 記述式回答 …… 62

アンケート調査の概要

公益法人協会(公法協)では平成17年以降、毎年6月から7月にかけて公益法人制度改革に関連するアンケート（平成23年度からは東日本大震災への対応に関する質問を追加）を実施してきたが、今年度も7月14日に発信し、7月25日に締め切った。

昨年度は、調査対象を公益法人のみとしたが、今年度は一般法人を加え調査した。また、調査内容については昨年度同様、A.新制度下における運営に関する質問、B.寄附及び税制に関する質問、C.東日本大震災への対応に関する質問の3部に分けたが、特にAについては公益法人と一般法人とでは異なる内容の質問となるものも多いことから、両法人を分けて別々に質問を設定した。

なお、公益法人は移行、新設を問わずすべてを対象としたが、一般法人については、同時期に公法協が、認定特定非営利活動法人日本ＮＰＯセンターとの共同事業として新設一般法人（平成20年12月1日以降に設立された一般法人）を対象とする「法人選択に関するアンケート」調査を実施中であったため、重複等による混乱を避けるため、特例民法法人からの移行一般法人のみを対象とした。

アンケート調査は例年通りウエッブ方式としたため、発信先は公法協がメールアドレスを把握している公益法人約6,800法人及び一般法人約7,000法人に依頼メールを発信した。

その結果、下記のとおり、公益法人からは約2,100件（回答率31%）、一般法人からは約1,700件（回答率24%）の回答があった。

ご多忙中にもかかわらずご協力をいただいた法人の方々に厚くお礼申し上げる。

1　アンケート概要について

	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
			（合計）	（内訳）	
アンケート対象	公益法人 移行一般法人 特例民法法人	公益法人	公益法人 移行一般法人	公益法人	移行一般法人
アンケート依頼数	12,258	6,713	13,800	6,800	7,000
回答数 (回答率)	3,441（28.1%）	1,623（24.2%）	3,814（27.6%）	2,103（30.9%）	1,711（24.4%）
アンケート内容	移行状況 東日本大震災対応	移行後の運営 寄附金・税制 東日本大震災対応	移行後の運営 寄附金・税制 東日本大震災対応	移行後の運営 寄附金・税制 東日本大震災対応	移行後の運営 寄附金・税制 東日本大震災対応

2　回答公益法人の属性等

1）社団・財団別

公益法人 2,103：社団法人 919（43.7%）、　　財団法人 1,184（56.3%）

一般法人 1,711：社団法人 1,168（68.3%）、　　財団法人 543（31.7%）

上記のとおり、公益法人は財団法人の比率が高く、一般法人は社団法人の割合が高いことがわかる。内閣府資料（平成 26 年 3 月末）による公益法人に占める財団法人の割合 56%、一般法人における財団法人の比率 36%とほぼ一致している。

2）行政庁別（一般法人は移行申請行政庁別）

公益法人 2,103：内閣府 647（30.8%）、都道府県 1,456（69.2%）

一般法人 1,711：内閣府 422（24.7%）、都道府県 1,289（75.3%）

内閣府資料（平成 24 年 6 月末）による、公益法人の内閣府所管比率 24%、一般法人の所管比率 20%に比べ、本アンケート回答ではいずれも内閣府比率が高くなっている。

3）登記年度

移行法人の登記年度（新設公益法人の公益法人登記を含む）別にみた分布は次のとおりである。

登記年度	公益法人	一般法人
平成 20 年度	3（ 0.1%）	
平成 21 年度	33（ 1.6%）	2（ 0.1%）
平成 22 年度	171（ 8.1%）	30（ 1.8%）
平成 23 年度	374（17.8%）	112（ 6.5%）
平成 24 年度	833（39.6%）	535（31.3%）
平成 25 年度	614（29.2%）	896（52.4%）
平成 26 年度	75（ 3.6%）	136（ 7.9%）

公益法人は 70%が、一般法人は 80%が移行終盤に近い平成 24・25 両年度に集中しており、移行手続きの後ろ倒し現象を物語っている。

4）一般法人の税制上の選択

一般法人には税制上の取り扱いによって 3 種類のタイプがあるが、非営利徹底型が 929 件（54.3%）と圧倒的に多く、共益型は 167 件 9.8%、普通法人型は 173 件 10.1%といずれも 10%程度である。ただし「わからない」と答えた法人が、442 件（25.8%）もあったのは、何を物語るのか不明である。

5）実施している事業について（質問 1）

	事業内容	公益法人	一般法人
1	社会福祉関係	158	53
2	社会福祉関係の助成	14	7
3	健康維持・増進団体	85	53
4	医療施設・病院等	74	117
5	教育関係	90	80
6	学会・学術団体	57	70
7	研究・分析機関	70	66
8	助成・表彰	155	39
9	奨学	94	15
10	児童・青少年の健全育成	46	29
11	美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園	77	21
12	芸術・文化関係	169	76
13	スポーツ関係	109	60
14	趣味・愛好会・同好会	2	2
15	地域社会貢献活動	220	165
16	環境保護	80	43
17	災害・地域安全	38	23
18	動物愛護	4	2
19	生活・権利保護	55	21
20	人権・平和	10	0
21	国際協力	64	16
22	男女共同参画	9	1
23	情報化社会	1	14
24	産業創造・企業経営	79	47
25	業界団体	30	269
26	同一資格者団体	25	64
27	免許・資格付与・検査・検定	10	24
28	互助・共済・親睦団体	10	55
29	精神修養団体	0	1
30	祭祀・慰霊	7	0
31	会館運営	13	34
32	新聞その他メディア	3	3
33	行政関連	130	131
34	非営利活動支援団体	14	9
0	その他	101	101
	合計	2103	1711

上表の業種コードによる分類で質問した。同一業種でありながら異なるコードで回答したものも相当数あると思われるが、傾向は十分把握できる。

公益法人では、ボランティア活動、まちづくり、観光推進等々の「地域社会貢献活動」が最も多く、「芸術文化活動」「社会福祉活動」「助成事業」「行政関連」「奨学事業」などがこれに続く。

一般法人では、「業界団体」が最も多く、次いで「地域社会貢献活動」「行政関連」「医療施設」と続く。公益法人とは対照的に「助成事業」「奨学事業」「国際協力事業」「美術館等」が少なく、逆に「同一資格者団体」「互助・共済」「会館運営」などが多い。

3　質問内容

質問内容は、下表のとおり枝番による質問を除いて公益法人には23問、一般法人には16問設けた。表の番号数字でアンダーラインのあるものは、択一式質問に加えて自由記入欄を設けているもので、強調数字のものは、択一式質問はなく、すべて自由記入欄である。
これらの、自由記入欄に書き込まれたコメントは、すべてを付属資料として収録している。

公益法人			一般法人		
NO	項目	質問要旨	NO	項目	質問要旨
1	事業	事業内容の分類	1	事業	事業内容の分類
2	法人選択	選択した法人の評価	2	法人選択	選択した法人の評価
2-1	法人選択	良かった理由	2-1	法人選択	良かった理由
2-2	法人選択	悪かった理由	2-2	法人選択	悪かった理由
3	法人運営全般	困っていることの有無	3	認定申請予定	有無
3-1	法人運営全般	何が困っているか	3-1	認定申請予定	認定申請の理由
4	財務基準	収支相償の評価	4	法人運営全般	困っていることの有無
5	財務基準	公益目的事業比率評価	4-1	法人運営全般	何が困っているか
6	財務基準	遊休財産の評価	5	公益目的支出計画	有無
7	会計基準	平成20年基準の評価	5-1	公益目的支出計画	年数
8	情報公開	インターネット公開	5-2	公益目的支出計画	対象事業の種類
9	立入検査	受けたことの有無	5-3	公益目的支出計画	困っていること
9-1	立入検査	立入検査の評価	5-4	公益目的支出計画	情報公開の有無
10	事業運営	移行後の変化	6	会計基準	平成20年基準の評価
11	行政庁の対応	行政庁指導等の評価	7	事業運営	移行後の変化
12	法人種類の評価	今選択したい法人類型	8	法人種類の評価	今選択したい法人類型
13	寄附金	寄附金に対する姿勢	9	寄附金	寄附金に対する姿勢
14	寄附金	総収入に占める割合	10	寄附金	総収入に占める割合
15	税制	税額控除証明取得有無	**11**	税制	要望事項
15-1	税制	取得していない理由	**12**	要望	行政庁への要望事項
16	税制	PST要件の評価	**13**	要望	公法協への要望事項
17	税制	資産寄附税制の事例	**14**	東日本大震災	26年度計画事業
18	税制	要望事項	15	東日本大震災	変更認定申請の有無
19	要望	行政庁への要望事項	16	東日本大震災	27年度計画事業
20	要望	公法協への要望事項			
21	東日本大震災	26年度計画事業			
22	東日本大震災	変更認定申請の有無			
23	東日本大震災	27年度計画事業			

アンケート結果の要旨

Ⅰ　法人選択と認定申請動向

1　法人選択の満足度

公益法人を「選択してよかった」（以下満足度）と考える法人が65%、「後悔している」（以下落胆度）は５％と大多数は法人選択が良かったと評価しているが、「どちらともいえない」（以下中立度）と答えた法人も30%近くあることを考慮すると、疑問視する層も決して少なくはないことに留意する必要がある。
一方、一般法人に移行した法人は公益法人移行組とほぼ同様の64%が「一般法人を選択して良かった」であるが、「一般法人を選択して後悔している」は僅か1.2%で公益法人移行組の５%に比べて少ない。その分「どちらともいえない」が35%と公益法人の30%に比べ高い。
また、行政庁別にみると、内閣府所管法人の「公益法人を選択してよかった」が80%を上回り、都道府県所管法人の58%に比べ突出して高い。「公益法人を選択して後悔している」（内閣府1.9% 都道府県6.6%）も、その比率は内閣府が相当少ない。

2　一般法人の公益認定申請動向

申請中、準備中及び早期に申請したいを合わせて、回答総数1,711件の2.7%が公益法人移行を具体的に検討しており、将来は考えたいとするものまで含めると15.6%となるが、当面考えない、全く考えないが85%弱と圧倒的に多い。

3　今、法人格を自由に選べるとしたら

今、自由に選択するとできたらどの法人を選択するかという質問である。
まず、公益法人（社団・財団）が、やはり公益法人を選択するという率は82.5%であるが、社団の場合はその比率は75%、財団は88%とかなり大きな違いがある。他方一般法人が、やはり一般法人を選択するという率は74%で公益法人の現在の満足度より10ポイント程度低いということがわかる。なお、一般法人の税法上の区分である非営利型か普通法人型かによる相違はほとんど見られない。
逆に公益法人が、今なら一般法人を選択するというのは13.7%であるが、社団の場合は20%、財団の場合は９%弱と満足度の格差は大きい。一方一般法人が、今なら公益法人を選択するという割合は非営利型・普通法人型とも20%前後である。

Ⅱ　法人運営について

1　法人運営全般について困っていること

法人運営に困っていると答えた法人は公益法人と一般法人で対象的である。すなわち、公益法人では57対43で困っている法人が多く、一般法人では逆に25対75と困っていると訴える法人は少数派である。また、困っている内容は、公益法人では予算・決算・定期提出書類関係（合計で38%）、収支相償等財務基準に関すること（合計で34%）、機関運営手続き（16%）、変更認定・届出（10%）と多岐にわたる悩みを抱えていることがわかる。

公益法人について行政庁別にみると、内閣府所管法人では50.1%、都道府県所管法人では59.6%という結果であり、ここでも両者の対応の違いが窺えるのかもしれない。

一方、一般法人では機関運営と公益目的支出計画の作成・行政庁宛届出がそれぞれ約３分の１、また相談する先がないことも17%程度挙げられている。

2　事業運営のやりやすさ

従前に比較してやりやすくなったかどうかの質問であるが、公益法人については、僅か3.9%が円滑になったとし、逆にやりにくくなったとするのは20.7%、変わらないは67.7%、わからないが7.7%であった。行政庁別に見るとやりにくくなったと答えた割合は内閣府13.1%、都道府県24.0%と、ここでも内閣府と都道府県とはかなりの相違が認められる。

他方一般法人では、円滑になったとするものは、5.3%と公益法人よりやや多く、また内閣府（10.4%）が都道県（3.6%）より比率的に倍以上多い。

反面やりにくくなったとする率は公益法人の20.7%に対し、半分以下の8%弱である（内閣府6.4%、都道府県8.1%）。

3　財務基準（公益法人の財務３基準）

財務基準であるが、収支相償は妥当と思うと妥当と思わないが拮抗している。

	妥当と思う		妥当と思わない		わからない	
	平成26年度	25年度	平成26年度	25年度	平成26年度	25年度
収支相償	695（33.0%）	43.2%	686（32.6%）	30.2%	722（34.3%）	26.6%
公益目的事業比率	1,347（64.1%）	71.0%	135（ 6.4%）	7.7%	621（29.5%）	21.3%
遊休財産規制	874（41.6%）	50.2%	305（14.5%）	15.8%	924（43.9%）	34.0%

４　公益目的支出計画

現在実施中が 1,506 件（88%）、すでに完了した法人が 153 件（9%）、不要であったものが３%。

公益目的支出計画の実施期間は、ほぼ５割近い 822 件が 10 年までの比較的短い期間であり、50 年を超える長期のものは 12%程度であった。もっとも、公法協の調査では兵庫県で 2,000 年を超える超長期の計画も２件確認されている。

対象事業としては 80%が従来から実施していた事業の一つまたは複数が、不特定多数の者の利益の増進に寄与する対象事業として認められている。他の公益法人など特定の公益的な団体への寄附をするのは僅か５%強である。

法人が自主的にインターネットでの公開をしているかどうかを質問したが、公開しているものは僅か 18%であった。

困っていることはないとするのが、実施中または既に完了したと回答した法人 1,659 件の３分の２にあたる 1,101 件（66%）であるが、困っていることがあると答えた 756 件（複数回答可）のうち半数強の 354 件が、「公益目的支出計画の毎年の作成」を挙げている。

５　会計基準について

現行会計基準（いわゆる平成 20 年公益法人会計基準）について評価を問うものであるが、公益法人では３分の２強が現行基準に不便を感じないと答え、少し、または大いに不便を感じるものを合わせて３分の１である。一方一般法人では８割強が不便を感じないとし、少し、または大いに不便を感じるものを合わせて２割弱という結果である。

公益法人の場合は、財務３基準など特有の法規制が会計基準に反映していることにより、一般法人よりは複雑な会計基準となっているためではないかと推量できる。

また、平成 25 年度においては「不都合は感じない」とする公益法人の回答率は約 52%であったことから、経験年数を重ねることにより、不便さ・不都合さが解消する傾向が表れていると考えられる。

６　インターネットによる情報公開

法令上公益法人は、事業計画・事業報告や計算書類等をインターネットで公開する義務はないが、自主的にこれをインターネット公開しているかどうかを質問したものである。公開している法人は全体で 83%、法人種類では財団法人が社団法人より約５ポイント公開率が高い。また行政庁別では、内閣府所管法人が 92%、地方行政庁所管法人が 79%と明らかな差がある。

7　立入検査について

回答法人に関する限り、都道府県ではすでに３分の１の公益法人が立入検査を受けており、内閣府では僅か13%程度とかなり進捗率に差がある。
検査状況について、法令の限度を超えていると評価する法人は内閣府では１件、都道府県では13件と９割以上は限度内と評価している。

8　行政庁の公益法人に対する指導等の評価

行政庁の指導や対応について、「満足している。大変良い」から、「不適切な対応が目立ち腹が立つ」までの５段階で評価してもらった。その結果「満足している。大変良い」「概して適切と思う」「可もなく不可もない」を併せて94%に上りアンケートから見る限り、不適切対応は極めて少数である。

	満足している 大変良い	概して適切	可もなく不可もない	不適切な対応が時々	不適切な対応が目立ち腹が立つ
合計	134（6.4%）	962（45.7%）	884（42.0%）	108（5.1%）	15（0.7%）
内閣府	33（5.1%）	302（46.7%）	268（41.4%）	39（6.0%）	5（0.8%）
都道府県	101（6.9%）	660（45.3%）	616（42.3%）	69（4.7%）	10（0.8%）

Ⅲ　寄附金について

1　寄附金に対する姿勢

寄附金を必要としない公益法人は約36%であるが、一般法人ではその倍近くの約72%が必要としない。また特定先（設立企業、会員企業等）にのみ寄附要請をするものは公益法人で約17%、一般法人で７%強である。不特定多数の先に広く募集するものは公益法人で25%、一般法人では僅か５%である。

2　寄附金の総収入に占める割合

寄附金収入が０という法人は公益法人で53%、一般法人では82%にも上る。他方総収入の20%を超える法人は公益法人で15%強、一般法人では3%程度であった。総収入の20%を超える法人の財団法人と社団法人の割合をみると、公益法人では財団法人が85%を占め、一般法人でも財団法人が72%を占めた。ここでも財団法人の方が社団法人に比べ寄附金依存率は高いことがわかる。

3　税額控除証明とＰＳＴ要件

取得済みは財団法人で18%、社団法人は9.5%と前問のように財団法人の方が寄附金依存率の高いことと同様の傾向となっている。
また、行政庁別では内閣府が合計の44%強を占め、公益法人の行政庁別による内閣府所管率(公益法人総数9,291件、うち内閣府所管2,342件、25.2%いずれも平成26年10月末現在)に較べかなり高いことがわかる。

税額控除証明を取得しない理由としては「税額控除証明にはＰＳＴ要件が課されており、この要件を満たすことが困難だから」とするものが595件、「当法人にとっては、あまりメリットはないから」が444件「手続きが複雑で面倒だから」が81件、「その他」227件となっている。

次に、ＰＳＴ要件撤廃の是非について、大部分は「どちらともいえない」が1,407件と圧倒的に多く、「撤廃してほしい」は371件、「存続してもよい」が325件で拮抗している。

Ⅳ　税制について

1　資産寄附税制に関する具体的なニーズ

生前贈与におけるみなし譲渡所得非課税制度や、相続人による寄附相続財産の控除制度など、資産寄附税制についてニーズや具体例を探るための記述式質問であるが、残念ながらほとんどが実例なしとの回答であった。

2　税制に関する要望事項（自由記述）

多くの改正要望が寄せられたが、内容は本文を参照してほしい。

Ⅴ　行政庁と公益法人協会に対する要望（自由記述）

1　行政庁に対する要望

公益法人から290件、一般法人から163件の要望が寄せられたが、内容は本文を参照してほしい。

2　公益法人協会に対する要望

公益法人から258件、一般法人から129件の要望が寄せられたが、内容は本文を参照してほしい。

Ⅵ　東日本大震災への対応

1　平成 26 年度に計画している東日本大震災対応事業

公益法人ではアンケート回答法人 2,103 法人中 11%弱にあたる 224 法人が、一般法人についてはアンケート回答法人 1,711 法人中８%の 137 法人が、何らかの具体的な被災地支援活動を平成 26 年度も実施または計画中である。
これを、震災発生後の各年度における傾向と比べると、明らかに年々その支援活動の比率は低下してきていることがうかがえる。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
アンケート回答総数 （回答率）	3,441 （28.1%）	1,623 （24.2%）	3,814 （27.6%）
被災地支援の実施法人数	895	235	361
回答総数に占める支援実施法人の割合	26.0%	14.5%	9.5%

注1)　アンケート依頼先は平成 24 年度公益・一般法人及び移行前の特例民法法人、平成 25 年度は公益法人のみ、平成 26 年度は公益・一般法人

注2)　すべて計画ベース。

2　支援事業実施と事業変更認定（認可）申請の有無

次表の通り、変更申請したのはごく少数であり、本来の事業として実施したことがわかる。

公益法人		一般法人	
変更認定申請をした	21	変更認可申請をした	7
元々の公益目的事業で実施	346	元々の対象事業で実施	292
その他の事業で実施	93	その他の事業で実施	99
支援事業はしていない	1,643	支援事業はしていない	1,313

3　平成 27 年度の震災関連事業の計画

平成 27 年度の計画については計画しているとするものは公益法人で 6.2%、一般法人では 4.5%と極めて少数であるが、未定とし状況によっては実施する可能性があるものは、それぞれ 17%あり、これに期待したいところである。

アンケート結果

Ⅰ　法人選択と認定申請動向

1　法人選択（公益法人質問 2, 2-1, 2-2、一般法人質問 2, 2-1, 2-2）

選択した法人について、どのようにその結果を評価しているかを問うものである。

【公益法人】

評価	
1. 公益法人を選択して良かった。	1, 371
2. 公益法人を選択して後悔している。	108
3. どちらともいえない。	624

公益法人を「選択してよかった」（以下満足度）と考える法人が 65%、「後悔している」（以下落胆度）は５％と大多数は法人選択が良かったと評価しているが、「どちらともいえない」（以下中立度）と答えた法人も 30%近くあることを考慮すると、疑問視する層も決して少なくはないことに留意する必要がある。

よかったとする理由　複数回答可	
1. 社会的な信用が一般法人よりも高いと感じること。	1, 175
2. 公益目的事業が非課税であること。	875
3. 前項 2. 以外の、法人本体に係る税制優遇措置（みなし寄附金など）が充実していること。	138
4. 寄附金控除の優遇措置（寄附金が集めやすくなった）。	236
5. 特にない。	26
6. その他	28

社会的信用度（ステイタス）が一般法人より高いとする理由が全回答数 2, 478 件のうち 47%を占め、税関連のメリット（2, 3, 4 の合計）を理由とする 1, 249 件と拮抗する。
その他として記入された理由として主なものを転載する。

公益法人としての意識改革

- **目的を達成するための法人統制の重要性（事務局体制を含む）が明確になった。**
- **役員＝理事・監事の役割意識、コンプライアンス意識向上。**
- **公益に資するとの自覚を持つ。**
- **会員、役員の学会運営に対する意識が変わった。**

・法制面での明確化により役員（理事）の責任など、ガバナンスの向上に期待できる。
・行政や専門家などの関係者より、従来以上に公益目的事業に対する理解と協力が得やすくなる。
・所属会員や役職員にとって、定款の事業目的を実現することにやりがいを感じる。
・これからのことになるのですが、より透明性を高め市民各層から支持を得るための公益事業に向かっていくこと。
・法令に基づいて理事会と評議員会が開催され、理事、評議員、監事の立場と意見が法令を根拠としており透明感がある。
・各事業に取り組む姿勢が、明確な目的意識をもってできる。

行政等との関係から
・行政からの助成が受けやすい。
・市から補助金を支給してもらう。
・関係省庁への請願事項が通りやすくなった。
・行政機関との関係が多いため、相手からの評価が高いと感じる。
・委員会等の開催において関係機関の理解を得やすい。
・公共団体との随意契約が取りやすい。・良い人材が確保しやすい。
・当法人は、市の外郭団体ですが公益法人に移行したことにより市から運営費補助金を受けることができること。

社会的な知名度
・他の公益法人との連携共催事業実施にあたり、公益法人同志の共催となり事業内容について社会的な信頼度が高くなる。
・業界の知名度が上がったと感じている。

税制関連
・租税特別措置法第 40 条の申請承認が必要であったため。
・今まで公益性が高い事業にもかかわらず収益事業とみなされていた事業が公益目的事業として認められたこと。
・金融資産の運用益が非課税。

その他
・基本財産である、出損企業の株式が保有維持できること。
・そもそも一般法人を選択する必然性が存在しない。
・財団創設者の設立趣旨により。

後悔している理由　複数回答可	
1. 収支相償で事業活動が制限されること。	80
2. 公益目的事業比率50%以上で事業活動が制限されること。	45
3. 遊休財産の規制があること。	25
4. 立入検査など行政庁の監督が続くこと。	47
5. 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きいこと。	96
6. 適正な機関運営（社員総会・評議員会・理事会など）が難しい。	32
7. 特にない。	0
8. その他	10

後悔している理由としては、定期提出書類作成事務負担と収支相償を挙げるものが多い。その他の理由として主なものは次の通り。

- 個々も事業活動の実施内容の見直しをしたいが変更手続きが煩雑。認定申請時に事業内容を詳細に記載したが、実施している事業が永遠に続くものではなく変更認定がネックとなってくる。
- 変更認定のルールがあるため、公益事業だと思っても積極的に実施できない。
- 新たな事業についての認可申請事務負担が大きく、認可までの時間が掛かりすぎる（事業実施３カ月前までに申請とのこと）。
- 国または地方公共団体等から補助金を得て活動している公益団体と、補助金は一切もらわず、当会のように自助努力で活動している公益団体とは色々な面で、取り扱い基準を区別すべきである。
- 特定資産の制限が厳しい。事業の危機管理積立金が対象とならない。
- 会計間で資金の移動ができないこと。公益事業から法人会計に資金を移動できないこと。事業を変更するとき、変更後の内容について公益認定を受けるまでの経費を公益事業に計上できない。しかも、変更事業の公益認定申請書類が、公益法人移行時に申請した書類と変わらないくらいのボリュームになる。事業報告書の中の別表Ｈの内容の意味が分からない。
- 会社法に依拠した法制度では、本来の活動が十分にできない。
- いろいろなルールがあり、当会のように役員や理事が永続的ではない団体が、そのルールを継承して運営していくのが難しい。また、ほとんど会員の会費で賄われているのに、行政の監督やルール一規制が合っていないようにも感じることがある。
- 事業区分による事務量の増加。

クロス分析：

公益法人を選択したことへの評価については、属性別（社団法人・財団法人別）、行政庁別、移行年度別に傾向を分析した。

（１）属性別

社団法人で、公益法人を選択してよかったとする比率は57%強であるのに対し、財団法人では71%に上る。逆に公益法人となって後悔するとした社団法人の比率7.5%に対し、財

団法人の比率は3.3%と半分以下、どちらともいえないと答えた社団法人35%、財団法人は26%であった。このことから、財団法人の方が社団法人より公益法人選択を良かったと考える率が有意の差として認識できそうだ。

（2）行政庁別

次の表を一見してわかることは、内閣府所管法人の「公益法人を選択して良かった」が80%を上回り、都道府県所管法人の58%に比べ突出して高いことだ。「公益法人を選択して後悔している」、「どちらともいえない」も、その比率は圧倒的に少ない。
また都道府県も一様ではなく、「良かった」ではトップの長野県78%、から佐賀県の28.6%まで、「後悔する」ではトップの香川県31.6%から山梨県、長野県、徳島県のように0のところまで大きな差がある。

もちろん、アンケート回答法人の母集団数が十分でないこともあり、一概に判定することは早計かもしれないが、ある程度行政庁の対応の差異を物語る傾向値ではなかろうか。

良かった（%）			後悔している（%）		どちらともいえない（%）	
平均		65.2	平均	5.1	平均	29.7
内閣府所管法人		81.1	内閣府所管法人	1.9	内閣府所管法人	17.0
都道府県所管法人		58.1	都道府県所管法人	6.6	都道府県所管法人	35.3
上位10行政庁	長野県	77.8	香川県	31.6	佐賀県	57.1
	福島県	76.5	宮崎県	15.8	栃木県	54.8
	奈良県	75.0	岩手県	14.8	愛媛県	52.0
	静岡県	71.1	佐賀県	14.3	山口県	51.9
	神奈川県	70.5	北海道	13.6	山形県	50.0
	千葉県	69.2	山形県	13.6	岐阜県	50.0
	兵庫県	68.8	青森県	12.5	岩手県	48.1
	新潟県	68.1	鹿児島県	12.2	高知県	48.0
	東京都	67.1	山口県	11.1	富山県	46.2
	鳥取県・徳島県	66.7	群馬県	10.5	石川県	45.5

（3）登記年度別

公益法人としての経験年数の長短による傾向をみるために、登記年度別にクロスしたもので、登記件数のきわめて少ない平成20年度と移行直後であり、公益法人としての決算や定期提出書類作成を経験していない平成26年度を除外してみると、「公益法人を選択して良かった。」は、平成23年度登記以降その比率は低下傾向にある。「後悔している」「どちらともいえない」についても同様の傾向である。

公益法人としての実務経験が長くなるにつれて、一種の「なれ」「要領」のようなものを体得し、不満が解消する方向に向かうとも考えられるが、もう少し長期に傾向を見ることが必要と考えられる。

	回答件数	よかった（%）	後悔している（%）	どちらともいえない（%）
平成 20 年度	3	100	0	0
平成 21 年度	33	75.8	3.0	21.2
平成 22 年度	171	81.3	2.3	16.4
平成 23 年度	374	70.6	4.3	25.1
平成 24 年度	833	62.1	4.6	33.4
平成 25 年度	614	59.4	7.8	32.7
平成 26 年度	75	77.3	1.3	21.3

【一般法人】

評価

1. 一般法人を選択してよかった。	1,095
2. 一般法人を選択して後悔している。	21
3. どちらともいえない。	595

公益法人とほぼ同様の 64%が「一般法人を選択してよかった」であるが、「一般法人を選択して後悔している」は僅か 1.2%で公益法人の 5.1%に比べて少ない。その分「どちらともいえない」が 35%と公益法人の 30%に比べ高い。

よかったとする理由　複数回答可

1. 法人の比較的自由な運営が可能であること。	845
2. 収支相償の制限がないこと。	304
3. 公益目的事業比率の制限がないこと。	441
4. 遊休財産の規制がないこと。	106
5. 毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単なこと。	577
6. 法人税は収益事業のみの課税であること。（但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象）	283
7. 特にない。	67
8. その他	13

比較的自由な運営ができること（845）、公益目的事業比率など財務基準がないこと（2, 3, 4 を合計し 851）、定期提出書類が比較的簡単（577）しかも収益事業課税という点が一般法人の魅力ということがわかる。
その他の理由として主なものは次の通り。

・一般社団法人に移行したが過去 40 年間進めてきた事業活動と同一のため、変化は感じていない。
・公益のメリットがない。
・一般社団法人の選択しかなかった。

・公益的な事業が中心であるが、公益、非公益を気にしなくて済むこと。
・会員を対象とした共益事業であるため。
・内部留保財産があるため。
・特例民法時代の公益事業が継続して行われ、税務上も公益法人等に該当するため、一般であっても公益同様になっている。また、運営しやすい。
・公益法人移行への第一段階として。
・公益目的支出計画実施報告書を着実に実行していく目標がみえる。
・公益法人として認定された場合、もし、運営が困難な状態となれば、財産を確保できない。

後悔している理由　複数回答可

1. 社会的な信用が公益法人よりも低いと感じること。	7
2. 公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務および、行政庁の監督が続くこと。	14
3. 相談する先がないこと。	1
4. 行政からの支援が得られないこと。	3
5. 特定普通法人については、税法上の普通法人と同等の全所得課税であること。	5
6. 預金利子に対し源泉徴収課税がされること。	7
7. 寄附者への寄附金控除の優遇措置がないこと。	7
8. 特にない。	0
9. その他	4

その他の理由として主なものは次の通り。

・公益法人へ移行する余力が足らず、一時的な移行として非営利型を選択。法人全体が赤字決算になっても収益事業が黒字のため課税が発生し、正味財産減少により法人存続の問題に発展している。
・一般法人・公益法人どちらにしても移行自体に問題があると思う。複雑な会計処理をしないといけない上に、一般法人においては公益目的支出計画が完了すれば、監督下を外れ、任意団体と同じ扱いに近い形となる。そうなれば、会計も乱雑になるであろうし、県とのつながりも希薄化し、公益法人の誇りを失ってしまうのでないか。社団法人格の方がよかった。

クロス分析：

（１）行政庁別（移行申請行政庁別）

「一般法人を選択してよかった」とする回答は内閣府で 72.7%、都道府県で 61.1%、「後悔する」は内閣府、都道府県とも 1.2%、「どちらともいえない」は内閣府で 26.1%、都道府県で 37.6%であるが、公益法人の場合のように大きな差は見られない。また、都道府県別に見ても有意の傾向値は見られない。

（2）税法上の区分別

税法上の３区分で見ると非営利徹底型と共益型ではほぼ同じ傾向値である。普通法人型は他に比べ、良かったとする比率は低く逆に、後悔している又はわからないとする比率はいずれも高いことが窺える。なお、いずれの類型に属するかわからないとする法人442件は、ここでは省略している。

	回答数	良かった	後悔している	どちらともいえない
非営利徹底型	929	644（69.4%）	9（1.0%）	276（29.7%）
共益型	167	109（65.3%）	1（0.6%）	57（34.1%）
普通法人型	173	96（55.5%）	6（3.5%）	71（41.0%）
合計	1,269	849（66.9%）	16（1.3%）	404（31.8%）

２　一般法人の公益認定申請動向（一般法人質問3,3-１）

公益認定申請の意向

1. 既に、公益認定を申請している。	29
2. 準備中。	9
3. 早期に申請したい。	8
4. 将来は考えたい。	221
5. 当面考えない。	882
6. 全く考えていない。	562

申請中、準備中及び早期に申請したいを合わせて、回答総数1,711件の2.7%が公益法人移行を具体的に検討しており、将来は考えたいとするものまで含めると15.6%となるが、当面考えない、全く考えないが85%弱と圧倒的に多い。

公益法人を目指す理由　複数回答可

1. もともと公益法人への移行を予定していた。	99
2. 社会的な信用が一般法人よりも得られること。	170
3. 公益目的事業が非課税となること。	89
4. 税制優遇措置（みなし寄附金など）を受けられるから。	51
5. 寄附金控除の優遇措置（寄附金が集めやすくなる）が得られるから。	38
6. 特にない。	16

前掲の質問で1，2，3または4と答えた267法人への質問であるが、社会的信用が高いことを理由とするものが最も多く、次いでもともと公益法人移行を予定していたとするもの、公益目的事業非課税、みなし寄附税制、寄附金税制など税制上のメリットを挙げるものも多い。

3　今、法人格を自由に選べるとしたら（公益法人質問 12、一般法人質問８）

今、自由に選択するとできたらどの法人を選択するかという質問である。

まず、公益法人（社団・財団）が、やはり公益法人を選択するという率は 82.5%であるが、社団の場合はその比率は 75%、財団は 88%とかなり大きな違いがある。他方一般法人が、やはり一般法人を選択するという率は 73.8%で公益法人の現在の満足度より 10 ポイント程度低いということがわかる。なお、一般法人の税法上の区分である非営利型か普通法人型かによる相違はほとんど見られない。

逆に公益法人が、一般法人を今なら選択するというのは 13.8%であるが、社団の場合は 20%、財団の場合は９%弱と満足度の格差は大きい。一方一般法人が、今なら公益法人を選択するという割合は非営利型・普通型とも 20%前後である。

その他の法人格を選ぶものの中では認定特定を含む特定非営利活動法人が多く、１%～４%になり、その他は少数ながら営利会社やその他の法人類型がある。

また、行政庁別にみると、内閣府の公益法人が公益法人を選択するものが 93%に較べ地方行政庁の公益法人が公益法人を選択する率は 78%とかなりの差が出ている。これを一般法人がやはり一般法人を選択するという率を見ても内閣府が 77%、地方行政庁は 73%と少しではあるが差がみられる。

また、これを移行年度前半（平成 21～23 年度）と後半（平成 24 年～26 年度）で見ると公益法人・一般法人とも元の選択した法人を選ぶとするものが、前半がいずれも低く後半が高い。

	公益法人		一般法人	
	公益社団法人	公益財団法人	非営利型一般法人	普通一般法人
回答件数合計	919	1,184	1,096	173
公益法人	690（75.1%）	1,045（88.3%）	224（20.4%）	33（19.1%）
一般法人	186（20.2%）	104（ 8.8%）	799（72.9%）	128（74.0%）
特定非営利活動法人	17（ 1.8%）	10（ 0.8%）	40（ 3.6%）	4（ 2.3%）
認定特定非営利活動法人	3（ 0.3%）	3（ 0.3%）	5（ 0.5%）	0（ 0.0%）
営利会社	6（ 0.7%）	7（ 0.6%）	14（ 1.3%）	5（ 2.9%）
その他	17（ 1.8%）	15（ 1.3%）	14（ 1.3%）	3（ 1.7%）

※ 非営利型一般法人（非営利徹底法人＋共益法人）

【公益法人】

	内閣府法人	都道府県法人	23年前移行法人	24年後移行法人
回答件数合計	647	1,456	581	1,522
公益法人	604（93.3%）	1,131（77.7%）	505（86.9%）	1,230（80.8%）
一般法人	34（ 5.3%）	256（17.6%）	57（ 9.8%）	233（15.3%）
特定非営利活動法人	3（ 0.5%）	24（ 1.6%）	8（ 1.4%）	19（ 1.2%）
認定特定非営利活動法人	1（ 0.2%）	5（ 0.3%）	4（ 0.7%）	2（ 0.1%）
営利会社	1（ 0.2%）	12（ 0.8%）	1（ 0.2%）	12（ 0.8%）
その他	4（ 0.6%）	28（ 1.9%）	6（ 1.0%）	26（ 1.7%）

【一般法人】

	内閣府法人	都道府県法人	23年前移行法人	24年後移行法人
回答件数合計	422	1,289	144	1,567
公益法人	77（18.2%）	256（19.9%）	19（13.2%）	314（20.0%）
一般法人	326（77.3%）	937（72.7%）	120（83.3%）	1,143（72.9%）
特定非営利活動法人	10（ 2.4%）	41（ 3.2%）	4（ 2.8%）	47（ 3.0%）
認定特定非営利活動法人	0（ 0.0%）	6（ 0.5%）	0（ 0.0%）	6（ 0.4%）
営利会社	7（ 1.7%）	22（ 1.7%）	1（ 0.7%）	28（ 1.8%）
その他	2（ 0.5%）	27（ 2.1%）	0（ 0.0%）	29（ 1.9%）

Ⅱ　法人運営について

1　法人運営全般（公益法人質問 3, 3-1、一般法人質問 4, 4-1）

法人運営に困っていると答えた法人は公益法人と一般法人で対象的である。すなわち、公益法人では 57 対 43 で困っている法人が多く、一般法人では逆に 25 対 75 と困っていると訴える法人は少数派である。また、困っている内容は、公益法人では予算・決算・定期提出書類関係（合計で 38%）、収支相償等財務基準に関すること（合計で 34%）、機関運営手続き（16%）、変更認定・届出（10%）と多岐にわたる悩みを抱えていることがわかる。
一方、一般法人では機関運営と公益目的支出計画の作成・行政庁宛届出がそれぞれ約３分の１、また相談する先がないことも 17%程度挙げられている。

行政庁の不適切指導：

困っていることの理由として行政庁の不適切指導を挙げたものは公益法人で 3.8%、一般法人で 8.2%と比較的少数である。

具体的事例の記入があったものの中には、制度そのものに対する批判的意見が多く、ここでは行政庁の対応に関するものだけを紹介する。

【公益法人】

- 行政庁担当者転勤移動等により、担当者の指導・対応が違う事。
- ３カ月以内の定期提出時、作業量が膨大にもかかわらず、日中のアクセスがほぼ出来ない。システムの改善をお願いしたい。
- 多忙な方々なので、会議日程の設定が難しい。
- 配賦基準について、基準は毎年度従事時数で変動はないが、その割合も変動してはならないと指導を受けている。従事時数は毎年度変動するのが現実的である。
- 公益法人認定申請時の事業計画とそれ以降の年度の内容に相違があった場合、変更認定若しくは変更届が必要となるため会員のための計画変更の裁量の道がない。
- 収支相償の考え方で、経費削減努力をしてプラスになっても理由が必要であったり、運営上の運転資金をどう増やすかわかりづらい。
- 期日を限定された電子申請であるが、①ログインのできないときが、度々発生する。②オンライン入力中に、タイムアウトする。③一時保存していたデータが、保存されていない、などの不具合がありながら、修正されない。
- 支部が閉鎖したため変更届を提出。１年後に書類が、相違との監督官庁よりの連絡で変更認定書の提出を求められた。時間が経過していることと小規模の団体で選任事務がいないため、提出にこぎつけるまで大変苦労しました。こちらのサイドに問題がある事と思いますが、実務にまで影響し、公益財団になったことを反省いたしました。
- 設立時に承認された遊休資産を検査で否認され、3 年間で解消すべく計画を提出するよう指導された。
- 担当者により指導内容に違いがあること

・移行時に、内閣府の主導で構築したやり方により公益認定された案件を、内閣府の担当者が替わり、明確な理由も示されないままその方法が拒否され、是正を迫られているが、内閣府の方針の下に裁定されたことに対して、内閣府として一体的・一貫的に指導をされたい。
・定期提出書類に関し、公益目的逸脱や理事者等の不正などのチェックに不必要と思われる膨大な資料を出さなくてはならない。
・申請時の表現（記載のしかた）により当会の公益目的事業に該当するか否かが問われるが、申請時の指導不足等があったことは否めない事実である。
・収支相償の要件を満たし得なかったことについて、黒字となった理由とともに、「翌年度以降、決算ベースで赤字となるための抜本的な方策」について回答するよう要請された。およそ民間における団体運営において、「赤字」となるための方策を考えることなどあり得ないと思われる。
・公益法人会計基準の重要性の原則と矛盾する指導や、都道府県によって指導内容が異なる点。
・内閣府の無知
・公益事業活動の追加に変更の認定手続きが必要となり、身軽ではない。
・建前での説明が多いように感じる。
・一般正味財産と指定正味財産の区別する要件が分かりにくい。指定正味財産に計上する基準も緩和してほしい。
・静岡県では、収支相償は0という指導を受けているが、法人会計に多少の財産を毎年積み立てることが可能になればよいと思っている。
・当財団が認定を受ける場合、事業参加募集について「旅行業法の遵守」を求められたが、他の認定団体の同様な活動を見ると先の業法に照らして不適切と思える表現がある。このような団体には認定時どの様な指導がなされたのか疑問に思う。
・自治体により取り扱いがバラバラな点が見られること。同一職種の団体なのに、国、県によって違うのはおかしい。
・指導が担当者によって変わる。
・関係文書の解釈の相違。
・他県では既に着手されている事業に取り組めない。
・定期提出書類等で毎年、見解が変わる。
・公益infoの電子申請関係が扱いにくく、苦労している。①表示窓が小さいくせに、みだし表頭、表側の表示が大きい。⇒編集中は表頭・表側は消してもよいのではないか。②行・段落等様式表示が整えにくく、全然直観的操作ができない。表示窓・枠が小さすぎて、前後の確認ができず、いらいらする。ワープロソフトで作成して表示枠へペーストしているが、意図どおり表記されているか、心配。ところで、この窓も小さいですね！
・事業報告、決算報告等に対する対応が遅い。

【一般法人】

公益法人同様、制度そのものに対する批判的意見が多かったが、ここでは行政庁の対応に関するものだけを紹介する。

・疑問に的確に答えられるよう、法人運営・会計基準に精通した職員の配置
・一般的な相談事項の場合の相談窓口がない
・内閣府の解釈や他県の状況も、本県においては参考にならない。
・一般法人法の解釈や運用について訪問して相談できる行政窓口があるとよい
・事業細分指導を受けたが、重複あり（継続事業）
・関係行政の理解不足（補助金による縛り）
・指定管理者制度を導入後も、管理委託時と同じように設管条令や管理規則などが改正されていないため、利用者への柔軟な対応ができない。
・詳細を素早く確認することができない。（担当者もあいまい、申請前後で言ってる事が違っていた。）
具体的な説明もなく、ネット上で情報収集する術しかなかった。
・公益目的支出計画について、初年度計画の収支額と同額にて計算することになっている。
これは、公益目的事業が今後全く変更がないことを前提とするものであるが、通常、法人は時代や地域環境の変化に対応し、毎年、事業計画を変更しながら運営していくのが通常である。しかしながら、もし変更がある場合は、その都度、変更届の必要があるというのは、時代に即応した対応を困難にするものではないかと危惧される。
・行政庁の必要以上に厳しい指導。担当者が変わるたびに異なる指導。
・気軽に相談できる機関がない。また、申請手続きの操作が難解だ。
・公益目的支出計画実施報告書（別紙２）の記載欄がわかりにくい。

		公益法人	一般法人
運営について困っていること	ない	911（43.3%）	1,274（74.5%）
	ある	1,192（56.7%）	437（25.5%）
（困っていることの内容）			
1/1	理事会の運営	207	112
2/2	社員総会・評議員会の運営	184	94
3/3	その他の機関運営	70	42
4/	収支相償	632	—
5/	公益目的事業比率	155	—
6/	遊休財産の保有制限	216	—
7/	毎年の事業計画・予算	232	—
8/	毎年の事業報告・計算書類	330	—
/4	公益目的支出計画の作成・提出	—	230
9/	定期提出書類の作成	554	—
10/6	変更認定（認可）・届出	303	86
/5	相談する先がないこと		119
11/7	行政庁の不適切と思われる指導	46	36

クロス分析：

（１）属性別（公益社団・公益財団）

「運営について現在困っていることがある」については社団法人では61.5%財団法人では53.0%となっており、財団の方がやや少ない。

（２）行政庁別

公益法人について行政庁別にみると、内閣府所管法人では50.1%、都道府県所管法人では59.6%という結果であり、ここでも両者の対応の違いが窺えるのかもしれない。
困っている比率が70%台に達している行政庁は岩手、栃木、岡山、島根、佐賀、宮崎の６県で、逆に40%台と比較的低いところは、福島、茨城、群馬、富山、大阪、大分、鹿児島の７府県である。

一般法人についても内閣府23.2%、都道府県26.3%とわずかに困っている率は内閣府が低い。

（３）登記年度別

次に公益法人について登記年度別にみると、平成21年度48.5%、22年度48.0%に対し、23年度56.1%、24年度57.7%、25年度58.6%と緩やかながら移行後の経験年数が短期間であるほど「困っていることがある」率が高くなっていることがわかる。「慣れ」や「要領」により多少は改善する傾向があるとも考えられる。

一般法人についても、平成22年度20.0%、23年度21.4%、24年度21.9%、25年度27.6%、26年度31.6%と同様の傾向が見られる。

２　事業運営のやりやすさ（公益法人質問10、一般法人質問７）

【公益法人】

公益法人になり、以前より事業運営が「円滑に展開するようになった」「従前と特に変わらない」「従前よりやりにくくなった」「わからない」のいずれかを問うものである。
その結果は、下表のとおり。「従前よりやりにくくなった」の比率が40%を超える都道府県も４県みられる（佐賀52.4%、栃木45.2%、山口44.4%、岩手40.7%）。他方この比率が10.0%未満の県も５県ある（奈良、徳島0.0%、千葉3.8%、島根5.9%、茨城8.0%）。
移行年度別では経過年数での比率傾向は特に見られない。

		円滑になった	変わらない	やりにくく	わからない
回答合計		83（ 3.9%）	142（ 6.8%）	435（20.7%）	161（ 7.7%）
法人種類	社団法人	45（ 4.9%）	589（64.1%）	215（23.4%）	70（ 7.6%）
	財団法人	38（ 3.2%）	835（70.5%）	220（18.6%）	91（ 7.7%）
行政庁	内閣府	35（ 5.4%）	477（73.7%）	85（13.1%）	50（ 7.7%）
	都道府県	48（ 3.3%）	947（65.0%）	350（24.0%）	111（ 7.6%）

移行年度＊	平成 21 年度	1 （ 3.0%）	18 （54.5%）	8 （24.2%）	6 （18.2%）
	平成 22 年度	7 （ 4.1%）	119 （69.6%）	30 （17.5%）	15 （ 8.8%）
	平成 23 年度	25 （ 6.7%）	246 （65.8%）	73 （19.5%）	30 （ 8.0%）
	平成 24 年度	33 （ 4.0%）	560 （67.2%）	173 （20.8%）	67 （ 8.0%）
	平成 25 年度	15 （ 2.4%）	427 （69.5%）	137 （22.3%）	35 （ 5.7%）

*移行年度について、平成 20 年度及び平成 26 年度はこの統計には使用していない

事業運営がやりにくくなった事例としてコメント記入があったのは 349 件。
以下主なもの。

（1）新規事業・事業変更など（120 件）

・本会では、栃木県内の高等学校の卒業生を対象にしていたが、特別支援学校高等部や高等教育学校等々の卒業生まで対象を拡大しようとするに当たって、主務官庁に指導を仰いだが、目的の変更に当たるから認定申請のし直しが必要であるとか、変更届で良いとか回答が遅れ、理事会や関係機関への対応が予定より大幅に遅れてしまった。
・変更認定、変更届等の事務処理に時間がかかる。特に変更認定は年度をまたいでしまう。スピード感をもって、事業展開できない。
・年度の中途で、会員提案の新規事業を実施しにくい。ＮＰＯは、気運が高まった時に即、実行に移すことが大切である。
・認定を受けた事業内容にしばられ、柔軟な事業運営ができない。（特に新規事業について、変更認定が必要かどうかを考えて事業計画を立てる必要があるため。）
・特例民法法人のときにはもっと自由に事業ができました。公益財団移行後は、内容によって変更の届出や場合によっては変更申請となり、手続きが煩雑になりました。
・迅速な新規の事業展開
・新事業を計画しても多種条件を満たさなければならないため、頓挫する場合が多い
・新規事業をするためには、変更届等の手続きが必要になり、社会情勢に応じて柔軟に対応していくことが難しくなったように感じる。
・新規公益事業を行おうとする場合、行政庁の認定を受ける必要があるため、市民ニーズに対応した迅速な事業展開が難しくなっており、認定された公益目的事業から、更なる事業への拡大を阻害している。
・新たな事業に取り込む際に、公益認定上の事業区分を非常に意識して取り組まねばならない。事業のスクラップ＆ビルドが簡単にはできない。
・行政庁の判断で事業の変更認定申請が必要とされるものが多すぎる、
・軽微な事業変更の範囲が特定されていないため，事前に行政庁に確認する必要が生じる。
・変更認定等に期間を要するため、事業が制限され、新規事業に取り組みにくくなった。

（２）機関運営に関するもの（46 件）

・理事会と総会の開催を同日にできないため、日程調整は極めて困難である。（できれば理事会を省略しない形で開催したいので）また、代表理事等の辞任に伴う状況下での理事会議事録への署名に理事全員の署名と実印の押印をお願いする必要があり、印鑑証明書の添付等事務局の負担が極めて大きくなった。
・理事会、評議員会において委任状が認められない点。
・役員等の変更がある場合、必要な役員会等が立て込み登記までの時間もなく大変な忙しさになる。
・法人内の決定により可能だった資金運用がやりにくくなった。
・評議員会、理事会の運営が大変（本人出席が原則、通知時期の規則など）である。
・総会の議決権で定足数の３分の２以上が求められ機動性に欠けること。
・公益事業については特段問題ないが、機関の運営面での制約が多すぎる。会議欠席者の委任状不可。決議の省略の場合は全員の同意書必要。議案資料の事前発送厳守。決算書類の２週間以上前の事務所備え置き。理事会・評議員会の同日開催の場合の制約。事務的にも定期提出書類による電子申請の負荷が大き過ぎる。（旧主務官庁のときは決算書を提出するだけで新たな提出書類の作成不要であった。）
・決算理事会と定時評議員会の実施間隔を２週間以上あけること

（３）財務基準・会計（101 件）

・予算消化を重要視しなければならなくなった。
・貸与事業を拡大させようとしても収支相償の基準から外れるということになり、いいことをやっているという意識がなくなる
・絶えず収支相償と遊休財産保有制限を気にしなくてはならず、事業規模が小さくなっている。
・常に収支差額がプラスに転じないことを念頭に置かねばならないこと。例えば、受講希望者が増えることは望ましいことであるにも拘わらず、収支差額を考えて、受講者を制限しなければならないなど。
・従前よりも、無理にでも予算に合わせようとする意識が働く。予算化していない後発的事象に消極的になる。予算ありきのお役所的な対応になる。
・収支相償を気にすることで、収入増に関する事業展開が速やかに行えなくなった。お客様の要望に応える形で実施する公益事業に付随する収益事業に該当する内容が収益事業として申請していない場合に実施できない。もしくは、申請の手続によって実施に時間がかかり、状況に応じた柔軟な実施ができない。縛りが強すぎて、事業に対する柔軟な発想がなくなってきている。
・公益目的事業比率により収益事業の展開に制限があるため，利益を上げにくくなり，維持管理費（総務部門人件費，光熱水費など）が確保できない。
・原則、事業ごとに収支相償が必要なこと。収益事業がないので、収支を０にしないと自主財源が減り続けることになること。
・会計制度が厳格となったことから、事業運営より会計制度の確認・整理に稼働を要する。

（４）作成書類・事務手続き（40 件）

・人数が少ない団体なので資料作成に追われ、事業比率を気にしてしまい、行いたい事業に影響する。
・少人数で提出物や経理の煩雑さ等が増え、やりにくさを感じている。

・事務的なコストが増えてしまった。
・事業報告時に作成する別表等の作成や作成順序が複雑で分かり難く、事務局内部で速やかに作成できるようになるまでには経験もスキルも必要で、将来的に担当する局員の異動や退職があった場合の事を考えるとかなり不安を感じる。
・事業直接ではやりにくいところはないが、管理部分の労力が増えて、間接的に事業に影響があると考える。
・経費等の事業該当区分仕訳が難しい。
・公益認定後増員に伴う人件費増が当面続いている。

（５）その他（42 件）
・適正就業の取り組みにより、就業先の確保が難しくなってきた。シルバー事業での受注が出来ないものについては、派遣または有料職業紹介事業での対応となりますが、費用がアップすることで、就業先で雇用されるケースが出てきています。
・大変やりにくくなった。過去の社会貢献の実績・価値観の評価が異なるため、会員の社会貢献に対する意識改革等に時間がかかる。
・善意の活動をする法人に対して、悪意を前提とした規定・ルールで縛っている。
・新制度の運用は、小規模法人には負担が重い。公益目的事業であっても、実務的に事業のごくごく一部でも否認された場合は徴税されるのではないか。その結果は理事会評議員会の皆様にご迷惑をおかけするのではないかなどとひやひやしている。
・細部にわたり法規制があり、事細かな運営が求められる。
・会員の自由な発想を（やる気・積極性）を育てにくい。ルールに縛られる気がする。
・会員向けサービスの充実と事業の公益性の維持の両立の点で難しい面がある。

【一般法人】
一般法人になり、以前より事業運営が「円滑に展開できるようになった」「従前と特に変わらない」「従前よりやりにくくなった」「わからない」のいずれかを問うものである。
円滑になったとするものは、公益法人よりやや多く、また内閣府が都道府県より比率的に倍以上多い。反面やりにくくなったとする率は公益法人の 20.7%に対し、半分以下の 8%弱である。

	円滑になった	変わらない	やりにくく	わからない
合計	90 （ 5.3%）	1,398 （81.7%）	132 （ 7.7%）	91 （ 5.3%）
内閣府	44 （10.4%）	329 （78.0%）	27 （ 6.4%）	22 （ 5.2%）
都道府県	46 （ 3.6%）	1,069 （82.9%）	105 （ 8.1%）	69 （ 5.4%）

事業運営がやりにくくなった事例としてコメント記入があったのは 101 件。
以下主なもの。

（1）機関運営によるもの（14 件）

・理事会において委任状出席が認められない点。当協議会理事は、団体もしくは企業のトップであるため、超多忙。故に理事会開催に必要な定足数に満たず、開催できない事態がしばしば起きる。
・理事会において、書面による議決権行使ができない、職務の執行の状況の報告を行わなければならないこと等。
・理事会、評議員会開催にあたり手間がかかること。
・評議員の関与

（2）公益目的支出計画に関するもの（32 件）

・実施事業等会計とその他会計に係る事業間の収益等調整が自由にできないこと。
・実施事業、その他事業（収益事業）、法人会計など、詳細に収支区分が必要となったこと。
・公益目的支出計画実施事業の収支を常に考慮しながら事業を進めなければならない。
・公益目的支出計画に関する事項の手間が増えた。
・県の認可時の指導が細かすぎたことが原因で、特に新たな事業企画を行いたい際に、継続事業に該当するのかどうかについて公益目的支出計画との整合性をその都度県に確認しているため、以前よりも事業スピードが落ちていると感じる。早く期間満了を迎えたいと切実に願っている。
・予算（案）作成から一層の精査が不可欠になった。
・経済的な影響により実際の事業支出を抑えなければならないため、公益目的支出計画との差が出てきている。

（3）会計その他事務手続きに関するもの（23 件）

・全ての面で複雑・煩雑になり、本来の事業に実施に使用をきたしている。もっと簡素化した法改正が必要と思う。
・経済的な影響により実際の事業支出を抑えなければならないため、公益目的支出計画との差が出てきている。
・法律と会計基準が変わり、事業を行うのにいちいち確認が必要となっている。公益目的計画の実施にも多大な労力を必要としている。
・全ての面で複雑・煩雑になり、本来の事業に実施に使用をきたしている。もっと簡素化した法改正が必要と思う。
・区分経理が煩雑かつ面倒である。
・会計区分が複雑になり事業の判断が難しく、後任者の育成が進まない。

（4）一般法人となったために起因するもの ―税制、他の受け取り方（23 件）

・利子所得等が課税対象となり、その減額により影響のでた事業があるため。
・法人税課税上不利
・金融収益への課税やみなし寄附の適用除外。
・初めてお会いする企業に対して信用度の低下。称号の似た一般社団などが設立され、誤認混同が起こっている。

・行政とのコラボのより実施する事業で、一部の行政庁は一般＝民間となり、継続して実施している公益性の高い事業でも「公益法人の時代」と扱いが違う。手数料無料が有料になったり、別の申請が必要であったり事業が中止になったものもある。
・公益事業を行っている団体と理解してもらえず新規会員の加入やファンドレイジング時に支障が出ている。
・過去と同じ公益目的の事業活動をしているが、一般社団に移行したことにより営利団体のようにみられてしまう。
・公益性が考慮されず，一般企業と同じ扱いを受ける事。

（5）その他（9件）
・登記の手間及び費用がかかる。
・主務官庁の指導がなくなったこと、主務官庁の検査もなくなったこと。
・一般法人になったといっても、理事の構成に変わりがないため、従来の特例民法法人のときと同じ考えをしている理事がほとんどであることから、事務局との考えに隔たりがある。

3　財務基準（公益法人の財務３基準（公益法人質問 4, 5, 6））

	妥当と思う		妥当と思わない		わからない	
	平成 26 年度	25 年度	平成 26 年度	25 年度	平成 26 年度	25 年度
収支相償	695（33.0%）	43.2%	686（32.6%）	30.2%	722（34.3%）	26.6%
公益目的事業比率	1,347（64.1%）	71.0%	135（ 6.4%）	7.7%	621（29.5%）	21.3%
遊休財産規制	874（41.6%）	50.2%	305（14.5%）	15.8%	924（43.9%）	34.0%

収支相償については、本年度は妥当と思う、思わない、わからないがそれぞれ３分の１とほぼ拮抗している。また、平成 25 年度に比べ妥当と思うが 10%低下している。公益目的事業比率は妥当と思うが平成 25 年度より 6%程度低下したものの 64%、思わないは僅か 6.4%、わからないが８%増えて 30%。遊休財産規制についても妥当とするものが 42%、妥当と思わないが 15%。

全体としてみると、収支相償には相当数が疑問を抱き、公益目的事業比率と遊休財産規制については妥当と思わないは少数であるが、３基準とも妥当と思うが平成 25 年度に比べ低下傾向にある。

クロス分析：

妥当と思わない回答の比率			
	収支相償	公益目的事業比率	遊休財産規制
社団法人	32.0%	8.2%	11.5%
財団法人	33.1%	5.1%	16.8%
平成 21 年度移行登記	42.4%	3.0%	12.1%

平成 22 年度移行登記	42.7%	5.3%	21.6%
平成 23 年度移行登記	37.7%	7.5%	18.7%
平成 24 年度移行登記	34.8%	6.0%	14.3%
平成 25 年度移行登記	25.6%	7.0%	11.2%

財務３基準について妥当と思わないと回答したものを、属性（社団・財団）及び移行年度別に分析したものが上の表である。

これによると、遊休財産規制については財団法人が社団法人を上回り、公益目的事業比率については逆に社団法人の方が財団法人を上回り妥当でないと考え、
収支相償についてはほぼ同じということになる。

また、移行年度別では、公益目的事業比率と遊休財産規制では有意の傾向は見られないが、収支相償については移行後年数の長いほど妥当と思わない比率が高くなる傾向が見られる。

妥当と思わない理由：

妥当と思わない理由について、収支相償では 626 件、公益目的事業比率では 113 件、遊休財産規制では 275 件の具体的記入があった。以下主なものを紹介する。

収支相償について

（１）持続的な経営が困難というもの（216 件）

- **黒字を生む構造でなければ、そもそも組織運営は成り立たない**
- **事業継続の自力を法人に付けさせない足枷です。遊休財産の保有制限だけで充分では？ただの数字合わせ。**
- **数年で運営が行き詰まってしまう。（当センターは収益事業がないため）**
- **公益目的事業しか実施していない法人にとっては先細りの将来像しか見えてこない。なんらかの理由で財産が減少した場合、減少したところからスタートでは運営に支障がでるおそれがある。**
- **柔軟な弾力規定はあるものの、一定の縛りがある。法人の継続性を否定するかのような規定は再考すべきである。**
- **収支ゼロかマイナスでは将来の運営が成り立たない。**
- **公益事業のみを行っている団体として、事業の拡大・発展、又、円滑な事業運営を図る上での阻害要因となる懸念がある。**
- **公益法人だからといって、黒字ではいけないというのは、おかしい。どこも企業努力していると思うので、大幅でない限り、許容範囲があって然るべきかと思われる。**
- **赤字が続けば法人として存続できません。一般企業であればゴーイングコンサーンは当然であるのに、公益法人だから赤字というのは理解できません。法人が存続できなければ、どんなに高い評価を受けた事業であってもできなくなり、多くの人に影響が及ぶことになります。**
- **公益事業の永続性を確保する為にも収入の増加と支出の抑制は必要であり、法人活動の未来を否定している。**

（２）モラルハザードを招来（33 件）

・形式にこだわりすぎているように思われる。団体自身の事業推進意欲をそがれる
・運営努力等により支出を抑えた場合、収支相償に適合しなくなる場合がある等努力が報われない。
・年度当初予算の収入もあくまで「見込み」である。収入が大幅に減となった場合どうなるのか？余剰金を翌年度解消というが無理矢理事業を行ったり購入したりで無駄遣いとならないか？
・法人としての安定的、継続的な活動を阻害するとともに、健全経営に対するモラルハザードを引き起こしかねない。
・法人を運営するうえで、採算観念が希薄になる。
・収支相償を満たすために、無駄な出費となるきらいがある。遊休財産の保有制限があるにも関わらず、剰余金が積み増しできない理由が分からない。
・収支相償、本当の悪法と思われます。収入はその年の公益事業にすべて使いなさいというばかげた法律は一刻も早く訂正して頂きたい。年度末に残ってしまった金額は収支相償にしなければ、内閣府を通過できないので、特にやる必要もない、あるいはあまり意味のない事業を行い支出するケースは出てくると思われる。大切なお金を無駄にせず、社会に貢献する公益事業に使用すべきと思われる。

（３）単年度主義はおかしい（69 件）

・単年度結果ではなく、中期的収支相償にしていただきたい。
・契約金に伴う事務費収入は変動しており決算の見直しがたてにくい。また収支相償を気にすることで事業の活性化が鈍る恐れがある。
・法人運営をするうえで、長期的な安定経営をするためには、単年度で収支を判断するのは合理的でないため。
・事業年度ごとの収支相償を基準とすると、年度によっては運転資金の確保が厳しくなる場合もあるため、事業年度ごとではなく例えば５年間の収支状況を対象に適合性を判断するといったことはできないか。
・持続的な活動を可能にするためには、単年度での厳格な収支相償は望ましくない。
・収入も支出も、毎年一定ではない。収支が黒字になることも赤字になることもある。収支相償の考えは理解できるが、単年度に限定するのではなく、５年とか長い期間で見てもらいたい。
・複数年度の収支状況により、適合性を判断すべき。
・積立金「財政安定化資金」の設置を認めるべき。

（４）財務体質を脆弱にする（154 件）

・内部保留できない為、自己資本が脆弱な法人が体力をつけることができない。遊休財産の保有制限額までは収支相償の制限を無くして欲しい。
・一定の蓄えがないと、将来的な存続、運営に不安。また、遊休財産の保有制限と関連性が少ない。
・事業収入で運営している団体であり、毎事業年度の収支が変動しやすいため、赤字になった年度の運営資金として剰余金を留保したいと考えるが、公益目的事業で発生した剰余金を使途を特定しないまま保有することができないため、将来的に安定した事業運営ができなくなる。

・受益者の立場では公益的事業は長期間継続されなければならない。安定的に継続するためには収入が減少する時期に備えて、費用を上回る収入を確保する運営が必要と思われる。
・認定法第５条「財務状況が健全であること」と矛盾する。特定費用準備資金が当該事業のためにしか使えないことは、健全な事業運営が出来ないことを意味している。悪法である。
・当財団は、寄付された株式の一部を売却して為替が絡んだ債権等で運用しているが、年によって収入に大きな差がある。よって、奨学金給付等を行っているが、安定的な事業運営が困難である。
・法人の財政健全化のためには、何がしかの留保をしていく必要があるのではないか。
・事業活動費を自らの資産運用により生み出さなければならない純粋独立法人の場合は、不時のリスク（例・保有株式の無配転落）に備えて２～年度により収入の差が大きい為、そこに縛られると法人本来の目的達成に影響がでる可能性がある。３年の事業活動を賄える資産を備蓄する必要がある。収支相償は、口をあけて待っていれば予算がつく、主として政府系の法人にのみ妥当する制度である。
・年度により収入の差が大きい為、そこに縛られると法人本来の目的達成に影響がでる可能性がある。

（５）その他（154 件）
・小規模法人にとっては財政上大変厳しい基準であり、本来の目的と違う問題が発生しているように思う。
・事務局用品等の支出を節約して剰余金を作っても、特定費用準備資金として積み立てなければならず、大切な事務局資金に使えない。
・当方の総収入は、100%近く「寄付」であり、人々の厚志の問題となるので、次年度の収入は保障されません。収支相償で、遊休財産の上限は、「当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額」と規程されていますが、次年度の寄付金収入が、例えば、不況などの影響から激減した場合、組織の存続そのものが危うくなります。収支相償を基本としても、遊休財産保有制限額については、公益目的事業に要した費用の額のみならず、当該事業年度の法人会計に要した費用も含め、当該事業年度の総支出額分を認めていただきたいと思います。
・会のために無報酬で尽力していただいている役員企業が儲けなしであっても、制約を受け、会員でない企業には、制約がない点。
・基本的な考え方としては理解できますが、あまりに厳しくもっと柔軟な制度ではいけないのか。利益を優先することとは違います。
・遊休財産の保有制限の条件があれば意図するところはカバーできるのではないか。
・収支が赤字では運営ができないことになる。特定費用準備資金を検討したいが、根拠資料や要領の作成等時間と労力が相当かかる。簡便な方法にするか、事業費の何割までは許容範囲にするなどの措置が必要。
・制度の基本は単年度収支を赤字にしろということ。制度上ピンポイントの積立は可能になっているが、将来に備えたオールラウンドな積立ができない。
・収支トントンでは　銀行から融資等に障害有。

公益目的事業比率

（１）比率制限が厳しい（32 件）

・当法人の会員の中で、県の要請で運営している事業が複数あり、その内の一事業は明らかに公益性を有するにも拘わらず、５割を切るか切らない微妙な比率にあるため、止む無く一般に移行せざるを得ない法人がいる。
・率は低くても立派な公益活動をしている法人がある。このルールのため公益法人になれない。
・公益関連法が法人の規模に関わりなく一律に適用されており、基準の見直しを図るべきである。また公的機関からの補助・助成がなく自前の収入で運営している法人には理解しがたい制度である
・公益事業の収支相償を現在のように厳格に求めるのであれば、公益事業を支える収益事業をもっと自由に運営できるようにすべきである。特に国や一般等からの助成金を期待できない、本団体のような公益事業団体においては、公益事業を支えるための収入源となる収益事業の比率を６割程度に高める必要があると考える。
・経済情勢により事業比率が変わるので、万が一 50%未満になった場合でも柔軟な対応ができればよい。
・公益目的事業の実施に重きを置くのは当然として、公益実施費用額を経常費用額の 50%以上とした場合、印紙販売などは仕入れ額が大きすぎるためできなくなる収益事業での必然的な高額修理費等の支出に対しても、公益目的事業比率をクリアするための公益事業への出費が必要となる。

（２）比率はもっと高くすべき（５件）

・どこが適当な割合かはわからないが、50%以上ではなく、70 とか 80%とか、もう少し比率が高いほうがよいのではないか。
・もっと高くてもよい。

（３）計算方法について（18 件）

・事業費と管理費の区分に十分な根拠があると言い難い。
・公益目的事業をするために、収益事業をするのであるのに、収益事業は公益目的事業の比率に計算できない。
・公益目的事業比率 50%は妥当と思うが、個々の公益目的事業経費の配分について移行申請時の比率（数値）を移行後も使用することに疑問を感じる。年々実施する事業は変わるので予算構成も変わるため、公益目的事業個々の事業経費配分比については柔軟に対応できるようにしていただきたい。
・当法人の場合は全ての事業が公益目的事業であるのに、評議員会、理事会等に係る経費を公益目的事業から外すのは妥当ではない。年度によって、収入が少なく主たる事業が小さくなる場合に、事務的経費の比率が大きくなり公益目的事業比率の基準を満たさないことになる。
・法人の運営に必要な経費は，事業の実施と全く関連なく存在するものではないため，法人会計として別に設けて計上するのは適当でないと考える。
・法人会計の在り方、公益法人の主たる事業は公益目的事業であり、その事業を行うに当たり、どの団体も総務、経理の職員はいる、公益事業のみの団体は法人会計を分ける必要がないのでは。

（４）公益目的事業の定義・解釈（８件）

・公益目的事業の判断が都道府県によって異なる。
・事業の一部に貸館があるが、公益・収益の区分が明確に出来ないところがある。
・公益目的事業としての認定基準に疑問を持つ。

（５）制度そのものへの疑問（50 件）

・行政機関等からの補助金で事業費の大半を賄っている団体と、一銭も補助金をもらわず自助努力で事業費を賄っている団体とは自ずと異なるものであり、公益法人を一律に扱うのはおかしい。そもそも制度改革の背景となった主な理由は国の補助金や国からの天下りを受け問題を起こした団体があるからであり、そんなものと同じように扱われること自体が問題である。法改正の前提の置き方に無理があり、怒りすら感じる。
・主にボランティア活動を行っているのに、比率で管理されるのはおかしいと思う。
・公的資金による組織運営と独自資金による組織運営の分別（公益事業比率に格差）
・収益事業のある法人と全くない財団は収支相償など会計基準で区別すべきと思います。
・総事業費に占める公益目的事業費用の比率だけをもって専ら公益事業を行っているとは判定できないと考える。実際に公益事業を行うために収益事業を展開した場合、実施する収益事業の収益率いかんでは、公益目的事業比率をクリアできない場合が生じる。複数の判定基準をもって然るべきである。
・建物及び駐車場の賃貸収入を財源に公益目的事業を推進しているが、賃貸収入が年々減収するなか、固定資産税が大きくのしかかって、収益等実施費用額に占める割合が大きくなり、結果公益目的事業比率が減少する要因となり、公益事業を進める上で制動要因となっている。こうした実情を斟酌してもらえる運用を望むところ。
・奨学事業しかしていない、助成を受けていない財団がなぜ事業費率を考えなければならないのか。
・事業従事比率等の算出基準を求めるにあたって、職員が基礎資料を日々、付ける必要があり、そのような事務作業が各職員の負担増の一員となっていることを勘案して、妥当とは言いづらい。
・収益事業の利益により公益事業を賄うというのが公益法人の趣旨であるとすれば，利益の使途に制限をかけるべきで，収益事業の費用の額に制限がかかるしくみは見直してほしい。

遊休財産規制

（１）基準が厳しい（136 件）

・そもそも遊休財産の定義が不明確と感じます（明確な例外規定が多すぎます）。永続性が求められる公益事業を、単年度決算の収支相償で評価したり、保有限度額を１年分という尺度で考えたりする考え方にも妥当性が感じられません。
・長期的な団体運営に支障をきたす可能性がある。
・天災、人災等、何が起こるか予測がつかない現在、遊休財産の保有制限を設けたために、公益事業を行う母体そのものの運営が立ち行かなくなり存続できない状況が出てくるかもしれない。

・法人運営上の収支計画に制度がかかり運営が厳しくなる。50%超の公益目的事業比率をクリアした上で生み出された留保金については法人の経営努力の賜物であるため、保有制度の規則は撤廃もしくは緩和すべき。
・公益支出額の１年分に限定する理由が不明確。会費で運営している法人の繰越・内部留保に行政が関与することの是非を含めて検討課題と思われる。
・奨学貸与費を事業費として考慮されていないので、当財団の場合、事業費は非常に少ない。一方、奨学貸与は４年間の貸与を約束するものなので、その財源に充てるものは、多く確保しておきたいが、この縛りで保有できない。貸与事業をやるなという基準である。
・これも収支相償と同様、単年度で厳格に運用されると、悪いことばかり起こる。年度末の会計処理に瑣末なエネルギーを使うだけとなる。
・収支相償と同様に大変重い基準であり、大規模財団と違い、爪に火を灯してここまで何とか運営してきた小規模財団の末永い運営が出来るような制度を構築していただきたい。
・計算書類作成上生じた遊休財産（剰余金）は、小規模法人にとっては次年度以降の複数年度の公益目的事業を遂行する上で必要であると思われる。（年度による収支の差が激しいため）
・定期的に必要になる会館の大規模修繕費用の積み立てをすると、遊休財産保有制限に引っ掛かるので、資産取得資金積立計画を作成しているが、ここ数年の異常な建設費用の高騰で、１年後の価格も全く読めない。見積もり額が上がるたびに取得計画の変更を行うのが非常に手間。当然必要となる資金なのに、いちいち計算に時間を取られて、事務員一人の法人なので、非常に困る。
・１年間の事業費が遊休財産の上限では環境変化、経済変化に対応不可能。遊休財産≒運営資金なので少なくとも３年分の事業費の額は必要、もしくは、制限自体が無意味と考える。
・遊休財産の保有制限は、制度として当然考えられるべきものであると思うし、又、現行の基準も妥当な限度であると認識している。ただ、遊休財産額の対象から除外される「特定費用準備資金」の適用範囲をもう少し幅のある解釈で運用出来ないものかと考える。 即ち、①公益目的事業を行うための準備金として②将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積立てる財政基盤確保のための資金であって、③貸借対照表も特定資産に計上しており、④過去の実績や活動見込みから準備資金の限度額は適正な範囲に限られたものであっても、その資金をいつ使用するのか特定できなければ「特定費用準備資金」に該当しないとする現行の適用範囲を、公益目的性を重視して公益事業を安定的に実施するための備蓄資金であれば上記①～④の条件により特定費用準備資金とする等である。
・公益目的保有財産に金融資産を認めない意味が不明である。この金融資産は公益目的事業のみに用いられる資産であるため、新制度の目指すところを逸脱していないと思われる。

（２）算定基準に問題（17 件）
・公益社団法人として、毎年度、公益目的事業のみを実施しているわけではないことから、遊休財産の保有制限を公益目的事業に限定せず、全ての費用の額を基礎として算定した額にすべきである。
・公益事業を推進する収益事業の安定的な運営を阻害している。収益事業の事業費を含めるべきと考える。
・公益目的事業だけで法人を運営しているわけでない。他の事業や管理費（法人会計）があり法人運営できている。法人が運営するのに必要な資金は遊休財産とするべきではない。

・算定基準が細か過ぎて、分かりづらい。
・有休財産の保有上限額の計算方法に疑義がある。収入の多い年度と少ない年度が混在する場合、「公益目的事業に係る事業費の額」を基準に計算するのでは、短期間での資金計画が困難である。

（３）運転資金が必要（８件）
・流動資産をもって遊休財産とするのはいささか早計。
・当法人の場合は、当該基準の計算上、流動資産＝遊休財産となるが、流動資産を不必要に有しているわけではなく、当然、次年度以降の費用に充当されるにもかかわらず、事業運営上、流動資産の（年度末の）残額にまで留意せざるを得ないため。
・計算上、すべての流動資産を遊休財産ととらえるのはおかしいと考える。

（４）１年分では不足（100 件）
・法人運営の財政的な基盤を盤石なものにしたいと思っているが、日本経済・世界経済の先行きが不安な時、１年分程度では、不安である。
・遊休財産は１年分の公益目的事業費の額を上限とする要件について。財産の備蓄を制限され、不測の事態が生じた場合は一気に経営上の危機に陥る不安がある。
・資金の保有制限が当該事業の事業額を基準としているため、年度による事業費の変動への対応に資金的余裕ができない。
・公益目的事業の１年分の事業費という基準が理解に苦しむ。公益法人の維持運営には、管理費も必要であるし、収益事業を実施している法人もある。これらを含めた額、もしくは公益目的事業の２～３年分の事業費などの基準に改めることを希望する。
・公益事業を継続的に営むための組織を支える経理的基盤の重要な要素である遊休財産が、わずか１年分の公益費用の範囲内を限度とするといのは、あまりにも危ういと考える。
・本団体においては、収集した資料を印刷物として発行する時期に多額の印刷製本費を支払う必要があり、そのための資金である印刷物の売り上げ収入は、時期がずれて入金されるために一時的にではあるが、資金ショートの危険性がある。このようなことから、公益事業を支えるための運転資金として保有する有給財産はその枠が小さいと感じている。また、公益目的財産の特定資産としての債権運用をしているが、その運用益の収入見込みは法人移行前の時期の債権相場を見込んで運用益を推算したものであるために、昨今の安倍ノミクスの債券相場によると、短期的には運用益が増加し有給財産保有制限を超過しかねない情勢にある。このように小規模団体の決算においてはわずかな変動も当該制限に抵触することもありえるので、もう少し制限枠を広げる必要があると考える。
・具体的使途の定まっていない財産が一年分の公益目的事業費以内という基準は硬直的に過ぎる。現在具体性はないが、将来のために留保すべき性質のものもあり、弾力的な運用が求められる。
・収入の多くを株式配当金に頼っている現状において、配当金が減少した時に、事業を継続させるための余裕が１年分しか持てないことは、安定した事業運営にとって大きな制限となっている。
・各財団にとって、適正な内部留保額があるはずで、事業費が毎年度一定な財団でない限り、「事業費何年分」と一律に規定するのは適当ではない。また「遊休財産」という名称も不適切である。

（５）その他（14 件）

・公益移行前に行政より、基本財産の大半を遊休財産と指摘され、公益事業にて処理したが、公益移行時に基本財産の少ないことで、運営について不安だと行政より伝えられた。担当者を変えずに団体の意味を理解してもらえるよう、行政側に考えてほしい。

・現在の法律の趣旨を前提にすれば、保有制限の水準は妥当な範囲にあるのではないかと思うが、むしろ問題は、結果として生じた余剰資金の額を単に規制するのではなく、如何にそれを公益事業の推進に役立てるかとの視点が必要なのではないか。

・公益目的保有財産の取崩し規程の緩和を要望する。

４　公益目的支出計画（一般法人質問 5, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4）

（１）計画実施の要否

現在実施中が 1,506 件（88%）、すでに完了した法人が 153 件（9%）、不要であったものが 52 件（3%）。

（２）計画期間

公益目的支出計画の実施期間は、ほぼ５割近い 822 件が 10 年までの比較的短い期間であり、50 年を超える長期のものは 10%程度であった。もっとも、公法協の調査では兵庫県で 2,000 年を超える超長期の計画も２件確認されている。

計画期間	件数（%）
1 年 ～ 10 年	822（49.5%）
11 年 ～ 20 年	314（18.9%）
21 年 ～ 30 年	144（ 8.7%）
31 年 ～ 40 年	97（ 5.8%）
41 年 ～ 50 年	65（ 3.9%）
51 年 ～100 年	137（ 8.3%）
101 年 ～200 年	43（ 2.6%）
201 年以上	17（ 1.0%）
不明	20（ 1.2%）

（３）対象事業

対象事業としては 80%が従来から実施していた事業の一つまたは複数が、不特定多数の者の利益の増進に寄与する対象事業として認められている。他の公益法人など特定の公益法人等に寄附する事業は僅か５％強である。

対象事業	件数（%）
公益目的事業	273（14.3%）
継続事業	1,526（80.0%）
特定寄附	107（ 5.6%）

（4）公益目的支出計画の情報公開

公益目的支出計画の実施状況は、法令により事務所に備え置き、閲覧請求があればこれを承諾しなければならないこととなっているが、法人が自主的にインターネットでの公開をしているかどうかを質問したが、公開しているものは僅か18%であった。

（5）公益目的支出計画の実施について困っていること

困っていることはないとするのが、計画実施不要の52件を除いた回答法人1,659件の3分の2にあたる1,101件（66%）であるが、困っていることがあると答えた756件（複数回答可）のうち半数強の354件が、「公益目的支出計画の毎年の作成」を挙げている。

困っていることはない	1,101
困っていることがある（複数回答可）	756
公益目的支出計画の実施事業の変更に対して	112
公益目的支出計画の実施期間の変更に対して	151
公益目的支出計画の毎年の作成について	354
監事監査と理事会、社員総会(評議員会)の承認・報告について	94
その他	45

（6）「その他」の自由記入欄

その他具体的事例を記入したものの中から主要なものを以下に掲載する。

・経費の配賦方法に疑問な点が多い。
・1年間延長したが、12月に計画変更し、年度末（3月末）に承認されるまでにぎりぎりであった。計画変更時期は年度予算確定した4月でもよかった。
・実施事業によっては、毎年度予定されたボリュームをこなすことができない場合がある。公益目的支出計画の期間は七年でしかないため、正しく完了できるか若干不安あり。
・内閣府、他県行政庁の解釈、状況が参考にならないこと。
・公益目的支出計画を実施する意味が良く理解できない。当法人の場合、継続事業で公益財産額を減らしているが、一方法人会計でその分残している。公益財産額を置き替えているだけである。
・実施報告書を出したが返答がない。
・添付書類の貸借対照表内訳表の作成に苦労している。
・支出計画期間に、公益事業収支（継続事業）だけでなく法人会計収支（管理収支）も加味して決すべきではないか。なぜなら法人運営は公益事業を遂行する管理が絶対必要である。事業運営とは継続事

業収支のみで運営できない単純理由からである。
・事務が煩雑かつ面倒である。
・事務量が新たに増となったため、委託経費が生じている。
・確実に公益と見なされるであろう事業比率が少ない事、会計処理が社団法人の頃と比べ煩雑な事、余剰財産の運用
・提出済みの資料を、後日、提出元がWEB上で確認できないことが不便だと感じる。
・公益目的支出計画の財源の確保
・支出計画にそって公益目的財産額が減少するため、計画最終年度後の運転資金に余裕がなくなる。
・公益目的財産終了後のあとの道筋が見えないこと。
・収益源である所有建物の建替えを予定しており、その間の賃料収入が減少するため、建物完成までの公益目的支出計画が予定通り実施されるか現在監督官庁である東京都と相談をしております。
・公益目的支出計画実施報告書の作成自体が相当にややこしく、負担が大きい。また、監事監査や理事会・評議員会での説明もしにくい面がある。そもそもの制度自体の複雑さに加え、「赤字額が予定を下回ったことを恰も何等かの失敗の結果であるが如く説明しなければならないこと」はなかなか簡単には理解してもらえない。
・電子申請のサポートセンターがお役所仕事で不親切極まる。民間企業のサポートセンターの苦労を知って欲しい。
・会員が減少傾向に有り、将来が不安。
・電子申請がスムースにいかないこと。
・金利の低下や源泉分離課税などにより全体的に収益が減少する中、今後、公益目的支出計画が重荷となってくることが見込まれる。
・実施期間の変更が生じると思うが、どの時点で変更申請を提出すべきなのか悩んでいる。
・実施によって、財政が困窮している。
・収入が思わしくなく、公益目的支出により財産を取り崩していること。
・長期間、同じ事業を継続していくことに対する負担感やこのしくみに対する疑問が大きいこと。
・人件費割合、資産割合、会計毎に、別途求めなけらならない。収益事業の経費、資産が税務報告の経費額と違うことになり、経理上、手間をとる。
・助成金が得られなくなった。
・公益目的支出計画の実施事業とその他の事業、法人管理と区分経理をしなければならず、時間を要すること。
・継続事業の黒字化傾向
・今後、実施事業の内容について見直しが出てくるかもしれないが、どの程度の変更まで許されるか、いろいろなケースについて考えていきたい。
・事業が当初計画通りにいかないのが現実であり今後の状況如何によっては変更も考える。
・事業の拡縮などの変更に際して届出または認可申請が必要となるため柔軟な事業展開に難がある。また、行政庁への報告等についても一言一句修正を求められるため、法人の自主性が形骸化している。
・公益目的事業実施のための原資不足

5　会計基準について（公益法人質問 7、一般法人質問 6）

現行会計基準（いわゆる平成 20 年公益法人会計基準）について評価を問うものであるが、公益法人では３分の２強が現行基準に不便を感じないと答え、少し、または大いに不便を感じるものを合わせて３分の１である。一方一般法人では８割強が不便を感じないとし、少し、または大いに不便を感じるものを合わせて２割弱という結果である。

公益法人の場合は、財務３基準など特有の法規制が会計基準に反映していることにより、一般法人よりは複雑な会計基準となっているためではないかと推量できる。

また、平成 25 年度においては「不都合は感じない」とする公益法人の回答率は約 52%であったことから、経験年数を重ねることにより、不便さ・不都合さが解消する傾向が表れていると考えられる。

	公益法人	一般法人
不便は感じない	1,421（67.6%）	1,384（80.9%）
少し不便を感じる	502（23.9%）	242（14.1%）
大いに不便を感じる	180（ 8.5%）	85（ 5.0%）

クロス分析：

		公益法人	一般法人
法人種類	社団法人	64.7%	—
	財団法人	69.8%	—
行政庁	内閣府	68.6%	83.2%
	都道府県	67.1%	80.1%
移行年度	平成 21 年度	75.8%	—
	平成 22 年度	73.1%	100%
	平成 23 年度	70.6%	86.6%
	平成 24 年度	67.9%	82.2%
	平成 25 年度	63.4%	79.0%
税制区分	非営利徹底型	—	79.5%
	共益型	—	79.0%
	普通法人型	—	82.7%

上の表は、現行会計基準に不便を感じないという回答を、法人種類等によりクロス分析したもので、次の傾向が窺える。

① 法人種類では財団が社団より５ポイント不便を感じない率が高い。

② 行政庁別では公益法人・一般法人ともやや内閣府の方が、不便を感じない率が高いが、有意の差とまでは言えない。

③ 移行年度別では公益・一般両法人とも明らかに移行年度が新しいほど不便を感じない比率が低くなり、実施経験を重ねるにしたがって、会計基準への「慣れ」が不便さを解消する方向に向かうことがわかる。
④ 税制区分では非営利徹底型と共益型はほぼ同じであり、普通法人型はやや不便を感じない率が高くなっているが有意の差とまでは言えない。

不便を感じる理由：

少しまたは大いに不便を感じると答えた者にはその理由を記入してもらったが、その多くは、新会計基準により、役員等や関係者にわかりにくい計算書類になった、経理事務負担が増えたというものであるが、具体的な問題点の指摘があったものを以下掲載する。

・一般では貸借・損益会計に慣れているため、役職員・関係先への説明に苦労する。収益・費用の後の正味財産増減は「財務諸表に対する注記」に記載すれば、通常の損益計算書で対応できる。通常の決算様式でもよい、とは言いながら行政庁へは正味財産増減計算書での報告を求めているため、二重手間となる。
・有価証券の会計処理（償却減価法等）は公益法人に必要ないのではないかと考える。
・一つの会計を公益会計と法人会計に分けることで、記入間違えがおこる。公益・法人の伝票がそれぞれ独立しており、伝票印刷等の経費が節減できない。
・従事割合や使用割合による配賦計算がシステム化出来ない。
・貸借対照表、正味財産増減計算書の内訳表は必要と思わない。
・正味財産増減報告書をみても事業別にどれだけ経費がかかったのかが、全くわからなくなった。（科目の配列に問題があると思う）
・基金である株式（売買目的でない上場株式）まで時価評価する意味がわからない。毎年億単位で基金の額がかわってしまいおかしい。
・人件費の従事割合については、大きな組織と小さな組織では、算定が異なって当然である。常勤２名程度で、従事時間で算出する方法には無理がある。
・運営資金の大半補助金に頼る団体として、行政の財務会計は単年度主義のため、事業実施の整合が取りにくい。
・以前のように勘定科目が事業等の項目（「○○対策費」、「総会費」など）に由来するものであることを望む声が多い。
・二重仕訳。収支よりも財務との考え方が、公益法人の設立趣旨にそぐわない気がする。
・区分経理の煩雑さ。不便ではないが、財産目録が財務諸表の範囲外という建付けに対しては賛成できない。開示情報を、今後まずます充実させる事は重要なため。
・公益目的事業のみ実施する法人の場合、会計区分を分ける必要があるのか疑問を感じる。
・法人の規模にかかわらず一律な基準としており負担が大きい。小規模法人は簡略化してほしい。
・収益事業も課税事業も行わない法人にとって、法人会計（管理費）と公益目的事業会計を分けるのはナンセンス。資金も共通であり、口座を仮想的に分割して考えるようなもので、手間の割に実利に乏しい。

・事業規模の大小によりそれぞれに適した基準が設けても良いと考える。
・収支計算書の作成が不要になったが、対外的に納得いただくため説明を要する。
・附属明細書等のように、作成しなければならない書類が増えた。
・収支相償を取らなければならないこと。
・収益事業の利益の半分をみなし寄附とする場合、3/31 までに振り替えなければならないこと。
・指定正味財産に関し、過年度分の減価償却過不足の処理方法につき、すべての勘定が経常外取引として処理されずに、一部経常取引として処理される。
・会社法の行ける会計を基準にしているため公益法人にとっては矛盾が多々ある。
・事業費と管理費の両方にまたがる共通経費の経理処理が発生し、煩雑となった。

6　インターネットによる情報公開（公益法人質問 8）

法令上公益法人は、事業計画・事業報告や計算書類等をインターネットで公開する義務はないが、自主的にこれをインターネット公開しているかどうかを質問したものである。公開している法人は全体で 83%、法人種類では財団法人が社団法人より約５ポイント公開率が高い。また行政庁別では、内閣府所管法人が 92%、地方行政庁所管法人が 79%と明らかな差がある。

なお、新制度施行日における旧公益法人（特例民法法人）のインターネットによる情報公開率は書類によって若干の差があるが概ね 40%前後であったから
大幅に改善したものといえよう。

		している	していない
全体合計		1,747（83.1%）	356（16.9%）
法人種類	社団法人	740（80.5%）	179（19.5%）
	財団法人	1,007（85.1%）	177（14.9%）
行政庁	内閣府	597（92.3%）	50（ 7.7%）
	都道府県	1,150（79.0%）	306（21.0%）

7　立入検査について（公益法人質問 9, 9-1）

各行政庁とも３年ごとに一回の定期的立入検査を実施するとしているが、本問はすでに実施されたかどうか、実施された場合法令により規定された「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」行うとされているが、その限度内と思うか、限度を超えていると思うかを質問した。

結果は下表のとおり、回答法人に関する限り、都道府県ではすでに３分の１の公益法人が立入検査を受けており、内閣府では僅か 13%程度とかなり進捗率に差がある。
検査状況について、法令の限度を超えていると評価する法人は内閣府では１件、都道府県では 13 件と９割以上は限度内と評価している。

なお、限度を超えている及びわからないはいずれも都道府県が内閣府の２倍の比率となっている。

所管行政庁	内閣府	都道府県
アンケート回答法人数	647	1,456
立入検査なし	564（87.2%）	964（66.2%）
立入検査あり	83（12.8%）	492（33.8%）
必要限度内	79（95.2%）	443（90.0%）
必要限度を超えている	1（ 1.2%）	13（ 2.6%）
わからない	3（ 3.6%）	36（ 7.3%）

なお、コメント記入は10件程度と少なかったが、以下いくつかの事例を掲載する。

・設立時に認可されていることを検査時に否認された（遊休資産、法人会計の黒字是正）。必要限度内とは思うが、違和感はある。
・規模の大小に関わらず、かなりの規程作成を求められる。
・過年度の法人会計を０とすることの決算修正を求められた。
・事業の適正な運営確保のために必要限度の立入り検査と内閣府の考え方を大きく超え、まったく行政の一下部機関的にすべてに介入している
・３年に一度のはずが２年続けて検査された。
・義務的な内容で，法人の運営，事業活動についての指導助言に乏しい。
・指摘事項が細かすぎる。
・検査自体は必要限度内のものだったと思われるが、立入検査の際に現場で即答できなかった事項について、事実確認をしないままに結果通知書に改善を要する不適正な事項として記載されたこと。当方からの改善状況報告書に指摘の事実はなかった旨の記載をしてくれればよいとのことであったが、もう少し慎重に対応していただきたかった。
・若干趣旨が違うが、指摘のあった内容が、事業報告の入力値の算出基準（以前に指導のあったとおりにしていた）、勘定科目名、計算書類の罫線の種類など、思いもよらない点が多々あった。
・包括外部監査等への資料提供が多く通常事務に支障を生じている。
立ち入り指導員の資質（複式簿記等を熟知し、会計を経験した人）を向上すべき、事務修処理の重箱をつつくような立ち入り検査では、単なる嫌がらせです。当センターの事務員も資質向上のために指導を受けたいものです。

８　行政庁の指導等の評価（公益法人質問 11）

行政庁の指導や対応について、「満足している。大変良い。」から、「不適切な対応が目立ち腹が立つ。」までの５段階で評価してもらった。その結果「満足している。大変良い。」「概して適切と思う。」「可もなく不可もない。」を併せて94%に上りアンケートから見る限り、

不適切対応は極めて少数である。

	満足している大変良い	概して適切	可もなく不可もない	不適切な対応が時々	不適切な対応が目立ち腹が立つ
合計	134（6.4%）	962（45.7%）	884（42.0%）	108（5.1%）	15（0.7%）
内閣府	33（5.1%）	302（46.7%）	268（41.4%）	39（6.0%）	5（0.8%）
都道府県	101（6.9%）	660（45.3%）	616（42.3%）	69（4.7%）	10（0.8%）

行政庁の不適切な指導の事例として具体的に指摘したコメントは94件あった。主なものは以下の通り。

・理事会へ監査２名のうちの１名出席では要件に欠けるとの指導があった（反論していますが）
・翌年４月になって、前年度事業報告・決算の内容に不備があるとして連絡を受けた。しかし、指摘を受けた内容について、どう不備なのかがわからず、尋ねたところ「お宅がそのままでいいのなら、そのままで提出してください」という回答で、誠意を感じられなかった。
・法人会計でも収支相償を求められた。
・平成24年度決算で資産取得資金を計上して事業報告・計算書類を内閣府へ提出したが、その時は認められず平成24年度決算では遊休財産の保有制限超過となった。ところが、平成25年の夏頃なって平成24年度の同資産取得資金の計上は可能であった旨の連絡が内閣府の担当者よりあった。内閣府・公益認定等委員会内において指導や対応が統一されていないように感じる。
・内閣府の相談窓口に電話で相談したが、担当に聞いてくれとのことだったが、担当者にはつないでくれなかった。
・電子申請した手続きが完了するまで時間がかかりすぎる。特に、事業報告書・決算等については、２年度前の補正依頼が届くなど、対応できないケースが見られる。
・提出した書類に関して、訂正の指摘が10か月以上たって、年度を越した後（決算後）だったり、訂正通知の後、即回答を求められたり、対応に苦慮している。
・担当者が毎年変わり、公益法人に関する知識が不足している場合がある。
・事業報告の事業内容について、申請時の内容に一言一句的に合わすように指導されるが、趣旨等が合致していればよいのではないか。申請時には、他の例も少なく、初めてということもあり、事業を理解してもらえるよう内容を詳細に記述等したが、詳細であればあるほど、その内容に縛られ柔軟性がなくなるように感じている。
・指導が厳しくなっている。管から民への趣旨から逆になっている。民へ膨大な書類を求められるので、本来の業務がおろそかになる。
・行政庁の所管担当者が変わることで同じような問合せがある。担当者の制度理解がないまま、事務処理の訂正について要求されることがある。
・現在事業内容の一部変更（定款上にはあるものの休止していた事業：公益法人時代は実施していたの復活のため）を行っているが、その際の対応について、まさに不適切な対応が目立つ。担当官の個人的資質によるものとは思うが、（新）公益財団法人制度についての基本的な理解に欠けているので

はないかと思わせるような発言、指導には辟易とさせられる。事例を挙げるなら、〇「コンサルタントと協議した上でお答えしたい」などと答えると、露骨に不快感を示し、あげくの果てには「まるでコンサルのいいなりじゃないですか！」などといった、まさに「暴言」を吐く。〇申請の取り下げを要求しそれに応じないと見るや、以降申請時にすでに決着済の問題について、説明、訂正を求めてくるなど、非常にわかりやすい「小役人的報復」に出てくる。〇「私を納得させられない以上、上部の審査なんて到底通りませんよ」などという、（新）公益財団法人制度についての基本的な理解に欠けていると思わせるような発言、等々。

・とにかく電子申請が使いづらい。本当に頭にくる。また、新規事業を企画しても、行政庁の形式的な手続きばかりでやる気がなくなる。とにかく面倒。

・いろいろあるが、対処に困ることが多い。法人の自主性についても配慮してもらいたい。旧指導監督基準での関与大きいのであれば、法の意味がないのではないか。

・〇内閣府に 2013 年度の事業報告を行った時に、議件の文言について次回からの修正を求められる。内容自体は「てにをは」の修正で労力がかかるわけではなく、従うことにしているが、指摘内容が細かすぎて内心呆れかえっている。〇決算の科目で「おかしい」と指摘されるものがあるが、それは公益認定時の内閣府の指導に従ったもの。団体の状況を把握したうえで照会するようにしてほしい。（おそらく担当者が変わると、また照会が入ることだろう）

Ⅲ　寄附金について

1　寄附金に対する姿勢（公益法人質問 13、一般法人質問 9）

寄附金を必要としない公益法人は約 36%であるが、一般法人ではその倍近くの約 72%が必要としない。また特定先（設立企業、会員企業等）にのみ寄附要請をするものは公益法人で約 17%、一般法人で 7%強である。不特定多数の先に広く募集するものは公益法人で 25%、一般法人では僅か５％である。
また社団法人と財団法人で対比すると、財団法人の方が寄附金募集する割合が高いことがわかる。

	必要としない	特定先に要請する	広く募集する	その他
公益法人合計	759（36.1%）	365（17.4%）	526（25.0%）	453（21.5%）
うち社団法人	417（45.4%）	120（13.1%）	155（16.9%）	227（24.7%）
うち財団法人	342（28.9%）	245（20.7%）	371（31.3%）	226（19.1%）
一般法人合計	1,227（71.7%）	129（ 7.5%）	85（ 5.0%）	270（15.8%）
うち社団法人	883（75.6%）	70（ 6.0%）	41（ 3.5%）	174（14.9%）
うち財団法人	344（63.4%）	59（10.9%）	44（ 8.1%）	96（17.7%）

2　寄附金の総収入に占める割合（公益法人質問 14、一般法人質問 10）

寄附金収入が 0 という法人は公益法人で 53%、一般法人では 85%にも上る。他方総収入の 20%を超える法人は公益法人で 15%強、一般法人では３％程度であった。ここでも財団法人の方が社団法人に比べ寄附金依存率は高いことがわかる。

	0%	5%未満	5.0%以上 10.0%未満	10.0%以上 20.0%未満	20.0%以上
公益法人合計	1,113（53.0%）	486（23.1%）	84（4%）	91（4.3%）	329（15.6%）
うち社団法人	608（66.2%）	197（21.4%）	35（3.8%）	29（3.2%）	50（5.4%）
うち財団法人	505（42.7%）	289（24.4%）	49（4.1%）	62（5.2%）	279（23.6%）
一般法人合計	1,402（81.9%）	209（12.2%）	25（1.5%）	18（1.1%）	57（3.3）
うち社団法人	999（85.5%）	131（11.2%）	13（1.1%）	9（0.8%）	16（1.4%）
うち財団法人	403（74.2%）	78（14.4%）	12（2.2%）	9（1.7%）	41（7.6%）

3　税額控除証明とＰＳＴ要件（公益法人質問 15, 15-1, 16）

取得済みは財団法人で 18%、社団法人は 9.5%と前問のように財団法人の方が寄附金依存率の高いことと同様の傾向となっている。

また行政庁別では内閣府が合計の44%強を占め、公益法人の行政庁別による内閣府所管率（公益法人総数9,291件、うち内閣府所管2,342件、25.2%いずれも2014年10月末現在）に較べかなり高いことがわかる。
なお、2014年11月21日現在税額控除取得済み公益法人は、862法人全公益法人の9.3%となっている。（内閣府公益法人informationより）

	公益法人合計	うち公益社団法人	うち公益財団法人
取得済み（申請中、準備中を含む）	304（14.5%）	87（ 9.5%）	217（18.3%）
制度は知っているが取得していない	1,347（64.1%）	587（63.9%）	760（64.2%）
そのような制度は知らない	298（14.2%）	171（18.6%）	127（10.7%）
その他	154（ 7.3%）	74（ 8.1%）	80（ 6.8%）
内閣府	136（合計数の44.7%）		
都道府県	168（合計数の55.3%）		
うち北海道	14件		
うち愛知県	10件		
うち広島県	8件		
証明発行1件の都道府県　6県	青森、群馬、兵庫、島根、高知、宮崎		

また、税額控除証明を取得しない理由としては「税額控除証明にはＰＳＴ要件が課されており、この要件を満たすことが困難だから」とするものが595件、「当法人にとっては、あまりメリットはないから」が444件「手続きが複雑で面倒だから」が81件、「その他」227件となっている。
次に、ＰＳＴ要件撤廃の是非について、大部分は「どちらともいえない」が1,407件と圧倒的に多く、「撤廃してほしい」は371件、「存続してもよい」が325件で拮抗している。

「撤廃してほしい」についてコメント記入のあった件数は292件、以下主要なものを掲載する。

- **要件の必要性を感じない要件で設定している数値の妥当性に疑問。**
- **要件１、２ともに条件を満たしているが、寄附金の件数が多いので、実績判定期間（過去５年）をさかのぼってまとめる労力を考慮して、期間を２年程度にしてほしい。**
- **毎年100人以上からの寄附を受けるための労力が、過重である。**
- **平均100人の寄付者で５年間、というのはハードルが高過ぎる。社団法人としての事業歴は長く、適正に運営しているのに、小規模法人なので寄付集めの実務に追われると本業に支障がある。もっと個々の法人の実情に合わせてみてほしい。**
- **特定非営利活動法人が税額控除法人に仮認定されているのに、厳しい条件のある公益法人にさらに手数のかかるＰＳＴがあるのはおかしい。**
- **同じ公益法人であるのに、なぜ寄附の多少で待遇が変わるのかが理解できない。せっかく公益法人となったのに優遇が受けられず、寄附してくださる方に申し訳ないと感じる。**

・当財団の年間寄附件数は800件を超えており、昨年度の申請に向けた業務では相当負荷がかかった。このため、公益法人として認定されていることを踏まえ無条件に税額控除対象法人にしていただきたい。
・地方の小さな財団には、なかなかＰＳＴ要件をクリアできるほどの企業も個人も少ない。
・政府等からの補助金がなく、会費収入で運営している法人ではこの要件を満たせるのは難しいと考える。本会も法人会費を寄付収入として申請したが、認められなかった。
・実績要件を課すことは本末転倒ではないか。実績が十分でない団体こそ、寄付を促すインセンティブとして活用できるようにすべき。
・公益法人制度そのものが、ＰＳＴの概念を包含しているものであり、そもそも本制度の立ち上げた当時のPhilosophyと相反するのではなかろうか。是非出来るだけ、多くの公益法人の声を結集させ、撤廃に動いてもらいたい。
・公益法人は，認定に際して公益性の条件は既にクリアしており，改めて寄附の多寡により公益性を判定するようなＰＳＴ要件は，屋上屋を重ねるものであり不要である。
・公益法人として、事業運営に充当するため寄附金を集めることは当然であるが、寄付金総額以上に寄付件数は法人事業への理解者の件数であると考えるため、寄付者が行動を起こしやすくするため、税額控除要件は非常に重要である。より多くの公益法人が控除証明を取得できるよう、要件緩和を行うべきである。
・公益事業のみを行っている法人として認定されておりながら、さらに寄附に対する条件が付加されるのは納得できない。
・厳しい審査を受けて、既に「公益法人」として認定されているのですから、更に要件を設け、申請させる必要はないと思います。「公益法人」に認可・認定された法人は、全て、税額控除証明を受けてよいと思います。
・極めて厳しい認定（審査）基準をクリアした公益法人とだれでも簡単に設立できるＮＰＯ法人が同じＰＳＴ要件なのは不条理。そもそも公益法人とは不特定多数の者利益の増進に寄与する公益事業を行うものであり、公益法人制度改革の目的・趣旨、経緯からしてもＰＳＴ要件は不要である。地方自治体と同程度の公益事業を行っている法人である。
・寄付する個人側から言えば、寄付先がＰＳＴ要件を満足しているかどうかは関係なく寄付先の活動主旨に賛同するから寄付すると考えられるので、PST要件によって控除されるかどうか決められるのは公平性に課題があるように思われる。
・会費収入について対価性の評価がネックであるが、会員優遇は必要であり判断基準を緩和してもらいたい。
・ＰＴＳ要件を設定している理由がわからない。要件を満たした法人に対する寄附と満たさない法人に対する寄附によって、寄附者の有利、不利を区別する必要がなぜあるのかが疑問である。
・５年分の寄付状況の一覧表を作成するのは大変である。軽減してほしい。
・100人以上は不要、金額の下限も不要である。（50人はだめで100人は良い理由はなにか。3000円は良くて2000円がだめな理由が不明）
・「公益法人」の認定だけで十分ではないのか？

Ⅳ　税制について

1　資産寄附税制に関する具体的なニーズ（公益法人質問 17）

生前贈与におけるみなし譲渡所得非課税制度や相続人による寄附相続財産の控除制度など、資産寄附税制についてニーズや具体例を探るための記述式質問であるが、残念ながらほとんどが実例なしとの回答であった。

意見、要望などを含め主要なコメントは以下の通り。

・みなし譲渡所得税について（租税特別措置法 40 条等）、公益法人が遺贈等を受ける場合に非課税となる要件が非現実的である。
・個人資産の運用を受託している信託銀行が、社会的に認知度の低い民間公益法人の活動を理解し、紹介する姿勢に乏しい。
・用途制限のある土地、市街化調整区域等について、例えば公益財団については、利用方法をある程度限定付でもやむを得ないが、拡大するとか、固定資産税を優遇するといったことが可能となれば、寄附する側の動機に変化が表れるのではないか。
・生前に寄付することはなかなか難しい。だからと言って、個人の意思はあるものの、遺言書の作成にも手続きが面倒。
・日本の社会風土の素地が醸成されていないと思う。
・動産（とくに美術品）の寄付の場合収蔵庫などの格納スペースの確保が必要となる。格納庫の確保が進まなければ実現は難しい。
・寄付金が有効に使われるのであれば、特に問題はないがお金持ちの節税対策として使われるのであれば、あまり意味がない。
・特定民法法人の時に、遺贈で株式の寄付があった。特定公益増進法人であるにもかかわらず課税された。
・信託銀行口座を通じての寄付金制度があるが信託銀行が指定した公益法人は大手の公益法人であり資金的になんら困っていない法人である。本来ならばすべての公益法人を対象にするべきではないか？
・寄附を募るには、法人事業の「公益」性を理解しＰＲすることが必要だが不特定多数に理解、協賛頂くには、より一層の公開活動が必要になる。ＰＲ効果を上げるためのノウハウは多分どこにもなく模索するしかないところが寄附がスムーズにいかない要因の一つかと思われる。
・農地取得に対する農地法の制限（新規事業の足かせとなっている）
・租税特別措置法 40 条の適用条件を緩和する必要があると思われます。
・遺贈を受けた株式を寄付してくださるお話がありました。しかし、譲渡所得税の非課税申告が承認される事例が少ないとのことで、万が一承認されなかった時のためにと、株式の一部を手元に残された上での、ご寄附となりました。公益財団法人への現物寄付の譲渡所得税の非課税申告がもっと承認されやすくなると、ご寄附を増えると思われます。

・土地や有価証券、現物の資産寄附を受けた場合、その後の管理や処理をどのように行えばよいのか、公認会計士や顧問弁護士などを持たない小さな財団には対応を持て余すと思う。分かりやすい指導や相談を無料で受けられる場所が欲しい。
・美術品の寄贈に関して、租税特別措置法第40条の承認申請は非常に面倒であるので、手続きを簡便にして欲しい。また、同条の承認申請について、国税庁長官の承認が出れば、時価から取得価額を引いた額に課される税金の納税が猶予されることになるが、この猶予が永遠に続くのは、法人にとって負担である。30年、50年のような長い期間でも良いから、一定の時間が経過すれば、課税しないことに確定して欲しい。また、取得価額の証明について、明確な記載・決まりがなく、領収書の添付を必須条件にするとか、メモでもあれば大丈夫とか、明確にしてもらえると、みなし譲渡所得の計算を法人ですることも可能で、40条の承認申請が必要かどうかの判断ができる。膨大な40条の承認申請の書類を提出した後で、申請取り下げを言われることがあれば、時間の浪費である。本来ならば、なるべく多くの美術品の寄贈を受けたいところであるが、租税特別措置法第40条の承認申請の労力を考えると、断ることがある。
・土地等の寄付を受ける場合に、土地を寄付する立場の方が税務署等に書類を提出するが許可が下りるのに期間がかかりすぎる。
・資産寄付に対する受け入れ体制の整備が構築されていないために、資産の管理運営に対処できない
・資産家の資産管理に影響を持つ信託銀行、弁護士、税理士、行政書士などが非営利組織について十分な情報を持っていないこと。また、日本においては確定申告が一般的ではなく、企業での年末調整では寄付控除が保険控除などのように処理できないこと。
・不動産での寄付は受け付けていない。
・既に入居者がいる不動産の寄付を受ける場合、入居者が株式会社である等の理由で公益目的事業にすることができないが収益事業を新たにたてると時間がかかり、寄付者の気持ちに迅速に答えることができない。
・社員総会・理事会等の資産計上の説明の煩雑さ及び経理上の資産管理処理の複雑さ。
・「今後、個人資産を寄附市場に誘導し、非営利組織の活動基盤を強化することが、 民間公益活動の促進に欠かせません。そのためには土地、有価証券などの現物寄附、遺贈、相続財産の寄附など資産寄附税制を拡充することが重要と考えます。」との考え方には賛同しますが、当財団では移行後にはこのような資産寄付を受けた例がありません。
・拡充もさることながら、まずは現制度の国民への周知度を高める必要があると思う。

2　税制に関する要望事項（公益法人質問18、一般法人質問11）

【公益法人】

税制改正に関する要望は、平成20年の税制改正等やその後の寄附税制のさらなる充実を反映してか意外と少なく僅か36件であった。ただ県・市民税、消費税、固定資産税等が比較的多い。主なものは次の通り。

・公益目的事業をするための収益事業に関しては、税金がかからないようにして欲しい。

・公益法人について収益事業も非課税としてほしい。
・民間法人の寄附の損金算入限度額を緩和していただきたい.（同族ではない公益法人への寄附金損金算入枠など）
・公益社団法人の賛助会費の寄付金扱いの可否がよくわからない。
・寄付税制をシンプルにして欲しい。
・寄付に対する控除上限を個人法人ともももっと引き上げてほしい。欧米並みの寄付社会実現、寄付文化の醸造のためは必要だと考える。
ふるさと納税制度のように、税額控除の範囲を広げてもらいたい。内閣府所属の公益法人の場合は、事務所の所在地のみではなく、全国の地方税を控除できるようにしてもらいたい。
・消費税についても非課税とし、還付請求できるようにして欲しい。
・市によっては，税の免除を認めていないところがある。一律に免除を認めるようにできないのか。
・公益法人も社会医療法人と同様に不動産取得税、固定資産税を免税にしていただきたい。
・現在、当法人が所有する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置（課税標準２分の１）は時限措置（２年）となっているので、措置の恒久化を図ってほしい。伝統芸能の保存・継承を図り、公演施設の維持・充実及びより多くの方々の鑑賞機会の確保から。
・印紙税、自動車税等の税制優遇措置

【一般法人】

一般法人からは199件もの要望があったが、中でも利配当子所得課税や法人全体として赤字であっても収益事業には課税される点についての是正要望が圧倒的に多かった。また、地方税や固定資産税に関するものも多い。コメントから見る限り、一般法人への移行にあたり、税制の中身について必ずしも十分に把握し切れていなかった法人もあるのではないかと思わせる。代表的なものを以下に掲げる。

・特にない。ただ、当基金のように基本財産の運用収入だけで、活動主体が漁業者なり漁協というだけで公益性が否定され、貴重な公共公益的な活動資金に課税されているのは残念である。漁業・水産業は国民食料の安定供給確保という重要な役割のほか、環境保全機能、生態系保全機能、国境監視など生命財産保全機能、防災救援機能、保養・交流・教育機能など多面的な機能を有する産業（農業でも同じようなケースが）である。漁業者は国民が必要とするタンパク食糧を供給するパイプ役に過ぎず、当基金は水産業・漁業が将来ともに健全に役割が果たせるよう下支えを事業としており、漁業者に直接利益を与えているとは考えていない。広く国民に門戸を開くことはしていないが、小学校などでの食育授業支援や、一般消費者を対象に魚食文化教室、一般消費者と漁業者による森づくりと交流活動など、広義の公益的事業に対し、税制優遇の方法がないものか？行政庁の一般財団という判断と、税法上の区分が異なってもよいのでは？（勝手な意見ですが・・・）
・青年会議所は100%地域貢献型団体。活動費は会費のみを当てている。なのに一般法人は課税対象となるのは如何なものか。
・収益事業をまったくしていない法人なのに、社名変更の手続きをしただけで、一般法人と同じ扱いを受け、審査を受けなければ法人税がかかる…と税務署に言われた。その辺の話を県庁では管轄外とい

ってしてもらえなかった。移行しただけで団体の本質は何も変わっていないのに、そういった事務手続きが大変煩雑だった。世の中のしくみを変えるなら、その辺も一体でやってほしい。

・「法改正前は公益法人として活動していた団体」や「活動内容が社会益を増進すると認められる団体」が、一般社団の中で頭一つ抜けられるような制度整備を希望します。

・利子所得は法人の重要な財源であるので、税金で 20%控除により事業活動に影響。一般社団法人であっても公益活動が主体の「非営利徹底法人」の利子所得は、移行前と同様に非課税としていただきたい。

・非営利徹底法人の法人税（公益法人等）と所得税（公共法人等以外）の扱いが異なる点を是正して欲しい。具体的には非営利徹底法人の利子等に係わる源泉所得税を公益法人と同様に非課税適用として欲しい。

・同業種の団体で公益認定されている県がいくつもある中で、同じ退職金支給事業の資産運用収益にかかる税制が異なることはおかしい。この事業は法人税法上の収益事業ではなく、本会は非営利法人であるのにもかかわらず、一般社団法人ということで課税されている。公益社団・財団、社会福祉法人であれば、全く同じ事業でも非課税となっている。同様に認められることを希望する。

・規模が小さい法人ですので、条件を満たさないということで公益にはできませんでした。しかし、行っている事業はすべて公益で利益の追求はありません。皆様からいただいた会費などで税金を賄っている状況です。税金免除ができるように審査していただいて、有意義に資金を運用できればと思います。

・非営利型法人の場合、法人全体が赤字決算でも収益事業が黒字であれば課税され、結果的に正味財産を大きく減少せざるを得ない。何らかの対応策を設けてほしい。

・非営利型一般財団法人の場合、収益事業から生じた所得が課税対象になるが、収益事業以外の公益目的事業は、もともと赤字決算になる場合がほとんどのためメリットがない。せめて、赤字決算分も法人全体の損失として扱えないか。

・当法人は、一般法人移行前より、実施しているすべての事業は公益事業として捉えているが、法人税法上の収益事業で得られた収益を、非収益事業に投下しており、全体でバランスを取ってきた。このような非営利型法人については、税負担の軽減の意味で、従前認められてきた「みなし寄付金」の復活を強く要望したい。

・事業目的に、国際親善及び国際文化交流を推進する団体への助成を掲げ、毎年１億円の助成金を交付しているが、寄付金税制の下、実質９割近くが損金否認となっている。即ち現行税制は、助成事業をすればするほど税負担が重くなるという矛盾した税制となっている。定款に掲げた事業に基づく助成活動については、全額損金控除できるよう早急に改定されるべきである。

・公益目的支出計画に則った実施事業と、更に収益事業も実施している場合、現行では収益事業だけの損益に法人税が課せられるが、実施事業で生じた赤字分（赤字の全額ではなく一定割合でも可）を収益事業の損金に算入することはできないか。理由としては、公益目的実施計画に基づく実施事業は公益的な性格を有する事業であり、且つ、実施事業会計は必ず赤字でなければならない。従って、赤字分は実質的に収益事業か法人会計から補填しているからである。

・公益目的支出計画に基づき実施した継続事業において、発生するマイナス分を、収益事業から補てんしなければならない。この分を、補てん元の収益事業の経費としてほしい。現状では利益とみなされ、

税負担が大きく、団体運営の死活問題となっている。

・会計区分は、実施事業会計、その他会計、法人会計とありますが、税務申告の際は合算で赤字であっても、その他会計が利益があることから税額が増えました。特例民法法人から一般法人になった際、税額は６倍になりました。つきましては、会計区分合算ではマイナスなので、一般の会社（株式、有限）同様の課税方式にしていただくよう希望します。

・一般社団法人で非営利型徹底法人の場合、認定特定非営利法人並みの募金に対する免税措置が適用されるようにして欲しい。当法人は一般社団法人でありながら年間事業費の 50%以上を国立大学法人支援（教育、研究対象）を行い、周年募金（たとえば、90 周年、100 周年等）を実施して支援財源をまかなっているので、そのような寄付の場合は、免税措置が適用されるようにして戴きたい。

・法人県民税及び法人市町村民税の免除。（社団法人のときは免除だった。）

・弊会は旧民法法人であり、地方税法第 348 条第２項 12 号および第 702 条第２項の規定により、所有する土地の固定資産税・都市計画税の一部が非課税であった。新公益法人制度の施行に伴い、非課税要件が変更なり、2014 年３月末まで経過措置が継続されたが、2014 年度以降は全面課税となった。旧民法法人時代から主務官庁の認定していた公益的事業をそのまま継続しているにもかかわらず、全面課税となることには承服しがたい。

・都道府県の違いにより法人市民税の扱いが異なるようであるが統一できないか。

・収益事業を行っていない一般法人の市・県民税の減免申請について。現在「収益事業を行っていない一般財団法人」が減免の対象かどうかは、各自治体により減免対象になるか否かは異なっていますが、統一してほしいと思います。（山梨県および甲府市については、減免対象ではないので）

・お金の無駄遣いを避けるうえでも、単年度会計での収支相償、遊休財産の保有制限は見直してほしい

・収支相償を複数年で見込んでほしい。単年度では、法人の存続性が危ぶまれる。

・収支相償の緩和、法人会計の廃止（ＡＬＬ公益事業の場合完全に無意味）、市民サービスを重点においた事業認定（委員の好みで認定されてはたまらない）マニュアルどおりの指導の廃止、全国統一した指導、つまり、国民の利益を最優先できる制度。

・団体の運営については、いつもご支援いただき感謝しています。現時点では、公益社団法人としては収支相償の条件は絶対です。ですが、質問４と同じ内容になりますが、毎年度収支相償で赤字決算となれば、団体の存続は厳しくなります。赤字となる年度もありますから、収支相償の判断は年度ごとではなく、数年度単位で判断してい

・特に遊休財産の保有制限が運営上支障になっている法人が多くあると思われます。公益法人の活動が益々活発になり更に社会貢献が進むことを斟酌し、遊休財産の保有制限の撤廃をお願いしたい。

・会計の仕分けが細か過ぎる。・オンライン申請において、サーバーの容量が小さいのかわからないが、過負荷により、なかなかログインが出来ずに、何度もログインのクリックと入力をさせられ、挙句の果ては､時間外勤務を強いられる!!!６月下旬の提出期限にもかかわらず､中旬からひどい状況である。

・当県の場合、公益法人を取得しても法人県民税に減免規定がなく均等割が課税されている実態があり、ＮＰＯ法人以外の減免は実施しないとのことである。市は申請により非課税となっているが、法人改革を進めるうえで行政庁により対応が異なるのは如何なものかと思う。

Ⅴ　行政庁と公益法人協会に対する要望

1　行政庁に対する要望（公益法人質問 19、一般法人質問 12）

【公益法人】

公益法人からは、対応指導に関するもの 85 件、手続き・提出書類・立入検査等監督に関するもの 101 件、制度改善を望むもの 99 件、その他５件で合計 290 件の要望があった。以下いくつか紹介する。

・監督、認定基準及び事務手続き等の統一化・監督や指導について、内閣府と地方行政庁、地方行政庁と地方行政庁とで対応が異なることがあるため。
・新規事業に取組むに当たり、変更認定申請の要否の判断が、行政庁によって異なるため。
・収益事業等会計（その他事業）から公益事業会計への変更申請について相談した結果、行政庁の担当者により考え方に相違がある。行政庁として統一的な見解を持ってもらいたい。
・担当者の異動により対応が変わることがある（担当者によっては、厳しい対応の場合がある。前任者はそこまで言わなかったのに担当が変わると対応が厳しくなったり、前任者に了解を得ていたのに、それが反故にされることがある）
・寄付を募集している公益法人と、ＣＳＲなど社会貢献をしたいと希望している企業をマッチングさせるイベントやネット上のしくみを構築していただければ幸いです。
・現在の制度での法人運営は、当法人のような少人数で運営している公益法人にとっては負荷が大きく、その対応に活動の多くの部分が割かれている。制度の簡素化／効率化や行政庁提供の Web システム等の運営サポートの充実など、少人数でも適正な法人運営が可能な仕組みの実現を進めて頂くよう要望致します。
・事業規模を一切考慮せず、どんな公益法人でも一律に厳格な規定の適用は、実態にまったく即していない。運用は規模に応じて３区分程度にすべきと考える。
・補助金を受けている法人と事業規模が１億以上の法人は、現行の規定を適用する。
・規模が１千万以上１億円未満の法人は、いくつかの基準を緩める。
・１千万以下の零細法人は、現在のような厳しい規定はほとんど不必要であり、無意味である。
・電子申請に関する技術的なことですが、パソコン Mac ユーザーが使用するインターネットソフトにも対応していただけますと幸いです。
・小さな公益法人に取っては定期提出書類の作成等は大きな負担である。十分な事務局体制のある大法人と小さな法人とは分けてほしいし、基本的にはもっと簡素にしてほしい。また過去に問題があった法人とそうでない法人とでは監査や提出書類を同じではなく、優良法人は優遇するようなこと細かい配慮がほしい。後ろ向きの事務処理に時間を取られ、本来の事業の推進を妨げるようなことになるのは公益法人改悪である。何事とも簡便簡素で進めてほしい。
・定期提出書類が膨大で、旧制度に比べて事務負担が大幅に増えている。特に中小規模の法人ではこのことがネックとなっており、公益法人となることの妨げになっていると思われるので、定期提出書類の見直しを是非お願いしたい。

・公益法人制度改革の所期の目的は、天下り法人や公益法人制度を悪用する法人を整理することにあったと理解していますが、旧民法第34条法人で篤志家が自身の財産の一部を寄附して設立した法人まで、前述の法人と同一視して一律に規制するような制度は改善の余地があるのでは？
・公益法人制度は、ある程度運用実績ができた段階で、税制も含め無見直しするべきだと考える。100余年の歴史あるものを急に変更して不具合が出ないわけがない。
・事業の変更の大小により、変更申請が必要ですが、どの程度で必要なのかわからない。実際の事業運営では、新規事業や、事業変更を検討する際に、行政庁への事前に相談して、変更申請して、許可されて初めて、事業を実施できる事になる。ひと手間手続きが増えるが、理事会で承認した事業を変更申請し、許可されて初めて実施することになる。不許可の場合は事業計画が変更になる。内容により、総会の承認も必要になる。安易に変更できなくするためと思われるが、法人にとっては重大な事項なので、手続きや、手順などを公開してほしい。現状、仮の話で相談しても仮の話のため、明確な回答がなく、実際に事業変更する際に不安。例えば、料金を変更する場合（消費税率の変更に伴い、価格変更や、値上げなど）、対象者、事業名称を変える場合などはどうすればいいのか明確な説明がない。

【一般法人】

一般法人からは、対応指導に関するもの51件、手続き・提出書類・監督に関するもの39件、制度改善を望むもの62件、その他11件で合計163件の要望があった。
以下いくつか紹介する。

・公益法人は対象が不特定多数を原則としているが、そうでないようなところも公益認定されており、不平等な制度改革ではないのか。
・都道府県により、公益目的支出計画実施報告書の審査内容に格差があると伺っている。特に本県においては、他の都道府県に比べ、微細な点まで指摘、修正指示が行われているようであり、それに対応するための事務負担が大きい。都道府県による格差がないよう、できる限り、統一した基準での審査が望まれる。
・移行認可申請時及び公益目的支出実施報告書提出時、公益目的支出計画の変更認可申請時　いずれも内閣府の担当の方に懇切にご指導戴いており感謝している
・行政庁の担当者が変わるたびに、指導の内容が異なった。結果、定款や公益目的支出計画も不完全なものとなり、移行も１年以上先延ばしとなり、膨大な事務負担と多額の経費の投入を強いられ、最悪であった。
・関連する各種学校への寄付行為はできないと言われ支出計画から削除したが、関連セミナーの個別相談や他の法人等の状況を聞くと、同様の寄付は全国でも認められているとの回答であった。
・中途半端な公益目的支出計画を修正したいが、ひとこと「修正はほぼ無理」との回答。ほんとなのだろうかと疑いたくなる。行政庁には、移行法人の立場に立った親身な指導と助言、正確で分かりやすい情報提供を要望したい。そして、行政庁はもとより公益法人協会にもお願いしたいのは、公益インフォメーションのような行政庁等の運営や事務負担軽減だけに多額の税金を投入するだけでなく、多数を占める小規模な法人の事務負担軽減策にも知恵を絞り、力を注いでほしい。

・担当者が傍若無人な場合がある。人間が仕事をしているのでしょうがない部分もあるが、理不尽な指導をされた場合に当該指導は適切なのか審査してもらえる機関が内閣府等にあれば、いいと思う。
・公益目的支出計画終了まで的確な指導継続。完了以降も法人運営のアドバイスは歓迎!
・公益目的事業期間が完了後においても行政庁へ事業報告を行ったほうが望ましいと判断します。
・提出書類の簡素化を希望します。電子申請で書類を提出していますが、提出の項目が多く、少人数の事業所にとっては、書類作成が負担になっております。例えば、以前は事業報告書・決算書・議事録等をコピーして報告をするだけでしたが、移行申請の時から、年度の事業報告まで、各書類をＰＤＦ添付の他に、電子申請の項目にそれぞれ数字や説明文を入力して送信をしました。移行申請時から解りにくく相当時間がかかってしまいました。もっと簡単にして欲しいです。
・報告のインターネット投入が細かすぎて時間がかかりすぎ、また、アクセスの集中でロックしてしまうこともたびたびあり、入力に困難を極めた。この報告方式を改善してほしい。
・公益目的事業の軽微な変更でも、事業内容の記入方法によっては変更届や変更申請が必要とされる場合が多いように思われる。同種の事業であれば広めに解釈して、改めて変更届等を必要としないような指導を願いたい。
・移行後も真面目に事業を行っている団体と、そうでない刑事事件となるような団体とあるようなので監督をしっかり行ってほしい。
・今回の新制度による法人移行で、これまで地道に公益活動をやってきた法人が事務的に対応できなかったり、都道府県担当者の誤った見識により、公益法人に移行できずやむなく一般法人に移行した例が少なからずあると聞いております。こういった事例の救済措置や、事務量が増えただけで従来の公益活動に支障が生じるようになった今回の制度について、見直しを検討してもらいたい。
・非営利性を徹底している一般社団とそうでない一般社団の呼称を区別してほしい。
・移行後、早期に継続事業を変更することについて行政庁は難色を示している。「申請時の計画性に問題がある」「詰めが甘いのは法人側の責任」「申請後すぐに変更というのは認定等委員会が受け入れない」というのはもっともな指摘ではあるが、事業（活動）は生き物であり、規模の浮き沈みや内容の変更が出るのはやむを得ないことではないだろうか。各団体の特性を理解していただき、柔軟に対応できる体制を作っていただきたい。
・公益目的支出計画の実施期間というのがあり、申請時の計算上では 150 年というような数値が出てきている。150 年後などというような気の遠くなるような数値そのものが平然と存在していること自体が、まったくもって理解できないものであり「ナンセンス」という表現でも不足のような気分である。
・聞くところによれば、1000 年余の公益支出計画が認められているという。1000 年前の平安時代の計画を今、確認している。そんなバカみたいな制度があるとは知りませんでした。
・法人の財政的規模の大小にかかわらずおしなべて法人法を適用した今回の法人改革は決して適切な法人対応とはいえない。
・収益事業であるが、公益増進のため、その収益の 50%以上を公益目的事業に充てている収益事業について、税制の非課税のように、このような収益事業は、類似な公益目的事業に区分して欲しい。公益目的事業の区分について、各都道府県により、運用の違いが出ている現状がある。法律及び施行法等について、そのようなことが起こらないように見直ししてほしい
・非営利徹底法人への寄付について、寄付者側に税制優遇が欲しい。

・登記だけで一般社団や一般財団を作れる制度は良かったのだが、法人数や活動実態を行政が把握できない仕組みになってしまったのは残念。特に新設系の法人の実態が判らないのは問題だと思います。都道府県庁におかれては、せめて自県内の法人数、その活動実態くらいは把握しておくことを望みます。（法務局と税務署に限っては、法人数を把握していると思いますが…）

2　公益法人協会に対する要望（公益法人質問 20、一般法人質問 13）

【公益法人】

「情報提供に関するもの」45 件、「相談事業に関するもの」29 件、「セミナーに関するもの」61 件、「月刊誌等に関するもの」４件、「会員制度に関するもの」８件。「提言活動に関するもの」51 件、「公法協への期待・苦言」57 件「具体的な質問」３件、合計で 258 件の投稿があった。
以下主要なものを示す。

・いろいろな情報を提供していただき感謝しております。提供情報については、当協会の運営に参考にさせていただいております。今後とも、情報提供をよろしくお願いします。
・色々とご指導と情報提供をお願いできればと思います。全国でどのような活動がどんな仕組みで行われているか、もっと情報があればと思います。
・全国の公益法人運営の実情を調査して、教えていただきたい。
・寄付を募集している公益法人と、ＣＳＲなど社会貢献をしたいと希望している企業をマッチングさせるイベントやネット上のしくみを構築していただければ幸いです。
・貴ＨＰのなんでもＱ＆Ａ時々みて参考にしています。今後も中味の充実を期待します
・各種指導を無償でお願いしたい
・東京・大阪以外（都道府県単位）でも、運営にかかる相談窓口を設けてほしい。
・相談窓口の担当者によって電話の対応が悪い。特に決算関係（そんなことくらい知らないのかと思われる口調）
・事業形態別の講習会や懇親会（情報交換会）、また個別指導相談会等を開催して欲しい。
・公益事業を中心に行っている中小法人における資金的、事務的負担軽減の法的配慮を得られるよう、ご尽力くださっていることに敬意を表します。
・「収支相償・公益目的事業費率・遊休財産について」、また「役員変更登記について」等、具体的な事例をまじえた内容で講習会を開催していただけると嬉しいです。
・公益法人同士が気楽に情報交換できる懇親会を定期的に開催してもらいたい。
・貴会の実施するセミナーですが、会員と非会員の料金格差が大きいと感じます。
・公益事業なのに講習会の参加費が高すぎる。
・会員ではないので、研修・講習会の参加費が高い。予算的に難しく参加できないことが多い
・特に、公益法人協会に入会するメリットがわからない。
・加入したいが、会費が高額である。指定管理者でもあるため、一般会員よりメリットが減ってもよいので、小額会員を設けてほしい。

・公益目的事業の１本化のハードルを下げるアクションを採っていただければ助かります。もちろん制度的には可能なのですが、内閣府のご担当からは、以前、委員の皆さんが納得できる説明がないと、難しいですよ、と伝えられた記憶があります。宜しくご検討をお願いしたいと思います。
・内閣府が、真に公益法人のための存在となるために、アンケート結果が声として届くよう、お力添えをお願いしたい。
・こうしたアンケートを集約され、内閣府に公益法人が、これからも更なる活動が全国各地で盛んにされるよう、弾力的な運用ができるような対応をしていかないと、メダカもクジラも同じ魚の部類という括りの法律で縛りを受けてしまい、財政的な脆弱な法人は、収支相償もありいずれ解散の選択を余儀なくされると思います。
・新公益法人制度が発足していろいろな問題が出てきている中で、各法人の運営等の問題に関する要望をまとめ、認定法等の運用の改善や制度上の改正を国に働きかけてほしい。
・行政庁への要望と同じですが、三基準の撤廃あるいは基準の大幅な緩和を実現していただくために、ぜひ公益法人協会の力を発揮していただきたいと、切にお願いいたします。
・法人会計の廃止について検討して頂きたい。
・公益事業を中心に行っている中小法人における資金的、事務的負担軽減の法的配慮を得られるよう、ご尽力くださっていることに敬意を表します。
・一般法改正などその時々のトピックス等のセミナーを引き続き開催していただきたい。
・数名の非常勤職員で財団を運営している小規模財団であり、公益法人協会の会員に加盟し、移行前から相談・指導をうけており、そのおかげで何とか財団の運営が成り立っています。
・専門家集団としての日頃の活動に敬意を表するとともに、公益法人全体を取りまとめる旗手として今後もご尽力いただきたい。中小規模の法人にとっては貴協会の活動が頼りです。
・多くの公益財団法人は貴協会に期待していると思います。当協会もしかりです・貴協会の相談室には、たいへんお世話になっております。頼りになり、たいへん有難いのですが、一部、頭ごなしなご対応、横柄と思われるご対応のとき（相談員の方）があり、そこのところは少し残念に思います。
・（1）もっと傘下の公益法人の要望をすくい上げ、行政に対しキチンと対応するよう強く要望して欲しい。（2）なお、些末なことですが、協会主催のセミナーの中でも時宜を得た真に必要とみられるセミナーは無料ない極力低料金で提供していただきたい。

【一般法人】

「情報提供に関するもの」32 件、「相談事業に関するもの」12 件、「セミナーに関するもの」37 件、「月刊誌等に関するもの」５件、「会員制度に関するもの」２件。「提言活動に関するもの」15 件、「公法協への期待・苦言」17 件「その他」９件、合計で 129 件の投稿があった。

以下主要なものを示す。

・移行にあたり、相談会を数回利用させていただき、たいへん助かりました。移行後も、法人運営に関する相談に対応いただき非常に助かっています。今後も、定期的な開催を希望します。行政庁が直接行っている相談窓口もありますが、貴法人がまとめられている相談会の方が、相談しやすく感じてい

ます。
・貴法人は公益法人であるため、主に公益法人に関する情報は潤沢であるが、一般法人に関する情報も掲載してほしいと思います。
・公益法人制度改革により、本当にこの改革で良かったのか。本来は一般法人であるにもかかわらず、何故公益の認定を受けられたのかなど、当法人の周辺の法人でも疑問が残ることてがあります。移行した法人の現状等もお知らせいただければありがたいです。
・Ｑ＆Ａはいつも参考にさせていただいています。どちらの法人さんも、同じような悩みをお持ちであることを実感しており、具体的な悩み、疑問が共有できて、大変有益です。ただ、気になっているのは、横から質問者以外の読者が割り込んでくるケースが散見されますが、普通の読者としては、却って混乱して、内容や論点が良く分からなくなることがままあります。難しいかもしれませんが、制限するようなことを検討なさってはいかがでしょうか。（何度か、先生たちが注意喚起されてはいますが・・・）
・Ｑ＆Ａならびに相談会を活用させていただいております。機関運営や法令の解釈等について、的確なご指導を賜り有難く存じます。今後も大いに活用していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。
・相談のお電話をしても対応が悪いと感じられることが多々あります。もっと親切、丁寧な対応をお願いしたいと思います
・貴協会には随時電話による相談窓口サービスがあり、当会も移行申請～移行～公益目的支出計画実施の作業の際何度もアドバイス頂き大変感謝しております。今後も会員の機関運営に役立つ情報の提供をよろしくお願いいたします。
・一般社団法人向けのセミナーを開催してほしい。ほとんどのセミナーは、公益法人のおまけみたいに感じる。
・業界団体では、利益相反取引に対する理事会運営、事務局運営が問題になるので、詳しい説明会を開催してほしい。
・研修会・相談会・多々ご案内をいただきますが、参加費の軽減をお願いしたい。
・会員を脱退してしまったにもかかわらず、有益な情報をメール等でいただきまして、ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。年会費がもう少し低ければ・・・。すいません。
・こういったアンケートを行政に対して強力に変更等推し進めてほしい。
・今後も法人運営や税務に関する情報発信を、今後もお願いしたい。公益法人制度改革に伴う問題提議、改革交渉など、引き続き進めていただきたい。
・情報収集や情報公開等で役割を果たされており、今後とも期待している
・本アンケートがどのように活用されたのか、結果を報告して欲しい。
・「公益法人協会」という名称の協会であるが、一般財団法人となった法人にとってどのような関連性があるのですか。もし「公益財団法人」を取得している法人であればその関連性も理解できるのですが・・・。
・具体的に何をしている協会かわからない。
・一般法人の範囲が広すぎて、業界として行政にオーソライズされている団体もそうでない団体も外からみれば同じ冠団体となり消費者にも会員にも分かりにくく活動し難いと感じています。
・社団法人の時にはしっかりと行政の監督下にしかれ、公益法人のひとつであり、任意だんたいとは違

う特性を持っているとなんとなく理解をしていたので、皆襟を正して運動が出来ていました。しかし、一般社団夫人では公益目的支出計画完了後に監督下を外れる為、何をしてもよい団体つまりは任意団体と同じになってしまうのではないかと想像します。この場合、いったいどの部分が公益法人として優位性をもっているのか、任意団体とは何が違うのか、一般社団法人格という意義や意味を理解するのに苦しんでいます。この辺りを理解できるようにしっかりと説明して頂きたいと思います。

Ⅵ　東日本大震災への対応

1　平成 26 年度に計画している東日本大震災関連事業
（公益法人質問 21、一般法人質問 14）

公益法人ではアンケート回答法人 2,103 法人中 11%弱にあたる 224 法人が、一般法人についてはアンケート回答法人 1,711 法人中、８%の 137 法人が、何らかの具体的な被災地支援活動を平成 26 年度も実施または計画中である。

これを、震災発生後の各年度における傾向と比べると、明らかに年々その支援活動の比率は低下してきていることがうかがえる。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
アンケート回答総数 （回答率）	3,441 （28.1%）	1,623 （24.2%）	3,814 （27.6%）
被災地支援の実施法人数	895	235	361
回答総数に占める支援実施法人の割合	26.0%	14.5%	9.5%

注3)　アンケート依頼先は平成 24 年度公益・一般法人及び移行前の特例民法法人、平成 25 年度は公益法人のみ、平成 26 年度は公益・一般法人

注4)　すべて計画ベース。

次に支援活動の中身では、公益法人・一般法人とも法人本来の事業について、その専門性を活かして資金・人材・知見等を被災地に傾斜配分し提供するパターンが最も多い。

			公益法人	一般法人
1	資金的支援	法人自体が出捐	12	10
		募金活動	15	14
		イベント等により募金活動	13	5
		小計	40	29
2	物資的支援	物資・物品を寄贈	7	2
		被災地商品等販売協力	5	12
		小計	12	14
3	活動による支援	一般的なボランティア	6	6
		イベント開催	36	12
		被災地交流ツアー	5	3
		小計	47	21
4	本来事業として資源傾斜配分	奨学資金	19	2
		助成金	16	6
		調査研究学術支援	41	24

		芸術文化活動	9	0
		まちづくり。雇用産業創出	15	11
		その他の支援活動	25	27
		小計	125	70
被災地支援実施法人数　合計			224	135
5	未定・必要に応じて検討		3	7
6	防災対策一般		25	33
7	特に計画はない		374	406

2　支援事業実施と事業変更認定（認可）申請の有無
（公益法人質問 22、一般法人質問 15）

被災地支援事業を実施するために、行政庁へ変更認定（一般法人の場合は認可）申請をしたかどうか、していない場合は元々の事業（公益法人は公益目的事業、一般法人の場合は公益も目的支出計画の対象事業）または、その他の事業（公益法人の場合は、収益事業等又は法人会計、一般法人の場合は公益目的支出計画の対象事業以外の事業又は法人会計）として実施したのかを問うものである。

その結果、は次表の通り、変更申請したのはごく少数であり、本来の事業として実施したことがわかる。

公益法人		一般法人	
変更認定申請をした	21	変更認可申請をした	7
元々の公益目的事業で実施	346	元々の対象事業で実施	292
その他の事業で実施	93	その他の事業で実施	99
支援事業はしていない	1,643	支援事業はしていない	1,313

3　平成 27 年度以降の東日本大震災関連事業の計画
（公益法人質問 23、一般法人質問 16）

平成 27 年度の計画については計画しているとするものは公益法人で 6.2%、一般法人では 4.5%と極めて少数であるが、未定とし状況によっては実施する可能性があるものは、それぞれ 17%あり、これに期待したいところである。

	公益法人	一般法人
計画している	131（ 6.2%）	77（ 4.5%）
未定	367（17.5%）	304（17.8%）
予定なし	1,605（76.3%）	1,330（77.7%）

付 属 資 料　記 述 式 回 答

※全く同じものはまとめて( )に含む数を記載

【公益法人】

【質問 2-1】公益法人になってよかった点はなんですか？

1）公益法人としての意識改革（11 件）

- 目的を達成するための法人統制の重要性(事務局体制を含む)が明確になった。
- 役員＝理事・監事の役割意識、コンプライアンス意識向上
- 公益に資するとの自覚を持つ。
- 会員、役員の学会運営に対する意識が変わった。
- 法制面での明確化により役員（理事）の責任など、ガバナンスの向上に期待できる。
- 行政や専門家などの関係者より、従来以上に公益目的事業に対する理解と協力が得やすくなる。
- 所属会員や役職員にとって、定款の事業目的を実現することにやりがいを感じる。
- これからのことになるのですが、より透明性を高め市民各層から支持を得るための公益事業に向かっていくこと。
- 法令に基づいて理事会と評議員会が開催され、理事、評議員、監事の立場と意見が法令を根拠としており透明感がある。
- 各事業に取り組む姿勢が、明確な目的意識をもってできる。
- 国に代わって国民に寄与する事業が実施できること。

2）行政等との関係から（11 件）

- 行政からの助成が受けやすい。
- 市から補助金を支給してもらう。
- 関係省庁への請願事項が通りやすくなった。
- 行政機関との関係が多いため、相手からの評価が高いと感じる。
- 委員会等の開催において関係機関の理解を得やすい。
- 公共団体との随意契約が取りやすい。・良い人材が確保しやすい。
- 当法人は、市の外郭団体ですが公益法人に移行したことにより市から運営費補助金を受けることができること。
- 官公庁への申請等がやり易くなった。
- 行政との話し合いがスムーズにできるようになった。
- 主な事業が、自治体からの指定管理若しくは委託業務であるから、選定に利が有ると思われる。
- 報告は細かいが、一貫性がある。

3）社会的な知名度（４件）

- 他の公益法人との連携共催事業実施にあたり、公益法人同志の共催となり事業内容について社会的な信頼度が高くなる。
- 業界の知名度が上がったと感じている。
- 信頼性が高くなった。
- 当法人の会員の５割強を占める特例民法法人の公益移行の推進。

4）税制関連（７件）

- 租税特別措置法第 40 条の申請承認が必要であったため。
- 今まで公益性が高い事業にもかかわらず収益事業とみなされていた事業が公益目的事業として認められたこと。
- 金融資産の運用益が非課税。
- 利息に課税されないこと。
- 設立時より、特定公益増進法人であったため、この体制を維持できたこと。
- 当団体は、全国組織であり都道府県単位で独立して行事等を行う団体であるため、公益社団法人・・・会とつくと、優越感がある。財源は入会金・会費及び助成金であるため、非課税は喜ばしい。
- 国外公債等の利子等の源泉徴収不適用。

5）その他（９件）

- 基本財産である、出損企業の株式が保有維持できること。
- そもそも一般法人を選択する必然性が存在しない。
- 財団創設者の設立趣旨により。
- 収益事業は行わない。
- ２.の公益目的事業が非課税というのは、収支相償という縛りがあるので、当然でありメリットなどではない。
- ただし、「収支相償で事業活動が制限される」「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」など、マイナスと感じる面もある。
- 民法法人の時に特定公益増進法人だったので、メリットが感じられない。
- ４の寄附金控除の優遇措置は、既に財団法人の段階より、特増資格を得ており、客観的な観点よりチェックを入れたが、公益法人に移行したからと云って、大幅に寄附金が増収した団体は、極めてまれだと思われる。寧ろ、公益法人、一般法人の知

名度がいま一つ市民社会には浸透していない部分、公益法人全体の問題として捉えるべき点ではないだろうか。
・ 良かった点も多い反面、質問 2-2 にある１、５、６等運営が難しい点も多い。

【質問 2-2】公益法人になって後悔する点はなんですか？

全コメント（21 件）

・ 個々も事業活動の実施内容の見直しをしたいが変更手続きが煩雑。認定申請時に事業内容を詳細に記載したが、実施している事業が永遠に続くものではなく変更認定がネックとなってくる。
・ 変更認定のルールがあるため、公益事業だと思っても積極的に実施できない。
・ 新たな事業についての認可申請事務負担が大きく、認可までの時間が掛かりすぎる（事業実施３カ月前までに申請とのこと）。
・ 国または地方公共団体等から補助金を得て活動している公益団体と、補助金は一切もらわず、当会のように自助努力で活動している公益団体とは色々な面で、取り扱い基準を区別すべきである。
・ 特定資産の制限が厳しい。事業の危機管理積立金が対象とならない。
・ 会計間で資金の移動ができないこと。公益事業から法人会計に資金を移動できないこと。事業を変更するとき、変更後の内容について公益認定を受けるまでの経費を公益事業に計上できない。しかも、変更事業の公益認定申請書類が、公益法人移行時に申請した書類と変わらないくらいのボリュームになる。事業報告書の中の別表Ｈの内容の意味が分からない。
・ 会社法に依拠した法制度では、本来の活動が十分にできない。
・ 事業区分による事務量の増加。
・ 良い面も悪い面もあり、本来はどちらとも言えない。
・ 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きいこと。
・ 特に収支相償「プラス」が公益法人にとっては厳しく、一定の上限を認めてほしい。例えば経常費用の１％以内までとか。
・ 提出書類等が複雑で、選任がいないため、書類の作成に時間がかかり、訂正などで本来の業務に支障をきたすことがある。
・ 単一公益目的事業でるにも関わらず、財務報告上の制約がある、無駄ではないか。報告システムが難しい。
・ 全シ協・県シ連への報告アンケート書類が多くなり、日常業務に支障をきたしている。

- 税の免除額以上の金額を指導していただいている会計事務所、講習会受講、雑誌の購読、協会費などに充てていること。
- 剰余金の取り扱いについて、剰余が生じた場合剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするが、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければならいとあるが、当面資産取得や事業拡大の計画もない場合もあり数年単位でみてもらえないのか。
- 事務職員が少ないなかでとても大変だ。
- 行政庁への電子申請が複雑で業務に支障を来す。経理を主とした内容に簡略化した方が良いのではないでしょうか。
- 監督官庁が、公益認定委員会、県と複数となり、それぞれに定時報告書を提出する事務が煩雑である。
- やはり収支相償で事業活動が制限されることが大きい。移行認定後も収支相償が維持する必要があり、小さい事業所で多少なりの蓄えがないと、何かあった時に事業所自体が潰れてしまう。
- いろいろなルールがあり、当会のように役員や理事が永続的ではない団体が、そのルールを継承して運営していくのが難しい。また、ほとんど会員の会費で賄われているのに、行政の監督やルール一規制が合っていないようにも感じることがある。

【質問 3-1】運営について、現在困っていることがありますか。何についてお困りですか？　行政庁の不適切と思われる指導・具体内容

1）行政庁の不適切指導（30 件）

- 行政庁担当者転勤移動等により、担当者の指導・対応が違う事。
- ３カ月以内の定期提出時、作業量が膨大にもかかわらず、日中のアクセスがほぼ出来ない。システムの改善をお願いしたい。
- 多忙な方々なので、会議日程の設定が難しい。
- 配賦基準について、基準は毎年度従事時数で変動はないが、その割合も変動してはならないと指導を受けている。従事時数は毎年度変動するのが現実的である。
- 公益法人認定申請時の事業計画とそれ以降の年度の内容に相違があった場合、変更認定若しくは変更届が必要となるため会員のための計画変更の裁量の道がない。
- 収支相償の考え方で、経費削減努力をしてプラスになっても理由が必要であったり、運営上の運転資金をどう増やすかわかりづらい。

- 期日を限定された電子申請であるが、①ログインのできないときが、度々発生する。②オンライン入力中に、タイムアウトする。③一時保存していたデータが、保存されていない、などの不具合がありながら、修正されない。
- 支部が閉鎖したため変更届を提出。１年後に書類が、相違との監督官庁よりの連絡で変更認定書の提出を求められた。時間が経過していることと小規模の団体で選任事務がいないため、提出にこぎつけるまで大変苦労しました。こちらのサイドに問題がある事と思いますが、実務にまで影響し、公益財団になったことを反省いたしました。
- 設立時に承認された遊休資産を検査で否認され、３年間で解消すべく計画を提出するよう指導された。
- 担当者により指導内容に違いがあること。
- 移行時に、内閣府の主導で構築したやり方により公益認定された案件を、内閣府の担当者が替わり、明確な理由も示されないままその方法が拒否され、是正を迫られているが、内閣府の方針の下に裁定されたことに対して、内閣府として一体的・一貫的に指導をされたい。
- ９．定期提出書類の作成に関し、公益目的逸脱や理事者等の不正などのチェックに不必要と思われる膨大な資料をださなくてはならない。
- 申請時の表現（記載のしかた）により当会の公益目的事業に該当するか否かが問われるが、申請時の指導不足等があったことは否めない事実である。
- 収支相償の要件を満たし得なかったことについて、黒字となった理由とともに、「翌年度以降、決算ベースで赤字となるための抜本的な方策」について回答するよう要請された。およそ民間における団体運営において、「赤字」となるための方策を考えることなどあり得ないと思われる。
- 公益法人会計基準の重要性の原則と矛盾する指導や、都道府県によって指導内容が異なる点。
- 内閣府の無知
- 公益事業活動の追加に変更の認定手続きが必要となり、身軽ではない。
- 建前での説明が多いように感じる。
- 一般正味財産と指定正味財産の区別する要件が分かりにくい。指定正味財産に計上する基準も緩和してほしい。
- 静岡県では、収支相償は０という指導を受けているが、法人会計に多少の財産を毎年積み立てることが可能になればよいと思っている。
- 当財団が認定を受ける場合、事業参加募集について『旅行業法の遵守』を求められたが、他の認定団体の同様な活動を見ると先の業法照らして不適切と思える表現がある。このような団体には認定時どの様な指導がなされたのか疑問に思う。

- 自治体により取り扱いがバラバラな点が見られること。同一職種の団体なのに、国、県によって違うのはおかしい。
- 指導が担当者によって変わる。・関係文書の解釈の相違。・他県では既に着手されている事業に取り組めない。
- 定期提出書類等で毎年、見解が変わる。
- 公益 info の電子申請関係が扱いにくく、苦労している。①表示窓が小さいくせに、みだし表頭、表側の表示が大きい。⇒編集中は表頭・表側は消してもよいのではないか。②行・段落等様式表示が整えにくく、全然直観的操作ができない。表示窓・枠が小さすぎて、前後の確認ができず、いらいらする。ワープロソフトで作成して表示枠へペーストしているが、意図どおり表記されているか、心配。ところで、この窓も小さいですね！
- 事業報告、決算報告等に対する対応が遅い。
- 行政庁というより、審議会だと思いますが、画一的な観点で評価されているように思えます。県民の健康福祉の向上を目指し活動している事業内容の特殊性についてもう少しご理解いただきたい。
- 生涯学習の推進に関する事業とその施設管理に対する指定管理事業を公益目的事業として事業運営しているが、どうしてもその性質上収益が発生する。収益解消に向けた取組みは行っているが、行政庁から収支相償を満たしていないという理由で立入検査を受けた。
- 事務が複雑で非合理的である。公益法人としての健全運営を担保する必要最小限の経理的書類で可能ではないか。申請後の訂正のやりとりを３～４回実施しているが全く無駄である。訂正箇所については行政庁が直接訂正し、その結果を法人に連絡し、指導した方が効率的である。
- 11. 寄附金の取扱に関し、主務官庁の判断に統一性がなく、団体毎、主務官庁の担当者毎により、判断がまちまちなのは、我々事業者にとり、常に不安要素となり得、今後新たに公益を申請する団体にとっては大きな障害となり得る可能性が高く、是正してもらいたい。

2）理事会の運営（17 件）

- 理事長、副理事長、常務は毎事業年度に４か月を超える感覚で２回以上事故の職務の執行上雇用を理事会に報告しなければならない。とする規定
- 理事会については、理事数が多いので過半数の出席率を確保するのにいつも大変である。
- 理事会と定時評議員会の開催日時の日程調整が非常に煩雑になった。 (3)
- 理事会から評議員会開催までの期間設定

- 理事会の開催後、２週間以上経過後に評議員会を開催しているが、役員・評議員等から議案が殆ど同じなので時間と経費が無駄ではないかとの声が出ている。
- 定時評議員会開催の２週間前まで理事会を開催しなければならず、決算等資料の作成に係る時間的制約が厳しい。
- 理事会・評議員会の過半数出席者の確保。　(2)
- 理事、評議員がほとんど企業の社長、会長で仕事が忙しいため、いつも定足数ぎりぎりで開催に苦労する。
- 本会は、助成金、補助金を他の団体から頂いている関係上、予算案の理事会の決定が３月とならざるを得ないため、第３回理事会(年３回のうち最終)を３月中旬に開催している。一方、６月末までの内閣府などに対する事業報告等のために、総会で事業報告、収支決算書の承認を得る必要があり、このため、事務処理を考慮して６月上旬には定時社員総会を開催(また、代表理事が交代が２年に一度あるため、総会開催日には、臨時理事会を開催)することとしているが、定時総会の少なくとも２週間前には総会の議案となる議題について会員に周知、総会出席の有無または議決権の行使等の手続きがあることから決算関係等の資料が整ったのち、５月上旬には、新年度の第１回理事会を開催し、総会での議題を決定して頂く必要がある。このように、３月の理事会開催から、決算事務処理～決算監査を経て、資料作成などもあり、５月の理事会、６月の総会とタイトとなっている。この間には、大型連休もあり、この時期の事務処理をいかに上手く処理するかが当面の課題となっている。
- 運営において理事会及び評議員会の決議には、それぞれ過半数の出席が必要だが毎回出席確保に苦労している。
- 法人法第 129 条第１項の規定が困難（理事会と評議員会の間を２週間以上開ける）。
- 役員会は代理出席が認められないので、他の法人と重なる定期役員会や機動的な臨時役員会の日程調整が厳しく、役員構成の見直しが必要である。
- 決算審議の理事会と評議員会の同時開催が出来なくなり、時間と経費の負担が増大した。
- 決算理事会と定時評議員の開催日を２週間の間隔を空けなければならないとなっています。持ち回りができない現状下で３月に年度を閉めて決算書を作成し、監事会を開催し、６月末まで限られた日数で理事、評議員の過半数以上が都合のよい日を選ぶのが難しい。出来れば２週間を１週間以上に訂正して頂ければ助かります。

3）社員総会・評議員会の運営（９件）

- ２．社員総会・評議員会の運営について、代理出席が認められず、毎回評議員会の開催が危うい。特に６月は理事会から２週間空ける必要があり、融通が利かない。
- 委任状出席が不可になったこと。

- 委任状による代理出席が認められないため、評議員会の定足数確保が難しい。委任状を認めて欲しい。
- 委任状が、総会成立必要数は集まるが、定款変更承認までは集まらないこと。
- 代議員制度をとるにあたり求められる要件が厳しすぎる。
- 評議員の任期が長いため４年を待たずに辞任する評議員が多く、人選に困っている。
- 決算承認評議員会を理事会承認から、２週間後以降に開催しなければならないこと。当財団みたいな小さな財団では、出来れば同日開催がありがたい。
- ２．社員総会・評議員会の運営　約８万人の社員総会による議決権行使において、委任手続に膨大な時間・費用を要している。代議員制についての検討も行ったが、さらに事務量や組織の面から採用困難と判断している。
- 決算スケジュール（社員総会前の 14 日備え置き）等

4）社員、理事、評議員、監事、会計監査人等（９件）

- 理事及び監事が法人運営の知識が乏しい。
- 高齢者が多く欠席者が多い。
- 会の構成メンバーが高齢者であり、理事・評議員の人事関係で異動も多い。その結果、本人出席というのが、難点である（会議の成立にいつも頭を悩まされる）。
- 役員等の内部関係者間及び一般の方々との間に、新制度に関する理解や解釈に格差がある点、法人運営が難しくなりました。
- 役員選任に係る透明性の確保（役員候補者の公募の実施など）に関する要請。
- 役員の高齢化
- 理事の交替等、評議員会と登記時期など監督機関への届出が煩雑になっている。
- ２．理事と評議員が一緒になる会議も機会もなく、お互い一つの財団の役員等なのに話したこともないということは不自然である。
- ３．評議員及び監事の選任が、理事の２年と比べ、４年のサイクルであり、改選時に常に人繰りに困難性を感じている。代理出席が認められぬ点は、ガバナンス上を鑑みても、大いに賛同し、定数の確保に奔走しているが、評議員並びに監事の４年の任期は、如何せん長過ぎの感があり、就任を得るのに、何処も団体も苦労されているのでは、なかろうか。

5）財務３基準（26 件）

- 予想外の事業増加で２期連続黒字となり収支相償は不適合であるが、今後の状況は減少傾向と判断している。平成 27 年度計画でその対策を求められる。

- 本団体の事業形態から見て、公益事業とはいえコストがかかるのは当然であり、これを収支相償に収めることは経営体としての成立が難しい。特に公益事業比率を上げれば上げるほどこの点において矛盾が生じる。特に、国などからの助成も受けずに、自らの事業によって運営している団体には大変に達成困難な制約である。遊休財産の保有制限と合わせて、団体の事業の性格を考慮し大幅な基準緩和をしていただきたいところである。
- 収支相償を満たそうとするあまり、法人としての経営努力（収益増、経費節減等）へのモチベーションが低下する懸念がある。
- 収支相償の判定基準が厳しい。
- 収支相償については、スポンサー獲得に努める中にあって単年度赤字解消の努力をしているが、仮に黒字化した場合には問題視されてしまうこともあり、更なるスポンサー獲得に向けた努力の調整・判断が難しい。毎年の計算書類作成や定期提出書類の作成に関しては、決算書類の作成が専門的であり、専門家（税理士、公認会計士）に依存する部分が大きい。
- 収支相償について、余剰金が出た場合、特定費用準備金等へ積み立てるルールがあるが、その方法は、ハードルが高いため、もう少し自由度があるとよい（例えば、余剰金を現預金として公益目的事業に使用していくなど）。
- 申請者の申告により工事量が決まるため、収支相償に苦慮する。
- 簡単な作業をした高齢者には報酬を支給するが、お客様からの入金と時期がずれるための運転資金が必要。これが収支相償へ影響している。
- 保有制限があるために将来への蓄えができない。いつも寄附が集まるとは限らないので、蓄えが必要である。
- 収支相償助成事業の予算金額が大きい中、選考結果で助成金額が必ずしも予算を通りにならず、又、他の費目で補うことが困難なで数値がプラスなることがある。
- 収益事業のない公益事業のみの財団に収支相償は不要と思われる。
- 公益目的事業実施のための長期借入金の返済額（元金）が収支相償の計算に反映されないこと。
- 収益事業がないので、収支相償のために毎年自主財源から充当する必要がある（収支０は事実上困難なので、マイナス決算にする必要がある。
- 奨学金貸与事業を行っているが、貸与金＞返還金の状態を利金等で補填しているが、利金等のみを収入として計上され、収支相償上黒字となっている。キャッシュフロー--でなぜ評価できないか。
- 収支相償、遊休財産の保有制限を気にしながら事業を進めるのは大変である。
- ４．収支相償　本当の悪法と思われます。収入はその年の公益事業にすべて使いなさいというばかげた法律は一刻も早く訂正して頂きたい。年度末に残ってしまった金額は収支相償にしなければ、内閣府を通過できないので、特にやる必要もない、

あるいはあまり意味のない事業を行い支出するケースは出てくると思われる。せっかくのお金を大切に良い公益事業に使用すべきと思われる。

５．遊休資産制限　この法律も４の収支相償とかかわってきますが、収入を余らせてはいけない、預金を増やしてもいけないという現在の法律では財団が社会貢献を長きにわたり継続していくのは難しい。何か想定以外の事が起き、収入が一時的に止まったり、大きな支出が一時的に発生した場合は、体力がないので多くの社団、財団は閉鎖に追い込まれる。これは失業者も増えるし、社会貢献する団体の数も減り国の損失と思われる。又遊休資産の制限金額も少ないので財団の体力は全体的に弱くなっていると思われる。

- 遊休財産の超過している。
- 遊休財産に関しては保有制限の上限が低い定期提出書類に関しては分量が多すぎ、規模の小さい法人には作成事務の負担が大きい。
- 遊休財産に関し、公益目的に応じて年分と限定せず、中、長期での限度を認めるべきであると考えています。
- 遊休財産の保有制限：古い建物を保有維持管理しているが、特定資産の計画的積立実施が難しい。
- 遊休財産出捐者の意向で基本財産（有価証券）を売却した時、多額の売却益が出たため判定が不適合になりました。急なため使途について年度内に決定することができませんでした。今年度使途を決めて処理する予定です。
- ６．遊休財産の保有制限　質問６の理由と同趣旨、財務基盤の健全化(毎年度収支が赤字となっていることについての改善)に取組中であり、遊休財産を一気に減らすことには抵抗がある。大震災等の突発的な事業に適時に対応できる仕組みが必要である。
- 剰余金の処分計画
- 剰余金が発生した場合、収支相償を満たすための選択肢が限られている。
- 資金ベースの収支計算で収支差額が零となる場合であっても損益ベースの収支計算では資産計上されるものがあることから、剰余金が発生し零とはならない。このことは、次年度の予算編成にも影響を及ぼす。
- ②予想外の黒字になったため、その処理に悩んでいる。

6）毎年の事業計画・報告、計算書類作成（17 件）

- 小規模の公益法人は、事業報告や定期提出書類を簡素化してほしい。総会議案書１冊で法人の実態はおおむね把握できる。具体的に法令に示されていない別紙を大量に添付するなど、申請時と同じ規模の報告書を毎年作成するのは大変な事務量になる。

- 小さい公益財団なので書類作成など負担が大きい。
- 当会は、弱小団体で年間予算額も少なく公認会計士と契約も金銭的に出来ず計算書類当の作成に難儀している。
- 計算書類の作成をもっと簡素化できないか？
- 計算書類の作成が複雑すぎる。
- 会計等の専門的知識がない事務職員で、また税理士等に依頼するにも、財政上苦しい。
- 事務が煩雑であること。
- 事業報告時、法人の決算書以外に作成する書類が細かく、多すぎる。
- かつて自前でできていたが会計事務所に頼らざるを得ない程度に複雑かつ面倒になった。
- 事務量が増加。
- 移行後初めての事項が多く、不慣れだったこともあり、工数がかかった。
- 法律上の厳正な制約により、事務手続きが煩雑事務負担が増加。
- 作業の煩雑さ。
- 会計年度が１月～12 月の法人は法務局が１月１日～３日まで閉庁のため、移行期にみなし事業年度が発生したこと。同じ年度でも４月～３月の法人は４月１日が日曜日にも係らず法務局が４月１日の登記を受け付けたのでみなし事業年度は発生していない．このみなし事業年度の発生で消費税の課税で不利益を被ることになった。
- 会計書式が、行政としては適切かと思われるが、実態を把握しにくい書式になっていて、予算も決算も作成しにくいし、わかりにくい。
- 事業区分に基づき経理処理をする必要があり、予算策定時及び決算確定時に経理事務負担が大きい。
- ７．毎年の事業計画・予算作成、８．毎年の事業報告・計算書類作成の手続きが非常に煩雑となった。

7）定期提出書類の作成（11 件）

- ９．定期提出書類の作成について、事業報告を二重に作る必要があり、手間がかかり提出期限に余裕がない。
- 定期提出書類の作成：提出のため作成するものが多すぎる。
- 定期報告提出書類の作成枚数が多い。
- 提出書類数が多い。
- 報告システム自体を簡便にすべき。
- 私、事務局長は高齢者でありパソコンが苦手です。電子申請ではなく郵送による申請はできないでしょうか。

- 申請時の、書き込み事業の履行が非常に多く経費等の係り増しに困惑している。
- 当ＳＣは極めて規模の小さい組織体であり、昨今の行政並の各種調査物、複雑な事務処理（電子申請等）に忙殺され、ＳＣ本来の業務が出来ない。人員増も財政上の事情から困難となっている。
- 定期提出書類の作成に時間がかかること。
- 定期提出書類の提出期限に余裕がない。
- 提出書類の作成に時間と労力がかかる。

8）申請した事項の変更の認定と変更の届け出手続き（４件）

- 変更届等その都度手続きが必要であり煩雑である。
- 現在変更認定申請中ですが、以前は自由に事業展開できていたのが、いちいち行政庁へ相談し、手間をかけて変更申請作業をする必要があり大変です。
- 変更認定は必要なのか、届出で良いのかの判断が難しい。
- 10. 公益目的事業として、認可された事業に極めて該当性が高く、根幹性を削ぐものでない、事業の追加に関しては、認定委員会の認可制ではなく、届出制に変更し、お互いの事務の煩雑性を緩和すべきと考える。特に我々が経験した、収益事業には該当しない、公益目的事業の一線と思われる事業追加申請でも、多くの手間と煩雑な手続きを経て行われており、是正すべき点である。

9）その他（42 件）

- 法人内に事業所や組織を抱えているため、会計処理上課題が多々ある。
- 法人会計の財源確保
- 特殊な会計処理
- 収入が少なく、事業や事務局の運営に響いている。
- 赤字予算となる（・会員減少・簡保収入減少）。
- 資金不足
- 収益事業の採算判定
- 主たる収入が株式配当の場合、６月に確定する配当が増減した時、予算とギャップをどうするか。
- 財務基盤の安定化
- 財政基盤が弱い。
- 基本財産である株式の配当が増えたが、事業拡大で対応することに苦慮している。
- 低金利における財務の健全化対策
- 年数を経た施設の維持にかかるコストが大きい。

- 安定的な収益の確保
- 安定した組織運営を確立するための方策
- 今後の組織運営について。
- 運営費の確保(強化等)　(2)
- 公益目的事業資金は制限、使途の事前報告等の制限は撤廃して欲しい。
- 寄附金のみで運営しているが、寄附金が毎年不足し、基本財産を取り崩さなければならなくなっている。基本財産の取り崩しを行うのであれば、公益認定は取り消されるといわれた。
- 寄附金・運用益等予算の立てにくい項目で年度末等に多額の寄附があったり、天候等で事業が中止になった場合収支相償・有給財産の保有制限に引っかかってしまう。定期提出書類については提出書類が多すぎる。
- 寄附がなかなか集まらない。
- 思った程、寄附金が集まらないこと。
- 私人の寄附が原資の古い財団を引き伝いるが、資産運用収入しかなく、運営資金の確保（会費、賛助金、寄附金、受託事業）に苦労している。
- 会員の減少
- 会員組織であるが、会員に対する福利厚生等ができず、会員の増加に繋がらないこと。
- 会員（社員）相互の福利厚生事業の実施が不可。
- 狂犬病予防集合注射頭数の減少により収入が年々減少しており、それに対する会員の理解や援助が得られない。
- 公益法人制度の内容が複雑でよくわからない。
- 公益法人移行の事務手続きをした職員の退職に伴う事務引き継ぎ
- 公益法人に関する法令等に適正な関心を持つ役員と職員が少ない。
- 決算で黒字になる事業があり、基金に積み立ててまで事業を行うことは考えていないので、次年度の公益目的事業を増やすこととしているが、うまくいかないのが現状です。
- 基準が厳しすぎる。
- 定款の変更等の重要決議に必要な議決権のハードルが高く社員数が増えるほど運営が難しくなる。
- 中期的な事業運営ができない。
- ガバナンス、コンプライアンス、ディスクロージャー等上場会社並みの事業運営を求められており、小規模法人には負担が大きすぎる。法的な制約が多すぎること。
- 透明性の確保という理由で、継続的な特定業者との取引を見直したり相見積もりを取ったりする必要を求められたこと。
- 団体の専従ではないので、大変です。

- 職員数が少ない為、量的に厳しい。
- 公益法人法より関与団体の指導が厳しく、指導の法が法律より優先するため、どう対処してよいのか困ることがある。例えば、職員の給与をホームページで公開しろなど。
- その他に分類されると思いますが、ＰＳＴをクリアするのが困難なこと。
- 回答期限が短く大変。

【質問 4】実際に新制度下の運営に携わってみて、収支相償は公益法人の基準として妥当と思いますか。妥当と思わない理由

1）持続的な経営が困難というもの（216 件）

- 公益社団法人といえども、数年間で企画する事業もあり、収支相償原則は足かせになる。
- 黒字を生む構造でなければ、そもそも組織運営は成り立たない。
- 事業を行う団体で、運転資金が保有できないなんてありえない。
- 運営がなりたたない。
- 各法人の事業の特徴を度外視し、単に赤字なら容認するという基準。
- 会費収入が減少し、寄附もままならない中、収益事業を行い、その収益の一部を回す以外に、長期的な法人財政の維持設計ができない制度は、不健全と感じます。
- 長期的な団体運営にはそぐわないのではないか。なぜなら毎年安定した収入を確保できるのではなく、現状も、将来的にも会員数の減少が予測される。使い切るのではなく、将来のための積立等も考慮してほしい。
- 公益目的事業の実行に際し自立した運営の妨げになる場合があると感じている。
- 事業継続の自力を法人に付けさせない足枷です。遊休財産の保有制限だけで充分では？ただの数字合わせ。
- 公益目的事業の持続性・安定的な運営ひいては法人の存続基盤に多大な影響を及ぼす。
- 収益目的事業、法人会計への収入がすくない公益法人は衰退していくと思われるため。
- 収支相償を義務付けられていることが事業及び財政運営上、大きな制約となっている。
- 事業が公益目的事業だけの場合、法人の継続はどのように考えるのか。
- 公益事業としての価値がある事業については、何よりも継続することが大切であり、そのためにはきちっと収益をあげ、さらにブラッシュアップすることも必要。

- 収支相償により遊休財産が減じていき、事業の縮小、さらには将来の事業の停止が懸念される。
- 経営がジリ貧状態となり将来の展望が見えない。
- 現行法では認定時の正味財産がベースとなり、また収支相償規定により繰越額を出してはならないこととなっているため中長期的な事業計画、予算の執行が困難である。
- 長期的に安定した事業を行うためには妥当とは思わない。
- 将来、一般正味財産が無くなる。
- 組織運営に将来不安が残る。
- 数年で事業運営が行き詰ってしまう。
- 数年で運営が行き詰まってしまう（当センターは収益事業がないため）。
- 継続性を考えると、ある一定の黒字は容認されるべき。
- 財団の事業を拡大しにくい。
- 現行の基準は団体の消滅を主たる目的としているのではないかと思われる。計算の簡単な他の指標を採用し、もっと基準を緩和していただきたい。
- 大きな黒字残時、利用目的設定に困る。
- 支出が収入を上回ることが続けば破綻すると思うが、その考え方が分からない。
- 収支相償が０かマイナスが基本である以上、自主自立の道がなく事業運営に支障が出るのでは。
- 法人の規模拡張が進みにくい。
- 将来にわたる組織基盤を確立するため収支プラスを認める必要がある。
- 法人としての存続が危ぶまれる。
- 公益目的事業しか実施していない法人にとっては先細りの将来像しか見えてこない。なんらかの理由で財産が減少した場合、減少したところからスタートでは運営に支障がでるおそれがある。
- 事業の継続に不安。
- 決算を赤字にしなければいけないことが法人の運営上どうなのか？
- 近い将来、収支面で円滑な運営が困難に。
- 公益会計で収益＜費用の基準が理解できない。毎年度の累積赤字を長期的に解消できるのか不明。
- 事業活動が制限される。
- 公益法人といえどある程度の収益は必要と考える。
- 柔軟な弾力規定はあるものの、一定の縛りがある。法人の継続性を否定するかのような規定は再考すべきである。
- 事業規模が縮小してしまうので、多少の黒字は認めていただきたい。

- 赤字が出た場合、それを補てんできなければ、遅かれ早かれ公益法人は減少していく。
- 十数年先には、資産がなくなってしまうことが考えられる。
- 事業をしている異常黒字が当たり前。
- 公益目的事業といえども、収支相償ということは事業を行うための運営資金ができない。利益を上げられない事業は考えられない。
- 利益を出すのがだめというのなら、団体は消滅するしかない。公益目的の範囲で利益を認めるべき。
- 小規模法人においては、公益目的事業にかかる収入は、費用を上回ってはならないという基準を厳格に運用すると収支がゼロか損失を計上しなければならなくなってしまい公益目的事業を継続的に実施できなくなってしまう可能性があり、翌年度への財政調整基金的な制度の明確化が必要。
- 収益事業を実施しない団体にとって、毎年度収支相償の条件をクリアしていれば、いずれ団体自体の存続が危ぶまれる。
- 理想を追いかけ過ぎで、長期的に公益を阻害することが懸念される。
- 将来への運営不安
- 収支ゼロかマイナスでは将来の運営が成り立たない。
- 理論と現実のギャップ（将来的に団体の消滅につながる）
- 将来の運営が見えない。
- 収支相償は、公益法人であっても妥当とは思わない。
- 結果的に収益事業を行なわなければ公益目的事業を永続的に運営できなくなる構造である点。
- 赤字の時の補填がない。
- 法人の事業継続性
- 公益法人の存続に係わる。
- いつか法人運営ができなくなる。
- 事業は継続して行っており、長期的な運営を考えて行うべきと考え、毎年収支相償を行う事は無理と考える。
- 収支０円決算は実質難しいのでマイナス決算を続けていると正味財産が毎年減少して運営が厳しくなっていく。
- 収支相償又はマイナスの決算が続くことによる将来への不安大。
- 収支相償は事業の継続性の確保を困難にする。
- 限られた財源を運用する中で、収益事業が伴わない法人にとって将来の財政運営は必ず破綻してしまう。必ずマイナスにしなければならないことに納得がいかない。
- 規模の小さい団体の場合、厳密に守っていけば、いつかは、団体の継続が無理になるのではないかと危惧します。

- 一律の基準ではなく、法人の規模、資産保有高等を加味した基準であるべきと思う。小規模法人の場合、将来が不安になる。
- 遊休財産額が限度額12%の現状において、収支相償を続けた場合法人運営が困難になる。
- 制度上、収益事業ができない訳ではないが、現実には公益事業のみを行っている場合、原則論の収支相償だけを求められると組織運営上難しい。所謂「儲ける」ということでなく全体収支のうち10～15%相当額くらいは公益法人だとしても健全な組織運営をしていくための「社会的必要余剰」として認めて。
- 事業拡大＝会員への支払額も増加する中で、運転資金が枯渇し事業運営が成り立たなくなる恐れがあるため。
- 公益事業を実施する場合においても財源は必要であり、事業変動に備えての剰余金は必要。
- 長期的な事業の継続が困難になる。
- 公益目的事業の継続的運営が不安。
- 小規模な公益法人は、将来的に破たんしてしまう恐れがあると思う。
- 公益事業のみを行っている団体として、事業の拡大・発展、又、円滑な事業運営を図る上での阻害要因となる懸念がある。
- このままでいくと、将来いつかは財産がなくなってしまうから。
- 事業運営上の制限が厳しすぎること。
- 単年度で収支相償を図り続けることは、実質的に赤字経営を継続することと等しく、健全な法人経営とは言えない。
- 毎年安定した収支になる事が無い。赤字になった場合の財源の確保が難しい。
- 主力事業で黒字が出せないと、経営が不可能になる。実に馬鹿げた基準である。
- 使途の透明性が確保されていれば収支相償は無意味。区分経理をしているのだから、それぞれの財産に明確に管理されるのでは。
- 将来にわたり収支相償で組織維持ができるかどうか不透明。
- 寄附を前提として成立つ制度だと認識しているが、寄附が見込めない中、小規模団体での赤字の運営を余儀なくされるため、法人崩壊につながると考えている。
- 収支を０とするのは難しく、また、法人運営についても経費が必要である。このままでは、事業の継続が危ぶまれる。
- ９０%以上が公益事業で、組織運営のための財政基盤の強化が図りにくい。
- 収益事業のない団体は成り立たなくなってしまう。
- 組織を維持するためには、公益事業であっても利益を得ることは必要。
- 単年度ごとに赤字決算が求められることの不合理性。法人の維持のために中・長期的な経営計画がどうしても必要になる。

- 指定管理者制度の施設で、利用料金制度を導入されてしまうと利益を出さなければ法人の運営が成り立たない。
- 資産が減少する一方で、年々資金繰りが厳しくなる。
- 公益事業であっても全体として採算がとれているかが重要と考えることから、全体として累計で赤字となっていないか、累計で赤字となる見込みはないかをポイントとすべきでないか。
- 本団体の事業の大部分を占めるのは、公益事業である教育・研究・学術関係の資料収集・出版事業であるが、国等からの助成を受けることなく、自己収入によってこれを運営している。事業運営は、公益事業といえどもコストがかかるのは当然であり、これを収支相償の枠に収めることは経営体としての成立が難しくなる。特に公益事業を拡大しようとすると、公益事業比率が上がることとなり、収支相償の枠によって、ますます経営が困難になる。運転資金である有給財産の保有制限もその枠が狭く事業運営に支障をきたしているので、団体の事業を形態を考慮し大幅な基準緩和をしていただきたい。また、公益目的財産の特定資産としての債権運用をしているが、その運用益の収入見込みは法人移行前の時期の債権相場を見込んで運用益を推算したものであるために、昨今の安倍ノミクスの債券相場により、短期的には運用益が増加し収支相償制限を超過した。小規模団体の決算においてはわずかな変動も当該制限に抵触することもあるので、もう少し制限枠を広げる必要があると考える。
- 公益目的事業は、補助金、助成金等明確な資金を原資としており、また、共益等事業は規模も小さくかつ利益を目的としていない、公益目的事業の補完的な事業であるので、収支相償の判断の結果、少額でも公益目的事業の拡大に充当することになり、公益目的事業費が毎年流動的なものとなる。収支相償という考え方が、果たして公益法人制度になじむものなのだろうか。
- 事業を継続するためには収支相償はありえない。
- 公益目的事業だけを行っている法人にとっては、収支相償を継続すれば、最終的に運転資金がなくなるため、収支相償の黒字額の一定割合を運転資金として保有することを認めるようにしていただきたい。
- 将来にわたり法人の安定的運営を維持するために、一定程度の留保資金は必要。
- 将来、公益法人の存続が難しくなる。
- 公益目的事業比率が高いため、収支相償基準が法人経営の大きな足かせとなっている。
- 収益の考えかたにも色々あると思うが、組織の継続した健全運営を考える上において、常に赤字又はプラマイ０を求められたのでは単期の大幅赤字が発生した場合の補填ができず、最後には資金が底をつくのではないかと不安になる。

- 国や行政庁からの補助金等をほとんど受けていない社団、ましてや収益事業を行っていない団体にとってその概念自体に疑問を感じる。
- 公的な安定した援助もないところで、自助努力だけでは限界がくる。公的援助のある団体との区別化が必要と考える。
- 公益事業部門の事業拡大のための資本蓄積が難しい。
- 事業組織は生き物である、ゼロになることはあり得ない。
- 公益法人だからといって、黒字ではいけないというのは、おかしい。どこも企業努力していると思うので、大幅でない限り、許容範囲があって然るべきかと思われる。
- 赤字でなければ公益目的事業といえないのか。
- 将来的な運営資金の確保が難しくなる為。
- いかなる公益事業でも赤字では、運営継続は困難。
- 収支相償をクリアすることに困難はないが、収支は必ずマイナスになる。現在のところ問題はないが、将来的には財団の安定的な運営に支障をきたす可能性があると懸念している。
- 事業の永続性、継続性に支障がでる可能性
- 公益目的事業の遂行度・充実度を（ほぼ）単年度の収支のみで判断するため、事業執行が拙速になりがちで、事業の柔軟性、継続性に関して阻害要因となっている面がある。
- 事業に継続性があるため単年度での収支判断は不合理(また、支援団体の会計年度と当団の会計年度に差違がある)。
- 収益事業を持たない場合、毎年度の収支をマイナスで続けた場合、いずれは財産資産を食いつぶすことになり、財団運営が立ちいかなくなってしまう。
- 法人の持続性、発展性を否定する考え方である。
- 毎事業年度、原則赤字では法人として存続できない。前年度の黒字だけ反映して、赤字を反映していない。黒字額は、一定範囲内で許容すること（数%以内など）。
- 趣旨は理解できるが、財団の永続的な活動のためには、一律に基準を適用することには問題があると考える。
- 長期的な経営視点にたってない。
- 収益を上げることにより、より多くの公益事業を行えるのに、その芽を摘むことになっているから。
- 本質的には財団の存在の否定に繋がる。
- 収支相償＝公益法人とは思えない。運用面での充実を求めたい。
- 赤字が続けば解散となり、黒字が多いと詳細な説明が求められる。規模等からある程度のアロワンスを示して欲しい。例:事業費100百万円であれば、±10百万円(10%)は詳しい説明は不要とするなど。

- 当法人は公益事業のみを実施しているが、そのような団体にとって収支相償をクリアしながら健全な財政運営を行いながら、長期的な展望をはかることは困難ではないかと思います。
- 当財団のように公益目的事業のみで収益事業がない財団にとって収支相償は縮小均衡しかなく、是非緩和してほしい。
- 制度自体に矛盾を感じるため。
- 法人が永続する前提に立つとき、何らかの内部資金の積み立てが必要。寄附金などあてにできず、金利は低下しておる一方光熱費等は上昇しているような環境の変化に対応する必要がある。
- 公益事業のみの活動であれば、赤字が累積・拡大すると管理費を含めた運営資金がいずれ枯渇する。
- 法人運営の点で課題があるので。中長期的な法人運営がむずかしくなる。
- 法人としての成長・拡大を制約しかねない。適正な管理運営の視点は必要であるが、法人の成長→公益事業の推進拡大も又重要なフアクターと思われる。
- 不当に利益を上げる必要はないとしてもゼロまたは赤字としなければならない必要性は感じられない。
- 財団が将来的に発展していくための原資を制限するから。
- 収益事業や多額の寄附金収入があるならともかく、基本財産の運用収入や利息収入のみ（それでも「適正妥当と思われる範囲での収入に限る」といった制限は必要であろうが）で活動している場合には、この基準は事業活動の破綻を招く障害となりかねない。小さな財団にとって、事業活動の継続に備える（妥当な範囲内での）預金などが「なぜダメなのか」と言いたくなる。
- 長期的にみて、資産が実質的に目減りしてゆくしかない。
- 事業体として収支差としての利益が生ずる年度があるのは健全な状態。
- 入るを計って出るを制すが経営の基本。収入を全部消費していては、安定的経営が難しくなる。
- 赤字もしくは０という考え方は団体運営にはそぐわないと考えるから。
- 収支プラスを認めないという事業運営は、健全な公益事業遂行の妨げになる。特に当財団は公益100%であることから不当性を強く感じる。
- 財団活動の活力が削がれる印象あり。
- 制度と考え方自体がナンセンスと思われます。いかなる法人も赤字を前提に内部留保も出来ない制度では存続出来ません。
- 収益事業がなく債券等の運用益を財源として助成を行っているが、昨今は低金利のためやむなく外貨建て債を中心としているため為替変動により収入が支出を上回ってしまうことがある。それに支出が常に収入を上回るような事業を継続すればいずれ運営が立ち行かなる懸念がある。

- 公益目的会計と法人会計しかないところは、限りなく経常収益はマイナスをたどり、運営していけないのでは？
- 最終的に資金ショートに陥る。
- 基本的に赤字が推奨されることが正しいことか疑問。
- 不安定な財源の財団には、厳しすぎる基準である。赤字しか認めないのでは、将来展望に不安が残る。
- 収入と支出を全く同じ額で保つことは非常に難しく、仮に利益を出さぬよう若干の赤字決算を続けた場合、財務上財団の存続が危ぶまれるため。
- 公益事業の積極的な実施には予測不可能な要因もあり、短期（１年）的な収支相償の決算は困難である。法人運営上、財政的に先細りとなる。
- 過度な現行制度下においては、公益法人の今後の事業拡大や永続性にとって支障が生じるため。
- 継続的、安定的な達成は困難。
- 新制度は国税当局の主張、考え方が強く反映しているという印象だ。公益事業が伸び伸びと運営できない状況に追い込まれている。・事業の安定性の観点から、緩やかな規制を望む。
- 支出が毎年上回る「マイナス経営」で、将来の運営が成り立つものか、疑問である。
- 収支ゼロばかりにすればいずれ運営に行き詰まる。
- 毎事業年度ごとの収支相償の判定は法人の事業実態にそぐわない、公益目的事業を拡大し受益者を増やすためには、事前に相応の内部保留ができなければ、法人の体質弱体を招くものと考える。
- 収支相償または収支赤字だと事業が先細りになる。
- 収益事業を営んでいない協会としては、協会の継続性と矛盾すると思われるため。
- 公益事業でも運営のため、利益は必要。
- 公益事業を拡大継続するためには収支を黒字にすることが基本である。それを良しとしない施策は妥当ではない。
- 収支相償が公益事業を継続していく上で、不安定要素となる状況が考えられるため、法人が事業継続し続けることが可能となるよう利益の使途を限定した黒字化を認める公益法人基準を制定していただきたい。
- 赤字が続けば法人として存続できません。一般企業であればゴーイングコンサーンは当然であるのに、公益法人だから赤字というのは理解できません。法人が存続できなければ、どんなに高い評価を受けた事業であってもできなくなり、多くの人に影響が及ぶことになります。
- 財務基準の脆弱な団体にとって、この基準を満たし続けることは、団体としての存続を危うくする可能性がある。この基準を適用する場合においても、複数年度単位で適用すべきである。

- 基準を遵守すると縮小均衡に陥ってしまう。
- 本来、収支が黒字であることは財団運営にとってプラスであるから。
- 公益目的事業しか実施していない財団は、毎年収支相償を成立させ続けていくと、赤字が膨らみ破たんとなる危険性がある。
- 公益事業を担う事業体の発展を阻害していく可能性あり。
- 趣旨が全く理解できないわけでは無いが、法人の永続的な事業継続に支障あり。
- 利益が出なければ事業の拡大や法人安定的存続ができなと考えるため。
- 正味財産が減少していき財務体質が悪化する。
- 収支相償の考え方が「収支０か赤字」でなければならない、となっており、「収支０」は実務上不可能。赤字を続ければ繰越金を取り崩すことなり、やがては法人が存続できなくなるのではないか。
- 収支相償の原則に基づき運営はしているが、本来、マイナス決算となる事業は運営が成り立たなくなっていくのではないかと思うため。
- 事業縮小になる恐れがあり、事業運営が厳しくなる。将来の運営に不安がある。
- 独立採算制の法人にとって不適当と思われること。
- 収支相償により、法人運営費が減り続けること。
- 公益法人の活動を抑制させる机上の空論。
- 収益事業が赤字であるため、資産が減少していく。
- 事業の継続性が難しい。
- 常に基準をクリアすると、健全な財政状態を維持することが困難となるため。
- 収支相償の基準を重視しすぎると、収支相償自体が目的となり、公益法人の目的がおろそかになりかねない。また、新規事業を行いたくても、認定まで時間が掛かり過ぎる。
- 収益事業、もしくは寄附、補助等がなければ、運営は先細りとなる。
- 公益財団法人の運営を硬直化させる。
- 収益事業の規模が小さい又は公益目的事業しか行っていない場合、収支相償が続くと、いずれは事業が成り立たなくなる。
- 財団の収支がわかりにくくなっている。また、黒字になってはいけないということで、財団の永続性に不安がある。
- 長期的な事業存続が難しくなる可能性を持っている。
- 収支相償あるいはマイナスの決算を続けて行くと、財団として安定した経営が成り立たない恐れがあるため。
- 法人の継続性と矛盾している。
- 寄附金のみが収入のため毎年の収入が保証されない状態で利益を次年度へ残せないのでは将来的に事業が継続できるのか不安である。
- 収支相償を続けていくと、法人が存続できない。

- 公益目的事業＝収支相償で無ければいけないという理念が分からない。公益目的の事業内容によって、又、年度によっても収益が費用を上回る場合も出てくるのではないか。
- 収益事業のない法人において、収支相償を求められると運営の継続が不安である。
- 収支相償を守る限り、公益法人の財産はいつかは枯渇してしまうことになるから。
- 公益団体の公益目的事業は多くの分野に渡って行われている、収支相償により赤字をつづければ事業の発展、拡大、柔軟な対応ができない。(特に設備投資)収益事業より繰り入れを行う考え方も、収益事業が必ず黒字になるとは限らない。公益事業が黒字となった場合、認定基準にあるように認定基準違反となるような表現とならない処理方法を考えていただきたい。また、別表(A)にある、第一段階、第二段階の処理、また、積立金の取り崩しを収入にカウントする処理など運営しづらい基準となっている。
- 公益目的事業だからと言って、収支相償をクリアしなければならない制度は理解し難い。
- 寄附を得にくい法人にとっては、法人運営の先細りが避けられなくなるため。
- マイナス予算を組むことは法人として成立しません（収益事業を行っていない）。
- 事業が縮小均衡に向かうことが懸念される。
- 収支残高がゼロ円以下では、いつか事業が出来なくなる。
- 毎年、収支相償を維持していくことは、現実的ではないと思う。
- 団体の存続性が見いだせない。
- 公益事業のみの団体には一定の黒字を認めていただかないと、財産が目減りするのみで、将来的に団体を維持できなくなる。
- 決算で収支差額が０円は奇跡なので、実質マイナスにするつもりで事業の執行をしなければならない。収益事業を行っていない場合、いつか財政破綻をすると思う。
- 基金等の財産が減少する。
- 事業を継続的に実施していくという責任を負っている以上、公益法人であっても利益を出していくのは当然と考える。また「予算は全て使い切る」というお役所的な思考を反映しているようで違和感を覚える。
- 収益事業を行っておらず、また多額の寄附を得ることもできず、法人会計もプラスにすることが現実的には無理なため、何れ基本財産を費消し、かなり将来のことではあるが、最終的に財団の解散をも考えなければならないため。
- 当財団は収益事業がないため赤字になっても公益事業に補填できず、かといって黒字にもできず運営が困難である。
- 収益事業のない当財団では、赤字分の補填が困難なので先々事業運営が困難になる。
- 財務基盤の脆弱化を招く。

- 公益事業の永続性を確保する為にも収入の増加と支出の抑制は必要であり、法人活動の未来を否定している。
- 公益事業で赤字ということは、いずれ財政破綻します。収益事業は人件費の関係で、そうそう利益が出ない。
- 収益事業を行っていないため、将来的に資金が枯渇する恐れがある。
- 収入を伴わない自主事業（公益事業）をやればやるほど基本財産を取り崩していくこととなり、存続が難しくなる。健全な事業運営といえるのかどうか疑問である。
- 長期的な視点において、財団の持続的運営に影響を及ぼす。
- マイナスが続くと協会自体の存続にかかわるのではないか。
- 法人の財務体質を弱体化させる（根本的な原理に反する）。
- 公益目的事業費率の割合が高い団体においては、終始相償をマイナスにすることは、団体の存続に関わるため。
- 公益法人はゴーイングコンサーンであるべきであり適正な利益を出して適正な額の内部留保をし将来に備えるために収支相償原則は矛盾する。
- 収支相償の継続は、法人財政基盤の危弱化につながりかねないと思う。
- 法人の存続に及ぼす影響が少なくないから。
- 事業を継続的に行ってゆく上で課題が多いと思う　（縮小均衡になりがち）。
- 補助金、税金等公的資金を受けていない民間の公益法人に赤字運営を強要するのは理解できない。20年度会計基準で継続事業の前提に関する注記（ゴーイングコンサーン）を要求していることにも矛盾する。民間の財団は自らの財産をもとにしており、基本的に黒字でなければ事業の永続化は不可能。公的資金を原資とする法人と同様の基準を一律に適用することは不条理である。
- 公益法人の持続的、安定的な運営を阻害するものであり、運用例等の緩和措置も分かりづらい。剰余金の使途、金額等を問題にするのであれば、別の基準でチェックすれば可能である。
- 公益目的事業が赤字または収支トントンでなければならないということは、将来法人の運営に行き詰まる。
- 質問3の回答に同じ(・法人法第129条第1項の規定が困難〈理事会と評議員会の間を2週間以上開ける〉)。・収益事業がないので、収支相償のために毎年自主財源から充当する必要がある（収支0は事実上困難なので、マイナス決算にする必要がある)。

2）モラルハザードを招来（33件）

- 当年度発生したプラスは、翌年度以降、事業の拡大等の目的で使い切らなければいけないが、その使い道がはたして妥当かどうか…。無駄使いも発生しているのでは

ないかと思う。実際、当法人も剰余金があり、事業の拡大等で支出したが、この状況が数年続くと使い道さえなくなってしまうと思う。でも、解消しなければいけない。では、どうするか…。きっと無駄遣いはあると思う。これが正当な基準でしょうか？

- 経費節減を図っても、内部留保できず、経営努力をすることが否定されているように感じる。
- 収支相称はシルバー事業では妥当でない。資金の無駄遣いになっている。
- 収益事業のない団体であり、努力して寄附金等を集めて、期の途中で収入が増加した場合でも予算外支出を強制される制度であり、妥当とは思われない。
- 形式にこだわりすぎているように思われる。団体自身の事業推進意欲をそがれる。
- 営業努力が実る形にしてほしい。契約実績が上がっても、収支相償で、無駄な消費をしなければいけない。
- 法人としての経営改善努力行為に対しての否定感。法人運営継続に対しての不安。
- 毎年度収支相償となると、無駄な支出をすることが必要になる。後年度の赤字リスクに備えるなどの方法が必要ではないか。
- 収支相償のための支出。運転資金不足の不安。
- 年度当初予算の収入もあくまで「見込み」である。収入が大幅に減となった場合どうなるのか？余剰金を翌年度解消というが無理矢理事業を行ったり購入したりで無駄遣いとならないか？
- 法人の経費節減努力が反映されない。
- 残さないために無駄使いをしてしまう。
- 運営努力等により支出を抑えた場合、収支相償に適合しなくなる場合がある等努力が報われない。
- 収支相償を実現するために無駄遣いをする場合がある。
- 組織内部の財政改革の努力が反映されない。
- 法人としての安定的、継続的な活動を阻害するとともに、健全経営に対するモラルハザードを引き起こしかねない。
- 収益を黒字としないための不要な業務が生じる。
- 工夫、努力により効率的な支出をして生じた剰余金も、何とか使わなければならないこととなり、不要な事業への支出につながる恐れがある。
- 公益事業事務執行にあたり、節減等に努めた結果、収入より支出が下回ることがあり得ることから妥当とは思わない。
- 法人を運営するうえで、採算観念が希薄になる。
- 経営努力をいくらしても　損益の予算と実績には乖離がり　予想以上の利益または損失が出るのは常識。
- 経営努力が報われない側面があるため。

- 追求すべきコストパフォーマンスへの意識が鈍くなるのではないかと思われる
- 国などの大きな団体と地方の小さな団体とでは格差があり、ある程度余剰金の確保が必要である。収支相償をクリアするための経費の支出になる傾向があり、将来的に先細りとなる。
- ２事業とした場合に、事業の財源に偏りがあると、第一段階でプラスとなることがある。全体で見ればいいのではないか。・節約の美徳が失われる。・マイナスにしなければならないという制度が理解できない。
- 収支相償を満たすために、無駄な出費となるきらいがある。遊休財産の保有制限があるにも関わらず、剰余金が積み増しできない理由が分からない。
- 公益事業を効率的に取り組んだ結果の利益を政党に評価すべき。
- 質問 3-1　で記載しましたが一収支相償 本当の悪法と思われます。　収入はその年の公益事業にすべて使いなさいというばかげた法律は一刻も早く訂正して頂きたい。年度末に残ってしまった金額は収支相償にしなければ、内閣府を通過できないので、特にやる必要もない、あるいはあまり意味のない事業を行い支出するケースは出てくると思われる。大切なお金を無駄にせず、社会に貢献する公益事業に使用すべきと思われる。
- 予算の使い切りなど、不用な支出を誘因するおそれがある。
- 黒字とならないよう執行するため経費節減意識が低くなる。
- 収益事業を行っていない法人は、いずれ運営が困難になる。・収支相償をクリアすることが前提となり、不要な経費を捻出することがけねんされる。
- 当財団は、受取寄附金のみによって運営しているため、収入と支出の間に直接の相関関係がなく、基本的に、収支がバランスする事はない。受取寄附金が支出を上回る年度があっても、収支を一致させる事を目的として、剰余分を無駄に費消したり、無理に特定費用準備資金に計上するのは適切ではなく、収支相償の考え方自体、妥当とは思えない。
- 企業努力として収入が多くなった場合に、収支相償を満たさなくなるため、不必要な支出をしたり、収入増の努力を怠ってしまうことに繋がる。

3) 単年度主義はおかしい（69 件）

- 単年度毎に、収支がゼロまたはマイナスを厳守するのは、法人運営上、厳しいものがある。４～５年での収支相償が望ましい。
- 単年度での判定であり、一時的な収入増でも無駄に消化せざるを得ない。運営の実態に合わない。
- 年度によって収支が違うので、単年度のみの判断は、不都合。

- 公益目的事業４本で、認定を受けたが、４つの事業の中で個々に収支相償をとることが難しい年度が出てきてしまう。特定費用準備資金を設定して凌いでいるが、第２段階だけにならないものか。あるいは、例えば５年単位で、中期的な収支相償をとることを認めて頂けないか、と思うからである。
- 単年度の収支結果を重要視しすぎである。また、都道府県により決まりごとのバラつきがあるように思える。
- オーケストラ運営においては、基本的に赤字運営になりやすく、毎年の黒字化は大変厳しい。良い年と悪い年があるので、収支相償でない年があってもよいのではないか。
- 毎年状況が変わるのでやりにくい。
- 単年度ではなく５年程度の期間で判断してほしい。資金繰りの面でも厳しいものがある。
- 一般正味財産の部が単年度赤字でないといけないのは不当。事業報告のひな形や公益認定の手引きではたまたま、ある年度で(一般正味財産)が黒字になっても翌年度、解消すればよいくらいの書き方であるが、内閣府の担当者に直接話を聞くと「単年度黒字、即認定取消」の話をされる。収支相償の基準、要件をもっと具体的にわかりやすく示してほしい。
- 単年度の黒字を認めないうえ、前年度のプラスのみ加算し、マイナスは繰り越されない点。
- 収支相償が単年度判断で行われるため事業の規模年度変動への配慮があまりなされていない。
- 収支相償を意識するあまり、本来なすべき公益目的事業に制約がかかり、弾力性を失ってしまう。その年度の事情によりどうしても収支相償の達成が困難な時もあり、もう少し幅を持たせたスパンの中での収支相償の基準が設けられないか。
- 複数年度にわたっての事業計画を策定しづらい。また予算を使い切ること（収支相償をまもること）が優先され、役所的な予算執行になり、効率的な経営とは言えない。
- １年ではなく複数年でみてほしい。
- 毎年の一定の収益が担保されない中では、中長期を見込んだ貯えはある程度必要だから。
- 年度によって収入にある程度のばらつきがある中で、その収入の範囲内で最大限の事業を実施しているが、収支均衡を図ることは非常に難しい。収支相償を単年度で判断するのではなく、複数年を総合的に判断するべきだと思う。
- 複数年数の収支状況を対象に適合性を判断して欲しい
- 単年度結果ではなく、中期的収支相償にしていただきたい。
- 年度により事業実績に差異があるため。

- 公益事業は単年度事業ではないので、年度によっては収支がプラスになる場合も多い。
- 単年度での収支相償の判断は、妥当と思わない。
- 単年度では難しい。
- 法人運営をするうえで、長期的な安定経営をするためには、単年度で収支を判断するのは合理的でないため。
- 単年度で「収支相償」でなく、5年間の「収支相償」にすることができないか。
- 単年度ではなく、５年間の収支状況で判断して欲しい。②財政安定化資金の設置を認めて欲しい。
- 年度毎に事業量の増減があるので、調整のため繰り越しを認めてほしい。
- 契約金に伴う事務費収入は変動しており決算の見直しがたてにくい。また収支相償を気にすることで事業の活性化が鈍る恐れがある。
- 事業年度ごとにではなく、数年間の収支状況を対象にしてほしい。
- 資産運用収益によって多くの公益目的事業を運営しているため、金利の上昇や増配により予想以上の利息や配当を得ることがあるため。中長期的に判断する必要があるのではないでしょうか。
- 事業年度毎に収支相償を実現するのは困難。
- 年度により収支の変動がある場合の扱い、黒字が認められない点
- 単年度収支で行う事業だけ行っているのではない。遊休財産額の上限規制だけで良いと思う。
- １）ある程度の余裕は必要であること、２）事業内容によっては一定の期間での判断が必要であること。
- その年度により、事業費の額が違うこと。
- 事業年度ごとの収支相償を基準とすると、年度によっては運転資金の確保が厳しくなる場合もあるため、事業年度ごとではなく例えば５年間の収支状況を対象に適合性を判断するといったことはできないか。
- 年度によって変動があるため。
- 現実の事務体制、能力も含めて考えると、単年度での収支相償は非常に大変。複数年若しくは5年間程度のスパンに拡大できないものでしょうか。
- 単年度で評価されること。
- 単年度での収支相償は、中期的な視野での事業運営に支障が生じるおそれがあるため。
- 単年度毎に収支相償をチェックされることと、収支相償を満たすための、特定費用準備資金の積立手続きが煩雑である。
- 年度によっては収益が超過し、収支相償を満たせない場合があるので、収支相償を数年間の実績で判定するなど、判定方法の柔軟化を希望する。

- 単年度での収支相償は、長期財団運営視点から問題です。
- ５年程度の期間での収支相償を基準とするのは妥当と考えるが、単年度での相償を問うのはいかがなものか。無駄な支出を助長しかねない。
- 年度による収支のアンバランスにより、単年度では黒字になることがある。
- 持続的な活動を可能にするためには、単年度での厳格な収支相償は望ましくない。
- 毎年収支相償では運営していけない。
- 年度によって収入（運用利回り）が違うので、思いの外利子が多く入ってきたときに不都合。
- 年度によっては条件を満たすのが困難なことがある。
- 単年度決算主義で剰余金を次年度の公益目的事業等に使用することが公式には認められない。また、複数年度にわたる助成事業に関しては、計画通りに事業が進行しない場合に、収支相償がかなわないケースも多々発生するため。
- 無理やり赤字の運営をせねばならないこと。複数年での調整など自由度を持たせてほしい。
- 毎年度の事業を安定的に行うことが望ましいのに、収入が毎年度必ずしも確実に確保できるとは限らない。単年度ではなく、複数年度で収支相償を考えるべきである。
- 収支相償にすることで、持続可能な事業を行うための財務基盤が作ることができず、組織が弱体化する。その結果、組織消滅のリスクが高まる。
- 収支相償の判定が単年度でおこなわれる。
- 単年度主義に陥りがちである。規模を拡大しづらい。
- 本財団の収入に関する性格上、単年度での収支相償は妥当とは思わない。
- 現状維持のみで、事業の拡大・改革等の余裕ある計画が作れない。・単年度ではなく複数年度で判定する方がよい。
- 収入も支出も、毎年一定ではない。収支が黒字になることも赤字になることもある。収支相償の考えは理解できるが、単年度に限定するのではなく、５年とか長い期間で見てもらいたい。
- 中期的な考えとしては理解するが、単年での管理は困難。
- 複数年度の収支状況により、適合性を判断すべき。
- 積立金「財政安定化資金」の設置を認めるべき。
- 収支相償の趣旨は理解できるが、原則単年度で収支バランスを求める現行基準は、法人の健全で安定的な経営を阻害する部分があると思われる。
- 収支状況は年度によってバラツキがあるので、単年度で評価することは妥当でないと思う。
- 収支相償の考え方は妥当と思うが、事業を行っていく間には単年度達成できない年もある。それを定期提出書類で報告、行政庁の質問に答えていかなくてはならない。いずれにしても公益目的事業の財産としかならないわけだから、将来の事業継続の

ため、ある程度の積み立て等、何らかのルールにより積み立て等を認めるべきと思う。
- 単年度の収支のみで運営を考えるのは現実的でない。
- 収支相償の適合性は単年度ではなく、複数年度で判定できる形の方が望ましいと思う。
- 実施事業、法人自体の継続性を考えた場合、ある程度の内部留保も必要であり、そのため、単年度黒字を認めてもらえなければ、事業実施上、柔軟な対応が取れないことが懸念される。
- 単年度でなく、複数年度で判断してもらえるのであれば妥当と思う。
- １年間という短期的なレンジでの判定であり、また、資金の少ない新設法人では剰余金をある程度確保しておかないと事業継続性が厳しいため。
- 【質問 2-2】と重複する(やはり収支相償で事業活動が制限されることが大きい。移行認定後も収支相償が維持する必要があり、小さい事業所で多少なりの蓄えがないと、何かあった時に事業所自体が潰れてしまう)。

4) 財務体質を脆弱にする（154 件）

- 募金(寄附金) を主な収入としている団体では、募金活動を活発化することで剰余金がでる。設立目的と矛盾する面がある。
- 内部保留できない為、自己資本が脆弱な法人が体力をつけることができない。遊休財産の保有制限額までは収支相償の制限を無くして欲しい。
- 当法人のように収益事業を実施していない法人にとって財政基盤を不安定にする。
- 年度間の収支の調整のため、一定の黒字を確保したい。
- 安定的な経営を維持していくための運営資金の留保ができない。
- 「０以下」というしばりが厳しすぎる。ある程度の剰余金を認めてもらいたい。
- 収支相償の意味は分かるが、公益事業を行う上である程度の運転資金的剰余金の上限は必要ではないでしょうか。
- 運営上余裕が無いシルバーは難しいと思います。
- 将来の運営基金の積み立てに回せない
- 将来の安定した組織運営のためにも積み立ては必要
- 原則的には収支相償は妥当と思っているのですが、法人が継続して安定経営ができる程度の正味財産（固定資産を差し引いた額がセンター運営経費の３ヶ月程度を想定）が認めていただけないと安定した運営が出来ない。
- 公益法人になる前の運営資金は、年間総費用の１２分の１とされていた。この方が良かったと思う。ある程度の資金も必要と思う。

- 一定の蓄えがないと、将来的な存続、運営に不安。また、遊休財産の保有制限と関連性が少ない。
- 年々運転資金が減少し、資金がショートしてしまう。
- 小規模経営なので安定性にかける。
- 組織が健全に存続するためには、若干のオーバーは必要だと思う。
- 事業収入で運営している団体であり、毎事業年度の収支が変動しやすいため、赤字になった年度の運営資金として剰余金を留保したいと考えるが、公益目的事業で発生した剰余金を使途を特定しないまま保有することができないため、将来的に安定した事業運営ができなくなるのではと危惧する。
- 当社の事業は雇用関係の業務ではないため、仕事の打ち切り等が発生すれば、直接収入が減り相償が難しいと思える。また、結果的に仕事量が増えれば収支が増となり、その額を計画的に支出するということも継続的事業からみると難しくなると思える。
- 次年度以降の事業運営に使用できる資産確保ができない。今後に不安がある。
- 弱小シルバーは、ある程度の（たとえば 50 万円位）の黒字までは許容範囲として考えていただき内部留保も上限が決められておりますのでその辺までは、自由で積極的な活動ができるようにしてほしい。収支相償だと貸し倒れが出た場合とか、特別な損出が出た場合とか何か新しいことを始めようとしても資金確保やその対応が難しい。事務費の値上げとか人件費の引き下げとの対応となると思われますが負担がかかる。
- 事業実績は常に変動する為、財政の見通しが困難。ある程度のプラス幅が必要。
- 不安定な収入源を補うために、繰越金を発生させてまさかのときに備えたい。
- 長期継続で事業を行うためには、多少なりとも翌年度への余剰金（繰越金）が必要。毎年度ごとに収支相償を求められるが、毎年度「収入＝支出」などということはあり得ず、現実的ではない。
- 安定した法人運営を行うためには、ある程度の運転資金は必要となるため、一定額の剰余金は認めるべきではないか。
- 本会は国・県等からの補助金・助成金収入はなく、主として正会員費収入を財源として公益目的事業を実施している。収入が支出を上回った場合、その金額は些少であり、余剰金使途については次年度予算に繰り入れることが必要である。本会のような小規模団体と多額の国庫補助金・公的助成金等を収入源として事業を実施している大規模団体とを区別した会計制度を設けてほしい。
- 受益者の立場では公益的事業は長期間継続されなければならない。安定的に継続するためには収入が減少する時期に備えて、費用を上回る収入を確保する運営が必要と思われる。
- 余剰金の一定額については、積み立てできるように。

- 補助金削減の中、自己財源の確保をしなければならが、将来に備えての財源を確保しにくい。
- 収支相償はある程度幅を設けてほしい。
- 資産運用に融通性が確保できない。
- 一部を運営資金として留保できる仕組みがあればよい。
- 新規の公益事業に向けた資源蓄積は必要であり、ある程度の収支差プラスは認められてよいと思う。
- 認定法第５条「財務状況が健全であること」と矛盾する。特定費用準備資金が当該事業のためにしか使えないことは、健全な事業運営が出来ないことを意味している。悪法である。
- 社団法人時代、企業並みの経営を行い行政の補助金から独立するような経営指導があったが、公益法人では収支相償ということで、赤字でも構わないようなことが言われるが、赤字を出した場合に誰が補てんしてくれるのか疑問である。行政の補助金を頼れば永久に独立した経営はできない。
- 赤字の補填ができない状況により、安定的な運営が確保されない。また、複数年度にまたがる事業もあるため、単年度での判断は妥当ではない。
- 事業運営の安定化施策として、年度の余剰金が派生した場合、現在、検討中の「財政安定化資金」を設置の上、そこに積立出来るように希望する。
- 運営資金として一定額の正味財産を確保する必要がある。その為、柔軟な基準とすべきだと思う。
- 新制度下になる１年前から、収支相償にするため、公益、共益、法人の会計の偏りを正すためにかなり苦労したので、現在は苦労せず、収支相償となるけれども、突然何かあった場合には対応できない余裕のない会計になっている。
- 一定の運営資金の留保ができない。
- 会費の収入が安定していないので、保有財源の確保が必要である。
- 事業の永続性を勘案した場合、必要以上に経常収益と経常収支のバランスをとることが求められていると思われるため。
- 団体の安定的運営が困難になるため。
- 多少の利益が出る年があってもよいのではないか。
- 事業によっては、必ずしも収支相償とならない場合も有り、結局は合わせる為の操作が行われる。自然でない。
- 公益事業＝収支相償と割り切られては事業が非常にやりづらい。事業が公益と認められれば、例えば収益が出た場合は課税対象とするなどの弾力的な対処を行うことで、必ずしも収支相償にこだわる必要はないと思う。
- 柔軟な事業企画や運営に手間が多くなる。
- 団体としての安定的な運営を考えた場合、妥当とは言えないと感じている。

- 将来の収入不足に備えるために余剰金を取っておきたいが、その手続きが面倒で、事実上できない。
- 柔軟な事業運営の妨げになる。赤字でなければならないという考えはおかしい。
- 収入の半分は、寄附金収入であり、年度により一定しないので事業計画も立てにくい。
- 会費収入等は事業年度毎に変動があり、収入見込額予算との差異が生じるため。
- 当財団は、寄附された株式の一部を売却して為替が絡んだ債権等で運用しているが、年によって収入に大きな差がある。よって、奨学金給付等を行っているが、安定的な事業運営が困難である。
- 改めて論ずるまでもなく、公益事業の促進に必要な所要資金の調達と運用にアンマッチングが生じるのは当然。この前提の中で、法律により「収支相償」を基準とすることで、公益事業の推進に影響が出ていることを公益法人は皆感じているのではないか。
- 財団の安定的存続を考えた場合、企業における内部留保に相当するものは必要である。
- 保有する株式の配当金が主な収入のため、配当金の減少に備えて安定的・継続的に事業を運営するための資金が保有できない。
- 運用収益等収入の不確実性が加味されていないと思われるため。
- 長期安定経営のための内部留保が進まない。
- 現実の事業活動とそれを賄はなければならない予算において現実的でない。
- 財団運営を健全に永続的に行うに当たっては、少なからず剰余金が必要であり、収支相償はあり得ない。
- 収支相償の必要性に疑問を感じる。活動拡大の足かせになる可能性が高い。
- 株式配当金等の運用益が年度により変動があり、収支相償が取りにくい。
- 正味財産の減少につながるおそれがある。
- 運営の持続性を考慮し、会計規模に対する剰余金の保有上限を定めればよいのではないか？±０は運営上リスクが高すぎる。
- 予算規模等に応じて、柔軟な対応ができるようにしてほしい。
- 質問３の様に事業プラスになる場合があり、それが必ずしもＮＧとはならないと考えます。よって、プラスも一定の範囲で適合を設けても良いと思います。
- 事業活動が制限される。やはり若干でも利益を得る方向でないと、毎年、赤字が続くと苦しい。
- 公益事業のみを行っておりながら、特に資産運用により年度ごとにばらつきの大きい収支を相償させることに悩まなければならないのは、全く納得がいかない。
- 年度によって収支には変動がある。公益目的事業比率や遊休財産の保有制限により、十分に制限されているのではないかと思う。

- 寄附金がいつも一定とは限らない。事業計画を立案して、収入が不足すると実現できないし、多すぎると遊休財産として没収されてしまう。
- 事業の性格から事業費支出が年度ごとに当初予算どおりとならず、多少の変動が生じることはさけられない。また、当期経常増減額がプラスであってもプラス分は必ず次年度の公益目的事業で支出されるため、プラスが生じて問題になることはない。
- 景気変動に備えた内部留保を持つ必要がある。
- 例えば、予算額の数%以内（または一定金額内）であれば、収支相償が成立するような制度を望む。予算を立てて執行していくわけであるが、収支を合わせるのはなかなか難しい。一定の幅を持たせた運用を望む。
- 法人の財政健全化のためには、何がしかの留保をしていく必要があるのではないか。
- 事業活動費を自らの資産運用により生み出さなければならない純粋独立法人の場合は、不時のリスク（例・保有株式の無配転落）に備えて2～3年の事業活動を賄える資産を備蓄する必要がある。収支相償は、口をあけて待っていれば予算がつく、主として政府系の法人にのみ妥当する思想である。
- 理念はわかるが、公益活動の推進のための剰余金の累積を否定すべきでない。
- 過去の公益法人、とくに行政関連の法人で補助金を天下りや無駄に費消していた事例があるが、民間の公益法人ではそのような事例はない。毎年の事業資金の確保に苦労している。収支総相償は安定的な事業運営の障害になっている。もう少し緩和するべきである。
- 多少の蓄積が認められるべきでは？
- 公的補助金による財源補填のない民間法人にとって、収支相償を満たしながら、安定した運営を行なうことは困難である。
- 収入が景気に左右される財団法人にとって、安定的に事業を維持していくためには、剰余金を金融資産として保持していくのは必要なことだと思うから。
- 事業運営の不安ある。
- 当財団の財源は主に株の配当であるため、収入の見込み通りにならないことが多く、計画通りに進まないため。
- 事業の動向により変動する。②継続的安定的運営のための規模による一定の組織維持費が必要である。
- 次年度以降の事業のための内部蓄積ができないこと。
- 健全な経営を行うためには不測な事態例えば鳥インフルエンザ等の伝染病が発生した場合相当な蓄えがないと乗り切れない。
- 特定費用準備資金・資産取得資金が黒字の解消方法として認められているのに対して、建物の建設に伴う借入金の元金返済分は減価償却相当額しか費用として認められない（鉄筋コンクリート造の償却期間は概ね50年であるが、銀行等の借入先に50年かけて返済することは非現実的である）。

- 寄附金の占める割合が多いので、その年の状況によって財産状況が変わる。ある程度剰余金がたまったら、新規事業を考えることができるが、そうでない場合は困難である。
- 安定的な法人運営ができない。収支相償であるなら当該事業には法人税がかからないので、そもそも公益法人である意味がない。
- 寄附金が集まらないので、事業拡大のかめにも公益事業での収入増があって良いのでは。
- 将来の運営経費のための資金等が準備しにくい。
- 当財団は基本財産の出損企業株式配当金が収入の大半である。これは出損企業の業績により変動するものであるため、安定した事業運営のためには、内部留保を認めていただきたい。２）事業拡大により対応しているが、予算を使うことを優先せざるを得ないという状況にモラルハザードを懸念している。３）公益目的保有財産に金融資産を認めない＝支出と認めない　意味が不明である。この金融資産は公益目的事業のみに用いられる資産であるため、新制度の目指すところを逸脱していないと思われる。４）収支相償は、純粋に民間から設立され、国の補助金を受けていない公益法人の継続性を阻害する要因になる。国はそれでよいのか。
- 常に赤字決算、収支ゼロ決算は難しい。緊急に資金が必要なときもあるのである程度の余裕がほしい。
- 経済状況の好悪にかかわらず、毎年、一定規模の事業を実施することが公益法人の責務・使命ですらあると心得ているが、金融資産の運用益によって支出を賄うような場合には、金融情勢により収益の増減は免れ得ない。一定以上の収益が得られるときは留保し、収益が得られないときは留保したものを放出するような事業運営が認められてしかるべきであると考えるため。
- 法人を継続的に運営するには、多少の利益は必要。
- 年度ごとに収入及び事業規模が違うため。
- 資産運用収益により運営している場合、予想以上の利息や配当を得る場合があるため。
- 公益法人も安定運営が必要であり、そのためにはある程度の利益を求めるとともに、安定した財政基盤が必要である。
- 公益目的事業とは言え収支が０かマイナスと言うのが本当に良いのだろうか。公益目的事業を行う場合でもある程度の余力財源は必要だと思う。
- 公益法人の事業活動にもある程度の利益は、必要と考えます。
- 助成事業において、助成に値しない場合は採択数が減り、このため予算が余ることになるが、これが収支相償に影響するため。
- 収支相償の趣旨は理解できるが、事業執行、運営の現実に沿ったものではなく、事業活動の制限、過剰な負担を団体に強いている。一定の幅での剰余金の許容や、３

年間程度の期間での繰延、特定費用準備金制度の簡便化など弾力的な運用が望まれる。

- 収支相償を達成えうるために無理無駄が生じる恐れがある。
- 事業を推進する中で不慮の事態が発生することを想定した場合などの財務上の準備がしにくいため。
- 収益性の高い収益事業がなければ、経営を圧迫する恐れがある。
- 株の配当により収入額が変化するため、予算通りにならない。
- 事業は年度により増減するものであり、必要以上の黒字は問題とは思うが、今の状況では収支相償のためだけに支出をコントロールしている状況があると思う。
- 事業自由度が制約される。
- 将来の事業資金を貯蓄する妥当で正当な方法があってよいと思う。
- 各事業ごとの事業収入の増加により、公益目的事業における剰余金が発生し、その予測および解消が難しいため。
- 基本財産のほとんどを株式が占めている財団にとっては、毎年度の収入に浮き沈みがあり、計画を立てにくい。
- 公益目的事業の規模が年度により大きく変動するため変則的な財政運営（7 年周期）を行っている。この場合、「公益目的事業に係る事業費の額」、「遊休財産の額」が年度ごとに大きく変動し、実態に合った安定的な資金計画が立てられない。
- 安定的な事業運営のため一定の利益の蓄積は認められてもよいのではないか。
- 予算の段階では妥当であるが、実績においては増減があってしかるべき。事業を継続・発展させるうえでこの基準は適切ではないと考えている。
- 計算通りはいかない。資金に余裕があるようにしないと発展（新規計画に投資など）につながらない。
- 基金の運用果実で給付事業を行っているので、奨学金給付事業のように事業の継続性がある場合、不安がある。
- 事業なのである程度の収益が出ても良いと思う。
- 年度の行う事業によって収支のプラス、マイナスが大きく違う。
- 収益が公益目的事業収益しかない場合、内部留保ができないという点では妥当ではない。
- 公益目的事業が固定化される一方、収入によっては計画外の事業拡大もしくは縮小を余儀なくされる。
- 厳格すぎて現実的でない。法人の財政規模に応じて一定割合の利益を認めるべき。
- 経常利益を出ないようにすることは、非現実的。
- 公益事業で継続的にマイナスになると、将来的に事業の継続が難しくなるのではないか。

- 自己資金のみで運営している場合、健全で安定した運営を維持するために必要な資金を確保しにくい。
- 過度の収支相償は運営の自由度を低下させる。
- 団体存続のための資金がまかなえない。
- 公益目的事業のみを行う公益法人の場合、収支のコントロールが難しい。収支相償を原則とするにしても、運用の幅を持たせてほしい。
- 少し剰余金を出して目的をもって積立をしていかないと継続的な経営はできない。
- 経営安定化の妨げとなる。
- 実績が下がれば赤字が続くまた、思い切った実績向上の策が出来ない。
- 予算に対しプラスが発生することは十分あり得ること。その際次年度以降での公益目的事業に100%充当することは当然であると考えるので、現行の手続きをもっと簡潔（容易に繰り越せるように）にしてほしい。当法人では、公益事業会計以外からの収益発生には限度があり、毎年度収支相償をクリアさせるということは、自己資金を投入し続けることとなる。安定した法人運営のためにも収支相償の基準を再検討してほしいと考える。
- 市民からの寄附で運営されている団体なので、運営基盤が不安定ななかでの運営では厳しいときもありえる。
- 組織の安定的運営に支障がある。
- 公益目的事業会計と法人会計のみで構成している場合に、収支相償を維持しつつ、法人全体の会計を維持していくことを両立させることが難しい。
- 決算が黒字になることがあるが、収益事業を行っていないため、法人会計（管理部門）を大幅黒字にすることには無理がある。
- 剰余金が次年度の活動費という視点の欠落
- 運営の柔軟性が阻害されると思われる。
- ある程度の利益の確保は必要と考える
- 今後の事業継続に支障を生ずる可能性がある。
- 寄附金収入が年度により一定していない。
- 公益目的事業であれ、現実には利益が無いと運営は出来ないし、特定資産等自由度が少ない。
- 公益目的事業のみを行う法人の場合、安定的、継続的な法人運営に支障をきたす恐れがある。
- 寄附など、収入が少ない法人には運営が困難。
- 公益目的事業も時代の流れにより変化することから、若干の剰余金を出して留保しておく必要がある。
- 年度により収入の差が大きい為、そこに縛られると法人本来の目的達成に影響がでる可能性がある。

- 赤字かトントンかと常に収支相償を意識して事業を進めるのは大変であり、多少の黒字が許されるのであれば、事業を運営しやすい。
- 過大でなければ、多少の黒字が出ても公益性はあるといえるのではないかと思われるので。
- 自己財源が少ないため、法人運営が難しい。その上で、収支相償を求められると法人運営に支障を来しかねない。
- 収益と費用の関係だけで公益性の基準となるのはいかがなものか。事業の内容を充分加味すべき。
- 運営上の制約が大きいから。
- 小規模財団の場合、完全に使い切ると翌年度事業予算にやや不安がある。
- 公益法人であるので、公益目的事業で収支相償を求めるのは理解できるが、公益目的事業費率もあることから、収益事業の利益を投入してまで、収支相償を図ることは再考してもらいたい。公益法人だからマイナスでなかればならないとすると、法人運営は成り立たず、ゆくゆくは潰れてしまう。
- 活動が制限される。
- 予定外の余剰金の処理等について柔軟に対応できない。
- 経営者は、安定した運営のためにどうしても、より安全な収支を心がけるため、支出を抑え気味となる。ある一定の範囲の中に収支があれば、可とするとして欲しい。
- 問３の具体的内容のとおり（静岡県では、収支相償は０という指導を受けているが、法人会計に多少の財産を毎年積み立てることが可能になればよいと思っている）。

5）その他（154 件）

- 収益事業のない公益事業のみの財団に収支相償は不要と思われる。
- 小規模法人にとっては財政上大変厳しい基準であり、本来の目的と違う問題が発生しているように思う。
- 公益目的事業に対する法人税は非課税であるが、公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないことになっており、非課税のメリットがない。
- 全ての団体（業績）には妥当と思わない。
- 収支相償にするのが難しい。
- なぜ、収支相償にしなければならないのか納得できない。無理やり数字合わせをするのが、妥当だとは思わない。
- 剰余金が発生した場合、収支相償を満たすための選択肢が限られている。収支相償を満たすために、方策として、当面の運営費に使用できないか。
- 突発的な支出等に対応できないため。

- 当方の総収入は、100%近く「寄附」であり、人々の厚志の問題となるので、次年度の収入は保障されません。収支相償で、遊休財産の上限は、「当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額」と規程されていますが、次年度の寄附金収入が、例えば、不況などの影響から激減した場合、組織の存続そのものが危うくなります。収支相償を基本としても、遊休財産保有制限額については、公益目的事業に要した費用の額のみならず、当該事業年度の法人会計に要した費用も含め、当該事業年度の総支出額分を認めていただきたいと思います。
- 営利を目的としない団体に収支相償は苦労する。
- 先行した活動がやりにくい。
- 収支相償でなくても公益事業は可能。
- 公益事業で収支がプラスとなった際、特定預金への積み立てなど考慮しなければならず、機関承認などの手続きが煩雑。
- 新入会員の増加を求める会議所の運営と見込みで予算たてをするシステムに不安を感じます。
- 事務局用品等の支出を節約して剰余金を作っても、特定費用準備資金として積み立てなければならず、大切な事務局資金に使えない。
- 会のために無報酬で尽力していただいている役員企業が儲けなしであっても、制約を受け、会員でない企業には、制約がない点。
- 工事量の確保は協会の努力でないため。
- 当財団は収益活動を行っておらず、行っている財団と一緒に収支相償を基準にするのはおかしい。
- 基本的な考え方としては理解できますが、あまりに厳しくもっと柔軟な制度ではいけないのか。利益を優先することとは違います。
- 当センターのように、お客様からの入金と支給がずれているため、運転式が必要であり、これを収支相償に合わないとの指摘には疑問を感じる。
- 公益事業の中で指定管理事業で利用料金制を導入しており、収入・支出とも変動が激しいため。
- 団体として小規模であり、公益業務ごとの収支相償はかなり困難です。せめて、公益業務全体で収支相償程度にして欲しい。
- 収益が出たときは、納税との選択にしてほしい。納税も義務。
- 公益目的事業でもやむなく黒字になる場合があるので緩和してほしい。遊休財産保有制限のみで十分ではないか。
- 赤字年度や災害等への対応が難しい局面が懸念される。
- 集めた会費の半分は、自動的に公益目的事業収入となってしまう。さらに公益目的事業すべてを赤字会計としなければならないとなると、会の財政が圧迫されるから。

- 補助金のみの運営のため、独自事業に参入しにくい。経営努力の結果収入が増加しても、補正予算を組むのが間に合わなければ支出できない。
- 収支相償と収益事業の収益のバランスがとりにくく、公益法人全体の事業運営の難しさがある。
- 遊休財産の保有制限の条件があれば意図するところはカバーできるのではないか。
- 20年会計基準が公益社団法人の会計に合っているのか疑問を感じています。
- 法人会計を含めて収支相償を判断すべきと思う。
- 遊休財産の保有制限もあり、多少のプラスがあってもよいと思う。
- 収支相償の基準は必要だが、当該シルバーの状況により、弾力的な運用が必要
- 現実には達成できないこともあるため。
- 公益に使うのであれば黒字でもいいとのルールにするべきです。
- 運営管理
- 災害があったときなどに適切な運営ができない。
- 赤字年度、災害発生時等に対応できない。
- 公益法人として解らないわけではないが、収支０以下はいかがなものか。長年に渡って多額の黒字が出るようであれば、事務費（シルバー人材センターの手数料）の引き下げ等で対応すればよいのでは。景気の動向により業務料の変化もあり、シルバーの業務にはなじまない。
- 各公益事業でなく公益事業全体評価してほしい。
- 運営が厳しい時期があるため。
- 剰余金が生じた場合の解消計画・手続きが複雑。
- 収益が発生した場合のその使途に対する制限が多い。
- 各事業毎に収支を整合させることは不可能と思われる。公益事業全体での収支相償が望ましい。
- 事業運営の支障になる。
- 公益法人は、利益獲得を目的としていないことから設けられた基準と推察するが、１円でも利益が出れば、剰余金の扱いの計画を書かせるというのは極端である。
- 公益事業なので規制無しというわけにはいかないと思うが、様々ある事業を一つの視点で規制するのには無理を感じる。
- 公益関連法が法人の規模に関わりなく一律に適用されており、基準の見直しを図るべきである。また公的機関からの補助・助成がなく自前の収入で運営している法人には理解しがたい制度である。
- 寄附金収入は一定ではないので収支予算が難しい。
- 組織の大きさによって運営が違うのに諸規定（ルール）が同じなので、私たちの小さな組織は、定期提出書類等に振り回され、本来の仕事が、後回しになってしまう。
- 現実と合わない。

- 理想（求める側）と現実（運営する側）の相違。現実的ではない。
- 第一段階の判定は２０年会計基準の正味財産増減計算書で判断するのに対して第二段階の判定は減価償却費を除いた数値で判断されるため、折角作った内訳表が役に立たず、社員総会での説明に苦慮している。第二段階も内訳表を基準として判断できるようにして頂きたい。
- 収支が赤字では運営ができないことになる。特定費用準備資金を検討したいが、根拠資料や要領の作成等時間と労力が相当かかる。簡便な方法にするか、事業費の何割までは許容範囲にするなどの措置が必要。
- 公益事業として対応していくには事業実施の制約を受けて困難なことが多い。
- 公益性を追求すると事業がマイナスになる。収入が寄附金などにかぎられるなど。
- 赤字は不可であり、黒字の幅の調整が困難。
- 当団体は、100%会員の会費と会員の保険収入のみで活動している。寄附金も、行政からの補助金等も頂いていない。
- 当法人は、会費、公益事業収入、不足額を補助金（繰越金相当額を返還）で運営している。収支相償の必要性がない。逆に煩雑になっている。＝一津に取り決める必要性は無い。
- 公益比率が９０%近くなので、運営が窮屈である。
- 必ずしも収支相償でなければならない理由がよくわからない。
- 運用の幅があってよい。
- マイナスが発生すた場合は、あまり考慮されないが、プラスが発生すると次年度で処理しなければならない。
- 収入環境が一定していないため、収入が多い年度は蓄積し、少ない年度には補てんできるようもう少し収支相償の基準を緩和してもよい。
- 公益目的事業のみを行い、年度末の２～３か月前まで年度の事業収益の見通しが立たない。収益事業が黒字の場合、無駄に公益目的保有財産を取得するか、資産取得資金を積み立てるか、次年度に事業の拡大を計画するかのいずれかの対策が必要となる。そもそも年度末近くまで、収支が見通せないのだから、単年度ごとの収支相償を実現するのは非常に困難である。また、公益目的事業のみを行う団体にとってみれば、単年度の黒字の額について前述の対策を講じるとなると、単年度赤字の場合の補填や備えにならず、常に不安定な法人運営を行うことになる。遊休財産の保有制限があるので、不要な財産を蓄えることはできないのに、さらに単年度の赤黒判定をして、黒字の場合のみ使途を制限する必要があるのか。そもそも天下り、官庁からの適正でない委託費、過大な役員報酬など、国民の理解が得られないことを発端にして、収支相償が定められたのであれば、真面目に事業に費やす労力と経費の対価を得る団体にとってみれば迷惑でしかない。他に規制の仕方があったのではないか。

- 収益事業や法人会計で公益事業のマイナスを埋めているため。
- 奨学金貸与事業を行っているが、貸与金＞返還金の状態を利金等で補填しているが、利金等のみを収入として計上され、収支相償上黒字となっている。収支相償で評価できない事業もあることを認識すべきである。
- 年度初めにすぐに支出が発生するが、その分を収入として保管できないから。
- 妥当でない点はいといろとあると思いますが、私が疑問に思うのは損益通算ができないという点にあります。別表A(1)で剰余金が出た場合は、翌期の経常収益にその剰余金を加算した経常収益計を求められますが、マイナスの場合は翌期の経常収益から減算できるとはなっていません。キャッシュが潤沢にある大きな法人とは違い、事業資金が限られた小規模法人では、将来資金不足になることは明白だと思います。
- 事業別に収支相償を求められているが現実は難しい。
- 本財団では株式の配当金が主たる財源で公益目的事業に必要な金額のみを指定正味財産から一般正味財産へ振替使用しているため、収支相償は常にプラスマイナス０円となるため収支相償を問うことに意味をなさない。
- 活動の実態に合っていない。
- 法人の形態にもよるが、公益目的事業会計についていえば、期初は原則的に繰越がゼロから始まるための資金繰りが、苦しい。
- 赤字事業が多いから収支バランスが取りにくい。
- 事務処理がきわめて厄介となる②事業比率、遊休財産の制限の２要件でその趣旨は十分である。
- 会計の負担が大きい。中小の公益財団でも会計の専門家が必要になるが負担が大きい。ぴったり収支相償させることは困難。例えば１件の助成が３００万円だったとすると、１件の増減でプラスマイナス３００万円となるので、収支相償もプラスマイナス３００万円程度のずれが生じる可能性がある。マイナス３００万円となって収支相償を満足すれば、遊休財産が３００万円減る。遊休財産に余裕がなければ、運営が難しくなる。
- 収益事業がなく、寄附金頼りの奨学金支給事業の場合は収支相償は必要ないと思う。そのような場合は除くという除外規定が必要。
- 事業の大半が年度の前半に終わってしまうので、後半寄附が予想以上に集まった時、余剰金がでてきてしまう時がある。
- 窮屈すぎる。緩和すべきである。
- 利金や寄附金に頼る収入構造で毎年の変動が大きいため安定して事業を継続するには、収支相償での特定費用準備資金以前の問題が大きい。
- 必要費用以上に収益を上げない（寄附を集めない）という理屈はわかっていても、実際のこの種の活動実態を理解していない空論だ。
- 考え方の一つとして、留意していく程度の運用で良いのではないかと思います。

- 判定基準が紛らわしい。
- 制度の基本は単年度収支を赤字にしろということ。制度上ピンポイントの積立は可能になっているが、将来に備えたオールラウンドな積立ができない。
- 利益を出さないことは理解しているが、特定財産を切り崩していく事に納得感がない。
- 上記のとおり生涯学習事業はその事業内容から、まさに公益を目的とした事業であると考えている。また収益がでることをもって収益事業に区分するということも考えられない。公益目的事業であることの制度理解はあるうえで、その対応として、毎年度収益ゼロ以下ということではなく、一定の猶予を設けた運営ができるような制度の見直しを願う。
- 収支相償の判定基準が明確でなく、単年度収支で悩むことがある。
- 利益追求の防御は他の制度で可能。監督する側から監視し易いだけのルール。
- 事業によっては、収支相償に適しないものもある事や、公益事業については事業内容も踏まえた上で公益事業としているのだから収支相償に基準は必要ないと思う。
- 多少の収支差額がプラスでも問題ないと考える。
- 収益事業のある法人と全くない財団は収支相償など会計基準で区別すべきと思います。
- 収支相償は必要ない。法人の自治に任せてほしい。
- 自己資金のみで運営する公益法人が、もう少し自由な裁量で運営できることを望みます。
- 公益事業全体で考えていただきたい。
- 収支トントンでは銀行から融資等に障害有。
- 黒字決算が打てない中で、自己財源の確保が難しい。
- 小規模財団には大変重い基準であり、困っている現状(公益財団法人は、容易に事業の変更が出来難い)を認識していただいて対処して欲しい。
- 当法人のように、収入が金融商品の運用益だけの場合、必要性がない。
- 十把一絡げにはいかない。
- マイナスにしなければいけない理由が理解できない。そのための予算作成は無意味ではないか。
- 公益目的事業に対する制限を設けること事態に問題があるのでは。
- 本来の目的事業に掛ける時間を、過剰要求のシステム対応に割かれる。
- コンベンションの助成金等については、年度末まで金額が確定せず、基準を満たさなかった場合、収支相償になる場合もある。
- 厳格すぎる。
- 一般正味財産期末残高の拡大をお願いいたしたい。

- 収支相償がプラスになると、今後の剰余金の扱いを求められ、逆にマイナスになると、主管している県から原因を追及されることになる。
- 妥当とする合理的根拠がない。
- 指定正味財産の増がないと、法人全体の資産が減少せざるを得ず、法人の中長期的な運営に不安があること。・指定正味財産からの振替等によりコントロールが可能であり、実質的に無意味になる可能性があること。
- ひたすら収支相償が目的となってしまいそう。
- 補助金や寄附で運営している団体にはあまり影響が無いように感じるが、本会のように事業収入によって運営している団体にとって、大きな赤字が出れば破綻となり経営努力によって黒字になると咎められてしまい基準を満たすことが非常に難しい。また、収支について単年で判断されてしまうことも長期的に法人の体力が奪われていく原因となる。
- 経理処理が複雑になる。
- 剰余が生じた場合、当期もしくは翌年度に事業拡大するほか特定費用準備資金積立金によるとされますが、その具体的方針のさらなる明確化を期待します。第２点　現在、収益から公益への繰入は認められているが、その逆は条件付きでも認められる余地がないものでしょうか。
- 公益目的事業しかしていないのに、単年度の寄附が多いというだけで、収支相償を満たさなくなる。
- 収入の 0.1%以内は可とかにすべき。
- 収益事業をしなく運用益のみで運営し、役員報酬も出していない小規模財団では、繰越益を将来の運営資金として捻出してゆかねばならないため。
- 弾力性がない。
- 公益事業を実施していても自主財源の確保を求められているため。
- マイナスの場合、補填が必要であるため。
- 収入又は繰越余剰金から、設備や備品に投入した支出は、金額が費用とはならず、損益計算上、剰余金として残ることになり、使い切ったことにはならない。旧制度下で健全な運営を計画的に遂行していた法人でも悩ましい問題である。
- 当法人の事業の大半は行政の補完業務であり、収支相償にそぐわない。
- 公益事業を継続するためには、施設の更新、新設は必要であり、その設備資金は、事業収入から確保する必要がある。
- 当財団事業内容や規模ではあまり意味を持たないように感ずる。
- 実際の事業運営で、収支が一致するか、それ以下でないと認定取り消しにするというのは、現実的に無理がある場合がある。

- 収益事業をしなく、運用益のみで運営し、且つ役員報酬も出していない小規模財団では、繰越益を将来の運営資金として捻出することが認められない収支相償の考えは排除してほしい。
- 公益事業のみの法人にとって意味がない。
- 行政委託型の公益法人管理と民間運営法人管理がごっちゃになっている。
- 収支相償を計算した結果、発生した剰余金の取り扱いについて、特定費用準備資金への繰り入れを検討したが、明確な計画はなく要件を満たすことが難しい。また、公益目的事業に係る資産購入等の計画もない。一方、次年度の収支相償がマイナスとなることが想定されており、その場合の事業収入の赤字補填としての予備費として計上することを認めてほしい。
- 東電から原子力事故風評被害の損害賠償金の支払いを受け、剰余金を生じた。このほとんどを過年度に見送っていた減価償却引当資産と退職給付引当資産に積立た。賠償金受領の翌年度の決算は収益より費用が超過する赤字決算であったが、収支相償の計算上では、前年度の剰余金を加算するため依然として剰余金が生じることになった。剰余金の使い方について説明を求められるが、観覧料（収益の殆どを占めている）の値下げや事業拡大といった前向きの使途ではなく、しばらく続くことが予想される収支不足に充てるための使途となる。繰越剰余金がなくなるまで、同じ説明を繰返すことになる。一時的に剰余金を生じた場合の取り扱いについて改善を望みたい。
- 予算を使い切るまでの期間が１年（翌年度まで）しかないのが短いと思う。
- 公の益にかなっていることと収支が相償していることは、次元の異なることだと思う。
- 理念としては妥当だが、実効性については疑問を感じる。
- そもそも、公益事業を行う必要財源の確保に苦労している現状で、現状の財務を低く抑え、将来計画にに必要な資金集めをするときに、矛盾が生じる。
- 公益事業間での経費の流用ができないので。
- 事業内容の性格上、当年度に次年度の運営資金（物資購入資金）を確保する必要があり、どうしても当年度に残額が発生するため。
- 公益目的事業に供する資産の取得を借金で行った場合の控除が認められてない。
- 剰余金での金融資産購入は認められにくい為。
- もともと公益性を主目的として事業を行い、公益事業以外は事業収益に課税されるし、公益法人の取り消しも可能であるため収支相償とまでする必要はないと思う。
- 収益事業等で得た収益の剰余金を、公益目的事業財産に５０％を繰り入れなければならないとあるが、運営が厳しくなれば収益の５０％を入れることは難しいのではないか。

- 1円でも単年度収益が発生した場合に、その額の処分方法の提出が必要ですが、営利目的と言えない程度の金額の幅があってしかるべきと考えます。
- 収支相償を設ける理由が理解できていない。
- 第1段階の判定は必要ないのではないか。
- 不安定な事業収入のなかで利益を出すために事業を行っていないため。
- 黒字の場合の許容範囲が限定されている。
- 公益目的事業で赤字を出しつつ、法人全体で黒字を出すということに無理がある。
- 収益が費用を超えてはならないが、どうしても公益目的事業を継続実施には収益が費用を超えざるをえない。
- 収支相償は2段階で行うことになっているので、事務量の増大を招いている。　第二段階の公益目的事業会計全体だけの判定でも良いと思う。
- 収益事業は、高額な固定資産税と大規模商業ビルの高額な維持管理費を要し、更に将来の建替資金は法人税課税後の純利益からプールしなければならない状況にあって、利益の1/2以上を公益事業に寄附しなければならない(収支相償) ことは、収益事業の健全な継続性に重大な支障をきたす。
- 剰余金が出た場合、資産取得資金として計画的に積み立てをしなければならず、それにより運転資金として不足が生じる期間がある。また毎年起こる可能性あり。
- 維持管理費の財源確保に苦慮しており、赤字で運営が困難。
- 黒字決算の翌年度繰越使用要件が厳しい。
- 福祉を前提としているが、医業のような『収益事業』に収支相償は、そぐわない。
- 一部不明瞭である。
- もっと厳しくてもよい。
- 仕方がないのかなと思う。

【質問5】実際に新制度下の運営に携わってみて、公益目的事業は公益法人の基準として妥当と思いますか。妥当と思わない理由

1) 比率制限が厳しい（32件）

- 当法人の会員の中で、県の要請で運営している事業が複数あり、その内の一事業は明らかに公益性を有するにも拘わらず、5割を切るか切らない微妙な比率にあるため、止む無く一般に移行せざるを得ない法人がいる。
- 会員からの会費収入が主体で、国等からの補助金を受け取る団体でない場合は、公益目的事業比率のハードルを下げるべきと思う。

- 当会は会員の会費で運営しているので、公益目的事業比率を高くすれば、会員のメリットが減少するので、会員数が減少し、会費収入が減って、会の運営が立ち行かなくなる。
- 過度に厳密に判定する必要はないと思う。
- 財政規模の小さい法人に一律の基準はそぐわない。
- １００％公益事業では法人の維持が難しくなる。
- 会の財政を立て直そうとして、支出を削減しようとすると、この比率が下がるため、財政の立て直しが難しい。
- 親会、青年部会、婦人部会、地区会など多くの部会を組織しており、総会の運営費等のウエートも大きい。こうしたことから公益的事業を決定する総会運営経費も公益目的事業費として一部でも認められないと小規模法人は公益比率達成に苦慮している。
- 率は低くても立派な公益活動をしている法人がある。このルールのため公益法人になれない。
- 公益目的事業比率の 50%以上の制限基準は無くして貰いたい。
- 公益目的事業比率が高いと思う。
- 事業運営が制限され、会員の意識低下と組織活動が沈滞する。
- 会費で運営しているので、もう少し比率が低かったらと思う。会員への説明が難しい。
- 現在、比率基準を超えている。
- 公益関連法が法人の規模に関わりなく一律に適用されており、基準の見直しを図るべきである。また公的機関からの補助・助成がなく自前の収入で運営している法人には理解しがたい制度である。
- 公益目的事業比率を上げるための苦労がある。
- 質問 4 で回答をした通り、公益事業の収支相償を現在のように厳格に求めるのであれば、公益事業を支える収益事業をもっと自由に運営できるようにすべきである。特に国や一般等からの助成金を期待できない、本団体のような公益事業団体においては、公益事業を支えるための収入源となる収益事業の比率を６割程度に高める必要があると考える。
- 収支相償で法人会計部門の経費はどこから補填するのか。公益事業を行うためには資金がいるのであるから、民が公を安定して行うためには収益事業は必要であり、事業継続のために比率が超えたとしても問題はない。
- 目標なら良いが特に 50%にこだわることが必要とは思えない。それぞれの事業で多くなったり、少なくなったりする場合もある。
- 会員と非会員との区分けがあいまいになりつつある。会員獲得においての、有利性も必要と思うので、基準を引き下げてもいいのではないか。

- 弱小な公益法人は、法人破綻に陥る。
- 40%に緩和する。
- 補助金削減されている状態で、独自財源を確保せよ言われている。手枷足枷がきつ過ぎて、運営に支障がある。
- 経済情勢により事業比率が変わるので、万が一50%未満になった場合でも柔軟な対応ができればよい。
- 40%くらいまで緩和すべき。
- 公益目的事業の実施に重きを置くのは当然として、公益実施費用額を経常費用額の50%以上とした場合、印紙販売などは仕入れ額が大きすぎるためできなくなる。
- 人件費の公益比率をもう少し増やすべき不だった。
- 公益事業、管理費、法人会計など比率などは、法人の運営形態によって異なるため、ある程度の幅が必要ではないか。
- 公益事業への寄附金は極力公益事業に直接活用すべきだ、と考えているため、事務管理費の負担を軽減するため、共益事業等を実施しているが、公益目的事業比率により制限される。無制限では公益事業法人の判定が困難となるため比率は必要だが、例えば公益事業10割＋収益事業10割＋共益事業5割を分母とした比率で判断する、など共益事業倍増による事務管理費の公益事業への負担軽減を図って頂きたい。
- 安心して公益事業を進めるためにも、収益確保が必要なので、比率をもう少し下げても良い？
- 収益事業での必然的な高額修理費等の支出に対しても、公益目的事業比率をクリアするための公益事業への出費が必要となる。
- 年間予算の小さい法人では、限られた収益活動しか出来ず、運営が苦しくなる。事業費率とは別に収益活動の最低費用を設けて、それ以内なら可としてほしい。

2）比率はもっと高くすべき（5件）

- どこが適当な割合かはわからないが、50%以上ではなく、70とか80%とか、もう少し比率が高いほうがよいのではないか。
- 50%では低い。
- もっと高くてもよい。
- もう少し高くて良いのでは。
- 公益目的事業比率が低すぎる。

3）計算方法について（18 件）

- 公益事業には必ずしも費用が掛からないものも多い。
- 「量」ではなく「質」の問題と思う。
- 公益目的事業をするために、収益事業をするのであるのに、収益事業は公益目的事業の比率に計算できない。
- 事業費と管理費の区分に十分な根拠があると言い難い。
- 公益目的事業比率 50%は妥当と思うが、個々の公益目的事業経費の配分について移行申請時の比率（数値）を移行後も使用することに疑問を感じる。年々実施する事業は変わるので予算構成も変わるため、公益目的事業個々の事業経費配分比については柔軟に対応できるようにしていただきたい。
- 比率の基準が不明確。公益事業で経費の掛からない事業は多くあると思われる。
- 公益目的事業はお金で換算できないものもある。お金の多い少ないを判断基準とすべきではない。
- 当法人の場合は全ての事業が公益目的事業であるのに、評議員会、理事会等に係る経費を公益目的事業から外すのは妥当ではない。年度によって、収入が少なく主たる事業が小さくなる場合に、事務的経費の比率が大きくなり公益目的事業比率の基準を満たさないことになる。
- 単一公益目的事業で計算する意味がわからない。配賦基準の必要性も？
- 会館運営をしていると、基本的な配賦基準が「面積割合」になるが、他にいくら「奨学金」などの公益事業を行っても、面積を必要としない事業のため、固定資産税や減価償却等の費用が振れない。会館運営で収益を上げ、奨学金等の公益事業を行っているので、苦しい。
- 事務所の賃借料および管理費の負担を公益目的事業に配賦する明確な基準がないため、管理費として処理しまうと管理費の比率が大きくなってしまう。
- 法人の運営に必要な経費は、事業の実施と全く関連なく存在するものではないため、法人会計として別に設けて計上するのは適当でないと考える。
- 公益事業を支えるだけの収入の確保は認められるようにして欲しい。
- 法人会計、相互扶助事業と公益目的事業比率は事業年度によっては多少の変更があってもいいのでは。
- 区分経理の手数に比して、法人会計区分を設ける必要性に乏しいと思う。
- 公益事業サポート体制の管理費（法人会計）圧縮が起こり、問題です。
- 法人会計を公益事業としてほしい。
- 法人会計の在り方、公益法人の主たる事業は公益目的事業であり、その事業を行うに当たり、どの団体も総務、経理の職員はいる、公益事業のみの団体は法人会計を分ける必要がないのでは。

4）公益目的事業の定義・解釈（８件）

- 公益事業と考えていたのに、収益事業とされたものがある。
- 公益目的事業の判断が都道府県によって異なる。
- 法人の設立目的から、管理費などでも 90 パーセント以上は公益事業だと考えますので（当方は法人会です）。
- 公益目的事業と見なされているものが、団体、行政庁によって違うから。
- 公益目的事業の範囲が曖昧。
- 事業の一部に貸館があるが、公益・収益の区分が明確に出来ないところがある。
- 公益目的事業の判定に少し疑問を感じる。
- 公益目的事業としての認定基準に疑問を持つ。

5）制度そのものへの疑問（50 件）

- 法制度で決めるべきではなく、組織と支援者の間の説明責任と信頼関係によって決めるべき。
- 当法人のように、収益事業を行っていないところでは、50%は当たり前に達成できる比率であり、そもそもこの比率を既定することに妥当性を欠いていると感じます（非公益事業比率を規制すべきです）。
- 会員サービスの低下が感じられる。
- 社団にはアンマッチな思想かと。会員への共益的事業を下支えに会費納入や内外への寄附を募っていく流れで、事業規模の拡大を目指したいのですが、公益事業以外を法人会計を含めて 50%以下に抑える縛りがあっては現状維持が精一杯というのが感想です。
- 無理が生じる。
- 行政機関等からの補助金で事業費の大半を賄っている団体と、一銭も補助金をもらわず自助努力で事業費を賄っている団体とは自ずと異なるものであり、公益法人を一律に扱うのはおかしい。そもそも制度改革の背景となった主な理由は国の補助金や国からの天下りを受け問題を起こした団体があるからであり、そんなものと同じように扱われること自体が問題である。法改正の前提の置き方に無理があり、怒りすら感じる。
- そもそも公１のみの当センターとしては、公益と法人に区分する必要性が理解できない。
- 収支相償との関係で運営を圧迫する。
- 資産が減少していく為。

- そもそも公益法人として認可を受けているので、100%公益目的としても良いのではないか。比率を設定する意図が理解できない。
- 主にボランティア活動を行っているのに、比率で管理されるのはおかしいと思う。
- 一つの目安であるとは思うが、50%に振り回されるのも如何かと思える。
- 行政機関からの補助・委託事業が主体であり、そのほとんどが公益事業になり比率の必要性を感じない。
- 公益法人の活動実態（社会貢献の内容）に即した区分と比率の設定が必要と思われる。
- 理想（求める側）と現実（運営する側）の相違。現実的ではない。
- 認可された定款に基づき公益事業を行っていることから、活動のほとんどが公益事業であり、公益比率はなじまない。また、公益比率の算定にあたって、区分が細分化しすぎる。
- 公益事業にとらわれて本来の事業が出来にくくなる。
- 会費で運営しており、会員への還元ができないことが多い。
- 公的資金による組織運営と独自資金による組織運営の分別（公益事業比率に格差）
- 当団体は、100%会員の会費と会員の保険収入のみで活動している。寄附金も、行政からの補助金等も頂いていない。
- なぜ50%以上なのか。
- 年度によって変動があるため。
- 質問4に同じ(活動の実態に合っていない）。
- 主旨は質問4に同じ（利益追求の防御は他の制度で可能。監督する側から監視し易いだけのルール）。
- 質問4と同じです（収益事業のある法人と全くない財団は収支相償など会計基準で区別すべきと思います）。
- 50%という数字に疑問を感じる。
- 法人の運営状況によって異なる。
- 当会は100パーセント公益事業を行っているが無理に２つの会計に分けた作業をさせられている
- 総事業費に占める公益目的事業費用の比率だけをもって専ら公益事業を行っているとは判定できないと考える。実際に公益事業を行うために収益事業を展開した場合、実施する収益事業の収益率いかんでは、公益目的事業比率をクリアできない場合が生じる。複数の判定基準をもって然るべきである。
- 公益性の事業を行っている上では比率の必要性が疑問に思う。
- 単年度での判定であるので。
- 移行後３年目今のところ問題はないが、将来性の不安は（景気等に左右される）多いにある。

- 妥当とする合理的根拠がない。
- 建物及び駐車場の賃貸収入を財源に公益目的事業を推進しているが、賃貸収入が年々減収するなか、固定資産税が大きくのしかかって、収益等実施費用額に占める割合が大きくなり、結果公益目的事業比率が減少する要因となり、公益事業を進める上で制動要因となっている。こうした実情を斟酌してもらえる運用を望むところ。
- 収益事業を行わない法人が、管理費を設定して公益事業比率を求めることにどのような意味があるのか、会計を面倒にしているだけだと思える。
- 年度によって比率が変化する。
- 全体で見るべき。
- 経費の額に比べて利益の少ない収益事業を実施しにくい。
- 公益性は事業比率ではなく、法人の設立目的や事業がどうであるかである。
- 質問４に同じ（行政委託型の公益法人管理と民間運営法人管理がごっちゃになっている）。
- 収益事業の事業拡大が制限されることにもなりかねない。
- 費用ベースの比率よりも、事業の中身を重視すべきである。
- １年経過したとこで妥当かどうか解らない。
- 奨学事業しかしていない、助成を受けていない財団がなぜ事業費率を考えなければならないのか。
- 施設の改築・新設などができない。
- 事業従事比率等の算出基準を求めるにあたって、職員が基礎資料を日々、付ける必要があり、そのような事務作業が各職員の負担増の一員となっていることを勘案して、妥当とは言いづらい。
- 施設の改築、改装、移転などができない。
- 収益事業の費用①（超高額固定資産税・商業ビルの運営・管理・維持費）は膨大で、得られた収益から公益事業に寄附しているのであるから、公益事業の費用②は寄附金の範囲内である。高額な費用①と②を比較して、①＜②でなければならないとするのはおかしい。
- 収益事業の利益により公益事業を賄うというのが公益法人の趣旨であるとすれば、利益の使途に制限をかけるべきで、収益事業の費用の額に制限がかかるしくみは見直してほしい。
- 一部不明瞭である。

【質問 6】実際に新制度下の運営に携わってみて、遊休財産の保有制限は公益法人の基準として妥当と思いますか。妥当と思わない理由

1）基準が厳しい（136 件）

- 運営がなりたたない。
- 余裕のある事業をするためには、あまり制限をかけないほうがよい。
- そもそも遊休財産の定義が不明確と感じます（明確な例外規定が多すぎます）。永続性が求められる公益事業を、単年度決算の収支相償で評価したり、保有限度額を 1 年分という尺度で考えたりする考え方にも妥当性が感じられません。
- 長期的な団体運営に支障をきたす可能性がある。
- 公益目的事業の実行に際し自立した運営の妨げになる場合があると感じている。
- 非常時のための費用が準備できないため。
- 急激な景気変動への対応が困難。
- 「特定費用準備資金」その他で満足する状況ではあるが、とにかく経理業務に不要な神経を使う状況で疲れる。悪法である。
- いい人材の確保につながらない。安月給！
- ランニングコストに余裕がない。
- 決算で赤字が出た場合、財産が減るだけで次年度黒字が出た場合でも財産を戻せないから。
- 事業に対する遊休財産を保有制限まで認められないと遊休財産保有制度まで収支相償を緩和して組織を存続して行く方向を望む。
- 事業の継続性の確保に影響がある。
- 事業運営上必要となる可能性がある。
- 社員の会費から集めたお金であり、使途を制限されるのは困る。
- 収支相償との関係で、将来に備え、資産等を保有したいが、ままならない。
- 収支相償性が担保されているので必要ないのではないか。
- 小規模の法人にとって弊害となる。
- 単純な事業費比率では、法人の性格が表れない。
- 天災、人災等、何が起こるか予測がつかない現在、遊休財産の保有制限を設けたために、公益事業を行う母体そのものの運営が立ち行かなくなり存続できない状況が出てくるかもしれない。
- 運営資金として必要。
- 会費運営で会員のために使うことが制限されるし、何かに使うための貯蓄ができない。

- 法人運営上の収支計画に制度がかかり運営が厳しくなる。50%超の公益目的事業比率をクリアした上で生み出された留保金については法人の経営努力の賜物であるため、保有制度の規則は撤廃もしくは緩和すべき。
- １）法人運営の安定性が保てない。２）突発的な事業に対応できない。３）公益事業が収入に縛られる。
- 一般企業では内部留保が潤沢にある会社が社会的に評価されており、公益法人であっても安定した経営のためには厳しい制限は妥当ではない。例えば収益事業を行っている場合には、ある程度この分も考慮すべきである。
- 継続して運営して行く上では、ある程度財産は必要である。単年度の経常費用分では、未来が見えない。
- 元々たいした金額でないのに金額の大小にかかわらず制限されるため、非常にナンセンス。
- 現在の経済状況から、長期間を見据えた財政調整資金は必要であり、使用目的が決定してないという理由で遊休資産とするのは妥当ではないと考えます。
- 公益関連法が法人の規模に関わりなく一律に適用されており、基準の見直しを図るべきである。また公的機関からの補助・助成がなく自前の収入で運営している法人には理解しがたい制度である。
- 公益支出額の１年分に限定する理由が不明確。会費で運営している法人の繰越・内部留保に行政が関与することの是非を含めて検討課題と思われる。
- 公益目的事業における収支相償と遊休財産の保有制限により、長期的な視野における法人の財務状況が不安である。
- 質問４の回答に同じ（収益の考えかたにも色々あると思うが、組織の継続した健全運営を考える上において、常に赤字又はプラマイ０を求められたのでは単期の大幅赤字が発生した場合の補填ができず、最後には資金が底をつくのではないかと不安になる）。
- 収益事業のない法人は、余剰金は、公益目的事業のみに使用するので、保有制限は不要である。
- 収益部門が公益部門を支えている中では、収益部門の事業拡大を阻害する可能性がある。
- 収入の大部分が会費収入で、現在会員が減少しており、遊休財産が減少し、数年先には会の運営に支障をきたす恐れが有るため。
- 赤字予算を組まない限り、余裕を持って事業を行えません。年度決算ぎりぎりまで、この点で苦労しました。一部の粗悪団体のために、法人運営の素人の集まりである我々が苦労するのは、納得がいかないです。
- 複数年度に亘る長期事業に支障が生ずる。
- 零細団体にとっては、継続した安定運営への不安が拭えない。

- 奨学貸与費を事業費として考慮されていないので、当財団の場合、事業費は非常に少ない。一方、奨学貸与は４年間の貸与を約束するものなので、その財源に充てるものは、多く確保しておきたいが、この縛りで保有できない。貸与事業をやるなという基準である。
- 将来の収入不足を補う手段が狭められている。
- 現在のところ問題はないが、制限があると、収支相償と相まって、将来的には、財団の安定的な運営に支障をきたす可能性があると考えている。
- 事業費として次年度への繰り越しができる範囲の保有基準がなく、あまり妥当とは思わない。
- 質問４に同じ（活動の実態に合っていない）。
- 遊休財産の保有制限きつい。
- 質問４の回答と同じ（保有する株式の配当金が主な収入のため、配当金の減少に備えて安定的・継続的に事業を運営するための資金が保有できない）。
- 財団運営の安定化の為の遊休財産も必要です。
- 総額が少ない団体にもかかわらず、万が一のための準備資金にまでクレームをつけられる気がする。
- 収支相償とも関係するが、計画性のある財団運営とか、長期的な財団の成長を考えると、現状の“ジリ貧”の構造からの脱却を可能とする手段の充実が求められる。
- 寄附金や助成金などあてにできない現状において、永続するためには内部留保が必要。
- 安定的に公益目的事業を実施するためには、余剰金を持っている必要があるから（遊休財産ではない）。
- 収支相償を課している以上補てん財産を保有する必要性があることを考慮すべきと考える。
- これも収支相償と同様、単年度で厳格に運用されると、悪いことばかり起こる。年度末の会計処理に瑣末なエネルギーを使うだけとなる。
- もっと自己責任の余地を広げるべきと思う。
- 基本財産か特定資産。
- 経費１年分のルールなどは、大して意味もなく、非常な不便さを感じる。
- 財団に任せるべきものであり、制限は意味がないから。
- 事業運営上、多少の内部留保は必要で、発展的な施策を構築出来ない。
- 事業拡大がし難い。
- 事業拡大など新たな取り組みに積極的に踏み出せない。
- 質問４と同じです（収益事業のある法人と全くない財団は収支相償など会計基準で区別すべきと思います）。

- 質問4と同じ理由です（自己資金のみで運営する公益法人が、もう少し自由な裁量で運営できることを望みます）。
- 収益事業の有無や法人規模の大小、あるいは財産（特に遊休財産）の多寡など、一律での基準ではなく、本当に事業運営に苦労しているような法人を助けてもらえるような基準にすべき。
- 収支相償に同じく、公益100%事業であることから、制度の妥当性には疑問を持っている。
- 将来的な法人運営がみとおせない。
- 上記の通り（寄附金がいつも一定とは限らない。事業計画を立案して、収入が不足すると実現できないし、多すぎると遊休財産として没収されてしまう）。
- 年度によって収益や事業費が変動する場合に対応出来ない。
- 安定的な運営のために十分とは思えない。
- 収支相償と同様に大変重い基準であり、大規模財団と違い、爪に火を灯してここまで何とか運営してきた小規模財団の末永い運営が出来るような制度を構築していただきたい。
- 当財団では現状問題ではないが、制限を設ける必要はないのでは。
- 安定的な収入源が確保できない法人にとって、遊休財産の保有制限は財務基盤と組織基盤を弱体化させる大きな要因である。
- 安定的経営のため、時には保有しておいた方がよい場合もあると考えられるため。
- 計算書類作成上生じた遊休財産（剰余金）は、小規模法人にとっては次年度以降の複数年度の公益目的事業を遂行する上で必要であると思われる（年度による収支の差が激しいため）。
- 年度末に資産の形態を変えること（流動 - 普通預金を特定 - 積立資産に異動）の有無で適用が変わり、実質的に意味をなさないこと。
- 安定した法人運営、事業運営には安定財源が不可欠である。
- 安定的な運営のためには、財源が必要。
- 安定的な公益事業継続のために、透明性を前提として一定の資金保有は必要。収入は経済情勢で変化し、必ずしも安定しない。
- 安定的な法人運営ができない。必ずしも毎年度同様の収支になるとは限らないので、法人会計のための十分な資金を保有する必要がある。
- 一時的に流動資産等の遊休財産と呼ばれる資産を保有する場面が法人運営上おいて生じることは自然であり避けられない場合があるが、それを一時点において一律に規制するのは無理があると感じるから。
- 一律に保有制限を加えることは適当ではないと思う。
- 運転資金に余裕がない。

- 営利を目的とする組織ではないが、赤字を出した場合や突発的な支出が必要なとき、救済を受けることができない。
- 計算ずくの判定基準ではなく、法人それぞれの事情を考慮いただきたい。
- 建物が古くなりつつあり、特定資産の計画が難しい。
- 現状で直接的な支障は無いが、法人の永続的な事業継続に支障の可能性あり。
- 公的補助等を受けていない法人が次年度以降の事業の要に蓄積する資産のどこが不法なのか？1円でも超過すると駄目とはふざけた論理ではないか。
- 質問4に同じ（行政委託型の公益法人管理と民間運営法人管理がごっちゃになっている）。
- 収支予算を立てているものの、年度により、事業規模、収入額など収支が予測しがたい事案が生じる場合があり、苦慮している。幅を持たせた基準が望ましい。
- 上記と同じ（株の配当により収入額が変化するため、予算通りにならない）。
- 上記質問4と同じ（当財団の財源は主に株の配当であるため、収入の見込み通りにならないことが多く、計画通りに進まないため）。
- 多くの遊休財産があるからといって、それが公益目的事業のために積み立てられているものであり、きちんと管理されているならば問題がないのではないでしょうか。短期的な視点で公益の基準を満たしているかどうかの判断をすべきではないと思います。
- 単年事業費相当という基準が何を意味するのか理解できない。
- 単年度の事業費が少ない財団では、保有制限を超えてしまう可能性がある。
- 長期的視点で運営計画が考えられる仕組みにすべきと考える。
- 低金利時代にあって、将来の資金不足に備えるためのものであり制限されることはいかがなものか。
- 定期的に必要になる会館の大規模修繕費用の積み立てをすると、遊休財産保有制限に引っ掛かるので、資産取得資金積立計画を作成しているが、ここ数年の異常な建設費用の高騰で、1年後の価格も全く読めない。見積もり額が上がるたびに取得計画の変更を行うのが非常に手間。当然必要となる資金なのに、いちいち計算に時間を取られて、事務員一人の法人なので、非常に困る。
- 年間公益事業費内の制限は撤廃願いたい。
- 年度によって事業費の増減があるため、妥当とは思わない。
- 年度によって変化するので、管理が難しい。
- 非常時に何時でも何にでも使用できるものまでも、遊休財産と決めつけるのは自由がなく小規模財団にとっては、苦である。
- 非常時に何時でも何にでも使用できるもの全てを遊休財産と決めつけるのは、小規模財団にとっては苦である。
- 法人の成長（剰余金で雇用者数や事業規模の拡大など）が妨げられるから。

- 目的を明確にしないと遊休財産になってしまうが、目的は変わることもあり、運営に不便なことがある。
- 有価証券の評価損益まだ反映させる建付けになっているため。
- 遊休財産の定義に問題があると思われるため。
- 低金利時代で、助成金事業を公益目的資産の運用益だけではでき難い。
- 公の益にかなっていることと遊休財産は、次元の異なることだと思う。
- 規模の小さい法人に取っては事業推進に融通が利かない。
- 形態によって異なるため、基準や制限をみなおしていくべきではないかと思う。
- 今は我慢した財政におき、将来計画を実現するための資金集めをするときに、見かけの遊休財産が発生すると野ではないか、疑問視している。
- 公益目的に使用するという制限がかかっている以上、額にかかわらず将来の事業に向けての保有を制限する必要はないと思う。
- １年間の事業費が遊休財産の上限では環境変化、経済変化に対応不可能。遊休財産≒運営資金なので少なくとも３年分の事業費の額は必要、もしくは、制限自体が無意味と考える。
- 一律に一年間の事業規模とするのはいかがなものかと考えます。
- 基金などの取り崩しで運営している法人にはつらい。
- 事業を継続するためには、老朽化に伴う事務所の立替や設備投資のための資金の保有が必要であるが、20 年後、30 年後といった具体的な整備計画がない設備投資の場合は積み立てる方法がなく、建物・設備の更新が困難となることが予想される。
- 事業規模が小さい法人の場合、遊休財産保有がむずかしく、法人運営の安定性が損なわれる。
- 事業内容の拡充・見直し等の妨げとなる。計画的な事業規模の見直しが出来ない。
- 質問４で回答したように運営資金を確保すると、遊休資産の保有制限に抵触するようになり、活動が制限される。
- 奨学事業のため、保有制限があるのでやりくりが大変。
- 将来にわたり持続可能な安定経営に支障をきたすおそれがある。
- 小規模財団では、日常の運転資金に余裕をもてないため運営に支障が生じている。
- 常に自転車操業状態が継続するため期中の突発的な状況変化に対応が困難になる場合があることが想定される。
- 赤字が続けば組織が存続できない。
- 設立当初の資金を運営しても、現在は費用をまかなえない。試算の取り崩しも必要になっている。
- 長期的な視点において、財団の持続的運営に影響を及ぼす。
- 利益も収支相償で規制し、遊休資産も１年分の公益目的事業費相当しか認めないことは、長期安定した滋養計画が立案出来ない。

- 杓子定規
- 遊休財産の定義が不明瞭である。
- 妥当であるとは思うが、例えば、万一発生した際に多額の復旧費が予想される、地震・風水害等に対する積立金が特定費用準備資金として認められていいないこと。
- 事業の拡大や人件費の準備資金の保有が必要。
- 社団法人の場合、建物の建て替えに一定の積立資金が必要。
- 受託の公益目的事業の改廃に影響される。退職積立を遊休財産扱いとされる。
- システムのハード機器、ソフトウエアの更新には多額の資金が必要で、特定の積立金は控除。
- 遊休財産の保有制限は、制度として当然考えられるべきものであると思うし、又、現行の基準も妥当な限度であると認識している。ただ、遊休財産額の対象から除外される「特定費用準備資金」の適用範囲をもう少し幅のある解釈で運用出来ないものかと考える。 即ち、①公益目的事業を行うための準備金として②将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積立てる財政基盤確保のための資金であって、③貸借対照表も特定資産に計上しており、④過去の実績や活動見込みから準備資金の限度額は適正な範囲に限られたものであっても、その資金をいつ使用するのか特定できなければ「特定費用準備資金」に該当しないとする現行の適用範囲を、公益目的性を重視して公益事業を安定的に実施するための備蓄資金であれば上記①～④の条件により特定費用準備資金とする等である。
- 特定事業以外に財政基盤健全化のための一定財産の保有・積立が法人の裁量でできない。
- 公益目的保有財産に金融資産を認めない意味が不明である。この金融資産は公益目的事業のみに用いられる資産であるため、新制度の目指すところを逸脱していないと思われる。
- 控除対象財産項目について、より弾力的な運用が可能とすることが望ましい。

2) 算定基準に問題（17 件）

- 公益社団法人として、毎年度、公益目的事業のみを実施しているわけではないことから、遊休財産の保有制限を公益目的事業に限定せず、全ての費用の額を基礎として算定した額にすべきである。
- 財政的な余裕がない場合、職員の定年退職に伴う職員の採用に係る費用、臨時の修繕等に対する備えなどの積立が必要であるが、各種の積立基準が厳しすぎるのではないか。
- 公益事業を推進する収益事業の安定的な運営を阻害している。収益事業の事業費を含めるべきと考える。

- 自由裁量の余地を認めるべきである。
- 状況によっては、遊休財産の調整のために予算額（決算額）を増やす必要が生じる可能性（過度の支出）。
- 建物等の財産の更新に財源が必要となるので検討してほしい。
- 公益目的事業だけで法人を運営しているわけでない。他の事業や管理費（法人会計）があり法人運営できている。法人が運営するのに必要な資金は遊休財産とするべきではない。
- 時価評価（年１～２回の売買）にしたため、急激に遊休財産額がふくれあがり、費用額近くになってしまった。団体の性格上、安定・継続が使命であり、売買は二の次としている。特例を設けて団体の性格上簿価評価がなじむ場合にはＯＫとするような制度にされたい。
- 遊休財産保有額を「公益事業年間支出額」としている点。実際は共益事業・管理費も有り、年間総予算（支出）額程度がベターと思われる。
- 算定基準が細か過ぎて、分かりづらい。
- 計算の根拠がわからない。出た結果に意味がない。
- 収益事業等会計において、他会計振替後の一般正味財産は後年度に使用できず、多額になると２号財産として扱わなければならなくなる。
- 法人の規模、資産の内容等画一的であり、１円でも超過するとアウトではやっていられない。
- 法人会計を含めた総支出額まで認めなければ、年度当初の運営が厳しくなる。
- 有休財産の保有上限額の計算方法に疑義がある。収入の多い年度と少ない年度が混在する場合、「公益目的事業に係る事業費の額」を基準に計算するのでは、短期間での資金計画が困難である。
- 利用価値のない土地などは「取得価額」（簿価）ではなく評価額で算定するのが妥当と考える。
- 移行前の積立金の一部が遊休財産とみなされる。資産所得資金や特定費用準備資金にしていないのは、法人が赤字の場合の補てん財源とするためで、特に小規模法人は赤字になりやすいのでこれまで苦労して積み立てをしてきた。

3）運転資金が必要（８件）

- 流動資産をもって遊休財産とするのはいささか早計。
- 法人会計の普通預金は遊休財産から控除すべき。
- 収益事業に係る流動資産については、その事業内容、規模に応じて一定の割合額を控除対象財産にすべきと思う。

- 遊休資産の範囲：疑問当財団の場合：「遊休資産＝流動資産」は疑問あり。流動資産すべてを遊休資産で括るのはどうか？
- 財団運営の性格上年度初めに相当の流動資産(預金）を保有する必要があるが、予算案で想定外であった寄附を受給した場合、遊休資産の保有上限を超える。これを原資として新規事業の開発をするなどの工夫が極めて困難である。
- 当法人の場合は、当該基準の計算上、流動資産＝遊休財産となるが、流動資産を不必要に有しているわけではなく、当然、次年度以降の費用に充当されるにもかかわらず、事業運営上、流動資産の（年度末の）残額にまで留意せざるを得ないため。
- 計算上、すべての流動資産を遊休財産ととらえるのはおかしいと考える。
- 事業に不必要な財産（未使用の土地・建物・投資財産等）をチェックするに止めるべき。流動預金は健全運営の証である。

4) 1年分では不足（100件）

- １年分ではなく、少なくとも５年分の保有を認めて欲しい。
- 法人運営の財政的な基盤を盤石なものにしたいと思っているが、日本経済・世界経済の先行きが不安な時、１年分程度では、不安である。
- 安定した運営のためにも一定の遊休財産（流動資産を含む）が必要である。現在の保有制限では非常に厳しすぎる。
- １年分の公益目的事業費以内という制限では、不安定な収入の中、安定した財団運営を行うことが難しくなる。
- 規模の小さな団体は、2年分位の保有があると安心できる。
- 質問4に同じです。当方の総収入は、100%近く「寄附」であり、人々の厚志の問題となるので、次年度の収入は保障されません。収支相償で、遊休財産の上限は、「当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額」と規程されていますが、次年度の寄附金収入が、例えば、不況などの影響から激減した場合、組織の存続そのものが危うくなります。収支相償を基本としても、遊休財産保有制限額については、公益目的事業に要した費用の額のみならず、当該事業年度の法人会計に要した費用も含め、当該事業年度の総支出額分を認めていただきたいと思います。
- 収支相償の基準がある以上、遊休財産の保有制限を緩めて欲しい。
- 従業員がそろって定年退職した場合等、ありとあらゆる状況を鑑みて保有制限を設けてほしい。
- 保有限度を1年間分とする根拠が不明である。
- 遊休財産の保有制限の条件付けを緩やかにしてほしい。
- 遊休財産は1年分の公益目的事業費の額を上限とする要件について。財産の備蓄を制限され、不測の事態が生じた場合は一気に経営上の危機に陥る不安がある。

- 余裕が少ないので、公益事業費の２年分としてほしい。
- 例えば１０年ごとに大きな事業を行うことに支障が生ずる可能性がある。
- 保有制限額自体は妥当と思われるが、制限額以内までなら剰余金を留保することを認めるべきである。
- 安定した事業運営を継続するためには緩和が必要。特に社団法人の場合フローで運営しているため、大震災などで事業が行えない場合、会費の収入は激減し、事業収入も見込めず財政的危機に陥りやすい。
- 小さな団体では、１年分の公益目的事業の分だけが許されるというのは、予想外のことが起こった時に対応できない。
- 公益目的事業に要する経費の１年分が目途とされているが、今後の物価の変動及び収益減等に備えて複数年度分の経費へ基準を緩和されたい。
- 収入が少ない団体では、４月、５月の人件費支払いに困るので、保有制限をもう少し広げてほしい。
- １年分の公益目的事業費相当額では不安。増額すべきと思う。
- 資金の保有制限が当該事業の事業額を基準としているため、年度による事業費の変動への対応に資金的余裕ができない。
- 事業が毎年平均してあればよいが、事業費にでこぼこがあると、とてもやりにくい。
- 長期的にみると運営資金の保有が必要なこともある。
- 定期的な寄附等のない団体では、事業を小さくすると、遊休財産も小さくなり、今後の心配が大きくなる。
- 不安定な収入源を補うために、遊休財産をある程度持つ必要がある。貸与の奨学金の原資も遊休財産扱いされるので、基準を超えてしまう。
- 毎年度の収支の変動を考えると、制限を緩和すべきである。
- 公益目的事業の１年分の事業費という基準が理解に苦しむ。公益法人の維持運営には、管理費も必要であるし、収益事業を実施している法人もある。これらを含めた額、もしくは公益目的事業の２～３年分の事業費などの基準に改めることを希望する。
- 不測の事態等に応じた準備（積立等）に不安を感じる。
- いわゆる財務調整金等の準備金が認められていない現状では、公益目的事業費の１年分しか認められていない遊休財産（＝運転資金）では、将来にわたっての健全な事業の運営に不安を常に感じている。
- 公益事業を継続的に営むための組織を支える経理的基盤の重要な要素である遊休財産が、わずか１年分の公益費用の範囲内を限度とするといのは、あまりにも危ういと考える。
- 公益目的事業費１年間分の保有制限では将来の安定的な運営に不安がある。

- 財産をため込まないためには、必要かとは思うが、収入がなくても翌年１年は事業がまかなえる位の余裕は欲しい。
- 収入源に対処するため、ある程度の遊休財産は必要である。
- 上限を1.5倍程度に緩和する。
- 制限をもう少し緩和していただきたい。
- 本団体においては、収集した資料を印刷物として発行する時期に多額の印刷製本費を支払う必要があり、そのための資金である印刷物の売り上げ収入は、時期がずれて入金されるために一時的にではあるが、資金ショートの危険性がある。このようなことから、公益事業を支えるための運転資金として保有する有給財産はその枠が小さいと感じている。また、公益目的財産の特定資産としての債権運用をしているが、その運用益の収入見込みは法人移行前の時期の債権相場を見込んで運用益を推算したものであるために、昨今の安倍ノミクスの債券相場によると、短期的には運用益が増加し有給財産保有制限を超過しかねない情勢にある。このように小規模団体の決算においてはわずかな変動も当該制限に抵触することもありえるので、もう少し制限枠を広げる必要があると考える。
- 遊休財産額の保有の上限として１年分の公益目的事業費相当額とする現行制度では、公益法人の運営に支障を生ずるおそれがある。２乃至３年分に引き上げてほしい。
- 公益目的事業の規模が縮小した場合は、保有制限を緩和できるなど、法人の実態に合わせて流動的に運用できればよい。
- 将来・未来永劫の経営をもとめられているからには、ある程度の資産がないと運営は難しと考える為。
- 趣旨は理解するが、１年分の費用相当額では十分といえない。
- 将来的に公益目的保有財産に含まれる特定資産を取り崩す必要性が生じる可能性があるため、制限の柔軟な運用を願いたい。
- 制限自体は必要だと思うが、制限額が低すぎる。
- １事業年度分以上を認めるべき。
- 制限が必要なら、公益事業費１年分ではなく、公益事業・収益事業・法人会計の全費用合計の１年分にしてほしい。事業費１年分では、管理費も含めた運転資金としては不足するので。
- 当財団は配当金収入が財源であるが、費用発生時期との時期的なずれで、３月末日時点のみで保有制限がかかると、資金繰り上不足気味になることがある。したがって１年間の事業費では少なすぎる。
- 事業の大半が年度の前半に行われるため、寄附がまだ集まっていないときに多額の出費を強いられるため、ある程度の繰越金がないと事業が実施できない（年度の開始時期を１月とかにすべきだったのかも…）。
- 窮屈すぎる。緩和すべきである。

- 法人ごとに事情があり、制限の緩和が妥当である。
- 株式等の運用益が年度により変動があるため、予算とのギャップが生し、保有制限に抵触することが考えられる。
- 助成の原資の有効な運用のためには、制限緩和が必要。
- １年分というのは少なすぎる。内部留保率に比べれば改善されたと考える向きもあるが、１年分では事業継続性要件と相いれない。収益事業を行う、行わないによって、判定基準を分けるべきだ。
- もう少し保有制限を緩めてもらいたい。
- 具体的使途の定まっていない財産が一年分の公益目的事業費以内という基準は硬直的に過ぎる。現在具体性はないが、将来のために留保すべき性質のものもあり、弾力的な運用が求められる。
- 公益目的事業費の１年分はきついと思う。２～３年分を認めてもいいのではないか。
- 収入は将来的に保証されるものではないので、保有制限についてはもっと緩やかでよいと考える。
- 節約したり職員の増減などで出てくる繰越金など次年度の事業に必要と思うから。小規模な財団ほど保有が必要。
- 全体として赤字にしないようにすると、制限を超える可能性が出てくるが、収入が一定でないので手持ちが少なくなるのは心配。
- 遊休財産に上限を設けることの意義がわからない。
- 質問４の理由に同じ（事業活動費を自らの資産運用により生み出さなければならない純粋独立法人の場合は、不時のリスク（例・保有株式の無配転落）に備えて２～３年の事業活動を賄える資産を備蓄する必要がある。収支相償は、口をあけて待っていれば予算がつく、主として政府系の法人にのみ妥当する思想である）。
- 基準枠は事業費の２年分くらいある方が事業計画を余裕をもってたてられる。
- 質問４に対する理由と同様、単年度ベースではなく複数年度で遊休財産を考えるべき。
- 年により事業資金の確保のため、寄附金が集まるときがある。内部留保も妥当な理由があれば、相応に認めるべき。
- 遊休財産の保有に制限を持たせることは妥当であると考えるが、当該年度の公益目的事業費相当額が上限では低すぎると考える。一般法人同様リスクを取って公益事業の拡大に臨むためには、相当額の猶予財産が必要であり、もう少し上限が上でもよいと考える。
- １事業年度分の遊休資産しか保有できないのは、団体の健全な運営を阻害する（だからといって、公益目的保有財産にするのは、取り崩すことが前提ではなく、難しい）。
- １年分の事業費では制限としてきつすぎる。

- １年分の事業費の金額を限度としているがその理由がわからない。
- ５年程度の通年を基準としてほしい。
- あまりに遊休財産の保有制限額が少なすぎるから。
- せめ２～３年分の保有が妥当。
- なぜ１年分の事業費なのか、１年分と言うのが理解できない。
- 何が起こるかわからないのに、１年の事業費では少ないのではないか。
- 健全な事業体の継続・発展のためには遊休財産はもっと大きく認められるべきと思う。
- 限度が費用の１年分では低すぎる。
- 公益事業費の２年分程を要求したい。
- 向こう一年ではなく、向こう三年程度の事業を支える財産の保有を認めるべきである。
- 財政状態の安全性を考えると、保有制限が厳しい。
- 資産運用収益が予想以上の場合、毎年の検討が負担。
- 事業の継続性の観点から、単年度経費１年分はあまりに低すぎる。また、経費削減・事業運営効率化等々通常経営者として当たり前の努力をした結果、正味財産取崩額を削減した結果、遊休保有財産の制限に抵触してしまったが、常識的に納得できない。
- 事業規模に変動があるため柔軟にしてほしい。
- 自然災害や事故等を考慮すると増やしてもいいのではないか。
- 質問３と同じ（遊休財産に関し、公益目的に応じて年分と限定せず、中、長期での限度を認めるべきであると考えています）。
- 社会および経済の変化が不透明な時代にあって、公益事業をまかなう額１年分の遊休財産では、不安が募る。ハイパーインフレにでもなれば、１年分などたかがしれている。せめて２年分くらいの保有は認めて欲しい。
- 収入の多くを株式配当金に頼っている現状において、配当金が減少した時に、事業を継続させるための余裕が１年分しか持てないことは、安定した事業運営にとって大きな制限となっている。
- 出費目的が公益目的事業ですから、経費の１年分以内の額は制限過多と思料します。収入が激減する可能性もある。
- 奨学金は複数期間にわたるが、そのための貯蓄資金を遊休財産とされ、１年分しか貯蓄できないことには相当の違和感がある。
- 年間事業費までの金額では不測の事態に備えるには不十分。
- 不確定要素のある収入・事業については救済方法を考えるなり、保有制限を２～３年分に挙げてほしい。

- 公益目的事業の発展、持続的継続のためには、現遊休財産の保有制限は厳しい。ゆるめるべきである。
- 近年収入（経常収益）が減少する中、それに合わせ経費の削減など経営努力をしているが、そのため公益目的事業費が減少し、遊休財産のほうが上回る可能性も出てきている。
- 公益目的事業経費の１年分しか保有できないため、安定的な収入がある場合を除き、運営が厳しい。
- 法人経営で多額の赤字経営が続いた場合の補填対応が困難であることからある程度のゆとりを持つことが必要であると思う。
- 質問 3-1 で回答しましたが一遊休資産制限この法律も収支相償とかかわってきますが、収入を余らせてはいけない、預金を増やしてもいけないという現在の法律では財団が社会貢献を長きにわたり継続していくのは難かしい。何か想定以外の事が起き、収入が一時的に止まったり、大きな支出が一時的に発生した場合は、体力がないので多くの社団、財団は閉鎖に追い込まれる。閉鎖も増えると失業者も増えるし、社会貢献する団体の数も減り、国の損失になると思われる。又遊休資産の上限金額も少ないので財団の体力は全体的に弱くなっていくと思われる。最低３年間は無収入でも活動ができるぐらいの上限枠は必要と思われる。
- 景気動向や指定管理のあり方で公益目的事業の全体枠が縮小した時に、大きな制約を受けることになるため、法人の恒久的存立のため、もう少し制限を緩和する必要があるのではないか。
- 公益目的事業も時代の流れで事業量が増減することから、遊休財産の保有制限を公益目的事業の１年分とすることは妥当とは思わない。
- 保有制限が厳しく拡大してほしい。
- 遊休財産の保有制限をもっと緩和しないと、運営が不安定になる。
- 民間の財団では事業収支が赤字となった場合、財産を取り崩して事業を行う。事業原資は運用収益をもとにしており、低金利の長期化、配当金の変動等により収入が不安定。もっと機動的に取り崩し可能な遊休財産の枠を増やすべきである。経済環境の影響を受けやすい民間の財団は財政的にどこも苦慮している。
- 事業を行うときは大幅な赤字に陥ることもあり、１年度分の事業費相当程度では少なすぎる。
- 各財団にとって、適正な内部留保額があるはずで、事業費が毎年度一定な財団でない限り、「事業費何年分」と一律に規定するのは適当ではない。また「遊休財産」という名称も不適切である。
- 資金の潤沢でない新設法人にとっては、ある程度の余剰資金がなければ事業継続はおぼつかない。寄附金は経済状況により著しく変動するため、良い時期に集めた資金を平準化して事業継続していくには、１年の事業費という枠は小さすぎる。

- 指定管理を受けて運営する上で、収入不足が予測され、それに耐え得る財産を持っていないと今後不安である。

5）その他（14 件）

- 前問の回答と同じ（会員からの会費収入が主体で、国等からの補助金を受け取る団体でない場合は、公益目的事業比率のハードルを下げるべきと思う）。
- 公益移行前に行政より、基本財産の大半を遊休財産と指摘され、公益事業にて処理したが、公益移行時に基本財産の少ないことで、運営について不安だと行政より伝えられた。担当者を変えずに団体の意味を理解してもらえるよう、行政側に考えてほしい。
- 必要以上に公益事業をすることに労力と時間を無駄に費やしている。
- その年度により、事業計画等（事業費）が異なることがある。
- 赤字が続くので、目減りしている。
- 遊休財産の保有はない。
- リーマンショック時、多額の収入不足が数年続き、当財団には運用資金として寄附していただいた多額の寄附金（遊休財産）があり、安定的に奨学金給付等の事業継続ができたから。なお、運用資金は為替系の債権で運用し、利息は公益事業に使っていた。
- 現在の法律の趣旨を前提にすれば、保有制限の水準は妥当な範囲にあるのではないかと思うが、むしろ問題は、結果として生じた余剰資金の額を単に規制するのではなく、如何にそれを公益事業の推進に役立てるかとの視点が必要なのではないか。
- 規模の小さい法人も一律なのであれば妥当ではないのではないか。
- 北海道は今だ不景気続きで、寄附金・賛助会費などを集めるのが困難である。
- 一般正味財産期末残高の拡大をお願いいたしたい。
- 助成金の概算払いを事業者に対して、国債等の利金の入金まで待ってもらうなど、資金繰りに支障をきたしている。
- 年々目減りする傾向あり、将来に不安がある。
- 公益目的保有財産の取崩し規程の緩和を要望する。

【質問 7】現在の会計制度（平成 20 年会計基準）についてお答えください。不便な点は？

1）会計実務内容（172 件）

- 「公益目的事業会計」「収益事業等会計」「法人会計」という３区分での区分経理が必要になったので経理処理に手間がかかるようになった。
- 会計基準は参考と位置づけつつも、結局は基準に基づく付表を示して、作成するように指導している。・小規模団体としては不測の事態を避けるため、会計事務所に外部委託したが、これまでにない費用を計上することになった。
- １貸与奨学金の会計処理　２正味財産増減計算書にＢ／Ｓ部分が有り、複雑だ。
- １つの取引に対し、複数の科目からの支出になるため複雑で分かりにくい。
- ３会計での処理は、多大な時間を要する。
- ３会計区分にする理由
- G 表作成等が自前ではできない。
- 一つのものを３会計に分配しているので全体を把握、説明するのに苦労する。
- 一般企業会計と違い、複雑になっているから。
- 一般正味財産および指定正味財産の区分を説明しにくい。
- 一般正味財産と指定正味財産を区分する点（外部から理解されづらい）
- 一般的な法人会計からでも法人の状況は十分把握できるのでは。現在の会計制度は必要以上に複雑になっているように思う。
- 科目が多すぎる。
- 科目ごとに事業会計・法人会計に配賦する作業が面倒。
- 科目による分類が基本となっているが、複数の事業を行うと事業単位での執行状況がつかみにくい。
- 会議費の区分が面倒である。
- 会計が複数に分かれたのが予想以上に不便だった。
- 会計の区分経理に伴う按分処理にかなりの労力を要しており業務上の大きな負担となっている。
- 会計の仕訳が複雑。
- 会計を区分することを求められている事業について配分をしなければならなく、二重三重の作業が必要になる。
- 会計区分が面倒。
- 会計区分ごとに通帳を持てばいいが、不可能。内部取引の処理が非常に煩雑になった。
- 会計区分ごとの経理に不便を感じる。

- 会計区分間の資金移動の際に生ずる他会計貸借勘定の処理が難しく、どこか違和感を感ずる。
- 外部が法人全体の評価を行う上では良いかもしれないが、内部的には各事業の検証が行いにくい。
- 各科目間流用ができない。
- 各事業区分を細分化しているため、予算計上をしていない科目の支出が発生した場合に会計処理が煩雑になる。
- 勘定科目の仕訳が多い不便である。
- 勘定科目の分類が手間である。
- 管理施設が多様なため参考にできる前例がない場合が多い。
- 管理費の事業費等への配賦基準が明確でない。
- 管理費の配賦は、各事業費の科目まで配賦する必要がないのではないか?
- 基本財産の経理が難しい。
- 規制等が多く、自由に事業活動を行いにくい。
- 共通の費用は配賦しなければならないため、不便。会計上は公益目的事業、収益事業、法人会計とあるが税法上は収益と非収益しかないため、税務申告時に不便である。
- 共通経費の配賦計算が大変だと感じる。
- 共通費の按分、通帳の管理、貸借対照表科目の按分
- 共通費用の配賦が煩雑・収益事業を行っている場合は、B/S内訳表の作成義務がなくても、B/S科目の会計区分の会計処理が必須であり、経理事務が大変煩雑。
- 共通費用の配分。
- 区分会計により、共通経費を按分しなければならず会計が複雑となっている。
- 区分経理が複雑。
- 区分経理で収益事業等会計から法人会計に振替ができない点（法人会計の赤字が多額となり、法人全体で赤字なのに法人税を支払うことになっている）
- 区分経理のため、費用の案分など経理事務が複雑になった。
- 区分等が細かすぎる。
- 区分表作成による作業量の増加
- 経費が事業と管理費に分かれているため、公益率や収支相償のためには妥当と思われるが、実際の出費を把握しにくい（事業と管理の合算をしなくてはいけない）。そのため、予算は作りにくいし、経費配分までしてしまった後には実態が読めないに等しい。また、収支と正味財産の違いが明確ではなく、把握が難しい。
- 経費の振り分けが。
- 経費を事業ごとに細かく配分しなければならず、事務量が膨大な上に経費の執行状況を見えにくくしている。

- 決算時に共通経費を事業比率ごとに割り振る点
- 現行会計基準は、法人法改正に基づいて改正されており、会計上必ずしも必要とされていない項目についても、無理に定めているきらいがあるように思われる。法人会計を設ける必要性がまったく理解できない。また、会計基準について、会計士間においても認識が分かれているところが多く見受けられ、法人担当者は非常に迷うところである。
- 公益、収益、共通、法人会計の区分経理が煩雑である。
- 公益会計基準にあった仕訳ができているかどうか。
- 公益財団の必要条件をクリアしているかどうか、年度途中で判断しにくい。また、確認業務が難しい。
- 公益事業、収益事業、法人会計の相互貸借、資金移動及びこれに伴う経理処理が複雑である。
- 公益事業・法人会計間の費用配賦事務の負担が大きい。
- 公益事業でどこまでの収益が認められているのかが不透明である。
- 公益事業の配賦比率の算定に苦慮している。
- 公益事業比率を確認する意味で事業区分の必要性は理解できるが、単独個別事業にかかる総経費の把握ができない。
- 行政庁によって対応が違うのか、他の法人では公益目的事業と認められている事業が当方は収益事業と判断されている。従来は一事業として取り扱っていなかった少額の収入を収益事業等会計に区分することとなり、不便に感じている。
- 細かな仕訳がわかりにくい、予算との連動性がない。
- 細部の事業単位のとらえ方ができない。
- 仕訳伝票が国、自治体、自前と区分けしなければならないこと。
- 指定正味財産に関し、過年度分の減価償却過不足の処理方法につき、すべての勘定が経常外取引として処理されずに、一部経常取引として処理される。
- 支出に際し、公益目的の費用かどうかの解釈が不透明。
- 施設ごとに予算を取っているため、予算を合算して按分するのが不便である。
- 施設ごとに予算を取っているため、予算を合算して按分するのが不便である。
- 資金ベースでの収支計算書も必要。（2）
- 資金収支予算・計算書の位置付けが不明瞭。
- 資金収支予算書の作成は求められていないが、主管課への提出が必要なため、２種類の予算書作成が必要となっている。
- 資産評価によって減損するしくみの中に、森林資産は特殊でなじまない。→価値は市況で変化するが、利用可能な林齢になるまでは仕掛品的資産で、最初が小さく年々成長する資産→最初の投資額を資産計上すると減損が必須になってしまう。

- 事業ごとの収支がわかりにくい。市役所への提出は正味財産ベースではなく事業ごとの収支計算書のため、管理が煩雑である。
- 事業ごとの収支が分かりにくい。
- 事業ごとの収支を別に作成する必要がある。
- 事業ごとの収支把握のため、別途資料を作成する必要がある。
- 事業ごとの予算・決算の内容が見えないため、従前の計算書類を作成するなど、二重の作業が必要であるし、一般的ではないため、役員等には理解が難しい。
- 事業で区分する経理に慣れていない。資産科目も事業区分となっているところ。
- 事業の仕分けや按分など煩雑である。
- 事業は非営利性の公益事業のみで、非常に単純であるにもかかわらず、法人会計、公益会計に区分するのは煩わしい。
- 事業会計と法人会計にわける点
- 事業会計と法人会計に仕分けすること。
- 事業計画に基づく事業運営を標榜しているのに、予算上資産の移動を一元管理しにくいのに、不便を感じます。決算の見易さしか念頭にないように感じます。
- 事業費支出(赤字) を常に意識しなければならない。
- 事業別、グループ別など区分が多すぎて判りづらい。
- 事業別に区分経理する必要があり、負担が大きい。
- 事業別の情報がわかりにくい。
- 事業別収支が分かりにくい。
- 事業別内訳表の作成の煩雑と経常科目の変更に伴い、予算消化率がわかりづらくなった
- 事業別配分比率がわかりづらい。
- 質問 3-1　に同じ(かつて自前でできていたが会計事務所に頼らざるを得ない程度に複雑かつ面倒になった)。
- 実際に預金現金は公益目的事業会計と法人会計に分別管理していないが、会計上はその管理が必要な点
- 実際の運営は委員会別で行うが、会計基準は事業別で運営上 2 つチェックをする必要が生じている。
- 実際の経理方法と乖離している。
- 社会情勢の変動等により収益事業が必ずしも黒字になるとは限らない。
- 収益事業のない当財団にとって、公益目的事業会計と法人会計の区別は収支相償ルールのためだけにあり、拠出会社等に理解しにくいものとなっている。
- 収益事業の利益負担分が収支相償に影響するため。
- 収支相償、費用配賦

- 収支相償・区分経理という会計となり各事業単位での内訳書作成や法人会計の扱い等事務量が増えた。
- 収支相償の計算にがんじがらめになり、柔軟な予算運営ができにくい。
- 収支相償をクリアするのが難しい。 (3)
- 収支予算の管理が難しい。
- 収支予算書が収支ベースではなく、損益ベースになったことで分かりにくくなった。
- 小科目での対応となっているので従来の方法と比べて各事業を比較しにくい。
- 詳細であるため、決算書等を作成するのに、手間がかかる。
- 詳細な事業別会計を維持するのは困難である。
- 詳細に配分しないとならないので。
- 職員の業務日報の作成はじめ、会計基準そのものが複雑であり、予算作成等に多くの時間を要している。少ない人員で会員拡大、就業開拓を促進するためには、会計処理等もう少し簡略化できないか。疑問に感じている。
- 振り分けが難しい。
- 新入会員イコール収入の体制に合っていない点と、やりくりをして上手にお金を節約しても引き継げない現状。
- 人件費、資産、使用料等の法人会計と公益目的事業会計への振分けが面倒。
- 人件費等に関わる法人会計との資金の配賦等。
- 正味財産増減計算書において、事業計を表示する科目が無いため、数字の把握が困難である（使いづらい）。
- 正味財産増減計算書において、収支ベースと損益ベースでの考え方が違うこと、管理費配賦を伴うことで事務手続が煩雑になっている。
- 正味財産増減計算書内訳表の作成が難しい。
- 正味財産内訳表の作成が、難しい。
- 前述の収支相償の問題点において。
- 前制度時の科目構成を現制度に適用させようとしたとき戸惑うことが多い。
- 損益（次期繰越収支差額等）の表示がない。
- 損益ベースの決算書作成は、会計システムがまだ追いついていないこともあり、一旦収支ベースで入力・計算させたものを年度末に新たに配賦する必要がある。
- 損益計算ベースにすることや、公益目的事業等配賦計算が難しい。
- 損益予算は利益目標で、資金管理が困難。
- 他会計への振替や予算流用の制限
- 他会計振替の額の確定が年度末となり、公益事業会計の収支決算を黒字なしないための調整が年度末に必要になる。
- 対外的予算は損益ベースだが内部管理は収支ベースの予算を使用しており不便に感じる。

- 貸借対照表・正味財産増減計算書の内訳表作成に手間がかかる。
- 貸借対照表の内訳表について。
- 貸借対照表内訳書（様式1-3）なぜ必要か、作成不能（特に流動資産・負債の会計別分類）当法人は作成していないが。
- 貸借対照表内訳表を作成する場合、現預金の管理が難しい。
- 単一公益目的事業の場合
- 電子申請が分かりにくい。作成書類が増える。
- 当会の場合、会員が一般事業者が多く本会計基準は非常に複雑で理解してもらい辛い。
- 当財団では会館の施設管理の部分は配賦しているが、公益と収益の仕訳が税法（法人税）が絡んできているので、シビアにやっているがもう少し、簡単に配賦したいと思っている。
- 当財団の公益事業会計は５会計に分かれているため、収支相償の対応など現会計基準を遵守する上で会計処理が煩雑になる。
- 当初の基本財産を指定正味財産（公社債で運用）としている場合、有価証券の銘柄を変更しようとする場合に額面との差額処理がむつかしい。
- 特定財産の管理（特に債券を購入した場合）が難しい。
- 特定資産、特定費用の将来においての計画が書きにくい。
- 特定資産の使途を公益と法人に予め固定的に配分していること。資産運用が非常にやりにくい。
- 特別会計がなくなったことは、管理上不便。
- 内訳表の作成と共通経費の按分配賦。事業区分できない経費の取扱いが難しい。
- 年度を超えての流れがつかみにくいときがある。
- 配布費の処理が煩雑すぎる。
- 配賦。あまり、必要性を感じない。基準があまり明確でなく、会計処理に手間がかかる。
- 配賦が面倒。
- 配賦しなければならない科目について。
- 配賦することで経理の煩雑さを招いている。運営上は、不要だと思う。
- 配賦の基準と趣旨が不明瞭。
- 配賦の計算に手間がかかるため。
- 配賦の手間
- 配賦割合を入れる等により会計事務が複雑になった。
- 配賦処理が大変。　(2)
- 配賦処理と決算との実務
- 費用の按分処理が煩雑である。

- 費用を事業毎に配賦するための事務処理が複雑である。
- 費用配賦の負担が大きい。また、法人の実態を捉えづらい。
- 評価損益の取り扱いになじめない。
- 複雑なためわかりにくい（理解しにくい）。　一つ一つの仕訳に理由付けが必要なため非常に時間を要してしまう。
- 複数事業を坦務している委員会の状況が把握しにくい。
- 文化施設の管理運営を行っているが，利用料金を使用目的により会計区分別に計上して管理するのが煩雑である。共通費用の配賦により，直接事業にかかっている費用がわかりにくい。
- 保有株式の時価評価
- 補助金による事業実施が主であるため、補助金毎の収支予算・決算を作成する必要があり、事業管理も同様に行う必要があることから、従来の基準による会計を新会計基準に置き換える作業が発生し、従来よりも煩雑な作業となり、業務量の増加につながっている。
- 報告事項が複雑である。
- 法人会計部分対する基本的な考え方(配賦等の基準）の理解に苦慮している。
- 有価証券の決算時の評価
- 予算･決算について理事会等では損益計算ベースではなく資金収支の計算書類で説明しており不便である。
- 予算の仕分けが、わかりにくい。例：公益 90%、法人 5%、他 5%など。該当、非該当の判断で迷いがある。
- 予算の執行状況が分かりにくい。数字上では、内容がよくわからない。
- 予算管理を別にしなければならない。
- 予備費や基金等の取崩し収入が表れてこない。
- 流・充用ができず、その都度理事会で補正しなければいけない。急ぐ間に合わない。

2）会計実務内容をうけて（71 件）

- 「公益目的事業等会計」と「収益事業等会計」、「事業費」と「管理費」の経理について、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦することが可能となっていることから、必要に応じ配賦することになるが、配賦するために生じる按分など、経理仕訳の複雑化に伴う事務の増加は、特にスタッフの少ない小規模法人では大きな負担ではなかろうか。しかし、「収益事業」は認定法第 19 条により、「各収益事業等ごとに特別の会計として経理する」こととなっているため、区分して経理する必要があるので、「収益事業」が明確かつ簡便な方法で経理することができるようにする必要があると考える。「収益事業」は、一般的に利益を上げることを事業の性格

として認識されるが、実施する「収益事業」が必ずしも利益を上げることのできる事業となっていない場合がある。この場合、「収益事業」が赤字となり、経営上、事業を廃止しなければならないというような事態が発生した場合、正常な法人運営は困難になることもありうる。また、「収益事業」が公益目的事業遂行上不可欠なものであったとしても、その理由をもって当該収益事業が公益目的事業とはならない仕組みにもなっていることも、法人運営をますます複雑で難しいものにしている。このように、仕組みを複雑化することにより、実態がかえって分かりづらくなることがないよう、ガイドライン等を工夫することにより簡便に会計を区分できるようにする必要があるのではないだろうか。

- 一般的に分かりにくい。団体構成員は民間団体の方がほとんどのため。
- 一目でわかるような予算執行状況ではないように思う。混雑しているように思う。
- 営利を目的としない公益法人に、そもそも損益ベースの会計を適用することに疑問を感じている。
- 会計区分に関して、税務上の観点から区分した処理が必要であることは理解するが、規模に応じた制度改正を望む。最終的には企業会計に統一すべきと考える。
- 会計内容が、煩雑で、手間がかかり、会の事業運営よりも、公益認定基準を充足するための事務量が精神的に過大となっている。もっともっと簡素化の余地があり、今後改善すべきと考える。
- 簡単に作成できる様式を希望します。
- 既に回答している点を参照（会社法に依拠した法制度では、本来の活動が十分にできない。黒字を生む構造でなければ、そもそも組織運営は成り立たない。法制度で決めるべきではなく、組織と支援者の間の説明責任と信頼関係によって決めるべき）。
- 計算書類の内容がわかりにくい。
- 固定資産の取得などについて、注記記載などで対応しているが、運用を明確にすべき。
- 公益会計、法人会計に分けて降りますが、配分割合については、データ不足で根拠がつかめない。事務が複雑になった。複式簿記への移行を望みたい。
- 公益事業のみを行っておりながら、管理部門として法人会計を設け、会計ソフトにおいて別画面を開いて入力する手間やミスなどに悩まなければならない点や、そもそも管理部門は公益事業活動ではないとする会計上の区分は全く納得がいかない。
- 公益法人といえども一般の法人とその決算には差がないとおもう。通常の法人が決算時に行う方法に準拠した形で、アレンジした物でよいのではないか。
- 公益法人に馴染むものか疑問を感じることがあるので、もう少し簡易化できないものでしょうか。
- 公益法人会計基準と税法による税制に制度上のずれがあり、きわめてわかりにくい。両制度の税制をすりあわせて、統一基準とすべきである。

- 公益法人制度は黒字決算は指導を受けることになりますが、なぜ資産を持ってはだめなのでしょうか。
- 公益目的事業会計と法人会計を別にする必要性はなく，適当ではない。
- 公正さや公開性などの面で重要であることはわかるが、もう少し負担の軽減に配慮していただきたい。
- 国・地方公共団体からの補助金で事業展開しており、従前の収支計算書が必要となっている。
- 国等の補助事業を実施しているため、事業毎の会計区分も作成し、承認を得なければならない。新会計基準による決算承認だけでは求めるものが違うため、事務が繁雑化してきている。また、この新会計基準は、公益と法人会計区分があり、公益性がある法人として認定されたのに区分しなければならない必要性があるのか疑問である。
- 細かく報告しなくてはならないので、その調べに時間が掛る為業務に支障をきたす。
- 細かすぎて、業務が煩雑になる。
- 細分化を簡素化できないか。
- 財務上の制限が厳しい。
- 仕分けが細かすぎる。せめて行政事務並みにしてほしい。ある程度の按分も認めてほしい。
- 時価評価を要する有価証券についても、満期保有目的債券の取扱と同様に附属明細書の記載のみにしてほしい。
- 質問 3-1 公益目的事業とは言え収支が０かマイナスと言うのが本当に良いのだろうか（公益目的事業を行う場合でもある程度の余力財源は必要だと思う）。に関連して共通する費用配賦等について、もともと１つの事業（一般会計）だけだったものを公益、収益、その他、法人に事業区分したためそれぞれの事業区分への収入の配賦に困って（悩んで）いる。当財団は収入を指定管理料（事業区分では公益目的事業としている）１本で収入をいただいており、収入と費用の配賦額(率）が収入と費用で一致しないため、収支相償を満たすことができるか決算時に苦慮している。また収入や費用配賦時に会計処理が複雑になりミスを招きかねない。消費税等の税額にも影響があり決算時に手間がかかってしまう。以前のような一般会計と特別会計（収益事業）でよかったのでないでしょうか。
- 質問４と同じです（収益事業のある法人と全くない財団は収支相償など会計基準で区別すべきと思います）。
- 質問６と同じ（長期的視点で運営計画が考えられる仕組みにすべきと考える）。
- 収益の規模で、会計制度を分けて、収益の規模が小さい公益法人（例えば千万円以下）は、重要性及び稼働の観点から、会計制度を簡素化してほしい。
- 収支相償の考え方は改正が必要である。

- 収支予算書と決算書の数字が乖離していても、会計制度上に不合理を生じないというところは、不条理を感じる。あくまでも収支相償等が重要なのであれば、収支予算書は不要ではないのか。あと法人会計の基準も曖昧であり、不要ではないのかと思う。
- 純 Inflow の収入額の表示が困難であり、極めて対外的に判り難い。即ち当期の指定正味財産を、経常収益に組み込む会計処理の為、本来当期にどれだけの寄付収入を得たかを第三者に説明する上で、極めて複雑であり、公益法人としての会計の透明性や説明責任の真摯たる姿勢を削ぐ結果となる可能性がある。法人会計制度そのものの改善が求められる事項ではなかろうか。
- 所管の自治体と関係性が深いため、資金ベースの方が使いやすい。また、原則処理で無く簡便な処理を採用する際の明確な基準を設けて欲しい。
- 上記の収支相償（１円でも単年度収益が発生した場合に、その額の処分方法の提出が必要ですが、営利目的と言えない程度の金額の幅があってしかるべきと考えます）及び遊休財産（一律に一年間の事業規模とするのはいかがなものかと考えます）の項目のとおり。
- 正味財産増減計算書について、公益目的事業別区分・科目別区分が細かすぎる。民間企業の損益計算書の書式のように簡略なものに改めてほしい。
- 正味財産増減計算書よりも収支計算書のほうが説明しやすい（当期収支差額、前期繰越収支差額、次期繰越収支差額のほうが、理解してもらいやすい）。
- 正味財産増減計算書総括表から正味財産増減計算書内訳表に替わった点、附属明細書の義務付け等、前回基準以上に専門性の高いスキルを持った人材が必要とされてきている。
- 正味財産増減計算書内訳表の作成（収益、費用の配賦）に多大な労力を要する。
- 損益ベースより資金ベースのほうがよい。
- 貸借対照表の資産の事業毎の内訳記載の必要性に疑問がある。
- 提出する書類が多すぎる。細かすぎる。
- 提出書類が複雑すぎる。
- 当財団は、受取寄附金のみによって運営しているが、受取寄附金は確定的な収入ではないため、健全な財務状態を維持するためには、内部留保が必要である。しかし、現在の規定による「特定費用準備資金」は、内部留保として適当ではない。また、法人会計と事業会計の経理区分を切り離す事と、法人会計の財源を限定する事は適当ではない。
- 当団体に収益事業はないいが、それでも公益目的事業会計、法人会計にあらゆる勘定を分類するのが手間である。
- 同じような内容を繰り返し記載しているように感じる（特に明細書）。

- 同じ科目を公益事業費と管理費に分けなければならないのは面倒であり、合理性を感じない。
- 特に小規模財団では、会計処理の事業別区分が困難な場合がある。
- 特に定期提出書類の作成について不便を感じる。もう少し効率的かつ簡潔な様式で作成することはできないか。
- 特定の知識を有しなければならない会計制度は、円滑な業務遂行の支障となっていると考える。
- 内訳表の作成は不要にしたい。
- 発生主義に統一すべきです。
- 法人運営のための支出を増やすのがむずかしい。
- 法人会計（管理費）部門の基準が絶対的基準ではない。
- 法人会計が不要。
- 法人会計で良いのでは。
- 法人会計と一般会計との費用按分の仕方が複雑で、また、事業ごとの収支がわかりにくい科目建てである。
- 法人会計の位置付け
- 法人会計の区分はいらない。理事会でも公益事業について話し合っている。
- 法人会計の存在
- 法人会計の必要性。
- 法人会計は不要である。
- 法人会計を含む３会計に分けての計理は、事務的に大きな負担となる。
- 法人会計を別勘定にする意味がほとんどなく手間がかかるのみ。短年度の受託事業を複数実施するときに表記に困る。
- 法人会計を別建てにする必要なし。
- 法令と会計基準の用語の不統一（予算、損益計算書と正味財産増減計算書）
- 毎月の電気代等細かな金額を事業別に出す必要があるでしょうか。公益事業と収益事業と法人会計だけで分けてもよいのではないでしょうか。「簡易版」決算書を採用してはいかがでしょうか。
- 満期保有目的債権でも時価評価をしなくてはならないのは非常に面倒である。せめて国公社債は額面評価を認めてほしい。
- 問５のとおり（そもそも公１のみの当センターとしては、公益と法人に区分する必要性が理解できない）。
- 予算規模を検討し簡易に出来ないものか。
- 例えば、公益目的事業間の資金移動の緩和ができればと思います。

3）委託・ソフトなど（16 件）

- 会計ソフトを未導入である。
- 経理担当者が素人なので、税理士契約を結んだため経費が嵩む。
- 公認会計士の方に依頼しなければ対応困難。
- 使用している会計ソフトの問題かもしれないが、専門的な経理の知識が必要である。
- 指定正味財産と一般正味財産に係る会計処理・財産表示と会計ソフト処理が難しい。もっと単純な処理でよいと思う。
- 新会計ソフトを導入していない。
- 税理士にお任せして、相談しながらやっているが、難しい。細かすぎる。
- 税理士のお世話にならないと、無理だから。
- 税理士の指導を受けているが、会計処理、決算書の作成などわかりにくい部分がある。未収会費などの処理
- 先行認定法人の配賦方式を採用。配賦が細かく、会計ソフトで対応できない。
- 専門家でないと作成が難しい内容であること。
- 専門家出なければ理解できない。
- 専門知識のない第三者が見た場合に大変理解しにくい会計制度だと思う。
- 専門的知識がなければ理解不能な面がある。
- 専用ソフトを使用しているが操作を含め複雑すぎる感あり。
- 多少でも簡略化が可能ではないでしょうか。会計士に支払う金額が増えてしまうのは困る。

4）理事会等の説明など（24 件）

- 正味財産増減予算書にどのように貸倒引当金を計上するのか？②理事会では、これまで、収支資金ベースで予算・決算を説明してきたので、正味財産増減計算書ベースでの説明が難しい。
- まだ慣れていないこともあり、計算書類の作成に相当の負担がある。また内外に理解していただくための説明を何度となく繰り返さなければならない。
- 以前の基準に慣れているため、会議などで説明しにくい。
- 為替系の債権等のみなし利息の計算等、非常に手間がかかり、計算ミスも多い。正味財産増減計算書は企業の会計に携わった人には違和感があり、説明が難しい。
- 一般会員への説明に苦慮。
- 会員（社員）への説明がしにくい。
- 会員への説明が理解してもらえない。
- 会員より決算書の見方が分からないとの指摘が多い。

- 会員企業（社員）に財務諸表を説明しても理解しにくい内容となっている。
- 会計基準の周知がされていないため、他者へ説明しても理解されにくい。
- 会計業務が煩雑・複雑であり、理事・評議員の理解が得にくい。
- 会計上は理想的な基準だと思う。しかし当会会員からは事業毎の科目設定が慣れているため、内容が良く分からないという指摘がある。
- 会計制度がよく変わったため、役員がついていけず、説明が大変。
- 会計制度が複雑なので、計算書類等を役員等に説明するのになかなか理解していただけない。そのために別の資料を作成する必要が生じている。
- 決算が理解されにくい。
- 決算報告等の説明が難しい。
- 公益目的事業繰越額のマイナスが増加すること。役員等にわかりにくい。
- 事業別の支出が説明できない。
- 社員への説明は、収支予算書、収支計算書が有効である。
- 評議員会・理事会への説明と決算書との説明の乖離
- 理事、評議員が慣れていない為、説明しづらい。
- 理事・監事より予算書・決算書が解りにくいと言われる。
- 理事会及び評議員会において、役員に計算書類を説明する際、説明しにくい。
- 理事等に予算、決算の説明をする場合、難しい。

5）不慣れ・わかりにくい・理解できていない（47 件）

- まだ慣れていないため （3）
- むずかしい。 （2）
- もっとわかりやすくしてほしい。
- わかりにくい。 （5）
- 一般の企業会計になれているため。
- 一般の人には非常にわかりにくい。
- 一般の方の理解が得られない。
- 会計がわかりづらい。
- 会計事務の知識、経験がない。
- 慣れていないこともあるが、理解しにくい。
- 慣れていないので複雑に感じる。
- 公益法人会計は、他の法人会計等と異なり、企業等で会計を担当していたものでも取組が難しい。
- 公益法人会計制度を完全に理解していないため。制度が複雑。
- 公益目的事業比率、遊休財産保有制限。

- 公益目的事業比率の関係で、費用の配賦が必要となるが、複雑な配賦基準は公益認定の際に分かりづらいとの指摘により、簡易な配賦基準としたため、実態に即していない配賦となっている。このことで内部管理で行っているプロジェクトごとの収支の管理がわかりづらくなった。
- 公認会計士に委託しているのでよく承知していないが、従来の一般会計処理と異なる点が理解できない。
- 全般的に複雑。
- 全部がめんどう。
- 当年度が初年度につき未知な部分がある。
- 内容がわかりにくい。
- 内容が複雑。
- 難しい、わかりにくい、煩雑である。
- 煩雑で分かりずらい。　(3)
- 煩雑な基準のため実態に合った会計処理がしづらい。
- 煩雑になった。
- 煩雑過ぎる。
- 非常にわかりにくいから。
- 不明確な部分が多く、都度確認の必要がある。
- 複雑すぎる。もっと簡単明瞭な会計基準を望む。　(2)
- 複雑でわかりづらい。　(2)
- 複雑で理解しづらい。
- 分かりにくい。
- 法人会計の意味がよくわからない。
- 理解するのに相当の努力がいるが、なかなか理解が伴わない。
- 理解できないでいる。
- 良くわからない。

6）現行基準との違いに戸惑う（22 件）

- 16 年会計より複雑になり、社員への説明が難しく感じている。
- 16 年会計基準に慣れた為、新たな会計基準に馴染んでいない為。
- 16 年会計基準を引継いだ 20 年会計基準では、会社法を参考にしたものであり、損益計算ベースの財務諸表は非常になじみが薄く、別に収支資金ベースの予・決算資料を作成し説明しなければならいないこと。
- 16 年基準の収支計算書ではなく、正味財産増減計算書を求められたため、前例が踏襲できず、移行に費用と工数を掛けなくてはならなかった。

- 16年基準を使っている。
- これまで平成16年度基準での会計であったため、一部見えづらい収支等がでているため。
- 以前は、１本の会計が、３つに分かれた事。
- 会計処理に不慣れな点がある。
- 会計書類に平成16年会計基準との違いがあるため。
- 機関決定の際は事業単位で予算、計画をたてるため、予算作成時と決算承認時に、以前の会計基準形式の表を作らざるを得ない。しかも、新旧の会計基準形式に互換性がないため、作成に多大な手間がかかる。
- 支出について、公益目的事業会計と法人会計の区分が難しいものがあり、平成１６年度会計基準と比較し管理が大変になった。
- 従前の会計処理より複雑である。
- 従来と異なり、損益ベースでの処理になっているが、固定資産関係の管理は収支ベースでの処理の方が分かりやすかった。
- 従来の決算書の見方と大幅に異なるため、説明が難しい。
- 書式の変更等
- 新基準の理解と切替える手間。
- 新基準への変更に手間がかかる。
- 全体的に複雑化されており、16年基準の方が分かりやすかった。
- 地方自治体の補助金が重要な収入で運営している団体では、資金ベースの資金収支予算及び決算資料が必要となる。損益ベースの収支予算、決算資料だけでは補助金の報告資料に使えない。また、公益目的事業会計、法人会計における経費の按分等は補助金の趣旨と合わないため損益ベースでの平成20年度会計に併せにくい。
- 伝票、月次計表の増加。
- 必ずしも分かり易い基準となっていない。旧基準の方が理解しやすい場合がある。
- 平成20年公益法人会計基準で作成した財務諸表だけでは、関係者の理解を得ることが難しいため、従来に比べ、資料を含め複数の計算書類を作成する必要が生じている。

7）事務負担（26件）

- もともと複雑、難解な会計システムがさらにその度合いを増した。専門的知識を強く要求され、事務負担は確実に増大した。
- 会計業務が煩雑。
- 会計区分を細かく設定したため業務負担が増大した。

- 会計事務所に委託しているが理解出る職員もいない。小規模団体は簡略化すべきと考えている。
- 会計処理が煩雑となり事務的負担が大きい。
- 会計処理が複雑で、時間と手間がかかる予算との対比がわかりにくく、また会員への説明のために改めて収支計算書等も作成しなければならなく、作業量が増え、人件費が増加した
- 会計単位が細分化されているため書類の作成に手間がかかる。
- 会計担当者の負担が多すぎる。担当者を多く取れない団体においては過重な負荷がかかっている。
- 会計別の費用の配賦により事務負担が増えた。
- 規模の小さい財団には負担が大きすぎる。
- 規模の小さな法人にとっては、仕事量が過大になり大変である。
- 経費配賦による経理事務の増加
- 決算報告における公益法人会計については、これまで以上に、専門性を求められ、非常に苦慮する結果となった。
- 公益と公益外と倍の事務処理が発生する。
- 行政側が正味財産ベースとなっておらず、従来のものでの報告となり、二重の手間である。
- 資金ベースの収支予算管理をしており事務量が増加。（2）
- 資料作成に要する事務的な負担が増加した。
- 事業管理費と法人管理費を区分する事務が煩雑。
- 事務処理に手数がかかる。
- 事務量が大幅に増加したこと。
- 収支相償のしばりがきつく安定的に法人運営をすることが難しい。 公益・収益・法人・その他会計と分けて行う会計方法は日々の会計、決算の書類作成で実務的にかなりの負担増となっている。規模の小さな法人についてはもう少し簡易的な会計方法にするべきではないか。
- 全ての支出について、事業会計と法人会計に振り分けなくてはならないのが会計業務上負担が大きい。
- 日常の経理業務が不必要に煩雑になったと感じる。調書など従来に比べて文書量が格段に増えた。
- 法人への配賦等による複雑化の為、事務の効率ダウン
- 毎年の予算及び決算作業に多大な労力を要する。

8）その他（31 件）

- ぎりぎりの職員で運営しているため、不正防止の目的は理解できても、実務上は大変不便を感じている。
- ここまで詳細にする必要性があるのか疑問を感じることもある。
- すべての事業について、それぞれ細かく分類することは、現体制では、かなりの労力を要してしまう。
- ダブルスタンダード的なところ。
- もっと民間の企業会計原則に近いほうがよい。
- より企業会計に近づくと良い。
- 一般に分かり易いとは言えない。
- 会計基準が度々変わることの方が困る。
- 規模が小さいため役所と同じ会計のほうがわかりやすく十分である。
- 規模の大小にかかわらず、提出書類が同じである点。
- 規模別に簡易な方法の選択を認めるべきと思う。
- 旧基準で十分である。
- 決算においての提出書類が多すぎる。
- 県担当課への資料と法務課への資料の二つが必用。
- 公益法人の会計制度が企業会計に近づくことで事務量は増加したが、それでどのような恩恵を受けているのかをあまり実感できていない。
- 行政指導と会計士協会とのギャップ、法人税等に対しての基準が未整備であること。例えば、当法人の指導部署は法人税は事業費の租税公課に計上すべきであると指導をしてきたが、それでは法人税は計算できないと説明したが結局うやむやにされた経緯がある。認定時には法人税を経常外費用に入れていたが、初めての決算においては、実例が何件かあったので、税引き前利益を作り申請時と違う記載をして提出した。
- 国内会計準則のダブルスタンダードは廃棄すべきである。
- 今まで作成の書類に更に作成資料が増えた。
- 今後の運営・事業に対し影響が出てくるかわからない？
- 事業形態により事業毎に大きな違いがあるため、書類を作成する上で明確に参考になる資料がない。
- 重要性の原則に基づく簡素化が必要。
- 数字が見えにくい。
- 制度に精通している職員の確保等
- 制度自体に疑義は感じないが、内部体制の確立に時間を要する。

- 短期的には問題ないが、いろいろなタガをはめることで中長期的な組織体の健全性を損なう可能性があるため。
- 特別な会計基準、用語を用いる必要はないのでは。
- 複雑過ぎて、職員が交代した時など正確に伝わるか不安。
- 平成26年４月着任のため不便の有無について情報を持ち合わせておらず特に不便は感じない。
- 補助金に依存するわけでもなく、自前の財産の自前の運用益で事業運営を行っている財団に対し、一律の適用は労多く、益なし。ＮＨＫクローズアップ現代で、問題ある財団が指摘されたが、管理する側（所管行政庁）が、今回の公益移行の本質を理解できていないのではないか。理解しているのはほんの一部の官僚だけで、大半は「法の下の『悪』平等をおしつけている」だけではないか。
- 法人会計を廃止してほしい。
- 面倒、やりくりが大変。

【質問9-1】立入検査、必要限度を超えていると思った検査内容

全コメント（16件）

- ここまできびしい制限をうける点
- 過年度の法人会計を０とすることの決算修正を求められた。
- 顧問税理士の変更指導
- 指摘事項が細かすぎる。
- 立ち入り指導員の資質（複式簿記等を熟知し、会計を経験した人）を向上すべき、事務修処理の重箱をつつくような立ち入り検査では、単なる嫌がらせです。当センターの事務員も資質向上のために指導を受けたいものです。
- 検査自体は必要限度内のものだったと思われるが、立入検査の際に現場で即答できなかった事項について、事実確認をしないままに結果通知書に改善を要する不適正な事項として記載されたこと。当方からの改善状況報告書に指摘の事実はなかった旨の記載をしてくれればよいとのことであったが、もう少し慎重に対応していただきたかった。
- ３年に１度のはずが２年続けて検査された。
- まず第１に、立入検査を予防的に運用しているのは果たして、法の運用として正しいのか。乱用ではないのか。定期報告の内容で不法、不当な事業が明らかな場合に発動するべきものではないのか。定期報告期限間際の多忙な時期に立ち入り検査が実施された。

- 規模の大小に関わらず、かなりの規程作成を求められる。
- 義務的な内容で、法人の運営、事業活動についての指導助言に乏しい。
- 指定管理運営の中での事業について、定款に含まれないとして認定法に基づいて処分をちらつかせる言動を受けるなど、権限の乱用が一部見受けられた。指導の限度を超える部分があった。
- 事業の適正な運営確保のために必要限度の立入り検査と内閣府の考え方を大きく超え、まったく行政の一下部機関的にすべてに介入している。
- 若干趣旨が違うが、指摘のあった内容が、事業報告の入力値の算出基準（以前に指導のあったとおりにしていた）、勘定科目名、計算書類の罫線の種類など、思いもよらない点が多々あった。
- 備品管理の指導
- 包括外部監査等への資料提供が多く通常事務に支障を生じている。
- 設立時に認可されていることを検査時に否認された（遊休資産、法人会計の黒字是正）。必要限度内とは思うが、違和感はある。

【質問 10】従前より事業がやりにくくなった具体的事項

1）新規事業・事業変更など（120 件）

- 本会では、栃木県内の高等学校の卒業生を対象にしていたが、特別支援学校高等部や高等教育学校等々の卒業生まで対象を拡大しようとするに当たって、主務官庁に指導を仰いだが、目的の変更に当たるから認定申請のし直しが必要であるとか、変更届で良いとか回答が遅れ、理事会や関係機関への対応が予定より大幅に遅れてしまった。
- 変更認定申請が必要となる新たな事業（当初の認定申請時にチェックポイントの区分による細かな事業単位に分けて認定されているため、小さな事業を行うにも変更認定申請が必要となる）については、申請作業・行政庁の審査に時間がかかり、このためタイムリーに事業を実施できない。
- 変更認定がわかりにくい。撤廃を望みます。
- 変更認定、変更届等の事務処理に時間がかかる。特に変更認定は年度をまたいでしまう。スピード感をもって、事業展開できない。
- 変更届、変更登記等事務が煩雑となった。
- 変更の届出や認可が必要なため、新規事業への対応が遅れる。
- 年度の中途で、会員提案の新規事業を実施しにくい。NPO は、気運が高まった時に即、実行に移すことが大切である。

- 認定法に基づいて行われる内閣府の指導が建前論過ぎて困惑している。
- 認定申請時の内容のどこで新事業を読み込むかで、躊躇することがある。
- １認定申請事項以外の事業を実施するにあたり、変更認定申請を行わなければならない事。
- 認定時の収入科目等以外に新たに委託料などの科目を新設する場合には、審査会に挙げ承認がいるとのことであり、新たな事業展開を行う上で、制度上の手続きを踏む必要があり、法人活動の自主性が損なわれている。
- 認定後の事業内容の変更(認定)届けが必要となるため。
- 認定を受けた事業内容にしばられ、柔軟な事業運営ができない（特に新規事業について、変更認定が必要かどうかを考えて事業計画を立てる必要があるため）。
- 認定された事業に縛られる。
- 届出事務量の増加
- 届出していない事業を新たに始めようとしても、行政への届け出等が煩雑で、なおかつ、公益目的事業として認められるかわからないので、新たな事がやりにくい。
- 突発的に必要となった事業に対応できない。
- 篤志家により設立された財団は、設立者の意志に従い運営されてきたが、制限されることが増えた。
- 特例民法法人のときにはもっと自由に事業ができました。公益財団移行後は、内容によって変更の届出や場合によっては変更申請となり、手続きが煩雑になりました。
- 当法人にとって、新たなことが有益な事業と考えても内容によっては事業認定を受けなければならない。
- 当初、経理も事業も統一しなければ下部組織としてみとめないという見解だった。本会もそれに従い、支部までを下部組織とせざるを得なかったが、それならと、脱退地区があいつぎ、経営がなりたたなくなってきている。23 年になってああいう内・外などだされても遅い。さらに内・外で寄附金控除がややこしくなっている。
- 当会では公益目的事業と判断していたものが、表記上一致しないとして除外された。また、公益の事務処理に追われ、本来の事業運営に支障が出ている（公益に係る事務処理が多すぎる）。
- 提出書類作成が多くて面倒。
- 提出書類が非常に多くて、報告が大変。
- 提出書類が多く、わかりにくい。事務処理に時間をとられる。法人会計があることにより、経費の配賦など余計な手間が増えた。
- 定期報告書類作成に時間を取られるため、従前より事業執行に充分な時間がとれなくなった。
- 定期提出書類作成が負担。
- 迅速な新規の事業展開

- 申請時の事業計画に沿って運営せねばならず、全く融通がきかない。変更認定申請するにしてもハードルが高すぎ。
- 申請事業と違う内容の事業実施がスムーズにできない。申請と許可が必要になる。
- 申請と同じ内容での報告や、変更申請があるため、臨機応変に事業内容を変更できない。
- 申請した事項(事業)の変更の認定や変更の届け出は新規事業や事業の改廃が制限され柔軟性がないなど。
- 新事業を行う場合、行政庁への報告が必要で事業着手が遅れる。
- 新事業を計画しても多種条件を満たさなければならないため、頓挫する場合が多い。
- 新規事業等を実施する際、事前に行政庁の認可が必要となり、対応が遅くなる。
- 新規事業開始の際、公益性が高い事業であっても必ず審査会に提出する必要がある。「美術館事業」の開始のように誰が見ても「公益事業」の場合は書類提出のみでよいのではないでしょうか。
- 新規事業を実施する場合、事前の変更申請が必要で、年度途中の事業実施が難しくなった。
- 新規事業を実施するにあたり、認定等委員会の審査が必要であること（事務が増えた）。
- 新規事業を行政庁に説明や届け出が必要となったことで、臨機応変に事業展開できない場合があり得る。
- 新規事業を行うためにいちいち変更届を出すのは手間がかかり過ぎる。
- 新規事業を計画するとき、詳細について公益性を改めて検討しなければならない（融通性がなくなった）。
- 新規事業を機動的に実施できない。
- 新規事業をするためには、変更届等の手続きが必要になり、社会情勢に応じて柔軟に対応していくことが難しくなったように感じる。
- 新規事業や臨時的事業の実施が、変更申請に関わってくることから、臨機応変な対応がしにくくなっている。民間の活用と言いながら制約が大きくなっていると感じる。
- 新規事業の構想があっても、変更認定及び変更届があり簡単に事業ができない。その他、法律等の改正があり法人の事業運営の仕組みが変わっても簡単に事業が実施できない。
- 新規事業に取り組む場合や事業を廃止する場合、法人の変更申請を行い、認可を受けなければ事業に着手できない。
- 新規事業に取り組みにくい点、従前からの事業を変えにくい点。
- 新規事業について、認定された事業に該当しない場合は手続きに時間がかかるため、新規事業取得のチャンスを逃しやすい。

- 新規事業（特に、単年度のみの事業）を立ち上げる際に、認定申請を行わなければならず、即効性に欠ける。
- 新規公益事業を行おうとする場合、行政庁の認定を受ける必要があるため、市民ニーズに対応した迅速な事業展開が難しくなっており、認定された公益目的事業から、更なる事業への拡大を阻害している。
- 新規の公益事業について変更認定申請が必要となり、認定されるまで事業着手ができない。
- 新たに事業を追加、変更のたびに変更認定、変更届が必用となる。
- 新たな事業実施において、事前に変更申請が必要ということで、新規事業に取り組みにくい。
- 新たな事業を始める場合に申請等の手続きがあるため、スピーディーな実施が困難である。
- 新たな事業を始めるのに一々変更認定をする必要がある。
- 新たな事業を行おうとする際に、認定を受けてから行うとなると、手続きにある程度の時間や期間を要すると思います。そうであれば、機動的な事業実施展開が行えないと思っています（現在は、実際に申請をしようとしてはいないが、今後新たな事業立ち上げという事情が生じます）。
- 新たな事業を計画したときに、変更認定申請が煩雑なことと、理事会の機関決定が必要であり、事業実施時期との時間的な関係でやりにくい。
- 新たな事業に取り込む際に、公益認定上の事業区分を非常に意識して取り組まねばならない。事業のスクラップ&ビルドが簡単にははできない。
- 新しい制度の理解が不確実なため、何かにつけ調べて運営するようになったので相談、検討事項が多くなった。
- 新しい事業がやりにくくなった。
- 奨学事業をしているが、貸付奨学金が事業と認められず、給費奨学金を優先しなければならないので、支出ばかりでそのうち法人資金が枯渇することになる。
- 助成出来なくなったことで、事業活動がやりにくくなった。
- 助成事業の選択や助成金の支払い方法等が、行政庁から従来の方法ではダメだと助言を受けており、現在、見直しの真っ最中である。
- 収益事業のない公益認定のため、新たな物販や入場料収入確保に取り組みにくい。
- 社会の変化やニーズの変化に伴い新たな事業内容が出てくるが、変更認定や変更申請が必要な場合があり、スピードと柔軟性のある活動ができない。
- 事業変更届のため柔軟に対応できなくなった。
- 事業変更等の手続きが複雑化した。
- 事業変更申請等が容易でないので、企業、社会のニーズに迅速に対応できない。

- 事業変更や新規事業の取組みには、事前に行政庁の認可申請・届出が必要となるため。
- 事業廃止や見直しにより新事業を実施したくても、認定申請時の事業変更には変更認定が必要であり、タイムリーな活動が妨げられる。
- 事業内容を変更する場合には、その都度、健康認定の手続きが必要であり、事務作業が大変である。
- 事業実施の場合に、法人の事業目的にかなうかどうかについて事業実施前に行政庁に協議が必要となった。
- 事業実施にあたり制限が多くなった。
- 事業区分が明確になったため、新たな事業を行うときに、変更申請が必要かどうかなどの検討が必要になることと、それにより新規事業の立案・実行に制限がかかっている。
- 事業運営資金の調達方法に制約があり、収入を得にくくなった。
- 事業運営の制約や規制が足枷となっていて、公益移行前より就業機会の拡大・確保が図れなくなったことです。
- 事業運営がより厳格化したため。
- 事業を変更するのに手間がかかり過ぎる。
- 事業の目的に変更はなくても事業内容を変更する為には、変更届出又は変更認定の手続きが必要であり、事業参加者等のニーズに対し、迅速な対応が難しくなった。
- 事業の変更が、変更認定にあたるのかどうかがわからないため、その都度問い合わせることをしている。
- 事業の変更、新規事業がすぐにできない。
- 事業の追加や変更に関し、変更認定や変更届出が必要なため、小回りがきかない。
- 事業の新設、廃止は、内容によって事前申請が必要になった。
- 事業の公益性が証明しにくいことは、公益事業として実施しにくくなった。
- 事業の改変に変更届等が必要なため。
- 事業の一部を変更、あるいは廃止する場合、その都度、変更申請あるいは変更届が必要な事。
- 事業の一つ一つに無理な位置づけをしなければならないことがある。
- 事業が計画通り行かなくなることや、急に計画に無い事業をするなど、以前はその都度、臨機応変に対応していたが、現在は事業計画の変更があると変更認定が必要な場合も有り、以前のような対応ができないこともある。
- 国等から補助金を受けて公益事業を実施しているが、国等の事業執行方針等が年度ごとに変更することがあるため、申請した事業内容の変更手続きが必要となる。
- 行政庁への協議事項が多い。
- 行政庁の判断で事業の変更認定申請が必要とされるものが多すぎる。

- 行政庁との協議が都度求められる点が増えるのではないかと予想している。
- 行政指導が公益法人法と関与団体の指導を都合良く解釈してくるため、今まで以上に関与が厳しくなり事業がしづらくなっている。
- 公益性を意識するあまり、機動的な対応が出来なくなった。
- 公益を目的とするため、事業が制限される。
- 軽微な変更でも、大量の資料を要求される。
- 軽微な事業変更の範囲が特定されていないため、事前に行政庁に確認する必要が生じる。
- 計画性をもって事業を実施することは大切ですが、毎年新規案件等が発生しますので、多くの場合はその都度行政庁へ相談することとなりますので、やりにくくなったとは思います。
- 計画により事業を進めるという文化が、まだ定着していないため、不便を感じる。しかしこれは過渡的なことであり、長期的には、事業運営がやりやすくなるように体制を強化する必要があると認識しています。
- 業法を根拠とした、従前からの官庁の監督とは別に内閣府から規制を受けるようになったため。
- 狭間にある事業（例えば　国際会議開催費補助事業）を中止した。
- 規制が多くなったため役員の積極性がなくなった。提案もなくなりつつある。
- 規制が多い。
- 監督官庁が県になり、事業運営に対する情報提供や協力は全く無くなったこと。
- 各種の制限が多すぎる。
- 一般公開する事業ばかりになり、かえって事業内容に制約がある。
- 意外なことに行政庁の「干渉」が文科省時代よりも強く感じる。
- 以前は事業変更もおおらかにできたが、手続きがうるさくなったようだ。
- 以降申請書の通りの運営を求められ、自由性がなくなったと考える（窮屈感がある）。
- ルールが厳しくなり手続き等も手間がかかるようになりました。しかし、公益性が高まったため当然と思っております。
- フレキシブルな事業運営がしにくい。変更届けや変更認定申請が必要な場合、タイムリーな事業を行えない場合が多い。
- ガイドラインのチェックポイントが細かすぎるので事業を遂行していく上でやりにくくなった。安易に新しい事業にチャレンジできない。
- いろんな意味で制約が多いかなと感じる。
- 変更認定等に期間を要するため、事業が制限され、新規事業に取り組みにくくなった。
- 事業が変わる度に変更認定が必要。
- 新規事業を行う場合、事前審査が必要であること。

- 助成活動の実施に関する手続きが、煩雑になった。
- 事業の認定や経費等の支出について、従前より厳しく複雑になっている。
- 新規事業を考える意欲がなくなるシステムである。
- 認定申請時に届けていない新規事業

2）機関運営に関するもの（46 件）

- 理事会評議員会等の開催に関する手間がかなり増えた定期提出書類に関する手間がかかりすぎる。
- 理事会等の機関運営について、制度全般が難解。また、民間企業に近い運営形態であるが、公益法人になじまない部分も多くあると思う。
- 理事会と評議員会を別の日にしなくてはならない事など運営の手間が増えた。
- 理事会と総会の開催を同日にできないため、日程調整は極めて困難である（できれば理事会を省略しない形で開催したいので）。また、代表理事等の辞任に伴う状況下での理事会議事録への署名に理事全員の署名と実印の押印をお願いする必要があり、印鑑証明書の添付等事務局の負担が極めて大きくなった。
- 理事会が評議員会の開催を決定しなくてはならないこと。
- 理事会・評議員会の同時開催不可により、会議の開催頻度が増えて事務局の労力、費用が増えた。また委任状出席が認められなくなり、定足数を満たすための労力が大きい。このような状態では重要事項の決議は困難である。
- 理事会・評議員会の運営がやりにくくなった。委任の禁止など。
- 理事会・評議員会の一部運営に時間を使い法人全体の運営にまで影響している。
- 理事会、評議員会同時開催の禁止
- 理事会、評議員会の開催日程の制約ほか。
- 理事会、評議員会の開催の手続き。
- 理事会、評議員会の運営　(2)
- 理事会、評議員会において委任状が認められない点。
- 理事会、評議員会などで突発的な欠席が委任状で補完出来ない。
- 理事会、評議員会で書面評決が認められなくなったこと。
- 役員等の変更がある場合、必要な役員会等が立て込み登記までの時間もなく大変な忙しさになる。
- 役員選任等、制約事項が増え、運営しにくくなった。
- 役員などの本人出席が義務づけられ、理事会、評議員会については結構負担が大きい。
- 役員、会員への要望事項等に関して、説明し理解納得を得やすくなった。
- 法律に基づき運営すべきだが、しばりが多すぎて事業縮小しなければならない。

- 法人法などの確認。
- 法人内の決定により可能だった資金運用がやりにくくなった。
- 評議員会を理事会と同日に行うことができなくなった。
- 評議員会の実施、事業報告・決算書の提出時期が、事業活動と被るため。
- 評議員会の開催について、理事会の決議が必要となったため手続増。
- 評議員会、理事会の決議で委任状での決議がとれなくなったこと。
- 評議員会、理事会の運営が大変（本人出席が原則、通知時期の規則など）である。
- 任期途中の評議員等の交代時における理事会及び評議員会の開催、登記、行政庁への届出の事務が煩瑣。
- 当研究所の事業年度の期首は４月１日であり事業報告及び財務諸表等の承認又は報告に関する理事会及び評議員会の会議開催が６月に集中し、また法定により理事会と評議員会の開催日を２週間以上開ける必要があるため、両会議の開催準備が財団法人の時と比較して多忙かつ煩雑になった。事業報告等の行政庁への提出期限が６月末日に控えていることから、財務諸表等の承認に関する評議員会を６月第３週目に開く必要があり、必然的に理事会は６月第１週目の早い日に開く必要が生じる。特に当研究所の場合、日米の補助金で運営されていることから会計書類（財務諸表等）の作成に５月末日まで掛かるため、従前より事務の遂行がやり難くなった。
- 適正な機関運営（評議員会・理事会など）が難しい。毎年の定期提出書類の作成、申請した事項の変更の認定と変更の届け出手続き等の事務負担が大きいこと。
- 適正な機関運営（評議員会、理事会）が難しい。
- 定款・規定の遵守や、事業計画や資金調達などを、理事会理事が、なかなか理解しない場合がある。
- 代表理事の選任が理事会での決議となり、以前より手間が増えた。
- 総会の議決権で定足数の３分の２以上が求められ機動性に欠けること。
- 総会の２週間前の召集通知（会計監査人の設置と併せて、決算から総会までの日程がタイト）
- 総会・理事会の招集通知
- 書面決議がなくなり会議日程の調整が難しい等。
- 社員総会・学術大会等の開催時期が制限されること。
- 公益事業については特段問題ないが、機関の運営面での制約が多すぎる。会議欠席者の委任状不可。決議の省略の場合は全員の同意書必要。議案資料の事前発送厳守。決算書類の２週間以上前の事務所備え置き。理事会・評議員会の同日開催の場合の制約。事務的にも定期提出書類による電子申請の負荷が大き過ぎる（旧主務官庁のときは決算書を提出するだけで新たな提出書類の作成不要であった）。
- 決算理事会と定時評議員会の実施間隔を２週間以上あけること。

- 決算理事会で事業報告・収支決算報告等を行った後、２週間以上空けて評議員会を実施するのは、評議員の先生方の都合が揃わないこともあり結構苦しい。
- 決算審議の理事会と評議員会が同時に開催できなくなったこと。
- 会社法と同一のガバナンスを求められており、規模の大小がまったく考慮されていない。
- 以前より、規定、規程などの決まりに出来るだけ厳密に則る運営に傾注しなければならない。
- 会議の数、準備が増えた。

3）財務基準・会計（101 件）

- 予算編成において制約を配慮しながら行わなければならなくなった。
- 予算消化を重要視しなければならなくなった。
- 予算計上以外の費用支出ができない。啓発活動、社会参加活動等の参加者に対する手当支出ができない。
- 予算の仕分けがわかりにくい。例：公益 90%、法人５%、他５%該当、非該当で判断に迷いがある。
- 遊休財産を事業目的資産に替えたことにより、助成金事業の助成金額に余裕がなくなった。
- 法人会計が足かせとなっている。
- 法人運営のため補助事業、受託事業が増えてきているが、新法人になり区分が細分化され、按分支出を余儀なくされている。また、科目の性質の紐付けがあるため公益と法人に区分されたことにより、事業毎の執行も、複雑な仕訳が発生している。
- 補助金と自前財産との使徒について、色々と制約がありやりにくい。
- 単年度の収支相償の徹底
- 貸与事業を拡大させようとしても収支相償の基準から外れるということになり、いいことをやっているという意識がなくなる。
- 相対的に会員の交流事業とその経費について比率を落とさざるを得ない。
- 絶えず収支相償と遊休財産保有制限を気にしなくてはならず、事業規模が小さくなっている。
- 節約して次年度に繰り越したくても、収支相償や収益事業等からの繰り入れについて意識しなければならない。
- 新しい指標の観点が加わっているので、まだ慣れない部分がある。
- 職員の公益事業への従事割合を高めるため、どうしても法人会計や共益事業への比重を下げざるを得ない。
- 常に収支相償を求められ、柔軟な予算執行が難しい。

- 常に収支相償を気にしなくてはならない。
- 常に収支差額がプラスに転じないことを念頭に置かねばならないこと。例えば、受講希望者が増えることは望ましいことであるにも拘わらず、収支差額を考えて、受講者を制限しなければならないなど。
- 常に収支そうしょうと遊休財産の基準を考える。そこまでなぜしばるのか？もう少し柔軟性が欲しい。
- 常に事業費率50%を念頭においているため、支出において制限するケースが多くなった。
- 従来より仕訳がはっきりとして、支部への指示がしやすくなった。また、移行をステップアップの機会ととらえている。
- 従前よりも、無理にでも予算に合わせようとする意識が働く。予算化していない後発的事象に消極的になる。予算ありきのお役所的な対応になる。
- 収支相償等団体の特性を踏まない一律の規制・基準が多すぎる。
- 収支相償等の財務要件や理事会等の運営規定の遵守が求められること。
- 収支相償基準が手枷足枷となっている。
- 収支相償を満たすため、計画の中途変更（収入増）などの対応が難しくなった。
- 収支相償を念頭に置いて事業を進めなければならない。
- 収支相償を絶えず気にしなければならない。
- 収支相償を常に考慮して事業を行わなければならない。
- 収支相償を常に意識しなければならない点。
- 収支相償を気にすることで、収入増に関する事業展開が速やかに行えなくなった。お客様の要望に応える形で実施する公益事業に付随する収益事業に該当する内容が収益事業として申請していない場合に実施できない。もしくは、申請の手続によって実施に時間がかかり、状況に応じた柔軟な実施ができない。縛りが強すぎて、事業に対する柔軟な発想がなくなってきている。
- 収支相償をクリアする為、事業収入額や支出額に以前より一層注意を要するようになった。
- 収支相償や事業比率など基準が多い。
- 収支相償の問題
- 収支相償の制限と福利厚生ができなくなったこと。
- 収支相償の原則で公益事業以外の支出が以前のように出来ない。
- 収支相償の堅持
- 収支相償のために、事業に集中できず、中長期的な当機構の構想を描けない。
- 収支相償のため、無理やり公益事業を増やしたりせざるを得なかった。
- 収支相償に注意すること。

- 収支相償に気を使いながらの運営で、表彰対象者が計画より少なかった場合等の奨励金支出減による事業費の繰り越しが煩雑。
- 収支相償による財産運営の制約配賦に係る予算執行管理が難しい。
- 収支相償により収支残高が認められず、収支残高で新たな公益事業を計画しなければならない点。
- 収支相償により、事業に制限を受けるようになったこと。
- 収支相償が厳しい。
- 収支相償があり、全体のバランスを見て事業をすることが主になり、一つ一つの事業に注視して取り組むことが困難になった。
- 収支相償、法人会計、共益事業等制度に縛られ、公益性が発揮できない。
- 収支相償、正味財産増減計算書（損益ベース）、貸借対照表内訳表の作成などの決算事務が煩雑になった。また財団の機関運営について理事会・評議員会と手順を踏む手間が複雑になった。
- 収支相償　(8)
- 収支が以前よりきびしくなった。
- 収益等事業からの利益繰り入れの制限
- 収益事業がわずかあるため、法人会計を設ける必要があるが、収益として見込んでいた有価証券の利息が低金利化の中で費用見込みを下回り、法人会計の金繰りがつかなくなる。
- 収益を求めにくくなったため、収入を伴わない事業にシフトしてしまっている状況がある。
- 事業予算の変更
- 事業別会計制度の維持に経費がかかる。また、社員の理解不足による不満等がある。
- 事業費の使途が制約を受けていること、必要以上に行政への報告事項等の作業に時間が取られ、本当に必要な作業にかけられる時間が割けていない。
- 事業会計と法人会計の区分が面倒である。
- 事業の伴う会計処理等煩雑になった。
- 事業については何ら変わりないが、会計処理の負荷が増えた。
- 支出がきびしくなった点と書類が多くなった点。
- 使用に関する制限が多い。
- 財務３基準によるしばり
- 公益目的事業比率の兼ね合いで体内的な運営に予算と人が十分にあてられない。運営を考えて組織した場合、なかなか規定通りの比率をクリア出来ない現状。
- 公益目的事業比率により収益事業の展開に制限があるため、利益を上げにくくなり、維持管理費（総務部門人件費、光熱水費など）が確保できない。
- 公益目的事業比率により会員親睦事業が開催しづらくなった。

- 公益目的事業と法人会計の２つのみであるため、共益的な事業はできないこと。
- 公益目的事業と法人会計との仕訳が複雑になった。
- 公益目的事業がそれぞれ縦割りであるため経費の効率的運用ができない。
- 公益比率に気をつけるあまり、人と金を集める事業が必要になった。そうでない場合もそうする傾向にあると思う。
- 公益比率50%以上の制約のため、共益事業の縮小を余儀なくされ、全体的に活動範囲が狭まった。また、資金力が弱いためその対策等、内部のガバナンスなど課題が多い。
- 公益事業比率等を意識しながら全ての事業を推進しなければならない。
- 公益事業比率を確保するために、共益事業が制限され、会員からの不満が出ている。
- 公益事業比率に拘束される。事業の変更は膨大な書類を求められる。
- 公益事業比率が50%以上を求められるため。事業の変更手続きが面倒である。
- 公益事業を意識するあまりに対象者の絞り込みが難しくなった。いわゆる共益事業を制限する結果となっている。
- 公益事業とその他事業の区分、常に収支相償を念頭に入れて運営しなければならなくなった。公益事業のウエイトが高い団体なので、経営が極めて難しくなった。
- 決算処理が従来より煩雑。
- 経理面
- 勘定科目が細分化された。
- 各事業区分間での資金のやりとりができないこと。
- 会計制度が厳格となったことから、事業運営より会計制度の確認・整理に稼働を要する。
- 会計上等の関係で、全国の支部が本部と一緒に公益移行できなかった。
- 会計処理上のしばりから、事業運営上の制約が生じた。
- 会計区分がやりにくい。
- 会計監査六法や運営実務本等を参考にしなくてはならない工数が増えた。
- 会計が公益目的会計と法人会計に区分され、人件費等も按分して計上しなければならず事務処理が煩雑となった。
- 果実を事業に使う基金の積み増し、取り崩しが厳しく制限されている。
- 運転資金に余裕がない。
- 以前は収支相償を気にする必要がなかった。本会の事業は社員が主な対象者となる公益目的事業が多いが、これがあるために受講料を適正な価格にすることができず、会の財政が厳しい。
- これまでと科目体系が異なるため予算管理がしにくい。法律などの決まりごとが多いため、事業の進め方等について逐一、担当課に聞かなければわかならい点が多い。

- きちんと予算案に準じた事業執行を行うようになったので、窮屈なだけです。総じてよくなったとは思います。
- ３月 31 日まで収入が確定しないため、公益目的事業への繰入額がなかなか確定しない。指定管理者として受託している部分について仕様書にて通帳を分けるよう指示されているため、50%丁度の繰り入れは今の制度では実質的に不可能である。
- 収支相償等の公益法人の各種条件をクリアする為に、細部まで注意を払わなければならない。
- 原則、事業ごとに収支相償が必要なこと。収益事業がないので、収支を０にしないと自主財源が減り続けることになること。

4）作成書類・事務手続き（40 件）

- 細かい報告が必要。
- 法人の主な財源である指定管理料に対して、市（出資自治体）への決算報告等も義務付けられており決算事務が複雑。
- 報告書類の作成が多い。センターの会員だけではなく、地域の高齢者も対象にした事業展開が必要となった。
- 報告事項が多くなりすぎ。
- 不慣れや勉強不足であるが書類等の提出が多くあり手間がかかりすぎる。
- 人数が少ない団体なので資料作成に追われ、事業比率を気にしてしまい、行いたい事業に影響する。
- 詳細な事業報告書作成に時間がかかる。小規模法人では、本来の公益事業に従事する時間が制限される。
- 少人数で提出物や経理の煩雑さ等が増え、やりにくさを感じている。
- 従前と同じ事業でも、公益部分とそれ以外を区分する作業が煩雑。慣れればいいとは思うが。
- 収支相償、内訳書の作成
- 手続き等の煩雑化のため、職員不足、時間外勤務手当等人件費高騰や事務に時間を取られ、就業会員巡回指導が不十分。
- 事務量の極端な増
- 事務量が増加した。
- 事務量がおおくなった。
- 事務的なコストが増えてしまった。
- 事務処理が煩雑になった。
- 事務処理が増えた。
- 事務作業の増大

- 事務管理手続きが煩雑になった。
- 事務が煩雑になった。（2）
- 事業報告時に作成する別表等の作成や作成順序が複雑で分かり難く、事務局内部で速やかに作成できるようになるまでには経験もスキルも必要で、将来的に担当する局員の異動や退職があった場合の事を考えるとかなり不安を感じる。
- 事業報告の資料作成、理事会・評議員会の開催等に手間がかかり、その時期は奨学金の給付事業の時期でもあり、大変忙しくなった。
- 事業直接ではやりにくいところはないが、管理部分の労力が増えて、間接的に事業に影響があると考える。
- 事業の遂行は従前と変わらないが、会計処理や事業報告等の事務が非常に煩雑になった。
- 作成する書類がものすごく面倒である。検査ばかり受けるようになった。
- 財務に係る公益認定基準や定期提出書類（事業報告等に係る提出書）等、本来、目的とする事業の実施に資するところのない制約や報告事項が増えたと感じられるため。
- 財団法人と比べて会計方式や事業報告の形式が変わったためまだなれてないのでしっくりこない。
- 工数の増大
- 公益認定後増員に伴う人件費増が当面続いている。
- 現在、公益事業のみを行っている。収益事業を行う事により会計等が大変になりそうで不安である。
- 決算事務や定期報告書類の提出、決算の理事会・評議員会を２週間空けなければならないなど、面倒な事が多い。
- 経費等の事業該当区分仕訳が難しい。
- 協会の人員を少ない人数で運営する中、認可を継続するための事務負担が増えたため、事業の企画運営に要する時間が減少した。
- 規程類の整備・事業の証拠書類の保存等に多くの労力と時間を費やすので。
- 運営の内容は変わらないが、提出書類等複雑で大変。
- 定期報告等が余計な仕事となった。
- （立入検査に備え）不要な書類が増え、事業の利用者に手間を強いる結果になった。
- 定時報告等（以前は業務報告書を県担当部署に送るだけで良かった）。
- 定期提出書類の作成

5）その他（42 件）

- 本部が支部の運営に関与できないため、両者の関係が従前よりぎくしゃくしてやりにくい。
- 本年からの移行のため、まだわからないが、そう予測されるため。
- 法人の透明性、公益性がより求められる。
- 複雑な法制度。理解しにくい。
- 不特定多数への通知が必要だが、当方のこれまでの事業実施対象とは異なる年齢層へのアクセスがしにくい。
- 縛りが大きい。
- 難しいことは公益財団法人の性格の周知。例えば各支援団体の社外に対するアピールの仕方によって公益認定取り消しの案件になってしまう可能性があるということを理解して活動してもらうこと。
- 適正就業の取り組みにより、就業先の確保が難しくなってきた。シルバー事業での受注が出来ないものについては、派遣または有料職業紹介事業での対応となりますが、費用がアップすることで、就業先で雇用されるケースが出てきています。
- 適正就業・安全就業にかかるコンプライアンスの厳格化。
- 大変やりにくくなった。過去の社会貢献の実績・価値観の評価が異なるため、会員の社会貢献に対する意識改革等に時間がかかる。
- 対象が広く一般的になったことで、加盟競技団体との関わりが困難となった。
- 善意の活動をする法人に対して、悪意を前提とした規定・ルールで縛っている。
- 赤字事業への不安要素が若干拡大した。
- 請負業務についていろいろな規制が伴う。
- 制約を受けることが多いため。
- 制約が多くて動きがとりにくい。
- 制約が厳しくなった。　(3)
- 進んで理事を受けてくれない。
- 新制度の運用は、小規模法人には負担が重い。公益目的事業であっても、実務的に事業のごくごく一部でも否認された場合は徴税されるのではないか。その結果は理事会評議員会の皆様にご迷惑をおかけするのではないかなどとひやひやしている。
- 常に公益を念頭に入れているが、結果が伴わず、不満が噴出するようになった。
- 社員（正会員）の理不尽な意向によって役員人事が左右されるケースが考えられる。
- 事業への非会員の参加率を上げることが難しい。
- 事業といえる部分ではないかもしれないが、会員相互の親睦があってよりよいセンター作りができると思う。互助会をセンターから切り離し、会員主導で運営することは、個人情報保護の現在、かなり難しい。互助会運営に補助金が使えないことは

当たり前としても、職員が運営に携わってはいけないというのには不満を感じる。「働くだけ」の集団になってしまっては、センター独自の特徴を出せない。

- 細部にわたり法規制があり、事細かな運営が求められる。
- 行政庁が変わり、事業実施にあたり従来の行政庁からの支援が受けにくくなった。
- 公開事業の紹介が徹底しない。
- 公益名目により、会員以外の参加募集に苦慮している。
- 公益法人になったことによる補助金等の縛りが厳しくなってきていると考える。
- 公益認定取得後の財源確保（委託金、補助金）が困難となった。
- 会員相互の交流の機会を減らさざるを得ず、会費で運営している当会にとっては、会員の減少で会の事業活動が危機的状況にある。
- 会員向けサービスの充実と事業の公益性の維持の両立の点で難しい面がある。
- 会員以外の参加者への周知。
- 会員へのサービスが少なくなった。
- 会員の自由な発想を（やる気・積極性）を育てにくい。ルールに縛られる気がする。
- 会員のみとはいかなくなった。
- 何かと制約がある。
- 円滑になった部分とやりにくくなった部分があります。規則が厳しくなった分、審査委員会や各種の手続きが増え手間や業務が多少増えたことはあります。　ただ以前のような何をやっても良いような組織ではなく公益財団として持つべき透明性、コンプライアンス、自主管理など当然あるべき本来の姿に近ずいているといえます。
- 運営面で不便を感じる。
- 運営へのシバリ
- 運営上の規制・制限が多くなった。

【質問 11】行政庁の指導や対応不適切な対応、具体的事項

全コメント（94 件）

- 指導及び認定基準等が、行政庁で異なるため、対応に苦慮する。
- 都道府県格差がありすぎ。マニュアルにこだわりすぎで、公益事業が阻害される。
- 都道府県により対応がまちまちである。
- どの行政庁も平等原則で対応すべき。
- 国、各都道府県の見解が平準化されていない。
- 平成 24 年度決算で資産取得資金を計上して事業報告・計算書類を内閣府へ提出したが、その時は認められず平成 24 年度決算では遊休財産の保有制限超過となった。

ところが、平成25年の夏頃になって平成24年度の同資産取得資金の計上は可能であった旨の連絡が内閣府の担当者よりあった。内閣府・公益認定等委員会内において指導や対応が統一されていないように感じる。

- 指導基準が、未だ全国的に統一されていない（担当の意見がまかりとおる）。
- 公益認定申請書に沿った細かな指導が多すぎる。各県によって指導が違いすぎる。
- 役員の３分の１規定について、他県との判断に相違があった。
- 役員３分の１規定が国、都道府県により解釈が統一されてなかった。
- 厳格に収支相償を求めているが、他府県と同じ取扱いにしていただきたい。
- 現在は落ち着いてきているが、担当者個人の考えを押し付ける部分がある。県によって、対応に違いがあるようで、公平性に欠ける部分があるように思う。

＊＊＊

- 担当職員によって、指導の内容に違いがある。
- 担当者により差異がある。
- 担当者によって、ずいぶん違いがあり、質問しても一方的にダメと言われたり、どうなるかわかりませんよというような、少し脅し的な言動があることがある。
- 担当者が毎年変わり、公益法人に関する知識が不足している場合がある。
- 担当官の人間的な質にもよるが、現在の担当官は対応が適切であり、満足している。
- 担当官によって、対応が違うことがある。
- 担当する方によって、対応が大きく異なる。事務局パワーの不十分な学協会は、定時報告に作成だけでも負荷が大きいことを理解して欲しい。
- 同じ性格の法人及び事業であっても、担当者で対応が違ってくる。
- 当初の移行時から担当や所轄の担当者が代わり、最初から説明が必要となっている。
- 行政庁の所管担当者が変わることで同じような問合せがある。担当者の制度理解がないまま、事務処理の訂正について要求されることがある。
- 行政担当者の資質により指導にアンバランスが生じていた（移行前、準備期間中の行政担当者の指導が不適切で、会計に係る指導は皆無であった。会計事務は重視しなくてもいいのかと錯覚してしまうほどであった）。
- いくら待っても質問に対する回答が得られなかったため、確認したところ公務員の人事異動によるものか、そのまま放置されていた様子。後任者は再度、質問事項を教えてほしいとのことであったが、今後も職員異動はあると思うので、事務局内の適切な事務引き継ぎを望む。
- 事業実施にあたりどのような指導を受けられるのか見当がつかない。

＊＊＊

- 現場を知らなすぎな点。
- 担当者が内容について熟知してないために指導の内容が変化したために不安に感じた。

- 不親切な説明やわかりにくい電子申請説明
- 電話での応対が不親切であった。
- 内閣府の相談窓口に電話で相談したが、担当に聞いてくれとのことだったが、担当者にはつないでくれなかった。
- 内閣府、わからないことに対してたらいまわしにされた。
- 所管課が新制度を理解してない部分が多々ある。
- いろいろ言ってくるが、こちらの疑問に適切な回答がない時がある。
- 制度を熟知していない。
- 行政庁の担当者自身が内容に詳しくないので、書類作成等で戸惑うことが多々ある。あまりにも細かい指摘が多すぎる。
- 人事異動により担当者が定期的に替わるため、担当者によっては公益法人制度、特に会計に関することなどをよく理解していないことがあり、質問しても満足な回答が得られないことがある。
- 行政庁の担当自体が制度を理解していない場合がある。
- 運営などの相談事項に的確な指導ができない係員が実施している。
- 制度が始まったばかりで、担当者、当法人にとっても、手探りの状態の部分がある。
- 事業報告に目を通していない担当者がいるようで、次の担当者に細かい点で注意され、こんなこともわからないか、というようなことを言われた。最近は丁寧な解説が付いているが、初めの頃はよくわからず、何も言われなかったのでいいと思っていたら嫌みを言われた。

  ＊＊＊

- メールにて質問等を行った場合、メールを受領した旨の返信もなく、回答してもらえるのか否か、見込みが立たない。
- 時間がかかりすぎ。
- 公益法人担当課に直接相談できれば良いが、担当課を経由するため不適切な回答、結果の遅延がある。
- 提出した書類に関して、訂正の指摘が 10 か月以上たって、年度を越した後（決算後）だったり、訂正通知の後、即回答を求められたり、対応に苦慮している。
- 事業報告についていつになれば認定されるのか。
- ただし、事務処理の迅速化を望む。
- 事業計画などあまりに枝葉末節にこだわり、認可までの時間がかかり過ぎる。
- 質問７（補助金に依存するわけでもなく、自前の財産の自前の運用益で事業運営を行っている財団に対し、一律の適用は労多く、益なし。ＮＨＫクローズアップ現代で、問題ある財団が指摘されたが、管理する側〈所管行政庁〉が、今回の公益移行の本質を理解できていないのではないか。理解しているのはほんの一部の官僚だけで、大半は「法の下の『悪』平等をおしつけている」だけではないか）で回答済み。

- 事業報告の修正依頼の連絡が遅いので、すでに提出内容については記憶が薄れていた。もう少し早くに対応していただきたかった。

＊＊＊

- 質問 3-1（移行時に、内閣府の主導で構築したやり方により公益認定された案件を、内閣府の担当者が替わり、明確な理由も示されないままその方法が拒否され、是正を迫られているが、内閣府の方針の下に裁定されたことに対して、内閣府として一体的・一貫的に指導をされたい）のとおり、指導内容には内閣府として責任を持ってほしい。担当者が替わるたびに判断が変わるようでは困る。
- 理事構成等について、法令で求められていること以上の具体的な指導は問題なしとしない。
- 理事会へ監査２名のうちの１名出席では要件に欠けるとの指導があった（反論していますが）。
- 翌年４月になって、前年度事業報告・決算の内容に不備があるとして連絡を受けた。しかし、指摘を受けた内容について、どう不備なのかがわからず、尋ねたところ「お宅がそのままでいいのなら、そのままで提出してください」という回答で、誠意を感じられなかった。
- 問い合わせに対する回答が建前すぎる時がある。
- 問６にてお答えした通り。
- 法人会計でも収支相償を求められた。
- 以前、ＦＡＱを根拠に公益目的事業会計の赤字額と法人会計の黒字額の比率について強く指導されたことがある。
- 変更認定、定期報告の詳細の資料を求められる②組織決定の事項の変更を容易に求められる。
- ○内閣府に平成 25 年度の事業報告を行った時に、議件の文言について次回からの修正を求められる。内容自体は「てにをは」の修正で労力がかかるわけではなく、従うことにしているが、指摘内容が細かすぎて内心呆れかえっている。○決算の科目で「おかしい」と指摘されるものがあるが、それは公益認定時の内閣府の指導に従ったもの。団体の状況を把握したうえで照会するようにしてほしい（おそらく担当者が変わると、また照会が入ることだろう）。

＊＊＊

- 法規や会計基準の杓子定規な対応。解釈の幅があっても良いように思う。
- 柔軟性に欠ける。
- 法に基づき実施されていることについては理解しますが、質問 3-1（行政庁というより、審議会だと思いますが、画一的な観点で評価されているように思えます。県民の健康福祉の向上を目指し活動している事業内容の特殊性についてもう少しご理解いただきたい）に記したとおりの感想です。

- 変更認定など、非常に細かい指摘と資料を要求されることがある。
- 通常の指導・対応は概して適切と思うが、「収支相償」等法律的な縛りを前提とした問題が生じたときは、不適切と感じる時もある。ただ、行政庁として法律を前提とした対応をせざるを得ないことも理解できるが…。
- 前述の繰り返しとなるが、寄附金の取扱に関し、主務官庁の判断に統一性がなく、団体毎、主務官庁の担当者毎により、判断がまちまちなのは、我々事業者にとり、常に不安要素となり得、今後新たに公益を申請する団体にとっては大きな障害となり得る可能性が高く、是正してもらいたい。
- 立場上、法律に従っているだけなのでやむを得ないと思うが、とにかく重箱の隅をつつくようなことがある。
- 個別事案に対し、もう少し柔軟な対応があってもよいのではないかと思います。
- 提出書類の指導や団体運営に関する指導が細かい事があり、必要性に疑問を感じることがある。

＊＊＊

- 電子申請においてシステム禁止文字(特に人名漢字）の緩和をしてほしい。
- 電子申請した手続きが完了するまで時間がかかりすぎる。特に、事業報告書・決算等については、２年度前の補正依頼が届くなど、対応できないケースが見られる。
- 提出書類があると、システムがスムーズに動かない。
- とにかく電子申請が使いづらい。本当に頭にくる。また、新規事業を企画しても、行政庁の形式的な手続きばかりでやる気がなくなる。とにかく面倒。

＊＊＊

- 従前と何も変わっていない。これまで以上に事務が煩雑になり、少人数の小規模法人にとっては事務処理が大変である。
- 事業報告の事業内容について、申請時の内容に一言一句的に合わすように指導されるが、趣旨等が合致していればよいのではないか。申請時には、他の例も少なく、初めてということもあり、事業を理解してもらえるよう内容を詳細に記述等したが、詳細であればあるほど、その内容に縛られ柔軟性がなくなるように感じている。
- 指導が厳しくなっている。管から民への趣旨から逆になっている。民へ膨大な書類を求められるので、本来の業務がおろそかになる。
- 公益事業の在り方等についてデメリット部分の改善が欲しい。
- 現在事業内容の一部変更（定款上にはあるものの休止していた事業：公益法人時代は実施していたものの復活のため）を行っているが、その際の対応について、まさに不適切な対応が目立つ。担当官の個人的資質によるものとは思うが、（新）公益財団法人制度についての基本的な理解に欠けているのではないかと思わせるような発言、指導には辟易とさせられる。事例を挙げるなら、○「コンサルタントと協議した上でお答えしたい」などと答えると、露骨に不快感を示し、あげくの果てに

は「まるでコンサルのいいなりじゃないですか！」などといった、まさに「暴言」を吐く。○申請の取り下げを要求しそれに応じないと見るや、以降申請時にすでに決着済の問題について、説明、訂正を求めてくるなど、非常にわかりやすい「小役人的報復」に出てくる。○「私を納得させられない以上、上部の審査なんて到底通りませんよ」などという、（新）公益財団法人制度についての基本的な理解に欠けていると思わせるような発言、等々。

- 運営マニュアルなどを作成してほしい。
- 中身より手続き的な、役所的「杓子定規」指導が気になる。
- いろいろあるが、対処に困ることが多い。法人の自主性についても配慮してもらいたい。旧指導監督基準での関与大きいのであれば、法の意味がないのではないか。
- いまのところ特にない。
- まだ特に指導を受けていないため。
- まだ移行一年目のためよくわからない。
- 未だ指導はないので、わからない。
- 指導や対応を受けたことがないため、コメントできない。
- 公益法人に移行し、間がないので検査等も受けておらず特に感想はない。
- 問い合わせに対し、丁寧に対応していただいております。
- 丁寧に指導を受けています。
- 親切、丁寧に指導いただいている。
- 移行前からの指導に比べて的確な指導をしていただけるようになった（最初は、曖昧なことが多かった）。
- 最近、以前に比べて良くなってきたと思います。公益法人協会さんや助成財団センターさんご意見のおかげであると思っています。
- 行政庁のチェック等懇切丁寧であるが、行政庁の業務処理は大変だろうと思う。
- 財団運営面で適宜助言をうけており、大変助かっている。
- 個別照会で、公益事業の定義などが柔軟に感じたことがある。

【質問 16】税額控除照明（ＰＳＴ要件）を撤廃してほしい理由

全コメント（292 件）

- 事業予算が厳しくなっており、寄附等による事業活動費が必要であるが、ＰＳＴ要件をクリアすることが困難のため。
- 本来的に、寄附行為は、寄附者の自由意思によるものであり、それを規制することは不合理である。

- 「公益認定」そのものが「証明」になればよい。何のための認定かわからない。
- 「公益法人」の認定だけで十分ではないのか？
- 「年平均100人以上」又は「総収入に占める寄附金収入の割合が５分の１以上」の要件は厳しすぎる。
- 「年平均100人以上が3,000円以上の寄附金を支出」又は「総収入に占める寄附金収入の割合が５分の１以上」という要件は当財団にはとても満たせないから。
- なぜ要件が必要なのか理解できない。
- 寄附をした人が平等に恩恵を受けるべき、ＰＳＴをクリアした法人に寄附が偏る。
- 毎年100人以上から集めることを予定していない。
- 100人というハードルが高いため、せっかく寄附してくれた人に対してメリットがない。
- 100人以上いなくても認めるべきではないでしょうか。人数によって寄附をする方の意思に変わりはないと思います。公益財団の理念や事業に賛同する方の意思を反映するのに、人数により税額控除が受けることができたり、できなかったりするのはおかしいと思います。
- 100人以上が3,000円は当協会のものに当てはまらない。1000円なら条件になるが。会費を寄附金と考えたとしても当てはまらない。
- 100人以上は不要、金額の下限も不要である（50人はだめで100人は良い理由はなにか。3,000円は良くて2,000円がだめな理由が不明）。
- ３０００円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上必要との要件をクリアするのが大変である。
- ５年間で平均100件以上を満たすのにコストおよび時間がかかるため。
- ５年分の寄附状況の一覧表を作成するのは大変である。軽減してほしい。
- ５分の１は、ハードルが高過ぎる。
- ＮＰＯを想定して設定されている要件であり、公益法人にそのまま適用するのは難しい。
- ＰＳＴ(100人以上、５分の１以上)は意味がない。１人でも、少額でもよい。
- ＰＳＴのクリアはハードルが高い（年平均100人以上の寄附実績が必要）。
- ＰＳＴ要件があるために、個人寄附を募りにくい。
- ＰＳＴ要件がクリアできなくても寄附金であることに違いない。
- ＰＳＴ要件が厳しすぎるから。(2)
- ＰＳＴ要件である租特法施行令第26条の28の２（最終改正23年７月15日の施行令による）の一のイの(1)の「経常収入金額のうち寄附金収入金額の占める割合が５分の１以上であること」の５分の１は何を根拠にしているのか、公益法人改革後５年を経過した現在、公益法人として毎年度の決算書で公益目的事業を達成している法人については、その活動年数に応じ５分の１基準を段階的に下げるとか、撤廃

するかの措置が必要ではないか（本来公益法人は厳格な審査を経て忍耐されたものであるから５分の１実績は不要と考えるが、制度がこのような形でスターツとしてしまったため早急に見直すべきと考える）。

- ＰＳＴ要件について承知していない。
- ＰＳＴ要件により、所得控除と税額控除があることについて、寄附者への説明が難しい。
- ＰＳＴ要件により、個人寄附に関する税額控除制度は、既に一定程度の寄附を受けている法人しか対象とならず、今後寄附を増やしていきたいと考える法人は、せっかくの制度が生かせない。
- ＰＳＴ要件のハードルが高すぎるため。
- ＰＳＴ要件の根拠が不明確なため。
- ＰＳＴ要件を継続的に満たすことは難しいと考える。
- ＰＳＴ要件を撤廃することにより公益社団法人・公益財団法人へ寄附をする個人が増えることが見込まれ、公益法人の活動が活発になる可能性がある。
- ＰＳＴ要件を満たさなくても、寄附者の行為を尊重することが必要。欧米並みの寄附社会をつくる為にも。
- ＰＳＴ要件を満たす基準が高すぎる。
- ＰＴＳをクリアできないので。
- ＰＴＳ要件を設定している理由がわからない。要件を満たした法人に対する寄附と満たさない法人に対する寄附によって、寄附者の有利、不利を区別する必要がなぜあるのかが疑問である。
- クリアしてるかわからないから。
- このご時世に、人数と金額の制限がある事が無理。
- この要件を満たすことは不可能である。
- これから寄附金を増やしていこうという法人には条件が厳しすぎる。
- シルバー人材センターでは該当できる所は少ない。
- すでに公益法人としての認定を受けているのでさらなる要件加重が必要とは思われない。
- すでに公益法人として事業の適正性に関しては厳しい審査を受けている。個人寄附は国も認めた公共性のある事業を行う公益法人に対し理解のある方々が、ささやかな志の中から拠出してくださるものもあるのです。当財団はＰＳＴ条件に合致する寄附者数は２年間で 160 人程度です。
- どのような寄附でも寄附はほしいが、小規模事業者にとっては、条件が厳しすぎて税控除の対象にならない。
- なぜＰＳＴ要件が必要なのか分からない。寄附を促進させるためには税額控除はとてもいい制度であるが、ＰＳＴ要件が制約になっていると思う。

- なぜ現行基準の制約が必要かわからない。
- ハードルが高いと感じます。
- ハードルが高すぎるため。
- ばかばかしい。
- もともと寄附率の低い法人にはハードルが高すぎる。
- 意図が解らない。
- 一者当たりの基準限度超過額の撤廃
- 何のために公益財団法人移行の膨大な手続きをしたのか。
- 過大な要件を必要とする理由に思い至らない。
- 我々の業種では、寄附の対象団体とはなりにくいと思う。
- 我々の法人に対して、これまで寄附金はない。今後も寄附は望めないなか、仮に寄附があってもＰＳＴ要件は基準が高すぎて、税額控除対象にならず、効果が見込めない。
- 会の規模からみると 3,000 円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に 100 人以上いることの達成が難しいため。
- 会員制の団体であれ継続して寄附金もあるかと思われるが、財団で継続して一定者数の寄附を集めるのは難しい。
- 会員名簿を添付する必要があることがネックになっているから。
- 会費収入について対価性の評価がネックであるが、会員優遇は必要であり判断基準を緩和してもらいたい。
- 割合を廃止して欲しい。
- 基準を緩和してほしい。
- 基準要件が厳しすぎて、小財人ではクリアする事が難しい。
- 寄附する個人側から言えば、寄附先がＰＳＴ要件を満足しているかどうかは関係なく寄附先の活動主旨に賛同するから寄附すると考えられるので、ＰＳＴ要件によって控除されるかどうか決められるのは公平性に課題があるように思われる。
- 寄附の件数、寄附金収入の割合が要件となっているが、この規制を外し寄附者にとって寄附しやすくすべきである。
- 寄附の趣旨から匿名寄附や集落などの無記名グループ寄附が多く、現行制度では要件に適合しなくなる可能性があるため。
- 寄附の容易になるため。ＰＳＴ要件の存在理由が良く理解できていません。
- 寄附の要請がしやすくなる。また寄附してくれる人が多くなる。
- 寄附をされる個人にとっては、寄附先により受けられる控除が異なることは不公平と考える。
- 寄附をより幅広い層から集められることが望ましいから。
- 寄附金の支出者が年平均 100 人以上は見込めないため。

- 寄附金の用途が真に公益目的事業の遂行のためであれば、金額の多寡や実績人数等は不要と思われる。また、現在は、寄附金を受けずに運営しているため、要件をクリアするためには、税額控除なしに「実績を積む」という困難がある。
- 寄附金収入割合が大きすぎる。
- 寄附件数の少ない法人への寄附では税額控除が受けられない。公益認定を受けている法人は撤廃すべき。
- 寄附行為が出来るだけ簡素化する方が良い。
- 寄附者に対して利益となるため。
- 寄附者の意思を尊重。
- 寄附者の下限人数を設定する根拠が不明。
- 寄附者の数など、基準が厳しすぎる。
- 寄附者の立場では法人が受けた件数や総額にかかわらず、「寄附金」であるから。
- 寄附者へのさらなるメリットが提供できる。
- 寄附者把握のための業務量が増加する。
- 寄附集めに割ける時間がない。
- 寄附税制は、諸外国に比べて貧弱。もっと寄附者がインセンティブを持って寄附できる税制が必要。
- 寄附対象の法人が片寄ってしまい、弱小法人切り捨ての温床となる。
- 寄附する者を優遇するため。寄附金をより多く集め易くするため。
- 寄附する人にとって、各団体の公益目的事業に使うということは共通であり、各団体のＰＳＴ要件により違いが出る理由がよくわからない。
- 寄附を受けやすくするため。
- 寄附を受ける公益法人の事情により寄附する側の税額が左右されることは望ましくない。
- 寄附を集めやすくする制度が寄附の実績を求めるのは矛盾していないか。
- 寄附を募りたいと思うが、現在の要件クリアが無理な状況であり寄附をお願いしづらい状況がある。
- 寄附金収入が収入全体に占める割合が低い法人と高い法人とによって、控除を認めない、あるいは認めるというのは不平等である。
- 寄附者の金額や人数に関係なく同等の扱いをすべきである。
- 既に公益認定を受けている事で、認定証の写しを活用出来たらと思う。
- 規制の必要性が理解できない。
- 規模的に大きい法人ばかりではない。もっと底辺を見直してほしい。
- 求められる条件が厳しいこと、実績判定期間が５年であるためすぐに制度を適用できないこと、など。

- 極めて厳しい認定（審査）基準をクリアした公益法人とだれでも簡単に設立できるＮＰＯ法人が同じＰＳＴ要件なのは不条理。そもそも公益法人とは不特定多数の者利益の増進に寄与する公益事業を行うものであり、公益法人制度改革の目的・趣旨、経緯からしてもＰＳＴ要件は不要である。地方自治体と同程度の公益事業を行っている法人である。
- 近年の経済諸情勢の中ＰＳＴ要件を満たすのが難しくなってきた。
- 経常収入に占める寄附金等収入の占める割合の制限の撤廃（地方公共団体の補助金や委託金等により経常収入が増加した場合等に要件から外れるなど不安定な運用であるため）
- 経常収入金額に占める寄附金等の収入（要件 2）の割合が決められているが、公益法人制度に矛盾を感じる。
- 継続的に控除を認めるための条件としては妥当だと思うが、これまでに寄附を受けることに積極的でなかった団体にとっては、ハードルが高すぎる。
- 県民性もあるが、100 人以上の人から寄附を集めることや、寄附金が収入の５分の 1 以上集まることはとても無理だから。
- 元々公益法人として認められているので、公益法人へは要件を緩やかにして欲しい。
- 厳しい審査を経て、すでに公益法人として認定されている以上、さらに条件を課すのは不当と思う。使途を公益と限定し、撤廃すべき。
- 厳しい審査を受けて、既に「公益法人」として認定されているのですから、更に要件を設け、申請させる必要はないと思います。「公益法人」に認可・認定された法人は、全て、税額控除証明を受けてよいと思います。
- 厳格すぎるため。
- 現行のＰＳＴ要件の緩和が望まれる。
- 現行基準に満たないため。
- 現在の日本の税制等から 100 件以上確保は、よほどのブランドある法人、大手法人等に限定されるのではないか。現状の 1/2 程度等緩和を希望。
- 現在の要件クリアは困難です。
- 言わずもがな、だと思うが、寄附（者）の規模により決定すべき事項ではないのではないか。
- 限られた大口寄附者に依存する助成財団等の運営実態には適合しない基準である。
- 個人の寄附を主軸に寄附金を募集するためには、当初から税額控除が必要。
- 個人の寄附が少額な場合が多く、こうした寄附でも適用があれば当法人への寄附の増加が期待できるため。
- 個人寄附については、公益法人や学校法人なども寄附をしたすべての人に税額控除制度を適用するべきだと思います。
- 個人寄附の増加につながる。

- 個人寄附を集めやすくするために要件は不要である。
- 個人寄附に関して、寄附者が得られる税の優遇措置の選択肢が増えることにより、現在よりも多くの個人寄附者から寄附を受けられることなどが期待できるから。
- 公益財団法人は、内閣府あるいは各都道府県に設置された公益認定等委員会の関与の下で、厳正な審査を経て認定された組織であり、また、３年毎に検査が行われる制度であるので、税額控除証明は、撤廃するべきだと考えます。
- 公益財団法人格の取得で十分。
- 公益財団法人認定を受けた時点で要件クリアとすべき。
- 公益事業のみを行っている法人として認定されておりながら、さらに寄附に対する条件が付加されるのは納得できない。
- 公益性に反している。
- 公益認定を受けている団体については、更にＰＳＴの要件を課す必要はないと思う。
- 公益認定制度に屋上屋を重ね、法人の負担を増やしている。
- 公益法人であることが条件で良い。
- 公益法人であることで要件を満たして良いと思う。
- 公益法人であれば新たなＰＳＴは不要。
- 公益法人であれば無条件で認めるべきである。
- 公益法人として、事業運営に充当するため寄附金を集めることは当然であるが、寄附金総額以上に寄附件数は法人事業への理解者の件数であると考えるため、寄附者が行動を起こしやすくするため、税額控除要件は非常に重要である。より多くの公益法人が控除証明を取得できるよう、要件緩和を行うべきである。
- 公益法人として認可されており、税額控除用件を設定する必要はない。５年毎更新で用件をクリアできないケースが想定される。
- 公益法人として認定されているのであれば、平等に扱ってほしいです。寄附の優遇が収入増額につながり、活発に事業が可能となると思います。
- 公益法人については更新はなくてもよいのではないかと思います。
- 公益法人に認定されている以上、認定ＮＰＯ法人同様無条件で税額控除制度の対象とすべきと考えるため。
- 公益法人の運営は、寄附金に依存する部分が大きい。寄附金募集をなかば規制している。
- 公益法人の認定で厳しい審査を受けているので、ＰＳＴは不要である。
- 公益法人の認定の段階で、より厳しい条件をクリアしているのであるから、重複になっていると思われるから。
- 公益法人の認定を受ける時点で、大きなハードルがあるので、それを満たせば良いと思う。また、寄附者に対する対価性の基準が厳しいと思うため。

- 公益法人は、認定に際して公益性の条件は既にクリアしており、改めて寄附の多寡により公益性を判定するようなＰＳＴ要件は、屋上屋を重ねるものであり不要である。
- 公益法人は個人についてもＰＳＴ用件をクリアしなくても税額控除を適用して欲しい。
- 公益法人は公益活動を行っているため、寄附金はすべて税額控除の対象とすべきであると考える。
- 公益法人は指定寄附金先にして、証明書を不要にしてほしい。
- 公益法人は無条件で税額控除対象法人としてほしい。
- 公益法人は無条件に税額控除対象法人とすればよい。ただし、公益法人の検査をきちんとしたうえで、国民の理解を得ることが必要である。
- 公益法人への寄附がすべて税額控除の対象となれば、当財団の寄附金収入は大幅に増加する。自主財源の確保に苦心している小規模法人としては、撤廃を強くきぼうしている。
- 公益法人を選択した税制面でのメリットを関係者にアピールしたいが、ＰＳＴ用件が厳しくてクリアできない。
- 公益法人制度そのものが、ＰＳＴの概念を包含しているものであり、そもそも本制度の立ち上げた当時のPhilosophyと相反するのではなかろうか。是非出来るだけ、多くの公益法人の声を結集させ、撤廃に動いてもらいたい。
- 公益法人認定を受けたのなら不要と考えます。
- 公益目的のための寄附金は、全額税制優遇措置をすべし。
- 公益目的事業以外に事業はなく、ＰＳＴ要件を廃止しより寄附しやすい環境を整えていただきたい。
- 公平でない。
- 今のままでは大規模な法人しか利用することができないと思うから。
- 困難
- 賛助会員からの要望がある。
- 事務が面倒である。
- 事務処理が過剰となる。
- 時節柄、寄附金を集めるのが難しいと感じる。
- 質問18に記載します（多額寄附者１名と少額寄附者数名という現状です。「他の方々の寄附の呼び水になれば」という多額寄附者の好意に応えるべく大々的な寄附募集を行いたいのはやまやまですが、「年平均100人以上が3,000円以上の寄附金を支出」のＰＳＴ要件は、少額寄附者に手厚い当該税額控除証明を取得してはじめてクリア出来ることではないでしょうか？当法人としては撤廃して頂きたいです）。
- 実績がないため、これから要件を満たすのが困難なため。

- 実績要件を課すことは本末転倒ではないか。実績が十分でない団体こそ、寄附を促すインセンティブとして活用できるようにすべき。
- 社会貢献事業を開催する際に、特定の関係先へ寄附を要請しており、ノベリティチィグッズ又は現金の寄附を受けている。
- 社会状勢と会員の高齢化により、年々会員が減少している。
- 社会福祉法人、特に社会福祉協議会への寄附が多く、公益法人といえども地方都市では多額の寄附額や件数が見込めない。
- 手続きが面倒である。
- 収入に占める比率が高すぎてクリアできない。
- 出来るだけ簡素化出来ないか検討してほしい。
- 小規模の財団であるので、現在の要件はクリアできない。
- 小規模の財団では、達成が困難。
- 小規模公益財団法人では、ハードルが高すぎる。
- 小規模団体のため100名を超える寄附者の確保はできない。
- 小規模団体への要件緩和を希望。
- 小規模法人にとってはクリアし難いから。
- 少額、少数の善意を生かせない。
- 少額の寄附の場合基準に達しないので、小規模法人では活用できない場合がある。
- 少人数の寄附者しかいないためＰＳＴ条件に当てはまらないが、寄附者にメリットがあるようにしてほしい。
- 少数の寄附件数、寄附金しか期待できない法人にとっては、ＰＳＴ要件をクリアするのが困難である。
- 少数小額の寄附なので要件のクリアは難しいが、寄附をする方へのメリットを増やして寄附をし易い環境にすることが出来る。
- 証明取得で自由度を増やしたい。
- 常時寄附金収入に頼れず、多額の設備が必要になった時は資金調達手段の一つとして寄附金募集もできるよう、条件が大幅に緩和されればと思います。
- 条件が厳しい。　(2)
- 条件が厳しい。公益事業を行っているのだから無条件で証明を出して欲しい。
- 条件が厳しすぎて活用出来ない。寄附を受け易い制度にするべきと思う。
- 条件が厳しすぎる。
- 条件が厳格すぎる。
- 条件のハードルが高すぎる。公益法人であればすべての法人を税額控除対象としてほしい。もし無理なら公益事業比率がたとえば70%以上の法人に限定としても良いが。
- 条件をクリアできそうにないから。

- 条件を緩和して欲しい。
- 条件を満たすのが難しいため。
- 申請手続きが複雑と聞いているため。
- 人数、割合等多すぎる。
- 人数が多く困難。
- 制限をなくすことでわずかでも個人からの寄附を受けることができるようになるから。
- 制度の詳細を不知、基準に意味があるのか？
- 政府等からの補助金がなく、会費収入で運営している法人ではこの要件を満たせるのは難しいと考える。本会も法人会費を寄附収入として申請したが、認められなかった。
- 税額控除の基準のハードルが高すぎて、これを満たすことができない。
- 税額控除は寄附をする国民に対する便益であり、広く適用すべきこととこ考えます。ＰＳＴ要件を満たす満たさないは法人の努力の結果であり、法人努力の多寡により、寄附をする国民に不便益をかけるべきではないと思います。
- 税額控除証明を受けている同種の法人への寄附と寄附者の人数が少ないために税額控除証明を受けていない当法人への寄附に寄附者の人数の多寡によって税金控除の差があるのは、控除を受けられない寄附者に対して申し訳ない。
- 税額控除対象団体となることができ、寄附者にとってメリットが出てくる。
- 税額控除要件のうち経営収入金額に占める寄附金等収入の比率の確保が難しいと考える。
- 税制面でメリットがあれば寄附するが、そうでなければ寄附をする人は少ない。
- 前問のとおり（税額控除証明にはＰＳＴ要件が課されており、この要件を満たすことが困難だから）。
- 組織の小さい公益法人には、要件を満たすことが困難である。
- 存続するにしても、3,000 円 100 人という基準だけでなく、1,000 円 300 人といった柔軟性を持ってほしい。
- 大規模な団体か高額でなければクリアできない。
- 単発で寄附があった場合は対象外となってしまう。
- 団体から寄附と同様に無条件で無税にすることが妥当と考える。
- 地方では、寄附者も少なく、ＰＳＴ要件をクリアできない。撤廃されれば、寄附者のメリットが増え、結果として寄附者の増加につながると考える。
- 地方の小さな財団には、なかなかＰＳＴ要件をクリアできるほどの企業も個人も少ない。
- 地方の小規模法人にとっては、クリアするには難しい要件になっていると思う。
- 地方都市では、寄附金を供出する余裕のある企業自体がごくわずかである。

- 撤廃しない限り取得できない。
- 都市人口により多数の寄附を集めることが困難。
- 都度の申請が煩雑であり、事務的不可が増大する。一度認可されたら、事業内容等に変更がない場合、手続き不要としてほしい。
- 当会のように小規模の団体ではＰＳＴ要件をクリアすることが困難である。
- 当公益法人のような小規模法人では、特別な年度青除いては、用件をクリアすることは不可能。
- 当在団に寄附する方はこの制度の恩恵を享受できないため。
- 当財団にとっては非現実的な要件
- 当財団には条件が厳しいので対応できない。
- 当財団の個人賛助会費は 2,000 円に設定している。ＰＳＴ要件の１をクリアするために 3,000 円に値上げを検討しているが、会員の減少を招く恐れがある。3,000 円ではなく 1,000 円程度に額を下げてほしい。
- 当財団の特性上、年平均 100 人以上を達成することは出来ない
- 当財団の年間寄附件数は 800 件を超えており、昨年度の申請に向けた業務では相当負荷がかかった。このため、公益法人として認定されていることを踏まえ無条件に税額控除対象法人にしていただきたい。
- 当財団は小さな財団で、名前が知られていない。しかしながら、公益事業費率 90%超の優良財団で、寄附者が増えているにもかかわらず、寄附者にメリットがないのはおかしいと思うから。
- 当財団は間要件をクリアできるが、公益法人として認められた団体への寄附に差別を付けることはいかがなものか、不要と考える。
- 当法人がこの要件をクリアすることは不可能のため。
- 当法人では、ＰＳＴのクリアが困難なため。
- 当法人では、要件をクリアできないため。
- 当法人においては近年、寄附を受けた実績が皆無であり、将来において寄附の申し入れがある場合でも、それまでにＰＳＴ要件をクリアできる可能性が無く、制度自体が無意味であるから。
- 同じ公益法人であるのに、なぜ寄附の多少で待遇が変わるのかが理解できない。せっかく公益法人となったのに優遇が受けられず、寄附してくださる方に申し訳ないと感じる。
- 同じ公益法人でもこの条件にあてはまるところしか税額控除証明が受けられないのはおかしい。
- 同要件の規定理由について詳細は分からないが、少なくとも公益事業と認められた事業の用に指定された寄附金の場合は、寄附文化を醸成する観点からもＰＳＴ要件を撤廃してもいいのではないか。

- 特に制限を加える必要性を認めない。
- 特定の企業からの寄附金の比率が大きく、個人からの寄附金に税額控除が適用されない可能性が高いため。
- 特定非営利活動法人が税額控除法人に仮認定されているのに、厳しい条件のある公益法人にさらに手数のかかるＰＳＴがあるのはおかしい。
- 難しいので、役員だけで運営しているのでわからないことだらけ。
- 年 100 人以上の寄附者数というのは厳しすぎる。
- 年間 100 件以上の要件をクリアすることは、公益社団法人の場合は容易かもしれないが、特に人口が少ない県で活動する公益財団法人にはハードルが高いと考える。
- 年間 100 人の寄附を募るのは困難なため。
- 年間 100 人以上から寄附をもらうのは困難、１人からにしてほしい。
- 年間 100 人以上という基準が厳しい。
- 年間 100 人以上の個人寄附者募集することは、非常に困難なことである。ＰＳＴ要件を撤廃することで、個人の寄附者の増加が期待される。
- 年平均 100 人以上の寄附者は小法人には難しい。
- 年平均 100 人以上の寄附者を集めることが難しい。
- 廃止する必要はない。しかし、ハードルをもっと下げるべき。寄附の文化を醸成するために。
- 必ずしも「撤廃」は望まないが、もう少し基準を下げてもらいたい。
- 平均 100 人の寄附者で５年間、というのはハードルが高過ぎる。社団法人としての事業歴は長く、適正に運営しているのに、小規模法人なので寄附集めの実務に追われると本業に支障がある。もっと個々の法人の実情に合わせてみてほしい。
- 法人の経理が大きく寄附金に依存しているかどうかと寄附者に対する税額控除は無関係。
- 法人規模が小さいと要件クリアが厳しい。その点の考慮を。
- 毎年、100 人以上の寄附者を集めるのが困難なため。
- 毎年 100 人以上からの寄附を受けるための労力が、過重である。
- 無条件で適用されるべきである。
- 用件が厳しいので証明が受けられず制度に則って広く寄附を募るための土壌が出来ない。
- 用件に達しないから。
- 用件要件をクリアするのが難しい。
- 要件１、２ともに条件を満たしているが、寄附金の件数が多いので、実績判定期間（過去５年）をさかのぼってまとめる労力を考慮して、期間を２年程度にしてほしい。
- 要件１、２とも厳しい条件である。

- 要件１については、１名以上でなければ無理。
- 要件２にあるものが年度によって企画事業等があった場合に、クリアしにくいのでは？
- 要件がきびしすぎるＰＳＴ要件の緩和が必要。
- 要件が緩和されて広く寄附を求められるようになれば、法人運営がよりスムースになるかとは思う。
- 要件が厳しい。（2）
- 要件が厳しい。当法人の地域でクリアすることは非常に困難。
- 要件が厳しいから。
- 要件が厳しすぎて現実的には活用は難しい。
- 要件が厳しすぎる。（4）
- 要件が厳し過ぎチャレンジしようにも実績を充たすのに時間がかかり過ぎる。
- 要件が困難だから。
- 要件に定められているような規模での寄附は望めないので。
- 要件のチェックが必要なため。
- 要件のハードルが高い。
- 要件の緩和をお願いしたい。
- 要件の必要性がよく理解できない。実績を前提とすることが理解できない。
- 要件の必要性を感じない要件で設定している数値の妥当性に疑問。
- 要件をクリアすることが困難であるから。
- 要件をクリアするためのハードルが高い、緩和を求める。
- 要件をクリアするのは相当厳しい。
- 要件を緩和してほしい。（2）
- 要件を満たさなくても制度の適用が受けられれば、より寄附を募りやすい。
- 要件を満たすことができないから。
- 要件を満たすのが困難なため。（3）
- 要件を満たせない。
- 要件を満たせない。公益法人であれば無条件に寄附は非課税としてほしい。
- 要件設定の趣意がわかりかねるため。
- 利用するための制度か、仕組みとして作っておく必要があるから存在させているのか、制度の理解を含め勉強したい。

【質問 17】資産寄附税制

全コメント（109 件）

- 「今後、個人資産を寄附市場に誘導し、非営利組織の活動基盤を強化することが、民間公益活動の促進に欠かせません。そのためには土地、有価証券などの現物寄附、遺贈、相続財産の寄附など資産寄附税制を拡充することが重要と考えます」との考え方には賛同しますが、当財団では移行後にはこのような資産寄附を受けた例がありません。
- もしあるとすれば、自分の寄附が本当に有効に使われているか？の不信感かと考える。某寄附に関して、寄附総額の 70%が事務局経費になっていた。これでは、理事長、事務局を食わせるために寄附していることになってしまう。
- みなし譲渡所得税について（租税特別措置法 40 条等）、公益法人が遺贈等を受ける場合に非課税となる要件が非現実的である。
- そもそも寄附をしようとする人がいるのでしょうか？
- そんなことはないと思う。
- 遺贈を受けた株式を寄附してくださるお話がありました。しかし、譲渡所得税の非課税申告が承認される事例が少ないとのことで、万が一承認されなかった時のためにと、株式の一部を手元に残された上での、ご寄附となりました。公益財団法人への現物寄附の譲渡所得税の非課税申告がもっと承認されやすくなると、ご寄附を増えると思われます。
- 過去、現在ともに例がないため何とも言えない。
- よく分からない。多分税制の問題だと思う。
- 拡充もさることながら、まずは現制度の国民への周知度を高める必要があると思う。
- 管理するための人員補充（振替）が困難。
- 関係機関からの寄託（出資）を受けている団体であるため、個人資産の寄附募集を積極的に推進した場合、この寄託金の存続に影響を及ぼすことも考えられることから、寄附については、今後の決算状況を踏まえた検討課題であると考えています。
- 企業から寄附をもらうときには、事務手続きが煩雑になるようなことを税理士から聞いている。
- 企業での考え方が、そうでない方向の企業が多い。寄附行為自体を社会の機運として、広報戦略していかないと寄附行為は増加しないと思う。
- 寄附がスムーズにいかない事例は知らない。
- 寄附をする財産にかかるキャピタルゲインに対し、課税を行わないは、寄附者の意欲を増す前向きな要因となりえる。即ち、寄附する財産が購入時よりも値上がりしている場合、寄附時に値上がり益（キャピタルゲイン）に対して所得税課税がなさ

れている。特にバブル期以前に購入している財産（株、債券、土地など）を寄附する場合、非課税とする事で、寄附者のインセンティブを助長させ、寄附金の拡大に繋がる事となるので、公益法人業界として、是非押し進めて欲しい。

- 寄附を受けて運営する協会ではない。
- 寄附金が有効に使われるのであれば、特に問題はないがお金持ちの節税対策として使われるのであれば、あまり意味がない。
- 寄附金の受け入れをしておりません。
- 寄附金の税額控除を拡大すべき。また、個人のみならず、法人の寄附についても税額控除等のインセンティブを付けるべき。
- 寄附行為が発生していないため、特になし。
- 寄附者に対する優遇税制の拡充が不可欠。
- 寄附の土壌がない。
- 寄附は募っていない。
- 寄附をする人は限られている。その人たちに税額控除をできるようにしてほしい。
- 寄附を受けることを考えていないのでとくにはない。
- 寄附を募るには、法人事業の「公益」性を理解しPRすることが必要だが不特定多数に理解、協賛頂くには、より一層の公開活動が必要になる。PR効果を上げるためのノウハウは多分どこにもなく模索するしかないところが寄附がスムーズにいかない要因の一つかと思われる。
- 寄附税制に関して、社会の認知度が極めて低い。
- 寄附文化が根付いていないことが根底にある（具体的事例は特にないが）。
- 既に入居者がいる不動産の寄附を受ける場合、入居者が株式会社である等の理由で公益目的事業にすることができないが収益事業を新たにたてると時間がかかり、寄附者の気持ちに迅速に答えることができない。
- 経験事例蓄積中のため公表できるものは現段階ではありません。
- 現在、寄附行為は受け付けていない。
- 現在の事務所が借家のため、年間にすると多額の費用が必要となっています。これ以外については、特段の寄附について必要と考えておりません。収支相償の範囲で収入があれば十分です。
- 現在勉強中。
- 個人資産の運用を受託している信託銀行が、社会的に認知度の低い民間公益法人の活動を理解し、紹介する姿勢に乏しい。
- 公益法人への寄附金控除は、公益事業目的の寄附金を全額控除できる仕組みにして、寄附市場の醸成を図る。
- 社員総会・理事会等の資産計上の説明の煩雑さ及び経理上の資産管理処理の複雑さ。

- 信託銀行口座を通じての寄附金制度があるが信託銀行が指定した公益法人は大手の公益法人であり資金的になんら困っていない法人である。本来ならばすべての公益法人を対象にするべきではないか？
- 生活困窮者や奨学金を活用し、大学等へ進学した学生が就職し、日々支払いに追われる等１日１日の生活を何とか送られる方が多いことから、日本においては、資産を寄附する行為が拡大することは困難であると思います。相続財産があれば自分の子どもの学費や生活費にまわすのではないかと考えます。また、生活に余裕のある方からの寄附は経営者等30年維持する企業は数パーセントであり、将来のことを考えれば困難であると思います。上記のことを解決すれば寄附もスムースにいくのではないかと考えます。
- 生前に寄附することはなかなか難しい。だからと言って、個人の意思はあるものの、遺言書の作成にも手続きが面倒。
- 税額控除を受けられない法人に対する寄附はますます減少し、税額控除証明を受けることがさらに困難になる。寄附をしたい法人が税額控除証明を受けていないので、寄附をためらうことも想定される。
- 税制がむつかしすぎる。説明できない。説明してもわかってもらえない。税額控除は取得したが、確定申告をしたこともない人に、どれだけ説明しても理解してもらえない。相続・遺贈などは税理士でなく知識もない私が勝手に指導できる立場になく、税理士に頼むとなると、お金がかかるので考えてしまう。会費を寄附金としたら、受領書を送らなければならなくなった。切手代も事務量も増大するので、希望者だけにしたが、それでも振り回され、事業に支障がきている。貧乏財団で細々としているところに、寄附金控除を活用せよといっても、資金も人材もなくてできない現状をもっと行政は認識すべし。
- 税制に関しては特にない。ただ、不動産については賃借人や親族の存在が、寄附の促進されない要因になりうる。
- 税制面での優遇をさらに進めることと、その制度を広く知らしめることが必要と思う。原稿の税額控除はとても有利な制度であるにも拘らず、知っている人は少ないし取得している団体も極めて少ない。
- 税務署がまだ公益法人への寄附、遺贈について慣れていないためだと思う。もう少し、時間がたてば、マニュアルのようなものが、税務関係者の方にできるのではないか。
- 設問のような寄附を受け入れる計画はありません。会費(財団維持費)の増強を通じて資金の確保を行ってゆく方針です。高望みはしていません。
- 租税特別措置法40条。特に、学術振興に関しては、この２年以内の実現要件がネックになる一方で、租税回避行為などを排除し適正さを担保する別の制度がないことが問題である。

- 租税特別措置法 40 条の適用条件を緩和する必要があると思われます。
- 登記等の事務手続きの費用についても馬鹿にならないのではないか。
- 都市部では経済情勢が上昇しているようですが、地方では、寄附行為をする余力のない企業・個人のため。
- 土地、有価証券、現物寄附、遺贈などを受けることは、職員２～３人の弱小団体では、それに対応する事務能力が無いため対応不可能と考える。現金寄附が一番対応しやすい。
- 土地などを寄贈されても、当会は施設などの上物を建てるだけの財産がないため。
- 土地や有価証券、現物の資産寄附を受けた場合、その後の管理や処理をどのように行えばよいのか、公認会計士や顧問弁護士などを持たない小さな財団には対応を持て余すと思う。分かりやすい指導や相談を無料で受けられる場所が欲しい。
- 土地等の寄附を受ける場合に、土地を寄附する立場の方が税務署等に書類を提出するが許可が下りるのに期間がかかりすぎる。
- 当会においては、寄附受託行為自体が皆無であります。
- 当公社は、市の補助金、助成金等により運営をしているため収入自体はほとんどが市の会計に入金されるので寄附行為等がスムーズにいくかは疑問が生じる。
- 当法人会では、寄附事業がほとんどなく該当しません。
- 今後、個人資産を寄附市場に誘導し、非営利組織の活動基盤を強化することが、民間公益活動の促進に欠かせないことは、同意しますが、そのために土地、有価証券などの現物寄附、遺贈、相続財産の寄附など資産寄附税制を拡充することが、最優先で重要なこととは感じていません。それ以前に、正すべき課題が多くあると思います。一番の問題は、寄附に対する対価性の考え方を、基本的にゆるくする方向で明確にすることが必要だと感じます。税額控除の額までは対価の提供を是とすべきものと考えます。どこまでの対価の提供が認められるか、明示的に示すべきです（税務当局の後出しじゃんけん的な対応は、法のものと平等を欠く行為と感じます）。
- 私も貧者の一灯で 10 年以上寄附を年間 5 万程度しておりますが、税制優遇を受けられるかどうか確認をしておりません。寄附は原則優遇税制を受けられるとなれば、良いと思います。
- 資産の寄附は受けていない。
- 資産家の資産管理に影響を持つ信託銀行、弁護士、税理士、行政書士などが非営利組織について十分な情報を持っていないこと。また、日本においては確定申告が一般的ではなく、企業での年末調整では寄附控除が保険控除などのように処理できないこと。
- 資産寄附に対する受け入れ体制の整備が構築されていないために、資産の管理運営に対処できない。

- 特定民法法人の時に、遺贈で株式の寄附があった。特定公益増進法人であるにもかかわらず課税された。
- 特別公益増進法人に認定されて、発注者や取引先に寄附を求めたことがあったが、先方も迷惑な部分もあり、必ず取引する必要はないが、心情的には現取引先以外の寄附は難しかった。企業にとって相当のメリットがあれば良いが、手続きも煩雑でお願いしにくいと思う。
- 日本の社会風土の素地が醸成されていないと思う。
- 農地取得に対する農地法の制限（新規事業の足かせとなっている）
- 美術品の寄贈に関して、租税特別措置法第40条の承認申請は非常に面倒であるので、手続きを簡便にして欲しい。また、同条の承認申請について、国税庁長官の承認が出れば、時価から取得価額を引いた額に課される税金の納税が猶予されることになるが、この猶予が永遠に続くのは、法人にとって負担である。30年、50年のような長い期間でも良いから、一定の時間が経過すれば、課税しないことに確定して欲しい。また、取得価額の証明について、明確な記載・決まりがなく、領収書の添付を必須条件にするとか、メモでもあれば大丈夫とか、明確にしてもらえると、みなし譲渡所得の計算を法人ですることも可能で、40条の承認申請が必要かどうかの判断ができる。膨大な40条の承認申請の書類を提出した後で、申請取り下げを言われることがあれば、時間の浪費である。本来ならば、なるべく多くの美術品の寄贈を受けたいところであるが、租税特別措置法第40条の承認申請の労力を考えると、断ることがある。
- 必要としない。
- 不動産での寄附は受け付けていない。
- 資産寄附は受けたことがないため、具体的対応は不明である。
- 動産（とくに美術品）の寄附の場合収蔵庫などの格納スペースの確保が必要となる。格納庫の確保が進まなければ実現は難しい。
- 個人からの寄附を受け付けていないので、具体的事例そのものがない。
- 質問の意図が理解できません。
- 勉強不足でした。当該事項について勉強します。
- 法人の運営予算が少なく、なおかつ事業費も多くはかからない当法人のような場合、大きな寄附は、遊休財産として、会計を圧迫してしまいます。この点がクリアできれば、寄附を受けることは問題ありません。
- 民間の公益活動を支える点で「寄附」は、重要な収入源です。日本では寄附文化というものを国民の間に醸成していく必要があり、税制控除を簡素に受けられるように変える必要を感じています。

- 用途制限のある土地、市街化調整区域等について、例えば公益財団については、利用方法をある程度限定付でもやむを得ないが、拡大するとか、固定資産税を優遇するといったことが可能となれば、寄附する側の動機に変化が表れるのではないか。
- 霊園の貸付運営等では、現物寄附等の件数は極めて少ないところで上記の PTS 要件を満たすことは無理と思う。
- まだ事例はありません。(32)

【質問 18】公益法人をめぐる税制で希望する事項

1) 全般（7件）

- 全体的に一般法人と対して差がない。法人運営が制限されるのであれば相応の優遇があるべき。
- 税制優遇措置をもっと拡大して、寄附しやすい環境を作ってほしい。
- 税金により運営される行政機関が本来なすべき公益事業を、民間活力を利用するという趣旨であるため、すべての法人運営に係る課税（国税、地方税とも）免除することが筋と考えられる。
- 税額控除制度や、公益法人であることでメリットのある税制などをわかりやすく情報提供して欲しい。
- 公益法人に寄附をしたいと思えるようなメリットの強化を希望します。
- 課税強化はしてほしくない。
- 特になし。充分優遇されていると思います。

2) 法人税（6件）

- 非課税若しくは少額の定額納付。理由簡素化のため。もちろん、大規模法人については規模等の基準を設け課税関係を整理する。
- 収益事業会計の黒字を他会計振替することによって、法人会計の赤字を帳消ししているが、当該金額が法人税の課税対象になる。
- 収益事業に対する課税はこれまで通り行う必要がある。ただし、公益社団法人については、一定の収入は非課税にしてほしい(例えば全収入の 30%までは非課税など)。というのは、この先会員が減少してくると財務内容が悪くなり、事務局人員の給料もまかなえなくなる。多少なり収益事業を行って、活動が継続できるようにしてほしい。

- 公益目的事業をするための収益事業に関しては、税金がかからないようにして欲しい。
- 公益目的事業は、引き続き非課税としてほしい。
- 公益法人について収益事業も非課税としてほしい。

3）寄附税制　フロー（７件）

- 民間法人の寄附の損金算入限度額を緩和していただきたい（同族ではない公益法人への寄附金損金算入枠など）。
- 税額控除方式の導入
- 公益社団法人の賛助会費の寄附金扱いの可否がよくわからない。
- 公益事業目的に寄附をした場合、社会に貢献することから国地方公共団体の補完事業と考えるので、全額寄附金控除されるべきと考える。
- 寄附税制をシンプルにして欲しい。
- 寄附に対する控除上限を個人法人ともももっと引き上げてほしい。欧米並みの寄附社会実現、寄附文化の醸造のためは必要だと考える。
- ふるさと納税制度のように、税額控除の範囲を広げてもらいたい。内閣府所属の公益法人の場合は、事務所の所在地のみではなく、全国の地方税を控除できるようにしてもらいたい。

4）ＰＳＴに関するもの（５件）

- 当初のＰＳＴ要件の緩和本会ではこれまで積極的に寄附を集めてこなかったので、この要件を満たすことはかなりハードルが高い。もちろん、どの団体でも控除が認められるということではよくないと思うが、最初のハードルはもう少し低くあってほしい。スタート時点では、これまでの寄附実績を問わないような要件で控除を認めてもらい、更新時には実績も含めて確認をしてもらうというような制度設計であってもよいのではないだろうか。
- 多額寄附者１名と少額寄附者数名という現状です。「他の方々の寄附の呼び水になれば」という多額寄附者の好意に応えるべく大々的な寄附募集を行いたいのはやまやまですが、「年平均 100 人以上が 3,000 円以上の寄附金を支出」のＰＳＴ要件は、少額寄附者に手厚い当該税額控除証明を取得してはじめてクリア出来ることではないでしょうか？当法人としては撤廃して頂きたいです。
- 少なくとも認定ＮＰＯ法人並みにしてほしい。
- ＰＳＴ要件をぜひ撤廃してほしい又は、会費が寄附として扱えるようにしてほしい。

- 個人寄附の税額控除で認定特定非営利活動法人は無条件で税額控除対象法人であるが、公益法人や学校法人等は、パブリックサポートテスト（ＰＳＴをクリアし、行政庁の証明を受けることが求められることから、公益法人も無条件としてほしい。

5）地方税、消費税等（11 件）

- 消費税についても非課税とし、還付請求できるようにして欲しい。
- 収益がマイナスならば法人税がかからないのは当たり前。公益にあたいする、支援税制がほしい。たとえば消費財。
- 市の市民税も、もう少し簡単に全額減免の手続きができることを希望します。県の県民税の減免はすぐに認められましたが、市は少しハードルが高く、公益法人でも半額減免にしかならない場合もあるようなので、県と同じくらいの基準になればと思っています。
- 市によっては、税の免除を認めていないところがある。一律に免除を認めるようにできないのか。
- 公益目的事業に係る消費税の非課税を検討してほしい。
- 公益法人も社会医療法人と同様に不動産取得税、固定資産税を免税にしていただきたい。
- 現在法人税と３万円以上の領収証への印紙貼付は免除となっている。これだけでも運営に大きく影響している。ただし、契約書への印紙貼付（１万円以上の契約にすべて貼付している）が大きな金額となり、負担増となっている。委任契約の場合は、単価契約であったため、印紙の貼付は必要なかった。
- 現在、当法人が所有する能楽堂に係る固定資産税等の軽減措置（課税標準２分の１）は時限措置（２年）となっているので、措置の恒久化を図ってほしい。伝統芸能の保存継承を図り、公演施設の維持充実及びより多くの方々の鑑賞機会の確保から。
- 寄附基準と消費税制度の還付基準のタイムリーな変更。
- 印紙税の非課税対象文書の拡大。税ではないが行政機関の手数料の優遇。
- 印紙税、自動車税等の税制優遇措置

【質問 19】行政庁への要望があれば、ご記入ください。

1）対応指導に関するもの（85 件）

（1）各行政庁のバラツキ　18 件

- 縦割り行政ではなく、他の行政庁と連絡を緊密にとり、法人に対して平等な対応をとってほしい。
- 発展性の確保できる収支相償取り扱いを他府県並に確保して頂きたい。
- 北海道の基準が都府県に比べ厳しいように思える。全国統一でお願いしたい。
- 内閣府及び行政庁の不平の公益財団に対する指導。各行政庁での指導方法など講習会や勉強会を開いてほしい（もちろん無料で）。
- 公益法人関係法令とガイドラインにのっとった対応をしてもらいたい（会計監査法人の設置について公益法人 information のＱ＆Ａと異なる指示があった）。
- 全国統一した事務対応・指導公益目的事業で、ある県では認められ、ある県では認められない例がある。同一法令に基づきながら、扱いに差があるのはおかしい。
- 監督、認定基準及び事務手続き等の統一化・監督や指導について、内閣府と地方行政庁、地方行政庁と地方行政庁とで対応が異なることがあるため。・新規事業に取組むに当たり、変更認定申請の要否の判断が、行政庁によって異なるため。事務手続きの簡略化・定期提出書類及び変更認定申請の書類作成にかかる事務量が過大であるため。作成方法が複雑であるため、担当者以外の職員への理解が深まりにくいため。
- 収益事業等会計（その他事業）から公益事業会計への変更申請について相談した結果、行政庁の担当者により考え方に相違がある。行政庁として統一的な見解を持ってもらいたい。
- 全国統一的な考え方に基づく迅速、的確な指導・助言
- 公益法人制度がスタートして、まだ間もないからと思いますが、行政（各都道府県）の指導が、各都道府県でばらつきがあると思います（各県団体との情報交換で判明）。解釈、指導基準等について、全国的な統一基準を望みます。
- 公益法人によって、活動内容が異なるので、制度改革が現実にあっているのか？すべての現実を制度に合わせる必要かあるのか（一般でやりなさい）、見直す点があるように思われます。
- 公益法人制度については、事業報告書式一つとってもまだまだ全国的に判断基準や考え方が統一されているとは言えない状況であると考えます。新たな事例を交え、常にタイムリーな情報提供（行政庁判断の変更も含む）をお願いしたい。
- 公益法人にも種類多くあり、十把一絡げとはならないこともある。高齢化が進む日

本社会において、シルバー人材センターの役割は、生涯現役とした労働力の基盤づくりで生きがいとなり、医療費の軽減、介護予防として大きな意味を持つものであり組織への理解を強く願うものである。

- 公益法人として国県全シ協である上部団体それぞれ指導が統一されていないように感じ矛盾している部分が見受けられる。
- 会計基準などの審査で、各県等で指導が異なる場合がある。統一してもらいたい。
- 全国統一した行政を行ってほしい。
- 移行認定審査や変更認定審査において、全国的な統一基準である一般法人法等の関係法令の運用が、都道府県によって異なるとの印象（具体的に比較したものはない）があるので、行政庁での運用・対応の均一化を図るための情報交換等を行政庁間で行ってほしい。
- 大規模な公益法人には、不正防止等のために必要かもしれないが、地域のシルバー人材センターのような小規模公益法人に対する、認定等に関する法律第５条の緩和・見直し（特に第６項）。

（２）担当官個人の対応　14件

- 法的根拠のない行政指導をしないこと。
- 担当者により考え方が相違することがあるため、統一して頂きたい。
- 分からない点等の質問をした場合の返答が遅かったり、あやふやだったりするのでしっかりとしてほしい（だいぶ改善はされてきている）。
- 収支や役員会の事項など、現実にそった指導が必要。指導する事項については用意してきているが、こちらからの質問については十分な解答ができない職員が立ち入り検査にくる。公益財団法人では国の財産を地方で管理していると考えているが、立ち入り検査にくる職員には理解されていない。
- 担当者の私的な考え方で解釈が変わることが納得いかない。
- 職員については、指導的な立場を横行しないようにしてほしい。
- 現在の行政庁担当者は気軽に相談に乗ってもらえて助かっている。
- 窓口担当者の教育、担当責任者の専門化
- 担当者の異動により対応が変わることがある（担当者によっては、厳しい対応の場合がある。前任者はそこまで言わなかったのに担当が変わると対応が厳しくなったり、前任者に了解を得ていたのに、それが反故にされることがある）。
- 県の担当職員が１年単位で交代しており、財団の事情をその都度説明しなければならない。移行後ある程度制度になれるまでの期間は人事異動をせずに同じ担当職員で対応してほしい。
- 懇切丁寧な指導に感謝している。

- 県の担当者が毎年変わられる。今のところ、不適切な対応はなかったが、継続して安定的に適切な対応ができるか心配になる。
- 丁寧にご指導いただいて感謝しております。
- 法人からの質問や問い合わせに対しては、権限を振りかざすことなく、指導育成する姿勢で丁寧に対応してほしい。・新制度でスタートしたばかりであり、担当者レベルでの判断のみでなく、国、審議会など関係機関の意見を充分確認し、説明や方向を示してほしい。

（3）相談・指導などの体制に望む　53件

- 特に多くは臨みませんが、せめて新しい公益財団法人制度の基本的な意味について正しく認識した人物を配置していただきたい。
- 公益法人が留意すべき事項、公益法人の運営上の問題点等について、定期的に説明会を開催して欲しい。
- 行政庁が自ら相談窓口を常設し、税制や運営についての講習会の実施をもっと行ってほしい。
- 現在でもあるのかもしれませんが、様々な質問に答えていただけるまたはアドバイスをいただける窓口。・特に、小規模で運営している法人では、決算書類等作成、事業報告の負担軽減(評議員会等の準備と当然時期が重複する)
- 中長期的な財団運営と経費管理
- 内閣府の場合、各省庁からの寄せ集めではなく、業態や業界に精通した専門家を担当として育成して欲しい。また、担当レベルの解釈ではなく、公益認定等委員会（事務局）としての共通見解を書面や意見交換会等で公開するようにして欲しい。
- 公益法人制度運用に関しては、公益法人側と十分な意思疎通を図りつつ、法令を杓子定規に適用するのではなく、個別の事情を勘案して柔軟に対応願いたい。
- 多忙とは思うが、相談しやすい環境を整備してほしい(フェーストーフェース等で)。
- セミナーの開催は東京だけでなく関西でも実施して欲しい。
- 内閣府の移行等に関するFAQは廃止し、移行後のFAQを作成すべき。
- 公益認定等委員会は今後組織を見直すものと思われるがその見通しを公表すべき、同時に委員会だよりの内容（デザイン、組版、色調等を含む）も改めるべき。
- 認定法につじつまを合わせることが全てではなく、公益法人を育てる役割に目を向けられる役所になってほしい。
- 内閣府は、もっと地方にセミナーをたくさんすべき。
- 行政庁で法人運営等に関する様々な（無償の）役立つ情報セミナーの開催をもっと増やして欲しい。
- 先般催された、寄附セミナー等をひきつづき開催していただきたい。

- 移行申請時に行ったと思うが、その後、人事異動等もあったため、電子申請等の研修を実施して欲しい。
- 寄附を募集している公益法人と、ＣＳＲなど社会貢献をしたいと希望している企業をマッチングさせるイベントやネット上のしくみを構築していただければ幸いです。
- セミナーの充実
- 制度改定時等に説明会を開催してほしい。
- 公益法人の運営に関する相談会が行われてはいるが、チャンスが少ないので、各法人がノウハウを取得するまではさらに回数の増加を希望する。
- 法人の実態に合った制度の在り方と運営指導を願いたい。
- 内閣府主催のセミナーの案内が、今年に入ってからメールで２度ほど来たが、いずれも開催地が東京であり、地方の法人は気軽に利用することができない。せめて東北地区、関東、関西くらいにわけて展開してほしい。
- 厳しい審査は当然のことと考えるが、その前に適切な指導をすべき。
- 今までどおり御指導の程宜しくお願い致します。
- 栃木県の場合公益法人用の専用の指導部、相談窓口が有りますがその部門が無くなり相談指導が各課に移行との事になるのですがぜひともそのまま専用の相談窓口が継続して欲しい。
- 公益法人制度改革の趣旨に鑑み過度の指導とならないよう配慮いただきたいこと。
- 東京都は法人向けの説明会等を一切開いていない。情報発出が少なく不満。
- 公益法人の運営に関する研修会を多く開催してほしい。
- 悪を取り締まるのではなく、より良い公益法人運営のための暖かい指導を望む。
- 今後も、法人育成の視点で理解のあるご指導を希望する。
- 法律の改正により、定款の変更や運営上の手続き変更等が発生した場合に、具体的な対応、対策方法について指導（ガイドライン等）を速やかに示していただきたい。
- 自己責任体制を尊重した対応をお願いしたい。
- 指導の一貫性を保ってほしい。
- 内閣府が主催されるセミナー等は、関西圏（地方も含め）でも実施してほしい。セミナー内容は魅力的ですが、東京までの交通費を支出して受講するのは不可能です。
- 法人の個別事情に即した、きめ細かい対応をお願いしたい。
- 研修会の開催
- 質問のしやすい環境づくりをお願いしたい。
- 定期報告書類等について、実務的なセミナーを今後も開催して欲しい。
- 官から民へと聞いていたが、報告書類が多く、報告に対して細かく修正を求められると聞く。立ち入り検査の対応も困難と思われる。小規模団体に対して配慮が無いと、近年、解散を選択することになる。指導監督するための公務員の人件費が膨大

になっていると推定される。

- もう少し分かり易い定期提出書類を手引書作成してほしい。別紙１・・別表Ａ・・・いろいろ提出書類がありますが、どの書類から順番に作成していくのがいいのか。作成順の手引書があれば良いと思います。
- 運営指導をしてほしい。
- 限られた人的体制の中で運営が行われている法人においては、体制の変更等により業務の引きつきが十分に行えない場合も発生します。公益法人運営にかかわる者として、基本的知識を習得する機会を、毎年１回研修会を開催する等の検討してもらいたい。
- 引き続き適正で親切な指導を望む（取締的な観点からの指導はしないでいただきたい）。
- 公益目的事業に該当するか否かは、当該事業の内容等で判断するよう、是非改めていただきたい。表記されていることに該当するか否か等、ことばの遊び的なことで判断すべき事項ではないと考える。移行認定申請時の記述に縛られすぎる。記述ミス等によるものであれば、もう少し簡単に修正できるようにすべきである。変更認定申請しなければならない事項が多すぎる。また、事業の取りやめ、変更等は変更届ですむようにしていただきたい。
- 法人の自治を尊重するといった観点から指導して頂きたい。
- 公益等への制度改正に伴い、少なくとも年に１回は制度説明会を持って欲しい。現状は、会計ソフト会社の主催する研修会に有料で参加している。
- 法人運営の実態に沿った指導をお願いしたい。
- 今後の運営、手続き等に関する説明会を随時開催してほしい。
- 色々な公益法人があるが、ひとくくりにしないで、生命とか、絶対的な公益法人を保護するように検討してほしい（資格とか、普及とか目的じゃなく…）。
- NPOについて、もっと深く理解をして、活動を抑制させる方向ではなく、促進させる方向で制度を整備し、指導してほしい。
- まだ　始まったばかりで行政庁との対応は顧問税理士にお願いしているが、数年後には財政的に無理になるので、親切な対応をお願いしたい。
- 相談窓口と研修制度の充実
- 法人運営等に関する研修の実施

2）手続き・提出書類・立入検査等監督に関するもの（101 件）

（1）簡素化・迅速化・柔軟性を望むもの　27 件

- ある程度柔軟な運営を認めてほしい。
- 現在の制度での法人運営は、当法人のような少人数で運営している公益法人にとっては負荷が大きく、その対応に活動の多くの部分が割かれている。制度の簡素化／効率化や行政庁提供の Web システム等の運営サポートの充実など、少人数でも適正な法人運営が可能な仕組みの実現を進めて頂くよう要望致します。
- 手続きの簡素化を願いたい。特に報告。
- 公益法人の場合諸法律の遵守により必然的に適正な事業運営を行うことになる。したがってこれをチェックするための書類作成は極力省力化していただきたい。
- 弱小組織の財団業務において、事務作業経費（人件費）の負担は大きい。制度上整備する諸帳票、資料の日常的業務を簡素化する手段が必要と感じています。事業規模の小さい組織が存続できる制度にしてほしい。
- 現在の、電子申請は、システムの欠点を熟知し、無用な重複入力作業を熟達した経験者がいて、申請作業が可能となります。内閣府のシステムの相談窓口の御担当者は問題点は十分ご理解いただいていると見受けます。ソフトウエア開発業務を複数の業者に分担させてものと見受けられ、木に竹を接ぐような機能が随所に見受けられます。システム攻撃の防御機能も意識して、利用者に無意味な入力作業を強いています。入力作業を軽快にし、安全で利便性のあるシステムにしていただきたい。
- 寄附金もない、予算規模の小さい零細協会(収益事業なし、公益目的事業＋法人会計で６千万円程度)の、事務手続きの簡便化。
- 事業規模を一切考慮せず、どんな公益法人でも一律に厳格な規定の適用は、実態にまったく即していない。運用は規模に応じて３区分程度にすべきと考える。・補助金を受けている法人と事業規模が１億以上の法人は、現行の規定を適用する。・規模が１千万以上１億円未満の法人は、いくつかの基準を緩める。・１千万以下の零細法人は、現在のような厳しい規定はほとんど不必要であり、無意味である。
- とにかく提出資料が多い。そのために却って業務に支障、疲弊が生じている。潤沢な法人を基準にしないでほしい。
- 提出書類を簡単にしてほしい。
- 事務局１人のような小規模法人には複雑な制度になっているので、簡単にしてほしい一部の問題法人のせいで、多くの小規模法人が迷惑している。一緒にしないでほしい。
- 財政規模にかかわらず、同じ制度を適用することは、法的には正しいかもしれないが、小規模法人いじめ・つぶしである。机上の制度ではなく、もっと実態を知り、

制度の改善をお願いする。

- 定期報告、変更承認等の簡素化・電子申請システムの改善
- いずれの提出書類に関しての審査手続き等のスピードアップ化。
- 手続きの簡素化をお願したい。
- 報告内容を簡略化してほしい。
- 法人の運営が柔軟にできるようにして欲しい。規制が多すぎる。
- 毎年の提出書類をもう少し簡便化してもらいたい。
- 電子申請した手続きについて、すみやかに処理をお願いしたい。・申請の際のデータ流用について、仕組みの変更を検討いただきたい。現状、過去の申請データの一箇所からしか流用が出来ないため、1回の流用で全てが最新データとはならず、いちいち修正をしなくてはならない。事業報告資料なら昨年度の事業報告データから、また、役員名簿なら直近に修正した役員名簿から流用する等、流用元を選択できるようにしていただきたい。・特に事業報告については、同じような内容を何度か入力しなくてはならず、煩雑であるし、入力枠が小さすぎる。もっと簡便な入力フォーマットへの変更をお願いしたい。
- 事務処理負担の軽減を図ってほしい。
- 申請に対する回答をより迅速に願います。
- 対応を迅速に行って欲しいです。
- 提出届け出書類の点検、審査をもっと早くしてほしい。提出後半年～1年後にとやかく言われても対応が難しい。
- 申請書類の簡素化
- 報告等簡素にすべきである。
- 特になしですが、文章表現等理解出来る範囲なら可とする等、許容範囲を広く持ってほしい。
- 迅速かつ柔軟なご対応を希望いたします。

（2）電子申請・届出、公益法人インフォメーションに関するもの　18件

- 現状の報告システムの改善、簡単に、かつ訂正を容易にしてほしい。操作が煩雑。履歴は残って構わないから。
- 特にありませんが、記載フォームが異常に煩雑であることが頭痛の種です。
- 電子申請に関する技術的なことですが、パソコンMacユーザーが使用するインターネットソフトにも対応していただけますと幸いです。
- 定時報告の際のＷＥＢアクセス制限を何とかしてほしい。
- 担当官には適切、真摯に対応していただいております。感謝申し上げます。収支相償の制度は再考していただきたいと思っております。特に、中小の公益財団法人に

は負担が大きいので再考していただきたいと思っております。よろしくお願い申しあげます。

- 電子申請の「お知らせ」の発出が遅く、また手続き容量が小さく作業に入れない場合が多々見られた。
- 公益法人インフォメーションのシステムを改善してほしい。
- 事業報告に係る電子申請システムについて、非常に使いづらく改善をお願いしたい。
- 公益法人の変更認可には、事務処理に多くの労力を要するとともに、申請してから多大の　期間を要することから、ぜひとも簡素化を望む。
- 東京都は電子申請できて便利であるが、システム的に使いにくいところがあるので、定期的に改善していただければ助かります（些細なことで済みません）。
- 県認定等委員会と事務局との意思疎通をしっかりしてほしい。認定申請時に事前に事務局へ相談して調整を図り、指導に合わせて申請を行ったが（法律に則り公益と収益等に分けるつもりでいたが、公益１本でいけるだろうとの指導で公益１本で提出）、本申請後あっさり覆され（結局分けることに）、修正に多大な労力を要した。
- 事業報告書提出資料のＡ表からＦ表は表間の関連項目の数値が連動して記入されるが、入力しても一度登録し保存しないと入力数値が反映されないシステムなので、修正したつもりでも修正前の数値のままとなることが多く手数がかかることになる。事業報告書提出時期は、入力作業が集中し、たびたびシステム入力待ちを求められることが多く効率的な入力作業ができない一つの要因になっているのではないかと思っていますので改善をお願いします。
- 定期提出書類について電子申請書類の入力画面が狭いため（行数も左右の幅も）非常に使いにくく確認画面でなく入力画面で文章の確認ができるようにしてほしい。
- １．電子申請に関して、次の点の改善を望む。① オンライン入力の記入欄が狭いため、記入した内容の確認がしにくい。② データ流用が、最初の１回に限られているが、何度もできるようにいてもらいたい。③ 役員交代時の変更届において、「就任した理事等の名簿」と「理事等の名簿」に２回入力しなければならないが、１回で済むようにしてもらいたい。２．県職員の対応は親切、丁寧である。
- 内閣府が運営する「公益法人 information」について、①ログインできる人員の増加　②オンライン入力中の、タイムアウトまでの時間の延長又はタイムアウトの設定削除　③添付ファイル容量の増加　④システムメンテ等の周知は、トップページに掲載し、より分かりやすく表記すること。
- 【サーバーを最大負荷時を想定した容量にアップ】公益法人 information のサーバー容量が、全く不足しておりトラブルが多発していることはご承知の通りです。最大負荷のかかるタイミングにも問題なくなるようサーバー容量を大きくすることが直ちに必要。特に今年度末平成 27 年 3 月には解決しておく必要があります。
- 電子申請のシステムで、「公益目的事業について」の項目が枠が狭く入力し難い。

また、「事業概要について」を印刷した場合、トップページが空白のまま改ページされる。改行の段組がきれいにできない。

- 「公益法人 information」の電子申請や行政への減免申請など、事業計画書や報告書等、同じ資料を複数回送ることになり、事務量だけが増えていて困っています。何とか一度で終わらす方法があればと良いと思います。

（3）変更認定・届出及び定期提出書類に関するもの　46 件

- 官庁制が撤廃されながら、まだ、財団の変更事項など、行政庁の制限が多々あるので、枠にはめ込まないで財団の個性を見極めて判断してほしい。
- 提出書類の作成方法をもっとわかりやすくしてほしい。
- 定期提出書類を簡素化してもらいたい。
- 提出書類の簡便化を検討してください。
- 小さな公益法人に取っては定期提出書類の作成等は大きな負担である。十分な事務局体制のある大法人と小さな法人とは分けてほしいし、基本的にはもっと簡素にしてほしい。また過去に問題があった法人とそうでない法人とでは監査や提出書類を同じではなく、優良法人は優遇するようなこと細かい配慮がほしい。後ろ向きの事務処理に時間を取られ、本来の事業の推進を妨げるようなことになるのは公益法人改悪である。何事とも簡便簡素で進めてほしい。
- 毎年の事業報告は、事業の公益法人認定の妥当性と脱税のチェックが主目的と思われるが、当財団の様に公益事業のみ行っている小規模法人が、収益事業も行っているような大規模法人と同様の基準で複雑な報告書の提出を求められても負担が大きいばかりでその意義は全く感じられず、小規模法人の報告書式はこの機会に見直してもっと簡素化することが必要と思う。（今のままでは報告を受ける側の行政庁にとっても余計な負担だと思う）本件貴財団の理事長殿も同主旨の発言をされていたと理解しているが、是非国に働き掛けて改定実現を計って欲しいと思います。
- 毎年の事業報告に関する書類が多いので、少なくならないでしょうか。
- 小さな公益財団法人にとっては、毎年度の事業報告等の提出書類の作成がかなりの負担になっており、簡素化を求めたい。
- 定期提出書類が細かすぎる。貸借対照表、財産目録、正味財産増減計算書くらいでよいのでは。
- 変更認定申請が作成書類も多く煩雑過ぎて簡略化願いたい。
- ①定期提出書類の種類が多すぎる。財務諸表からある程度読み取れる書類は積極的にスクラップしてほしい。また、H 表が当該法人の解散するときの価値をあらわすのなら時価評価すべきであり、そこまで求めないのならあまり意味がなく作成手間もかかるので廃止を検討してほしい。②変更届か報告かの判断基準が曖昧でありも

う少し基準をわかりやすくしてほしい。
- 提出書類の簡素化と電子申請のシステム整備を要望します。
- 定時提出資料の簡素化
- 「事業報告等に係る提出書の内容」が複雑で理解困難な部分もある。シンプルにしていただきたい。
- 事業報告書の簡易化。こちらが提出してからレビューまでの期間の短縮を希望します。11月末提出して、修正依頼が来たのが5月でした。
- 毎年6月に提出している「滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書」では、事前の作業である都府県庁、市役所への証明書交付手続きで多くの日数を要し、公益目的事業としての被害者がおろそかになるため、軽減策を要望する。
- 事業報告書は、公益法人が小規模であれば、簡易な報告で事足りる様、改正を図るべきである。従事員が1～3名では、報告の負担が重過ぎる。
- 事業結果に対しての行政指導であり、事業計画の行政庁への毎期提出は不要では。
- 定期報告書類等の簡素化を希望する。一定の規模、たとえば年間予算額が1億円未満の組織を対象として、定期報告書等を簡素化し、組織管理にかかる負担を軽減して欲しい。予算規模が少ない組織は、職員数も少なく、管理にかかる時間よりも、本来の事業に時間をかけたい為。また、定期報告書類作成が複雑なため、職員が変わった場合に引き継ぎに時間がかかるうえ理解深度も低く、間違いが多くなることが予想される為。
- 制度自体への要望　業務報告等で重複報告が多すぎる。　また、業務報告書貼付で足りるものを、行政の都合で細分化して報告させるのは、何のためか。必要最小限の報告とすべきではないか。費用配分について、使用割合の率や直接対応への変更は認めない理由は何か。
- 変更認定や変更届出の書類を減らしてほしい。・パソコンの機能を高めてほしい。
- 監督行政庁は、まことに丁寧な対応をしてくれるので、助かっているが、提出書類や手続きもろもろの作業等に、そもそもこれほどの多くの手間をどの団体にもかける必要があるのかどうか。適正な事業の執行は必要であることは理解できるが、個々の団体の予算規模によって作業の簡略化をできないものか。
- 毎年の定期報告の簡素化
- 定期提出書類等の提出において、事前に確認していただいているが、立入検査で注意を受けないように、より細かく指導していただきたい。
- 提出書類の内容が多すぎる。事業報告…報酬等の規程→変更した時に提出公益目的事業→事業実績や特記すべき事項のみを記載事業の公益性・公益目的以外→移行申請時に提出済み。事業項目ごとの実績を記載　評議員・理事の変更届→登記事項証明書を添付すれば名簿は不要。
- 定期提出書類の提出を簡便にしてほしい。

- 定期提出書類について、もう少し簡略化してほしい。剰余金の使い方・使い道について、もっと情報がほしい。
- 事業報告の提出書類を公益法人の規模や事業内容等によって、分けて欲しい(事業費用が少なく、公益事業のみの様な法人は、もう少し簡単にして欲しい)。
- 定期提出書類等が煩雑すぎる。対応するのに苦労しているので、少し簡略化していただきたい。
- もっと簡略な定期提出書類にして欲しい。
- 定期提出書類の簡素化
- 提出書類等簡素にしてほしい。
- 定時提出書類の簡略化
- ６月までの決算報告等が、総務省のシステムで行うことになっているが、あまりにも細かい資料が多く、従来と比べ提出事務に負荷がかかっている。内容的には、通常の法人等の決算報告の書類以外に税理士等の経験がないと理解ができない資料が多く、これを頼むと 20 万から 30 万もの経費がかかっている。このような、実態があることをご承知願いたい。
- 手続きの簡略化。たとえば、納税証明などは行政庁内で情報の共有を行っていれば、法人が提出する必要などないと思う。
- 定期提出書類の提出をはじめ以前よりも煩雑である。少しも簡略されていない。
- 職員数が少ない小規模法人においては、定期提出書類を少なくすることも考えていただきたい。なぜ、毎年納税証明書が必要なのでしょうか。特例民法法人のときには、担当課が非常に丁寧に対応していただきました。移行後は、忙しいのはわかりますが、電話で質問をすると「メールでお願いします」と言われましたので、メールで送信しましたが、なかなか返事が来ずに、困りました。対応の人数を増やしたり、研修会や相談会の回数を増やす等、努力していただきたいと思います。
- 定期報告を簡略にしてほしい内閣府 HP のわかりにくい入力方法を改善してほしい。
- 定期報告書類の簡略化誰もが分かりやすい制度の構築
- 報告書類が多すぎる。報告に対して細かな修正をもとめられていると聞く。特に小規模団体に対する特例を設けてもらいたい。
- 公益定時申請は、認定申請時と変わらないほどボリュームが大きい。もっと簡素化できないものだろうか。
- 定期提出書類が膨大で、旧制度に比べて事務負担が大幅に増えている。特に中小規模の法人ではこのことがネックとなっており、公益法人となることの妨げになっていると思われるので、定期提出書類の見直しを是非お願いしたい。
- 毎年の事業報告等で提出する資料等の作成に要する負担（公益認定申請時とほぼ変わらない作成量）が大きく、又、事務軽減に資するべき電子申請のシステム上の課題（不具合等が多く、却って事務効率を後退させている）について早期解決が望ま

れる。
- 定期提出書類を電子申請する場合、入力画面が小さいので入力しづらい。
- 定期提出書類の書類数を減らしていただきたい。
- 変更申請や定期報告等を簡略化してほしい。

（4）立入検査等監督に関するもの　10件

- 立ち入り検査の具体的な実施内容を情報公開してほしい（備えるため）。
- 小規模法人への立ち入り検査の簡略化
- 立入検査前に、法人運営の個別相談会や各種研修会の開催等を希望したい。
- 立入検査の基準や実施の時期を明確にしてほしい。
- 立入検査などの監査を行う際のチェックポイントや公益法人としての義務をわかりやすく情報提供して欲しい。
- 立ち入れ検査の結果について、指摘事項が無しでも、文書で結果報告を頂きたい。
- しっかり検査を行っている。
- 当財団は降雪地域のため、立ち入り検査は気候が良い時期に実施してほしい。
- 行政庁（弊財団の場合は県）での指導となりますが、新聞等の記事を見ていますと、内閣府第３期委員会の指導（是正勧告）等が、法令根拠に乏しいにも拘らず強権的と感じます。内閣府と都道府県との温度差が画一化されないようコンプライアンスの遵守を望みます。
- まだ監査を受けたことはないが、その時は不備を指摘することも必要だが、手探りでやっている部分も多いので、これからの法人運営を円滑に行えるよう充実した指導をお願いしたい。

3）制度改善を望む（99件）

（1）制度全般　28件

- 一般企業を取り巻く制度や規制などでは、立場の弱い中小企業などを保護する基準や適用範囲の緩和などの措置がとられている。ぜひ、公益法人にもこれらと同様の適用をお願いし、まじめに事業運営を行っている中小法人を保護していただきたい。
- 小規模法人の負担軽減
- 組織は内閣府、事業は所轄行政庁では動きにくい。／定期提出書類の提出期限について、もう少し猶予期間がほしい。／代議員制度をとるにあたり求められる要件が厳しすぎる、公平性は担保されなければならないが、各団体の状況にあわせた方法をとれるようにしてほしい。

- 既に質問に答える事で、行政府への要望事項は網羅させて戴いたが、そもそも、公益法人の認定そのものが、既に社会的な信用を担保として成り立っており、認可後の立ち入り検査の簡便さや、迅速性など、行政庁との間、確固たる信頼のベースを確立し、公益を拡大するのが、行政府の最大の使命であり、大きな役割と認識している。公益法人ともども、世界に類を見ない「新公益」の世界の樹立に最大限の努力を双方で行いたい。
- 市民社会から見て、方や公益・一般法人あり、方や認定 NPO 法人あり、その違いが寄附市場の混乱性を招いている事に気付いて欲しい。早期に両者の一元化を実現するための、法案の樹立をお願いしたい。
- 公益法人と云っても、まだまだ認知度は高くない。寧ろ、昨今の報道では、一般法人の名を騙り、詐欺的商法がまかり通っている現状を行政府はどの様に判断されておられるのだろうか。認知度を高め定着させるには、市民力だけでは限界がある。この点に付いては、行政府としても、公益法人セクターの広報支援を是非予算化し、我々と共に、市民社会にアピール願いたい。また前述の様な、逆手を利用する様な団体の取り締まりも強化して戴かねばならない。両方の努力をする事により、公益法人は何れ市民社会からの信頼を得、本来の制度に則った事業展開と拡大が可能となり、世界に名だたる「日本の市民力による公益の発展」を共に実現したく強く念願する処である。
- 政権、世論、担当者などにより運用がぶれないようにして欲しい。・平成 16 年（？）の法律改正の精神を貫いて欲しい。・天下り法人が一般社団法人に逃げ込むといわれているが、かなり事実と思う。立法の精神に基づき、きちんと不要な天下り法人はつぶして欲しい。
- 公益法人がなにであるか、一般認識があまり無いように思える。（会員ですら正確に把握していない。）もっと寄附金の税制優遇のことなどマスコミ等で取り上げるなどの一般告知をしてほしい。いろいろなパターンの公益法人があることも一般認知が低いように思われる。公益法人の不祥事や不適正運営ばかりが取り上げられ、第三セクターでもない小法人にとっては、業者見積でも高めに見られたり、イメージのデメリットが大きい。小規模法人と大規模法人の事務量（定期提出書類や基準等）が同じであるのも、仕方のないこととは思うが何か考えてほしい。今回の公益法人改革は全法人を適正化するということにおいては意義があったとは思うが、行政仕事のための仕事を法律によって増やしているように思われる。
- 被認可法人は決算書類等の定期提出書類及び変更届け等を法的提出義務を負っているが、行政庁はこれを精査し監督する義務を負う。行政庁がこの義務を遂行しているとは思えないが、これをチェックし、物理的に監督を履行することが困難であれば、現実に照らして法律を改正することが肝要。
- 公益法人制度改革の初期の目的は、天下り法人や公益法人制度を悪用する法人を整

理することにあったと理解していますが、旧民法第３４条法人で篤志家が自身の財産の一部を寄附して設立した法人まで、前述の法人と同一視して一律に規制するような制度は改善の余地があるのでは？

- 個別には何点か考える点もあるが、貴誌などに掲載されているこれまでの要望への行政庁回答を見ると、進捗は難しそうだと感じる。
- 公益改革３法を変更しない限りは、内閣府宛いくら要望しても難しい。先ずは内閣府が法律改正してでも改善する姿勢を示してほしい。
- 公益法人制度は、ある程度運用実績ができた段階で、税制も含め無見直しするべきだと考える。100余年の歴史あるものを急に変更して不具合が出ないわけがない。
- 法人協会などからの陳情や、立ち入り検査での現状など理解してもらって、必要な改革を行ってほしい。
- 一部、不適切な事象を生じる法人があることも事実のようで、それゆえに監督、行政指導が要請されるものと思われるが、はっきり申し上げて、規制はできるだけ撤廃し、手続きは可能なかぎり簡略化して、行政庁をスリム化することが第一義であると考える。
- 質問４と同じで収益事業がある法人とそうでない法人で区別すべきと思います。
- 三基準の撤廃あるいは基準の大幅な緩和をぜひ実現していただきたい。
- 要件を満たさなくなった場合、解散のみの選択ができないことは、おかしい。別の選択ができるような、システムにしてほしい。
- 内閣府認定の公益法人となったが、業務を県に委任していただくような制度を創設してほしい。また、研修会等も地方で実施してほしい。県で実施する研修会等に参加できるようにしてほしい。
- （１）会社法を基盤とした法人法等を公益法人の組織・運営実体に即し早急に改正すること。（２）公益法人改革後も露呈する不正行為に対し厳正に対処すること。とりわけスポーツ関連など旧態依然とした体質をもつ特定の業界に対する監督強化など、失墜した公益法人全体に対する社会的信頼の回復に一刻も早く手を打って欲しい。
- 厚生労働省への要望 当法人は、脊髄損傷者や障害者受傷後の早期の社会復帰の相談支援事業を主な公益事業としていますが、総合支援法にもとづく事業所認定を受けることはできません、障害当事者団体がピアな関係の中で、相談・支援の活動を行うことの有用性は認められています。制度として活用できるようにしてください。
- 旧来の監督官庁との付き合いが基本的に無くなったことにより、支障が時々出ている。旧来の監督官庁制度の良い面を何らかの形でできないものか…。
- 国に対し、制度改革の内容をいま一度、現実に即してより実情に合った法改正を早急に行っていただきたい。民間活力を最大限活かしていくことが必要なのは十分理解しているが、今回の制度改定が目にあまる天下り問題や経費の不正使用がきっか

けとなって行われたと認識しているが、本来の民間の活力をそがないような実のある対応をあらゆる関係場面でお願いしたい。

- 財団の規模に関わらず同じ制度としてしまう事には無理があったのではないでしょうか？
- 認定のための要件が厳しく手続きも煩雑なため、公益法人への移行を目指しながらも断念せざるを得なかった法人の例を多数聞き及んでおります。公益目的に適う活動をしている法人に公益法人格を取得させ、民間の活力により公益事業の増進を図るという制度理念からすると大きく後退しているように感じます。我々のような団体は収入のほとんどが自己負担の会費での運営になるため、会員減少の問題などもかかえながらも汗を流してがんばっております。書類だけでは伝えきれないこともたくさんあるかと思いますので現場で一緒に汗をかいてみて肌で感じてほしいと思います。公益法人をひとくくりにまとめるのではなく、いろんな体質の公益法人が存在することをご理解いただきその法人にあった対処をしていただければと痛切に願います。
- 公的助成を受けている法人と、自主運営をおこなっている小規模法人を同一の基準で統制することは不合理ではないか？天下りを受け入れ、補助金を沢山受け取っている(過去に多数あり)とを一緒にするな！！といいたい。真面目に運営している小規模法人にもっと光を！！
- 小規模法人の特例を設け簡素化を図ってほしい。
- 今回の認定は一部天下り法人に対するものが端緒だと思うが、それと一般の文化財団を同一視されると迷惑。

（2）事業関係　11件

- 事業の変更届けについて、従来の事業の枠組みの中での新規事業追加・事業内容の変更なら、いちいち変更届けは不要ではないか？立入り検査の際にそのように主張したところ「今回追加されている事業はもういいが、次回からは変更を申請してください」と言われた。内閣府への届けは手間がかかり、柔軟な事業展開に支障をきたす上、変更届の要不要の判断基準もはっきりしないように思う。
- 事業の変更の大小により、変更申請が必要ですが、どの程度で必要なのかわからない。実際の事業運営では、新規事業や、事業変更を検討する際に、行政庁への事前に相談して、変更申請して、許可されて初めて、事業を実施できる事になる。ひと手間手続きが増えるが、理事会で承認した事業を変更申請し、許可されて初めて実施することになる。不許可の場合は事業計画が変更になる。内容により、総会の承認も必要になる。安易に変更できなくするためと思われるが、法人にとっては重大な事項なので、手続きや、手順などを公開してほしい。現状、仮の話で相談しても

仮の話のため、明確な回答がなく、実際に事業変更する際に不安。例えば、料金を変更する場合(消費税率の変更に伴い、価格変更や、値上げなど)、対象者、事業名称を変える場合などはどうすればいいのか明確な説明がない。

- ○新規事業や事業変更などを行う場合理事会、評議員会を開催し承認を得た上で行政庁に申請。月１回程度の審査会には当該公益法人ではなく行政庁が説明するため、不要と思われるバックデータや資料を提出してください、と言われることも。新規事業を行うのに数カ月も要する。これではやる気もなくなる。また、審査会が非公開というのも納得できない。○定期提出書類事業報告、決算報告を見れば全部書いてあることを、公益法人 info のホームページで同じこと、またはそれ以上のことを入力しなければならない。しかも使いづらい。行政庁の都合だけのシステムであることから、やめてほしい。
- 申請した事項(事業)の変更の認定や変更の届け出は新規事業や事業の改廃が制限されていることから、柔軟性があるものとして欲しい。
- 公益１、２とか分ける必要があるのか？意味がないように思う。単純明快にして各地域差、解釈差をなくしてもらいたい。
- 事業計画の記載にあたり、公益事業内容の詳細を求めることは不要にしてほしい。出ないと、事業内容の変更が「変更申請の必要」につながり、事務を煩雑にするため。
- 国、県と独立行政法人農畜産業振興機構の下で野菜価格安定事業を実施していますが、事業についての理解度に差異があり、それぞれが立場だけを考えての展開には無理があります。上部組織の連携が取れていないので、事業の実施に無理を感じることがあります。
- 今後の運用が柔軟にできるよう、認定申請時の事業内容等の記述の変更（要点化、簡略化等）について指導して欲しい。
- 事業変更の公益認定手続をもっと簡略化してほしい。変更後の内容について公益認定を受けたら、年度当初に遡って公益事業として扱ってもらいたい。会計区分の変更も簡単にできるようにしてほしい。事業報告をもっと簡略化してほしい。
- 国、各都道府県間での法、制度の解釈屋対応について、お余りにも大きな差があると思われる。例として、事業の変更について、事業報告で良いもの、変更届で良いもの、変更認定申請が必要なものの解釈等。
- 変更認定・変更届等の手続において、もう少し幅を持った対応をしてほしい。

（3）収支相償に関するもの　28件

- 公益事業のみの財団に対しての収支相償などは廃止していただきたい。
- お金の無駄遣いを避けるうえでも、単年度会計での収支相償、遊休財産の保有制限は見直してほしい。
- 収支相償基準の廃止
- やはり、収支相償、遊休財産について、公益法人の継続的な活動につなげる運用をしていただきたい。
- 収支相償の考え方を緩和してほしい。年度当初は運営資金も必要。
- 収支相償を再考してもらいたい。
- 収支相償について、一定の黒字が認められるよう見直してほしい。
- 収支相償の規制を撤廃してほしい。当センターは、高齢会員に就業先の紹介、派遣、職業紹介等の事務費収入で運営できず、現在国、市からの補助金を頂き運営しています。一般法人に移行しても事務費収入だけでは運営できず、補助金に頼らざるを得ないために公益法人を選択しています。このまま収支相償を継続すると数年で運転資金が枯渇してしまいセンターは解散しなければならない状況になってしまします。公益事業と法人会計しかない法人については収支相償の規制を外してほしいです。
- 収支相償については、年度によって偶発的な事象により収益が超過することもあり、そのために、当該法人の性格に沿いながら、別途、公益目的事業を計画することは、法人によっては厳しいものがある。　収支相償を数年間の実績で判定するとか、若しくは総収入に対して一定の割合の範囲内であれば適合とするなど、弾力的な取扱いとなるような制度を望む。
- 収支相償の変更、配賦基準の見直し手続を簡易にしてほしい。
- 公益社団法人といってもその形態は様々である。本会は、同じ医療国家資格を持つ者が社員となり、協力して、医療技術、公衆衛生の向上を目指している。また、補助金や寄附金に一切頼ることなく我々のできる範囲で公益目的事業を行っている。本会のような団体にまで、収支相償や公益目的事業比率を一律に当てはめるのは、少々違うのではないかと思う。規模が小さくなればなるほど税理士に支払う人件費などで管理費の割合が上がるのは仕方がないこと。年間1,500万円ほどの予算の本会と、何億、何十億という予算規模の組織を同様に扱うべきではないと考える。
- 収支相償の原則的考えはよいが、条件をもう少し緩和してほしい。
- 収支相償制度を改善し、将来の収入不足が生じたときに簡単に崩せる準備金制度を認めてほしい。規模は年間予算2年分程度。
- 収支相償を複数年で見込んでほしい。単年度では、法人の存続性が危ぶまれる
- 収支相償制について、シルバー人材センターの特例的な扱いの制度化を検討し、原

則は収支相償であっても社会的必要余剰を認めて欲しい。

- 収支相償の現行規定を遊休財産額に応じた緩和策を導入してほしい。（例）遊休財産額の保有制限額に対し、遊休財産額の比率に応じた収支相償の除外規定を設ける。
- 収支相償の内容をぜひ見直してほしい。
- 収支相償の緩和、法人会計の廃止（ＡＬＬ公益事業の場合完全に無意味）、市民サービスを重点においた事業認定（委員の好みで認定されてはたまらない）マニュアルどおりの指導の廃止、全国統一した指導、つまり、国民の利益を最優先できる制度。
- 公益法人の経営収支余剰額の規制を解除していただきたい。　赤字補填をどのように対応するかは、この余剰金を基金造成みたいな取り扱いとし赤字の時取り崩し対応できるような方策をとってほしい。
- 収支相償の見直し…一定範囲であれば黒字も可としてほしい。決算時に収支相償のための支出を強いられないため。
- 収支相償は理解できるがある程度（金額等定めて）対応してほしい。
- 収支相償に対する対応策の検討をお願いしたい。
- 収支相償に対する硬直的な対応は是正してもらいたい。経営努力への意欲を削ぎかねない。
- 収支相償の基準を改めてほしい。例えば５年間の動向を見るとか。
- 収支相償に関し、事業年度ごとにではなく、複数年間の収支状況を対象に適合性を判断することや、赤字年度や余剰金の発生等への対応として、現在、「公益法人の会計に関する研究会」で検討されている「財政安定化資金」の設置措置を要望したい。
- 収支相償については見直しを検討して頂きたい。当財団は公益目的事業費率が95%超であり、毎年終始相償がマイナスになると財団の存続が厳しくなります。せめて公益目的事業収入に対して１％～２％の余剰金は認めてほしい。
- 団体の運営については、いつもご支援いただき感謝しています。現時点では、公益社団法人としては収支相償の条件は絶対です。ですが、質問４と同じ内容になりますが、毎年度収支相償で赤字決算となれば、団体の存続は厳しくなります。赤字となる年度もありますから、収支相償の判断は年度ごとではなく、数年度単位で判断していただきたいです。この要望は、行政庁（県）から内閣府にもあげていただきたいです。
- 収支相償の撤廃。・提出書類や変更、修正手続きなど、提出書類が複雑で多すぎる。・重要性の原則からすると、重要性の少ない細かいことに時間を取られ、本来の重要性の高いものに時間が取れないことがないように、手続きや指導の仕方、内容等を考えてほしい。（立入検査もすべての法人を定期的にではなく、必要と思われる法人の重要性が高い部分を検査するなど）。

（４）公益目的事業比率・遊休財産その他財務関連　10 件

- 公益目的保有財産の取り扱いが「果実の運用」などの制限があり、もう少し柔軟な制度に変えていただきたい。
- 公益財団法人への移行期に、特定費用準備資金を移行当初に積み立てる逆特定費用準備資金を設定し、毎年それを取り崩して事業を行っているが、内閣府へのＷｅｂによる決算報告のフォームや項目が逆特定費用準備資金を想定していないものなので、対応に苦慮している。
- 特に遊休財産の保有制限が運営上支障になっている法人が多くあると思われます。公益法人の活動が益々活発になり更に社会貢献が進むことを斟酌し、遊休財産の保有制限の撤廃をお願いしたい。
- 【質問 3-1】に回答したとおり、配賦基準については年度毎に変動はないが、その割合については現実に即して年度毎に変動することを認めて欲しい。形式的な報告になってしまう虞がある。
- 遊休財産の保有制限を上回ってしまった場合、単年度での判断ではなく、数年のスパンの中での対応が図れるようご依頼したい。
- 遊休財産保有制限の緩和
- 管理費のうち、給料及び総会事務費を公益事業会計へ 100%認めるべき。
- 各種報告事務の簡素化。
- 遊休財産保有限度額まで剰余金の留保を認めるべきである。
- 公益団体に所属する職員の給与等経費は、全て公益の支出に相当することとしていただきたい。

（５）機関運営　６件

- 理事会と総会の開催を２週間以上おくことは、６月末報告するには日程確保が非常に厳しい。・定期書類（報告）の入力フォームが非常に使い難いため、もう少し使いやすくしてほしい。また締切直前、ログインが制限されたり、動作が遅く、非常に不便。改良してほしい。
- 理事会と評議員会の決議の出席要件を緩和できないものでしょうか。理事及び評議員はそれぞれ多忙の方が多いので過半数の出席を得ることがなかなか難しい状況にあるため。
- 必要書類のひな型などを指導してほしい。例：公益法人法　第 96 条決議の省略を行う場合に必要な書類と手続き方法など
- １　総会招集通知の２週間前規定の廃止、２　会計監査人制度の見直し（地方公共団体の関与が大きく、また、当該団体から監査を受けているような場合などは設置

対象外とするよう検討いただきたい）。
- 法人運営に様々な規制が加わると同時に、会計処理や内部統制に関する事務的負担が非常に大きくなってしまった。事業規模や人数等の少ない財団にとっては負担が過度すぎる。
- 2/3 規程が厳しすぎて、役員等の推薦に苦慮している。

（6）会計・計算書類　11 件

- 1. 法人法と会計基準の齟齬をなくす努力をしていただきたい。2. 法律の不備はきちんと改正していただきたい（合併、清算はあるが分割がない）。3. 報告資料の説明をもう少し詳しくお願いしたい。
- 財務規則の弾力的な措置。
- 収益規模で少額の公益法人については、会計制度を簡素化し、効率化を図り事業運営が充実できるようにしてほしい。
- 公益法人会計基準と税法による税制に制度上のずれがあり、きわめてわかりにくい。両制度の税制をすりあわせて、統一基準とすべきである。
- 法人会計を廃止していただきたい。
- 会計書式が、行政の判断を最終目的とした書式になっていて、実態を読むにはわかりにくい。もう少し実態を読みやすいようにならないものでしょうか？正味財産などは民間にもなく、普通の会計さんが雇用されても、決算できるようになるまでに結構な時間を要する。これこそが、公益法人の適正継承には実際的には大きな難題となるように思う。
- 「正味財産増減計算書」の名称を「損益計算書」に変えて下さい。
- 会計の仕分けが細か過ぎる。・オンライン申請において、サーバーの容量が小さいのかわからないが、過負荷により、なかなかログインが出来ずに、何度もログインのクリックと入力をさせられ、挙句の果ては、時間外勤務を強いられる!!!６月下旬の提出期限にもかかわらず、中旬からひどい状況である。
- 法人会計に多少の剰余金を積み立てしても可能用にしていただきたい。
- 公益法人会計基準（20 年基準）の見直し大変更のあった 16 年度基準から時間が経っておらず、共通経費の按分配賦、内訳書の作成など煩雑であり、人手の十分でない小中の団体には業務量が過大である。
- 地方自治法による補助金の勘定科目との整合性について検討してもらいたい。

（7）税制・登記等　５件

- 特定収入に該当しない寄附金に係る仕入税額控除の申請を提出し認可が下りまし

たが寄附金ではいった100%を助成しなければこの優遇は受けられないことになっている。クレジットカードで入った寄附金は口座に入金される前に3.2%の手数料と振替手数料が差し引かれて入金されるのでこの時点で既に100%の入金ではない。コンビニ決済を使っても同じである。そしてまた助成するときには振込手数料もかかるのに100%の出入りを確約しない寄附金は対象にならないというのは不自然だしこんな制度を利用する団体があるのかとあんぐりしてしまう。ましてこの処理に係る事務経費もとれないなんてあまりにも理不尽すぎる。再度必要な手数料についてご一考願いたい。当事務局としても申請が通りはしたが実際使えないと思っている。現実に即した使える制度にしていただきたい。

- 公益法人に対する寄附により市民税控除というシステムがあります。ただしこれは都道府県によって控除を得るためのシステムが大きく異なっています。豊かな東京都の場合は公益法人になったということで自動的に「あなたの団体への寄附者は都民税が控除されます」と都から公益法人に通知があると聞いています。そのため東京都にあるすべての公益法人はこの恩恵を受けているのです。一方大阪市は（行政の）貧しさにより、指定を受けるためには法人から市への申請が必要です。ただしその申請が市長に受理されるためには市の局長級の副申が必要なのです。市のトップとつながりがある法人しか受理されません。大阪市に事務所を置く法人、数は調べていませんが一握りの団体（平成24年8月3日現在で6法人）しかこの恩恵を受けていません。このような不公平はなくしてほしいです。
- 当県の場合、公益法人を取得しても法人県民税に減免規定がなく均等割が課税されている実態があり、ＮＰＯ法人以外の減免は実施しないとのことである。　市は申請により非課税となっているが、法人改革を進めるうえで行政庁により対応が異なるのは如何なものかと思う。
- 質問18に関連しますが、公益財団（社団）法人が有する資産に対して固定資産税及び都市計画税の課税・非課税（減免）は、法律で限定列挙されたものを非課税とし、それ以外は市町村等の裁量で課税・非課税（減免）の区分が決められているのが現状のようです。社会医療法人がその事業遂行のために有する財産については固定資産税等は条文上でも非課税の取扱いとなっております。社会医療法人に比し公益性がより高い公益財団（社団）法人の多くが課税されていることは徴税上のバランスを欠くと云わざるを得ません。公益財団（社団）法人が有する資産に対する固定資産税等についても、法人税と同様に非課税とする旨を条文に明記する税制改正を行うよう要望いたします。
- 法人税税率引き下げによる代替財源先に、公益法人を充てるとの意見があるが、企業優遇策であり、公益法人移行制度の弱体化に繋がり、公益事業の存続が危ぶまれる。脱税をしている訳ではなく、行政は、公益法人をスケープゴートに利用しているのではと疑われる。

4）その他（５件）

- 高齢者の就業について、65 歳までは段階的に年金の支給がなくなります。65 歳までの就業については生活給が求められ、シルバー事業は、臨･短・軽での就業となっておりますのでその対応はできません。派遣についても３年で打ち切りになりますが、60 歳でシルバー派遣で就業しても３年で打ち切られますので５年位に延ばしていただくことを検討していただきたい。国は生涯現役社会を目指しております。高齢者の就業先確保としてのシルバー人材センターの役割が期待されております。その役割を果たすためにも、高齢者の働き易い仕組みを再考していただき、法整備も行っていただきたい。
- 財団と行政は、お互いに協働関係をもつことが大切である。しかし文化事業補助金では、お互いの立場で交渉し合う関係にあり、また行政側の指導と財団の主体性確保の関係では、常に意見の相違ができるのが現実であるが、お互いの役割分担を認識しあい、信頼し合える関係を保ちたい。
- 補助金の増額
- 就業先の確保のための支援要望　一般労働者派遣事業は、現在、派遣契約期間については「派遣先に常時雇用される労働者の派遣労働者による代替を防止するため、３年を超えて引き続き同一の業務に継続して派遣労働者を従事させるような場合には、本来直接雇用が望ましい」ということから、１年間（最長３年間）までとされている。しかし、本事業は、「臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務」に係る就業に限定されており、常用雇用を前提とする就業ではないので「派遣先に常用雇用される労働者の派遣労働者による代替防止のための派遣契約期間の制限」は該当させるべきではない。この制約のため、最長でも３年を超える契約先を次々と失う状況となっており、会員の新たな就業先確保もままならない中で、増大する団塊の世代の受け入れにも大きな障害となっているので派遣期間に係らず継続して働ける状況を希望します。
- 公益事業は赤字事業が多いので、継続性を担保する行政措置が欲しい非課税制度や寄附金控除以外に、規模は小さくても、助成金の拡充や補助金の交付等を検討頂きたい。

【質問 20】公益法人協会への要望があれば、ご記入ください。

1）情報提供に関するもの（45 件）

（1）全般　31 件

- 公益法人の運営業務に関する情報提供を今後ともよろしくお願いいたします。
- 行政対応の変化、検査を通じた指摘のトレンド、などをフィードバックして欲しい。
- 今後も状況に応じた情報提供をお願いします。
- 今後、立ち入り検査の事例が増えたら随時情報公開してほしい。
- いつもお世話になりありがとうございます。各種講習会で勉強させていただいております。今後も各分野でご活躍の講師の先生の講習をお願いいたします。
- いつも情報提供をいただき有難うございます。
- いろいろな情報を提供していただき感謝しております。提供情報については、当協会の運営に参考にさせていただいております。今後とも、情報提供をよろしくお願いします。
- 会員以外の公益法人への情報の提供をお願いします。
- 県内の拠点の議案及び報告の案件を総会に提案の仕方が殆どの拠点で違うので、標準の提案の仕方を示してほしい。例えば平成 26 年度業報告の承認についてを報告第　号あるいは議案第　号として提案しているところ及び監査報告を事業報告、収支決算の前にしているところもあるがどうなのか。
- 財団運営にかかる適時適切な情報の提供を頂きたい。
- 立入検査についての情報をよろしくお願いします。
- 剰余金等に関する情報をもっと掲載してほしい。
- 色々とご指導と情報提供をお願いできればと思います。全国でどのような活動がどんな仕組みで行われているか、もっと情報があればと思います。
- 今後とも各種情報の提供をお願いいたします。
- これまで通り各方面にアンテナを張って有益な情報を発信して下さい。
- 今迄通り、公益法人に対する、情報発信をお願いいたします。
- いつも、何かと参考にさせてもらってます。
- これまで通りの情報発信と、個別的な相談への対応をお願いします。
- 引き続き、中央官庁・全国の公益法人の動向当に関する情報提供をよろしくお願いします。
- 情報提供、助言をもっとして欲しい。
- 情報の提供を期待される。
- 全国の公益法人運営の実情を調査して、教えていただきたい。

- 公益法人を巡る政府の動きなど、情報を提供して欲しい。
- タイムリーな情報の提供を希望する。
- 法制の改正があれば、従来どおり広報してほしい。
- 今後とも有益な情報提供をお願いします。
- 国等の情報を適宜提供してほしい。
- いつも、困った時には、貴協会の情報を参考にさせていただいております。今後とも、宜しくお願いいたします。
- きめ細かな情報をいただき感謝している。
- 協会からの情報を参考・参照させていただいている。今後もよろしくお願いします。
- 情報公開等積極的で、運営面で参考になっています。問題点を先行して広く収集していただき、将来起こるであろう事項に備えることがより可能になるよう頑張っていただきたい。

（2）ホームページ、Q&A　14件

- 寄附を募集している公益法人と、ＣＳＲなど社会貢献をしたいと希望している企業をマッチングさせるイベントやネット上のしくみを構築していただければ幸いです。
- セミナー等への参加はなかなか難しいので、その内容がWEB上での公開がされるとありがたい。
- 制度や会計などについて不明な点についてわかりやすく教えていただき、大変助かっています。他の法人の立入調査や税務調査などの状況を法人協会様のホームページで情報提供いただけるとありがたいです。
- 特になし。親切に対応してもらっています。
- 「なんでもＱ＆Ａ」を活用させていただいております。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。
- いろいろとみて参考にさせていただいている。
- 特に法人運営実務において、貴協会が提供されているＱ＆Ａコーナーを参考にさせて頂いています。今後とも、法人運営が簡素化／効率化できるためのご指導や助言をお願いいたします。
- 貴HPのなんでもＱ＆Ａ時々みて参考にしています。今後も中味の充実を期待します。
- 相談会に参加し、助かりました。Ｑ＆Ａコーナーも、いざという時に頼りにできるのはここしかありません。ぜひ継続してください（無料＆非会員にも）。
- 現在もあるが、Ｑ＆Ａのコーナーを多くして、より具体的な内容を聞ければと思います。

- Ｑ＆Ａ掲示板の復活。
- 今後ともＨＰによるＱ＆Ａ質問等にご対応いただければ幸いです。
- 困った時はいつもホームページのＱ＆Ａ等を参考にさせていただいております。ありがとうございます。できれば電話相談の会計・税務の時間等を多くしていただければ助かります。
- 特にありません。ＨＰ掲載のＱ＆Ａは大いに参考になります。

2）相談事業に関するもの（29 件）

（１）全般　18 件

- 親切に教えてほしい。
- 相談機能を維持または充実させて欲しい。
- 会計や事業運営上の指導 支援をお願いしたい。
- いつもご相談にのっていただき、感謝しております。
- 制度設計や運営についてのアドバイスを希望。
- いつも適切な助言を戴き感謝いたしております。
- 今後も各種セミナーや相談窓口でのご指導を通じ、当法人運営にご支援いただければ幸いです。
- 不勉強な点について、ご指導をよろしくお願いします。
- 公益法人運営に関し、不明な点や疑問点などを相談すると、親切に対応していただき感謝しております。今後においても、よろしくお願いいたします。
- 各種指導を無償でお願いしたい。
- 相談に、文書で回答頂ければ幸いです。
- 必要書類のひな型などを指導してほしい。例：公益法人法　第９６条決議の省略を行う場合に必要な書類と手続き方法など。
- さらなる、相談援助等のご支援をお願いしたい。
- 今回初めての役員改選時期に際し、決議省略について相談会を利用させてもらいご教示いただいたおかげで無事役員の選任 選定が完了しました。二年後は理事、評議員及び監事の改選もあるので早めの対応をしたいと考えています。また公益法人移行後数年経過しているので行政監査の受検結果等の内容の検討なども考えているところですのでタイムリーな相談会の開催等を期待しています。なお、事業報告の提出に際し、いつも苦労し納得できないものとして収支相償要件があります。公益法人として純粋に公益性事業を行った結果として収益を得ることが認められないとする規程であり、公益法人制度改革の趣旨にそぐわないと実感しています。他の公益法人の皆様も同様の意見をお持ちのことと思いますので全県的立場から意

見を集約していただき国に対し制度（解釈の見直し）見直しについて要望されるなどの対応をお願いできればと思っています。

- 貴法人主催の相談会でご指導いただき無事理事再任手続きが終了しました。２年後は評議員 監事 理事が一度の改選を迎えますので事前相談会の開催についてご配慮お願いします。
- 東京 大阪以外（都道府県単位）でも、運営にかかる相談窓口を設けてほしい。
- 関西相談室の開設日を増設してほしい（週１回等）。
- 運営に関し、無料の相談会を設定してほしい。

（２）個別面談相談　５件

- 法人運営や公益法人会計などで、相談室を利用させていただく機会があり、大変助かっています。引き続きご支援をよろしくお願いいたします。
- いつも丁寧で適切なご助言ありがとうございます。最近も矢口さんの 25 周年記念誌作成についてや鈴木先生の会計のご助言は非常に助かりました。
- 時々、相談に乗って頂き大変助かっている。
- セミナーを適宜実施されていること、相談員の先生方が親切なことに感謝します。
- 今後も相談窓口を継続してほしい。

（３）電話相談　６件

- いつも、わからないところをお電話にてお尋ねし、対応いただいているので、大変助かっております。今後ともよろしく願いいたします。
- 何度も、電話相談を利用させていただいております。ありがとうございます。今後も、電話相談はぜひ続けて頂きたく存じます。
- 相談窓口の担当者によって電話の対応が悪い。特に決算関係（そんなことくらい知らないのかと思われる口調）。
- 電話相談室は非常に助かります。これからも継続をお願いします。
- メールでの問い合わせだけでなく、簡単なことは電話にて相談したい。
- 質問の回答とかアドバイスを無料でしていただけると聞いているが、利用したいので、もっと宣伝して欲しい。

3）セミナーに関するもの（61件）

（1）全般　24件

- 各種セミナーは大変有益なので今後とも継続願いたい。
- セミナー開催の増と質の向上
- 公益法人の運営等に関するセミナー等の回数、会場を増やしてほしい。
- 勉強会の実施を更に増加させて頂けると有難い。
- セミナーを増やし、法人運営の疑問点に広く対応していただきたい。
- いつも運営に関する相談にのっていただきありがとうございます。参加人数は少ないかもしれませんが、研修やセミナーを北海道で開催する機会を増やしていただきたいです。
- ○８月開催の貴協会主催の会計研修に職員が受講させていただくこととしており、感謝申し上げます。小生は本７月に弊会に着任したため、公益法人の運営に関して勉強したいと考えておりますが、可能ならば各種の研修を実施していただければ幸いです。○非会員の場合、電話相談については無料、面談については２回目から有料とのことですが、メールによる無料相談を実施していただければ幸いです。○労務関係制度改正の内容、具体的対応方法等をウェブサイトでご紹介いただければ幸いです（制度改正の項目を記載の上、関係官署へのリンクでも結構ですが）。
- セミナーの充実
- 研修等開催いただいており、今後も日程を異なる日付で組んでいただけると助かります。
- 今後とも講習会及びセミナーの充実をお願いいたします。また、講習会場以外の日（例地方の事務所）での実務相談会を希望いたします。
- セミナーの案内等今後ともお願いしたい。
- 研修会を地元で受けられるようにしてほしい。
- 事業形態別の講習会や懇親会（情報交換会）、また個別指導相談会等を開催して欲しい。
- 定期的な研修講習会を実施していただきたい。
- 研修会を地方でも開催してほしい。県内の実施であれば参加の伺いもできるが、県外では旅費が多くかかり、その他に参加費となると予算的に難しいので。
- 公益法人としての運営に関して、適切な講習会を計画していただければありがたいです。
- 地方開催の定期的な研修の実施
- 各種研修会の実施
- 研修においては、ひな型等を示し、個別に具体的な指導を期待する。

- 定期的な研修や啓発のための情報提示をしてほしい。
- 限られた人的体制の中で運営が行われている法人においては、体制の変更等により業務の引きつきが十分に行えない場合も発生します。公益法人運営にかかわる者として、基本的知識を習得する機会を、毎年１回研修会を開催する等の検討してもらいたい。
- 地方でも研修会の開催をお願いしたい。
- 貴協会の催しをぜひ地方でも拡充して欲しい。
- 公益法人運営等に係る講習会等（無料）を地方でも開催してほしい。

（２）テーマ　14件

- 財団運営の課題、問題点などについて具体例を示したセミナーを適宜開催いただけますようお願いします。
- 一般法改正などその時々のトピックス等のセミナーを引き続き開催していただきたい。
- 公益法人に関する税制（特に寄附税制）についての説明会を頻度多く開催してほしい。
- 「収支相償公益目的事業費率遊休財産について」、また「役員変更登記について」等、具体的な事例をまじえた内容で講習会を開催していただけると嬉しいです。
- 議事録の書き方のような基本的なことで、困っている者もいる。実務者向けの具体的な指導をする講習会をしてほしい。
- 公益法人の管理運営に関する講習会相談などを地方でも開催して欲しい。行政庁などから提供される、公益法人に関する情報を整理してわかりやすく提供して欲しい。
- 平成26年7月17日に開催された「テーマ別セミナー」の開催を多数参加できる機会を作ってほしい。
- 今後の定期報告、立入検査等の対応について最新のポイントを提示してほしい。
- 公益法人同士が気楽に情報交換できる懇親会を定期的に開催してもらいたい。
- １．公益法人にたいする税制制度の説明および一般への広報が必要。２．公益法人会計の説明会の開催（安価に実施）を増やす。３．活動における各種問題の事例報告をしてほしい。
- 会計セミナー以外の運営に関するセミナーも各地方で開催してほしい。
- 研修会は、もっと多方面にわたった研修会としていただければ、よいのではないでしょうか。同じ内容のものばかりではなく、ガバナンス、定期提出書類等、いろいろとお考えいただければ幸いと存じます。
- 公益法人としての運営上の事例等の紹介をお願いいたします。
- 公益法人に対する組織運営や収支予算等の勉強会を各地方で実施していただけれ

ば助かります。

（３）料金　23 件

- 貴会の実施するセミナーですが、会員と非会員の料金格差が大きいと感じます。
- セミナーの会費等の減額
- 定期的にセミナー等を開催してくださり助かっています。参加費が少々高いので頻繁に参加できず残念ですが…。
- 制度の変更等について、セミナー等を無料で開催してほしい。
- 公益法人協会のセミナー等に参加したいが、２時間ぐらいでは会費が高すぎる。
- 講習会経費をもう少し安くしていただきたい。
- 公益事業なのに講習会の参加費が高すぎる。
- 研修会費の値下げを検討いただきたい。
- セミナー等の参加費が高い。もっと低廉な費用設定を望む。
- 非会員のセミナー参加費用を下げていただければ助かります。
- 法人運営の係る多様な相談に丁寧に応じていただけるので大変便利で頼りにしている。ただし、当協会のような小さな団体にとりましては、受講したい研修があっても高くて参加できないことが多い。会員、非会員の差はあるものの、せめてあと半額くらいの受講料とならないのか要望します。
- セミナー等の受講料をもう少し引き下げてほしい。
- 研修を安価で実施していただきたい。
- 協会の会員です。各種セミナーに参加させてもらっていますが、参加費が高いと思います。参加費をもう少し安くしていただくか、無料とか検討していただくと、参加しやすくなると思います。
- セミナー受講料の低廉化と関西圏でのセミナー開催件数の大幅増加を強く希望します。
- 各種セミナーの参加費が高額すぎる。どのような法人を対象としているのか？疑問。大規模法人は使える経費も多く、人材もそろっていると思われる。小規模で（当法人は年間収入 200 万円程度）人材も少なく、知識、事務処理能力も不足がちな法人に救いの手を差し伸べるのが、政府の補助を受けている公益法人協会のしごとではないか？
- 各種セミナーの参加費が高額すぎる。これでは零細法人は参加できない。
- 会計の実務的なセミナーを各地で開催して欲しい。
- 研修会の参加費がもう少し安ければありがたいのですが。
- 会員ではないので、研修講習会の参加費が高い。予算的に難しく参加できないことが多い。

- セミナーの受講料を安くしてほしい。中央で人気のあったセミナーは地方でも開催してほしい。
- 講習会や講座の受講料をもう少し下げてほしい。
- 講座の参加費用が高い。説明会等を地方でも行ってほしい。せめて県単位で。

4）月刊誌・書籍・情報公開サイトに関するもの（４件）

- 月刊誌「公益法人」役に立っています。
- 共同サイト掲載時においては、ご教示いただき感謝しております。
- 月刊誌を通して、参考となる様々な情報を提供いただきありがとうございます。今後とも、有益な情報提供をお願いいたします。
- 事業運営や会計等の分かりやすい解説本等の出版をしてほしい。

5）会員制度に関するもの（８件）

- 特に、公益法人協会に入会するメリットがわからない。
- 特に入会のメリットが感じられない。
- 近々入会させていただく予定です。よろしくお願いいたします。
- 加入したいが、会費が高額である。指定管理者でもあるため、一般会員よりメリットが減ってもよいので、小額会員を設けてほしい。
- 入会に要する費用が高すぎる感がする。
- 協会への入会金および会費等をやすくしてほしい。
- 経費節減のため、貴会員をやむを得ず退会することに致しましたが、弱小法人でも会員として残留できるようご配慮を願います。
- セミナーの開催。各種団体の状況をまとめたものの公開。会費が高いので、社団法人は基本的に財政的にきびしいので入会できない。

6）提言活動に関するもの（51 件）

（１）全般　21 件

- 同じ問題を抱える法人の意見を集約し、統一的な意見を発信できるような枠組みを作り、支援をしてほしい。
- 公益目的事業の１本化のハードルを下げるアクションを採っていただければ助かります。もちろん制度的には可能なのですが、内閣府のご担当からは、以前、委員の皆さんが納得できる説明がないと、難しいですよ、と伝えられた記憶があります。

宜しくご検討をお願いしたいと思います。

- 公益法人改革関係法令の中には、先進諸国の制度に比べると現実離れしたものが多いが、貴協会には是非公益法人を代表して係る不備な点や矛盾点を指摘し、行政に真の公益法人改革を求めて頂きたい。
- 行政庁への要望に記したことを貴会におかれても取上げてほしい。
- 定期提出書類等の代行業務を事業として、してほしい。公益法人の側にたった要望を国へどんどん出してほしい。
- 引き続き内閣府などへの要望をまとめてご提案いただけますようお願い申し上げます。
- これからも、当局への陳情等、よろしくお願いします。
- ○引き続き、先頭に立って、当局宛要望書の取りまとめに動いてほしい。
- 今後も会員などからの意見を集約して陳情等継続していってほしい。
- 内閣府が、真に公益法人のための存在となるために、アンケート結果が声として届くよう、お力添えをお願いしたい。
- 質問19等、行政官庁へ要望を的確に行い、公益法人の経営に貢献してほしい。
- 新制度か始まり５年が経過しますが、この制度の問題点の洗い出しと必用があれば改正の提案を行って欲しい。
- 公益法人協会の政策提言力には今後も大いに期待したい。欧米の成功例を行政府に大いに訴え掛け、実現を可能とせしめるのに最も太いパイプを持つのは、貴協会である。まだまだ公益法人会計の浸透と運用には、各団体とも、苦労している現状があり、是非多くの公益法人の実体性を把握願う様、お願いする次第。我々草の根の現場を持つ公益法人として、貴協会をこれからも強く支援する覚悟であり、その一つとして、次の世代を担う人材の育成も大きな課題。我々も会員団体として、貴協会の更なる発展に寄与する義務があり、忌憚なく相互の発展に何をすべきか、大いに議論し、実行して参りたく、今後ともご指導のほど、お願いする次第。
- 内閣府の指導と、各都道府県の指導等が、異なることが多々あります。本来の制度の趣旨からすると、不公平不平等ではないでしょうか。ぜひ、指導等が大きく異なることがないよう、貴教会で情報を集めていただき、内閣府へ投げかけていただければ幸いです。
- 財団界の支援組織として、公益財団の活動が阻害されるような法改正、指導強化等については、今後とも筋を通し、物申す存在として、期待しております。
- 公益法人における現在の問題点を解決できるように行政への働きかけを継続してほしい。
- こうしたアンケートを集約され、内閣府に公益法人が、これからも更なる活動が全国各地で盛んにされるよう、弾力的な運用ができるような対応をしていかないと、メダカもクジラも同じ魚の部類という括りの法律で縛りを受けてしまい、財政的な

脆弱な法人は、収支相償もありいずれ解散の選択を余儀なくされると思います。

- 国に対し、制度改革の内容をいま一度、現実に即してより実情に合った法改正を検討するよう、強く要請していただきたい。一円たりとも行政から補助を受けず、会の発足時から公益活動を行ってきている団体から見ると、厳格な法規制、煩わしい諸手続は本来の民間活力生かす主旨を阻害することすらある。法改正のよい点は残し、是正すべきは早急に是正するよう、行政に働きかけていただきたい。切なる要望である。
- 前述した如く、公益法人を同一化せずにその目的別に分類整理して、事務税務等の対処法を考慮してほしい。
- 新公益法人制度が発足していろいろな問題が出てきている中で、各法人の運営等の問題に関する要望をまとめ、認定法等の運用の改善や制度上の改正を国に働きかけてほしい。
- 全国の公益法人等の意見を徴収集約して、公益法人の生の声を国（内閣府）に発信してほしい。

（2）収支相償等財務基準　12件

- 収支相償は課題が多い制度だと思いますが、非難してもではどうすれば良いのかということになると思います。これに変わる制度を考えていただき、提案していただき、動かして実現していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 自己資金のみで運営している場合の、遊休資産の保有制限のあり方の改善を強く要望します。
- 特に遊休財産の保有制限が運営上支障になっている法人が多くあると思われます。遊休財産の保有制限の緩和（可能ならば撤廃）の世論形成にご尽力いただければ幸いです。
- 収支相償、遊休財産の保有制限、事業報告等の提出に係る書類作成等、小さな公益財団法人にとって望ましくない制度等の撤廃ないし改善にご尽力いただきたい。
- 行政庁への要望と同じですが、三基準の撤廃あるいは基準の大幅な緩和を実現していただくために、ぜひ公益法人協会の力を発揮していただきたいと、切にお願いいたします。
- 公益事業といえども経常収支には変動があることから、収支相償は単年度ではなく複数年度（例えば３カ年）で均衡できれば良いように国に要望していただきたい。（前年度の余剰金を制限なく複数年の公益目的事業の赤字補填分に利用可能なようにしてほしい。）若しくは、法人の収支変動に備える準備金の容認を国に要望してほしい。
- 収支相償制度の撤廃を、国に強く求めてほしい。

- 収支相償制度の撤廃及び大幅な緩和について、政府への継続的な働きかけをお願いします。
- 人口減、少子化で会員数が減少する中、経営は厳しくなるばかりであり、公益事業を主体とする法人について、収支相償要件等の基準を緩和するよう政府に求めていただきたい。
- 収支相償に関し、事業年度ごとにではなく、複数年間の収支状況を対象に適合性を判断することや、赤字年度や余剰金の発生等への対応として、現在、「公益法人の会計に関する研究会」で検討されている「財政安定化資金」の設置措置を要望したい。
- 収支相償の考え方を是非改めていただきたく、弾力的な法人運営が図られるよう要望してほしい。
- 収支相償の撤廃変更認定の撤廃働きかけてほしいです。

（3）会計　6件

- 複雑な会計制度を改善する検討をしてほしい。
- 一般企業会計でみるように誰でも一目瞭然、すぐわかる決算書（試算表）に変更していただきたい。何をどう見れば経営が健全かが、わかりにくい。公益法人会計を知っている人しかわからない決算書では公に誰でも簡単に回覧できても実際わかっている人は少ないと思う。
- 法人会計の廃止について検討して頂きたい。
- 国に対し、会計基準の見直しについて要請していただきたい。
- 現制度では、公益目的事業しか行わない法人は、公益目的事業の対価収入は必要な範囲で管理費に割り振ることが可能とされている（問Ⅵ－１－③）が、収益事業を行っている法人は管理費に割り振る場合は、寄附者、交付者による使途の指定が必要とされている。（問Ⅵ－１－②）当法人は、指定管理による貸館の収益事業を行っているが、利益はほとんど出ず、管理費を捻出するにはほど遠い状況にある。（法人会計の収入源がない。）ついては、収益事業を行う法人であっても、寄附者、交付者による使途の指定なしで、公益目的事業の対価収入を必要な範囲で管理費に割り振ることを可能にしていただくよう、国に働きかけていただきたい。
- 内閣府の公益認定委員会での、公益法人の会計に関する研究会で、質問 19 の要望を強く発言してほしい。

（4）手続き・書類の簡素化　8件

- 定期報告書類等の簡素化を、関係機関への働きかけを希望する。

- 事業報告等の書類作成を簡素化できるように関係機関へ働きかけてほしい。
- 公益法人 info について、Google での対応が出来るようにしてほしい。事業報告等の提出書類について、Excel のフォーマット等での提出が可能になると、混みあった時間も入力が可能になったり、作成にかかる時間の短縮にもつながります。今後の検討課題としていただきたい。
- 定期報告等の計算書を含む提出書類の作成が非常に煩瑣、複雑であり、高度な会計知識とＯＡ操作を要し、かかる作業に多くの事務量を要する。簡素化できないか。
- 公益法人の事務処理がスムーズにいくよう、もっと簡潔にしていただくよう働きかけを是非、お願いしたい（事務処理に時間がかかりすぎるため）。
- 収益をあげる団体ではなくボランティア活動が主な団体なので、書類作成等を緩和してほしいです。
- 個人能力の問題もあるが、定期提出書類の作成に非常に多くの時間がかかります。もっと簡素化とシステムの変更をお願いします。特にシステムについては、順番に記入出来ず、途中から後の資料を作成しないと反映されないなど、作成者側からすればその都度完成出来ず、後からの確認作業となり手間と時間がかかる。文章表現についても、理解出来る範囲なら可とする等、自由度が必要。
- 電子申請の事業報告等の作成時にスムーズな入力ができない。一時期に全国の公益法人等が一斉に入力することになり、入力事務が競合することはやむを得ないとしてもあまりにもタイムオーバー等でせっかくデータ入力したものが無効になり何度もやり直しになるのは事務効率が悪い。要改善をお願いします。

（５）その他　４件

- １．特定寄附信託の信託財産は、金銭だけでなく有価証券、不動産、著作権、特許などの資産を認めるようにするために、政府に働きかけて実現して欲しい。２．公益法人も公益信託を設立することが容易になるように、政府に提言し実現して欲しい。
- 【質問 18】への回答として記載した内容について、貴協会からも政府、自民党へ要望していただきたい。本年５月 28 日に貴協会が、公益法人等課税の議論に関する要望を税制調査会へ提出されたことは存じています。今後、課税が実施に移されるような場合は、引き続き会員の実態をもとに行動されるよう要望します。
- 理事会と評議員会の同時開催が可能なように法制度の改正を望む。
- 寄附税制に関して、広く社会に広報してほしい。

7）公法協への期待・苦言（57 件）

（1）期待と激励　47 件

- いつも適切なアドバイスありがとうございます。これからも、よろしくお願いします。
- 今後とも、公益法人の代表、相談役としてよろしくご指導いただきたい。
- 現行のサービスで十分満足している。
- いつも参考にしております。
- 入会を考えております。資料はあるのでしょうか？
- いつもサポート頂き感謝です。
- 皆さんにも頑張ってもらっています。こちらからも今後とも情報交換させていただきますので、よろしくお願いします。
- 研修、書籍などで大変お世話になっていますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。
- 公益事業を中心に行っている中小法人における資金的、事務的負担軽減の法的配慮を得られるよう、ご尽力くださっていることに敬意を表します。
- 引き続き、公益法人制度の改善を図るための対応対策を進めていただければ幸いである。
- 今後も公益法人のためによい活動を続けて欲しい。
- 何時も有益な情報をご提供いただき感謝しています。
- これまでどおり、有益な情報発信をお願いします。
- 数名の非常勤職員で財団を運営している小規模財団であり、公益法人協会の会員に加盟し、移行前から相談指導をうけており、そのおかげで何とか財団の運営が成り立っています。
- 現状の対応をお願いします。
- 引き続きご指導のほど、よろしくお願いします。
- 貴協会の社会貢献に、大変感謝いたしております。
- 公益移行の際にもお世話になりました。いつもありがとうございます。
- 今度もこれまでどおり、懇篤なご指導を頂きたいと思います。
- 公益社団に対する相談支援の強化をお願いしたい。
- 頑張ってください。
- 日ごろの活動に感謝いたしております。引き続き官への働きかけよろしくお願いいたします。
- いつも適格なご指導をいただき感謝申し上げます。
- いつもお世話になっています。今後ともよろしくお願いいたします。

- 今後ともご指導お願いします。
- 今後ともオルガナイザーとしての役割を期待いたします。
- 今後も、公益法人のためにご尽力いただきますようお願いいたします。
- これからも、啓発普及に努めてください。
- 今までも大変お世話になっており、今後も何でも相談できる体制を取って頂きたい。
- 専門家集団としての日頃の活動に敬意を表するとともに、公益法人全体を取りまとめる旗手として今後もご尽力いただきたい。中小規模の法人にとっては貴協会の活動が頼りです。
- 先駆的存在に、安心を覚えます。これからもご指導をお願いします。
- ご苦労様です。
- これからもご指導をお願い致します。
- これからもよろしくお願いします。
- タイムリーな展開をされていることと思いますが、ただいま勉強中です。
- ご苦労様です。公益法人の旗振り役として、今後ますますのご活躍を期待いたします。
- 前任者が定年退職したため、その後任として事務を担当しているが、解らないことばかりなので、いろいろとご指導いただきたい。
- 貴法人の書籍や情報公開は、移行前より大いに活用させて頂いています。これからもいろいろと情報発信をお願い致します。
- 未加入法人ですが、非常に参考にさせていただいています（ときどきセミナーにも出席させていただいています）。感謝あるのみ。ありがとうございます。
- 多くの公益財団法人は貴協会に期待していると思います。当協会もしかりです。
- 引き続きご指導をよろしくお願いいたします。
- 引き続き充実した研修や情報提供を願う。
- 公益法人制度の改革に向けてご尽力いただいております。今後ともよろしくお願いいたします。
- 移行に際しては、貴協会の情報が大変役に立ち、行政庁とのやりとりに際しても、参考にさせていただきました。また、我々の生の声を取りまとめ、内閣府等への改善要望をして頂いていることに感謝しております。今後も適時我々の声を聞いていただき、我々の代表として改善要望をして頂くことを期待します。
- 今後も公益法人運営についての諸問題の改善に向け、わたしたち公益法人のオピニオンリーダーとして、制度の見直しを含めた対策を内閣府等に提言していただきたい。
- 公益法人の運営に関して、良くサポートしておられる。
- 今後とも、精力的に法人への知識と情報の発信と、法人担当者等の質問相談、悩み解決の手助け等の救済活動に尽力されますよう願います。

（2）苦言　10件

- 今回と同様のアンケートは昨年も依頼されました。面倒であり、行うとしても、複数年間隔にしていただきたい。
- 会員と非会員との差の縮小
- 貴協会の相談室には、たいへんお世話になっております。頼りになり、たいへん有難いのですが、一部、頭ごなしなご対応、横柄と思われるご対応のとき（相談員の方）があり、そこのところは少し残念に思います。
- 適切な講習会などを開いていただいているが、参加費が高いので、もう少しリーズナブルな価格にしていただけたらと思う。
- アンケートは何にいかされているのでしょうか？
- セミナーの会費を安くしてほしい。
- ①公益法人会計をはじめとして、特殊な運営知識、手法を要するので協会ホームページでのQ&A、セミナー等大変参考になる。欲を言えば、たまたまそうだったのかもしれないが電話での相談には誠意が感じられず見下した発言であったところが残念。②収支相償、遊休財産制限、公益法人会計基準等の明らかに1年単位の役所的な団体を想定して作成した基準は疑問に思うところが多々あると考える。協会は理事長が先頭に立って問題提起をしていただいているので、今後もともに取り組んでいきたい。
- 無料のセミナーを増やしてほしい（セミナー料金が高い）。公益法人協会の活動内容がよくわからない（行政庁に対する提言等を実施されているのであればその内容を公表してほしい）。
- （1）もっと傘下の公益法人の要望をすくい上げ、行政に対しキチンと対応するよう強く要望して欲しい。（2）なお、些末なことですが、協会主催のセミナーの中でも時宜を得た真に必要とみられるセミナーは無料ないし極力低料金で提供していただきたい。
- 一単位会への直接アンケートでなく、県連全法連をとおしてのアンケートをしていただきたい。

8）具体的な質問（3件）

- 貴協会の活動をよく知らないのですが、不明なことがあれば、匿名で答えていただけるのでしょうか。
- どのような組織か教えてほしい。
- 経理の質問は可能か。

【質問 21】平成 26 年に計画している東日本大震災関連事業を。

1）資金的支援（40 件）

（1）法人自体が出捐　12 件

- 毎年日赤をつうじて寄附を実施しています。本年も継続する予定です。
- 被災市町への支援事業へ 50 万円の予算を組んでいる。
- 日本赤十字社への寄附
- 東日本大震災時、全国の団体から義捐金をいただきました。その義捐金を３年計画で社会貢献活動に充てる計画で事業を進めています。今年度がその３年目。図書館への図書寄贈。福祉施設への車いす寄贈等を行っています。
- 東日本大震災活動を支援している団体（日赤）への支援を検討している。
- 東日本大震災の関連事業はなし。当財団では、少なからず寄附行為を続けている。
- 中央団体への中央交付金として提供し、中央事業として実施している。
- 上部団体への交付金に東日本大震災分を上乗せしている。
- 公益社団法人国土緑化推進機構に緑の募金東日本大震災事業への出捐金を交付予定。
- 寄附金を全国組織を通じて支出し、間接的に支援している。
- 募金事業を一部を上部組織を通じて、被災地の緑化事業等の支援を行っている。
- ○『大震災出版復興基金』への寄附　500 万円○公益社団法人「日本図書館協会」の【大震災義捐金】への寄附　300 万円

（2）募金活動　15 件

- 法人会ワンコイン募金事業
- 平成 23 年度自主事業においては、東日本大震災被災者支援の冠をつけ、全事業で町社会福祉協議会より募金箱を借用し募金活動を行った。平成 26 年度も自主事業において前述募金を実施している。
- 当該事業に対して広く寄附金の募集を行い、被災園館等に対しての支援活動を実施している。
- 東日本大震災復興義援金として、被災した岩手県の一般社団法人大槌町シルバー人材センターへワンコインカンパを行っている。
- 東日本大震災義捐金の募金活動
- 昨年度に引き続き、平成 26 年度も東日本大震災見舞金・義援金募金活動を実施する計画である。

- 国際交流フェスタで東日本大震災被災者支援のための募金を実施。
- 個人寄附の募集
- 寄附については、随時受けつけて社会福祉協議会等に持って行っている。
- 寄附金活動
- 岩手県大槌町ＳＣを広島県備後地区ＳＣ連絡協議会（４市２町ＳＣ）ワンコイン支援活動を展開中（23 年 1,277,000・24 年 1,360,000・25 年 1,400,000 募金実績）26 年度継続中　５年計画です。
- 管理している施設で義援金を募っている。
- ８/２・３・16・17 開催の指導員養成講習会で開催要項に【東日本復興支援】を掲げている。11 月～３月にかけて開催される 2014/15Ｖプレミアリーグでは常時募金箱を設置、募金活動を実施予定。
- １．現在も義援金受付を実施している。日本赤十字社及び、その他への指定として受け付けしている。全額を指定先に届けている。（手数料は取っていない。）　２．現在は直接支援は考えていない。他団体が活動するときに間接的な援助としている。
- 東日本大震災義援金受付活動継続　東日本大震災被災者豊橋在住者への支援

（３）イベント等により募金活動　13 件

- 当センターでは、毎年、センター事業普及啓発事業の中で、バザーを開催し、東日本大震災へ義捐金を送っています。
- 東北復興支援バザーを実施し、売上金を寄附します。
- 主催事業で多くの方の参加が見込まれる際、マッサージ等を行う有志グループに依頼して、希望者へのハンドマッサージ（10 分：500 円）を実施。集まったお金は震災地域へ寄附している。
- 支援ライブＣＤ売上収益金寄附
- 公益目的事業の東北大震災復興チャリティ公演会にて、参加者に震災孤児・遺児への募金を、福島県、宮城県、岩手県に全額寄附
- 研修会等で寄附を募り、募金を行っている。今後も続けたい。
- チャリティゴルフ大会
- チャリティー映画会を実施、チケット売り上げ全額及び当日行った募金の全額を寄附した。
- チャリティイベントの開催
- チャリティーゴルフ等を開催して、義援金として寄附している。
- １．2014 年３月１６日　「３．１１震災から３年　福島支援コンサート」クラシック・デュオ、わかめ・味噌販売等　　２．2015 年３月（予定）　南相馬市へ味噌作り体験ツアー

- 会員親睦チャリティゴルフコンペにて寄附金を募り、集まった寄附金は、すべて全法連経由にて東日本大震災地区に寄贈している。
- チャリティーコンサート・チャリティーバザー

2）物資的支援（12 件）

（１）物資・物品を寄贈　７件

- 毎年、地域包括センターを通じてカレンダー10,000 部を無償配布している。
- 布の本と拡大本の寄贈
- 被災地の学校図書館に対する図書の寄贈
- 被災３県の小中学校に学用品を寄附します。
- 日本郵便㈱の助成金による被災した救難所への救難資器材の整備
- 卒業生応援プロジェクト（被災地の小学校の卒業生に対しコサージを寄贈する活動）
- 仮設住宅に暮らす方々にカレンダーをお届けします。

（２）被災地商品等販売協力　５件

- 福島県内観光と物産の復興
- 東北特産物の割引販売
- 関西地区での南三陸地区生産物の販売代行と当方支援者による現地スタディツアーによる生産者との人的交流の実施
- 被災地中小企業販路開拓支援として、当財団 web サイトにおいて、岩手・宮城・福島各県の中小企業の販路開拓に関する情報を発信し、被災地中小企業の活動の継続・再開を支援。・当財団が主催する商談会への参加枠を確保。
- 「ＳＡＶＥ　ＩＷＡＴＥ　しずおか」と連携を図り、被災地の物産販売スペースを無償提供しています。

3）活動による支援　（47 件）

（１）一般的なボランティア　６件

- 被災地での行政等関係者との同行相談事業
- 松阪祇園まつりに被災地の児童を招待し、子若神輿を担いでもらう。
- 漁港におけるガレキの回収（８／８～９）釜石市佐須漁港・尾崎白浜漁港３年目第

４回雄勝立浜漁港水中清掃協賛

- 平成 23 年より石巻に拠点を設け、さらに職員（３人）を駐在させて支援活動をしています。このため、助成金、寄附を求めています。
- ①岩手県大槌町地区でのボランティア事業、②福島から首都圏に自主避難されている家族によるＮＰＯ法人への支援事業
- ①岩手県釜石、②福島県福島市ほか、およびいわき市で被災支援活動を継続している。①での主な活動は、カウンセラーや看護師の派遣による仮設住宅や孤立集落の被災者のための心理保健分野での支援である。②は、児童養護施設の子どもたちの健康被害を防ぐための支援や仮設集会所での健康相談のために医師・看護師を派遣している。

（２）イベント開催　36 件

- 毎年、被災地の子供たちをキャンプに連れていく企画を、６日間実行している。
- 平成 26 年４月～６月「東北の美術館・博物館の現場から、復興への道」と題した復興支援写真展、復興支援募金
- 平成 26 年３月９日（日）東北地区（今回は福島県）の子供達（29 名）に対し、無料（保険代 500 円）でスキーのチャリティーレッスンを行いました 26 年度についても、同様の企画を計画しております。
- 被災地でのレクレーション（キャンプ）の開催被災地訪問と震災支援ボランティアの派遣
- 当協会では、毎年日本料理技能向上全国大会を実施していますが、今年度は復興支援を兼ねて宮城県仙台市で実施することとした。岩手県、宮城県、福島県、仙台市に後援をお願いしている。
- 東北地方への演奏活動および小中学生指導
- 東日本大震災復興支援プロジェクト「第九」チャリティコンサート
- 東日本大震災復興支援チャリティーコンサート
- 東日本大震災鎮魂コンサート（３月１１日予定）
- 東日本大震災直後、東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた多くの避難者（１日最大 2,500 人余）に対し施設を開放し避難所運営に当たった。その後も様々な復興イベント等を開催し、東日本大震災からの復旧・復興に寄与している。
- 東日本大震災支援事業「２台のピアノによるクリスマスコンサート」平成 26 年 12 月 24 日
- 東日本大震災で被災されご家族や友人を亡くされ心を痛めている方や、未だ仮説住宅での不便な生活を強いられている方々に少しでも心の安らぎを得られるように、

ブッダの言葉とそれに合わせた写真展をブッタの言葉～いまを生き抜くために～と題し岩手県の被災地３か所で９月に、また来年３月には東京の相田みつを美術館で開催予定。その展示会期写真のポストカードなどのグッツ制作、販売した売上と同時期講演会を開催し、その入場料を被災地に寄附する予定(目標金額 300 万円)。

- 直接的には第 51 回全国児童才能開発コンテストを震災復興支援に関わる公益事業と位置付けて開催、作品募集を行っている。さらに公益法人協会及び震災復興支援関連事業を行うＮＰＯ法人に対して若干の寄附を行っている。
- 地域活動として昨年度に続き、第５７回小学生・中学生全国空手道選手権大会の開催を予定　時期：平成２６年８月２日～８月３日　場所：宮城県グランディ２１
- 大船渡市スポーツ少年団との交流事業として共済事業で行った。
- 全国大会名に「東日本大震災復興支援　とどけようスポーツの力を東北へ！」と入れている。
- 全国の仲間と深めよう　競い合おう第４回びわ湖カップ　なでしこサッカー大会(Ｕ－12)
- 青少年の海事意識啓発事業内で、東北地方において大規模体験乗船会を実施。
- 震災復興目的のチャリティー展
- 震災地の高校生を市民公開講座のノーベル賞受賞者や国内著名研究者の講演に招待した。
- 市民公開講座（平成 27 年２月開催）
- 山形県委託事業（心の癒しコンサート）３回
- 岩手県大槌町の児童自然体験活動支援事業　第３回目　７月 29 日～31 日
- 管理しているプール内における福島復興支援イベントの実施（シーズン中２回実施）。
- 冠大会の開催
- めぶくアート展への出品援助。
- これまで本法人で実施せてきた、生徒会サミットの開催及び実践サポートを福島県を中心とした被災３県の中学校を対象に行う。
- グリーフケアセミナーを引き続き開催予定。
- グリーフキャンプ（東日本大震災で大切な人をなくした子どもを対象とする、グリーフサポートを目的としたキャンプ）
- H23 年度より、毎年東北３県の小学校等において、クラシックコンサート・人形劇を上演して、子どもたちに笑顔になってもらう活動を続けている。４年間で約１万名の子どもたちを無料招待した。
- 10 月に行う地域イベントにおいて、『被災地支援』の目的で物産展を計画している。
- 被災地域の発達障がい者を持つ家族のキャンプ支援、宮古ボランティアセンターキ

ャンプ支援リーダー派遣
- 被災地の児童のためのキャンプの実施・被災家庭への活動費の助成
- 東日本大震災で被災した地区の復興支援を目的とした大会及びつどい、講習会等を実施予定。大会運営費の一部や大会参加者から義援金を募り、チャリティー大会及びつどいや体験会を実施予定。
- ボランティア・市民活動を支援しており、イベント開催時に、東日本大震災の支援活動を行っている団体等の活動紹介の写真展示や物販（福島県産品の販売）など・避難児童への学習支援活動への場の提供・災害ボランティア養成講座の開催・窓口へ募金箱設置
- 「防災ハンドブック」を使用した防災セミナー

（3）被災地交流ツアー　5件

- 避難している方たちのコミュニケーションを促進するための行事の開催支援被災地を忘れないためのツアーの実施被災者家族への自然体験活動提供サポート
- 被災地を視察し、震災等における防災について研修会を実施し、被災地支援を目的に物資購入を予定。
- 東北復興支援ツアー参加
- 子ども支援事業・・・・被災地へ子ども達を連れて行き、被災地の子ども達を交流をさせる。
- 行政やＮＰＯとの情報共有化を図り、被災者住宅居住住民との交流を試みている。

4）本来事業として資源傾斜配分（125 件）

（1）奨学資金　19 件

- 平成 24 年度より東日本大震災で被災を受けた高校生に対し、奨学金の給付を行っており、平成 26 年度も新規募集を行う。
- 平成 24 年度から岩手大学、福島大学を指定校に加え奨学生の募集、採用を行っている（東北大学は震災以前から指定校）。
- 被災学生を対象に、平成 23 年度から奨学金を給付（年間 120 万円を卒業まで）する制度を運用している。平成 26 年度は６名を新規採用。
- 被災家庭の学生を奨学生として毎年３名程度採用している（毎年の採用数の 20%前後）。
- 被災した生徒の採用枠を拡大した、奨学金事業。
- 東北の大学の奨学生を多く採用した。

- 東北３県の大学に奨学寄附金をしている。奨学生と仮設住宅訪問のボランティア活動を行っている。
- 東日本大震災被災地の、岩手、宮城、福島の３県の工業高等学校生及び大学院博士課程後期の学生への奨学金給付事業を震災直後から実施している。
- 震災被災者(学生対象への奨学財団を通じて）への寄附を行っている。
- 奨学生の募集に当たり、東日本大震災被災者支援特別奨学生の制度を創設し、実施している。
- 奨学生の人数を３県で10名増員している。
- 奨学金給付事業（大学生に対する）
- 継続中のものであり、特に震災によって実施したというものではないが（奨学規定に織り込み済み）、被災OB/OGの奨学金返還金免除、猶予等を実施している。
- 宮城県、福島県、岩手県の3県の高校生への給与型の奨学金支給事業。
- 遺児対象奨学金:年間約200人、年間総額約5,000万円を給付（返還の必要無し)。
- ①東日本大震災救援金の募集　②東日本大震災で保護者を失った子弟を対象にした給付型奨学金への募金募集
- １．震災で被災した青少年の教育機会確保のため、震災当時中学生以下だった青少年に対し、修学支援金を支給する事業を、平成24年度から６年間の予定で実施している。なお、本事業は栃木県が行った震災被災者支援募金の一部を寄贈されたものを原資としている。　２．福島県からの要請を受けて、埋蔵文化財の発掘調査等に従事するため職員２名を派遣している。
- 奨学生選考の際に、東日本震災被災者については考慮している。
- 「甦れ日本高校生ｱｽﾘｰﾄ作文コンテスト」奨学金給付事業

（２）助成金　16件

- 平成24年度に実施した震災研究支援（３年間）について、交付者に対する３年目の助成。
- 被災者支援活動に従事するNPO法人に対し300万円の助成を実施。また文化財維持修復助成の一環として、被災した美術工芸品の修復、環境助成に対して助成を継続。（参考）平成25年度。文化財維持修復３件、828万円。環境研究助成６件、1,100万円。
- 被災県からの要望にそって、大会助成や会費免除を行う。
- 被災した大学等の研究室へ助成金を支給。
- 当法人は、「緑の募金」の実施団体であり、集まった緑の募金の一部を関連団体に交付し、関連団体が実施する復興事業により、被災地域の緑化や防災林の整備等に活用される予定となっている。780,000円（予定）×３年間（24～26）

- 当財団は岡山県内財団であるが、県内の個人・団体が行う教育・文化関係の震災関連事業については、積極的に助成対象としている。
- 東北地区バドミントン大会への使用急騰の援助。
- 東日本震災復興支援坂田記念ジャーナリズム賞を東北３県の地方紙、地方放送局を対象に 24 年度から実施、第一回は河北新報など２新聞社、福島中央テレビに坂田賞（副賞 100 万円３件）を授与。また 25 年には第２回として福島民報と東北放送、災害ＦＭラジオ「りんごラジオ」に坂田賞（副賞 100 万円３件）、岩手放送に特別賞（同 50 万円）を授与。26 年度も 350 万円の予算を組み、実施予定。なお受賞各社代表は、同志社大学で開催の当財団の寄附講座「現代メディア・ジャーナリズム論」に講師を派遣、現場の息吹を伝え、受講学生に大きな刺激を与えている。
- 助成金公募の中で、「東日本大震災で被災した県内産業の復旧・復興への貢献」を評価の対象に加えて募集を行っている。
- 環境保全に関する研究への助成を実施しているが、それらのテーマに震災に関わる環境保全のテーマも含まれている。
- GBFund 東日本大震災の芸術・文化による復興支援ﾌｧﾝﾄﾞ趣旨に賛同された寄附者の皆様とともに被災者・被災地を応援する目的で行われる芸術。文化活動や、被災地の有形無形の文化資源を再生する活動を応援人々の心を支え未来への希望をつなぎ地域の誇りを取り戻していくうえで芸術文化が大きな力を持ちうると私たちは信じています。郷土芸能や祭りの再開、被災文書の修復など現在まで 112, 898, 860 円（213 件）の活動に助成しています。寄附総額：127, 76, 704 円（476 件）
- 助成の対象とする活動内容被災地を対象に直接、間接にＮＰＯ等団体が行う次のような震災復興支援活動　ア 農業や漁業の復興につながる活動　イ　一次産業とメーカー、流通、外食等がともに食を紡ぐ活動（連携）　ウ　食育につながる活動　エ 雇用創出につながる食品の製造加工業や直売所、飲食店開業資金　オ　事務局運営費（既存の団体が新規に上記活動を立ち上げる場合に限る。）　3. 助成の対象者被災地（岩手県・宮城県・福島県）で活動している次のいずれかに該当する団体　イ 法人格を有している団体　ロ　地元の為になる活動をしている団体　ハ　新たな価値を創出するＮＰＯや企業との連携をしている団体　4. 助成金額 1 件 30 万～100 万円（予算総額 500 万円）
- 1、災害ボランティア交通費等助成事業　2、災害避難者等支援事業　3、災害被災地派遣事業
- 東日本大震災復興支援新技術開発助成２０１４，東日本大震災復興支援特定研究助成２０１４，東日本大震災復興支援理科教育助成２０１４
- いわての学び希望基金への寄附・復興支援中学女子東北新人ソフトボール大会開催・復興支援チャレンジフットサルマッチ開催
- 「ちゅうでん教育振興助成【東日本大震災復興支援枠の優先助成】」助成件数（総

額)140 件～160 件(3,500 万円)のうち 20 件～30 件(1,000 万円)程度は、東日本大震災の復興につながる優れたテーマに対し、優先的に助成を行います。※全国の小・中学校で実施される優れた教育上の試み、および小・中学校の教職員を対象とした研究集会やセミナーなとが対象

（3）調査研究学術支援　41 件

- 民間の復興助成金を活用し、学術的な資料の保存を継続している。
- 埋蔵文化財発掘調査事業
- 平成 28 年度に東北の復興のため学会大会を行う。
- 福島第一原子力発電所の事故対策状況に応じた保障措置検査
- 復興測量支援センターを引き続き存続させ、被災地方公共団体の復興測量に関する支援をおこなう。
- 被災地復興・交流支援事業　中越地震からの復興の教訓を活かし、被災地のニーズにあった支援を行うための実態・ニーズ調査や行政・支援団体の研修などに職員を派遣する。培ってきた東北被災地（大槌町）との民間レベルの被災地交流や、末永く続く関係づくりの「場の提供」等の支援を行う。
- 被災者や医療機関からの問合せに応じて情報提供を行っており、これ以外に計画はなし。
- 被災者の人権擁護に関する相談業務支援
- 特定費用準備資金として「東日本大震災後の観光復興・振興に資する調査・研究活動」を 10 年計画で実施中。
- 東北の被災された女性たちの心的支援プログラム「リフレッシュ・ママクラス」を平成 24 年度より３カ年事業として自治医科大公衆衛生学部門及び公益社団法人母子保健推進会議の協力、厚生労働省母子保健課の指導のもとで実施している。東日本大震災の被災者たちの「自立」、「共生」、「こころ」を支えることを目指す。平成 24 年度は福島県の 14 市町村で実施、平成 25 年度は福島県、岩手県、宮城県を対象に 19 市町村で実施した。平成 26 年度は３年目のまとめの年であり、クラスの評価調査、マニュアル・映像制作を実施する。平成 25 年度に実施した、東北の未来を担う女性リーダー養成の人材育成プログラムを平成 26 年度も継続する。
- 東日本大震災調査委員会最終報告書を発行予定（今年度中）。
- 東日本大震災の復興土地区画整理事業の民間包括委託について、事業を予定する地方公共団体からの相談に応じている。
- 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故由来の放射性物質の影響調査を実施し、海域への拡散状況を把握し、水産物の安全性の確認及び風評被害防止に資する。

- 東日本大震災　自然・文化遺産復興支援プロジェクト
- 低線量放射線の影響と食の重要性　平成 23 年秋以降学振、福島県、日本赤十字福島県支部、伊達市、白河市他の要請を受けて、福島県各地で学習会、講演会の講師（特定研究者）の派遣述べ 50 回以上。本年度も継続予定。
- 地図の街区修正事業震災復興型登記所備付地図作成業務高台移転に伴う登記測量復興道路、復興支援道路標示登記業務
- 震災後、リハビリテーション医学会などを中心に医療関連団体と自治体が協力して で「大規模災害リハビリテーション関連団体協議会」を立ち上げ、各都道府県単位での災害時リハ体制の拘置を行ってきており、26 年度も引き続きその取り組みを行う。
- 震災関連調査研究
- 震災の中、動物はどのようにして保護されるのか、震災後の人と動物の境遇のあり方を考える国際会議の運営
- 震災が女性の生涯へ及ぼす影響に関する長期調査として、震災時に沿岸部に居住していた女性を対象に、年１回のヒアリングによるパネル調査を実施します。（平成 26 年度よりおおむね 10 年間の実施）
- 試験研究の実施　課題名：放射性物質吸収抑制技術の開発　対象作物：イネ、大豆、野菜
- 三陸ジオパークガイド研修会日本学術会議　学術フォーラム　「東日本大震災・阪神淡路大震災等の経験を国際的にどう活かすか」
- 厚生労働省から全衛連が受託している「放射線健康相談事業」を全衛連加盟団体の一員として協力実施している。
- 原発避難地域に対する「まちづくり」計画立案支援
- 宮城県名取市で名取市の委託事業として仮設住宅居住者を対象とした健康管理業務等を継続し実施中
- 看護師など医療職の福島への現地支援
- 学術大会での東日本大震災関連の研究発表
- 一般的に測定困難である、東北地域山間地における放射線量測定。
- 移行申請前に、震災対策のための ICT の役割の研究集会（関係者を集めた意見交換）を持ったが、具体的な事業に着手できなかった。
- まちづくり研究会という名称で、東日本大震災とその後の復興について、引き続き、情報の収集と研究を行っています。
- ８学会合同東日本大震災合同調査報告特別シンポジウム
- 1．日本学術会議におけるシンポジウムの共催　２．ため池等の汚染拡散防止対策技術の検討
- 1．　福島原発事故に関連して必要とされる調査等に対応するとともに、放射能汚染

地域における放射線計測を実施する。２．　福島原発事故に関連した放射線計測の信頼性を確保するため、放射線測定器の校正、各種試料の放射能測定、環境放射線測定などに積極的に取り組む。３．　福島原発事故及び原子力施設立地地域に関連した放射線（能）測定等に係る知識の普及活動を行う。

- 福島等における放射性物質による農作物等の風評被害対策
- 被災動物救護対策事業
- 東日本大震災関連のシンポジウム
- 地球惑星科学連合大会の災害対策ユニオンセッションで本学会の災害対応について報告する。・福島第一原子力発電所汚染水対策に関するワークショップに会員メンバーが参加。
- 仙台にて創立記念フォーラムの開催を予定している。
- 再生可能エネルギー産業集積・育成事業・地域イノベーション戦略支援プログラム事業・福島県産業復興相談センター事業・利子補給金助成事業・被災中小企業施設・設備整備支援事業・原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」事業
- 「福島原発事故に伴う放射線の健康影響に関するＱ＆Ａ講演会」を日本放射線影響学会などとの協力事業として実施。
- (1) 東日本大震災の被災地区における眼科医療活動（プロジェクト・ビジョンバン）へ参加協力し、被災者を対象とした眼科検診を検査面から支援する。(2) 首都圏で大規模災害が発生した時にも公益目的事業を遂行できるような事務局環境整備を行う。

（４）芸術文化活動　９件

- 文化庁委託事業で、文化芸術による復興推進コンソーシアムの運営を平成 23 年 10 月から実施しており、今年度も引き続き関連事業を展開している。
- 文化振興を目的とする法人であるので、以下のことを計画している。・被災者を対象に、主催している文化芸術鑑賞事業に招待する復興支援事業・文化芸術活動の助成事業に震災復興支援を強化・復興支援を目的としたミュージカルの製作・復興支援を目的とした指揮講習会・復興支援を目的とした朗読ワークショップ・復興支援を目的としたチャリティバレエ公演
- 文化財保護助成、芸術活動助成における被災地枠の設定。
- 被災地の郷土芸能復興支援活動
- 被災者の心に癒しと希望を与え、復興への活力となりえるよう芸術文化事業を実施（平成 23 年度からの継続事業）。
- 地震と地すべりとの関係に着目したシンポジウムや講習会の開催
- 会館自主事業公演の一部被災地同時開催復興道路・復興事業関連発掘調査被災資料

の修復・保管・管理（考古資料、民俗資料、紙製資料、自然史標本等）被災地域に対する子供たちへの美術教育支援津波被害を受けた郷土芸能用具購入または修理に対する助成津波被害を受けた伝統芸能団体及び民俗芸能団体が自ら実施する公演等事業に対する助成次代を担う子どもの文化芸術体験事業（派遣事業）［東日本大震災復興支援対応］

- 27 年３月実施予定の芸術文化振興事業の中で、被災地域から伝統芸能等の演者を招聘して当地で紹介する。また、同時に被災地域の物産展（飲食屋台含む）を開催する。
- 岩手・宮城両県の７つの重点地域における「地域包括ケアの町」づくりの働きかけ・福島県外避難者のネットワークづくり及び情報提供等・地域の絆・助け合い活動のきっかけづくりとしての復興応援地域通貨の普及・推進

（５）まちづくり，雇用産業創出　15 件

- 朝日新聞社と国土緑化推進機構との共同事業で「緑のバトン運動」事業を平成 24 年度から開始し、28 年度まで継続する予定。この運動は被災地の苗木を全国の小中高の学校、特別支援学校の生徒たちに育成してもらい、それを被災県に植樹するというもの。この運動を通じて防災教育も進める。
- 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業
- 水産加工業者復興支援事業等
- 人材派遣及び助成
- 震災直後から支援している東北各地域における復興支援活動を平成 26 年度も継続実施する。花の種や苗、球根、資材等を贈り、さらに当協会が資格認定する園芸の指導者「グリーンアドバイザー」による花植えイベントや栽培に関するアドバイスを実施することで、各地域における花いっぱいのまちづくりや住民相互のコミュニケーション形成を支援する。
- 震災直後から、震災復興支援事業として、すばらしい角田を創る協議会と共催で被災地の仮設住宅に住む方々と当地域住民の交流を図るため、一緒に草花を植える事業を実施している。
- 森林整備加速化・林業再生事業
- 松島町をはじめとした東北地方との共同観光キャンペーン
- 緊急雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応）
- 岩手県の沿岸地域の雇用確保のための取組として、東京で開催する当財団主催イベント（岩手県 U・I ターンフェア）において岩手県と協力して沿岸復興支援コーナーを設置する。
- 壊滅的な被害を受けた関係道県の栽培漁業の復旧・復興を支援。

- 海岸林再生プロジェクト（宮城県名取市）、森の積み木広場（福島、宮城、岩手の各県）
- 東日本大震災により被災した海岸防災林の再生植樹に必要なマツクイムシ抵抗性クロマツ苗の育苗・東日本大震災により被災した海岸防災林の再生植樹活動・海岸防災林の再生に向けた官民一体となった協力体制の仕組み作り・東日本大震災により被災した沿岸部の学校への学校環境緑化の支援。
- 植樹のための苗木を自治体や学校等に寄贈している。
- 上部団体を通して、被災地の緑化事業活動に貢献。

（6）その他の支援活動　25件

- 本年度に実施する、全国大会は、震災復興支援事業を標榜して実行している。
- 法人としては、医師、看護師等のボランティア慰問派遣の交通費を負担しているのみで、事業としての取り組みはありません。
- 平成23年5月31日に「避難住民の入会資格等の特例措置」を設け、対応している。
- 復興庁　新しい東北先導モデル事業子どもを元気にする環境づくりに向けた専門家派遣（拡大継続）と「こども環境復興マスタープラン」の作成
- 被災地域の要望に合わせながら、心のこもった事業の展開
- 被災地の会員団体の会費免除被災地の会員団体の生産物の買上げ
- 被災者への負担の少ない条件での住居斡旋
- 被災者が被災後に居住する民間賃貸住宅を新潟県が借上げている。当協会は、新潟県の借上げ住宅の管理を平成23年度から行っている。平成26年度も引き続き管理業務を行っている。
- 当財団は、被災地域にありますので、すべての事業が復興関連事業です。
- 当財団が事業を行う都道府県の区域における災害救助法適用市町村を範囲として、被災者（地域・団体）に対する補助事業を行っている。
- 当協会の特別委員会として、東日本復興支援特別委員会があり、支援メニューの検討、等を掲げ活動している。また、「新しい東北」官民連携推進協議会に参加している。
- 当会独自の事業は計画していない。当会収益事業の相手先であるオーケストラが、震災チャリティコンサートを開催する際、設営や機器貸与等で協力している。
- 東日本復興支援ジェフグルメカードの会員への斡旋販売
- 東日本大震災被災者の雇用
- 東日本大震災重点的助成事業
- 東日本大震災および原発災害からの復旧・復興活動のために助成した団体による、助成事業発表会

- 対象地区の会員に向けて、活動費の一部を補助しています。
- 今は被災地の会員は年会費のみを免除にしている。
- 現地での復旧支援事業に取り組んだ。
- 協会の公益目的事業の一つに入っている。
- 企業情報交流会（商談会）の東日本大震災被災企業の参加費無料
- 応急仮設住宅仮上げ制度への対応を行っています。　契約期間の調整や再契約手続きの指導を、県危機管理対策課へ行っています。
- １．財団ホームページでの情報発信　　２．財団発行の月刊誌での情報発信
  ３．被災地での女性自立支援のためのコラボレーションセミナーの実施
- 当法人が所属する全国組織の会員（東日本大震災被災県の会員）に、業務応援のための職員を派遣。
- （公財）日工組社会安全財団が行っている「東日本大震災特別助成事業」について、地区防犯協会等の助成申請を促進し、被災地における安全・安心を確保するための活動の充実が図られるように努めている。

5）未定・必要に応じて検討（３件）

- 要請があれば何らかの支援はできるように常に待機している。
- 未定。
- 平成 23 年度～平成 25 年度にかけて、被災地（福島県、仙台市）で収容された犬の一部を新しい飼い主への譲渡事業を行うとともに、被災地での動物救護活動に関する講演会を開催した。平成 26 年度の当該事業の実施については未定である。

6）防災対策一般（25 件）

- 日本栄養士会災害支援チームスタッフ研修会の開催
- 特になし。なお、外国人を対象に南海トラフ巨大地震等への防災意識啓発事業は従来から実施している。
- 透析施設間災害対策連絡協議会（仮称）を立ち上げ中。
- 東日本大震災関連事業ではないが、定住外国人・留学生支援事業として防災（救急救命含む）講座を行っている。また、国際姉妹友好都市等交流事業において、海外来訪者のオピニオンリーダーに震災地を案内し復興状況の視察を行っている。
- 東日本大震災を教訓に、公社独自事業として災害対策事業を創設（平成 25 年度～）。なお、直接的関連事業は該当なし。
- 東日本大震災メモリアル事業として自然災害対応研修会を予定。
- 東日本大震災と特定するのではなく、今後起こり得る災害に備えるための事業を実

施している。以降の質問の回答については、上記に関する回答をします。

- 直接ではないが、地域の大規模災害に備え、医療スタッフが宿泊対応できるように図るとか、全医療施設を救急救護所にするとか、地域の防災訓練、避難に役立つよう積極的に連携、支援を図っている。事業ではなく、地域の医療機関として当然の責務を積極的に果たす。また職員の災害ボランティア、寄附等については配慮している。避難地ケアスタッフ受入、患者受け入れについては医師会等と連携して対処。
- 地域防災計画の作成
- 地域災害対応マニュアル作成の準備
- 全国災害対策担当者会議の開催、災害薬事コーディネーター（仮称）の育成
- 全国活動の支援等
- 全国の小学校に花の苗を寄贈する「花の輪運動」（今年で 24 回目：応募いただいた小学校の中から抽選で 850 校に４種類の花の苗を１校につき合計 300 株を寄贈）において、平成 23 年の第 21 回以降、被害が特に大きかった岩手・宮城・福島３県については、応募いただいた全ての小学校に優先的に寄贈しています（毎年 200 校前後）。今年度も同様の事業を継続します。
- 山地防災普及啓発事業
- 災害予防研修
- 災害時の多言語支援について、継続的に取り組んでいる。
- 災害時の外国人支援講座（第１回・第２回）
- 災害支援ナース派遣事業
- 災害支援ナースの研修会等を開催しており、災害ナースの育成・登録の推進等を実施している。災害支援ナースの派遣体制の整備も行っている。
- 行政との災害協定を検討中。
- 激甚災害支援基金として預金の積み立てをしている。
- 関連では無いが、災害時においては医療救護活動に会として行政に協力する所存。
- 愛知Ｄ－ＤＡＴ
- ○おくどさんベンチ（防災ベンチ）設置事業　○生垣設置奨励補助事業
- 「大震災から考える超高層住宅の現状と課題」について、仙台、首都圏、神戸でのアンケート調査を含む調査研究を行い、その成果を関係方面に配布、社会還元した。

7）特に計画はない（374 件）

- 24 年度まで募金活動を実施、それ以後は特にないが本会と関係深い震災地域の「手をつなぐ育成会」との連携（情報交換等）を行っている。
- 「東日本大震災募金活動」の実施　（１）平成 23 年３月 26 日～平成 23 年４月 16 日/募金額 44,714 円　全国被害者支援ネットワークを通じて「岩手・宮城・福島」

各犯罪被害者支援センターに対する募金活動を実施した。（2）平成23年4月17日～平成24年3月31日/募金額35,856円日本財団を通じて被災地に対する募金活動を実施した。

- 23年度中に終了、なし
- 26年度は予定なし
- これまで移行手続き、移行後の本務に関する運営で余力がなく、東日本大震災関連事業を企画するに至っていない。
- 過年度実施の「文化財保護芸術研究助成財団」への寄附以外ありません。
- 関連事業といえるかどうかわかりませんが、節電の呼びかけ、うちわの配付などを行っています。
- 寄附金100%の財団運営であるため、震災関連の援助等は、寄附元の企業が、その企業名で直接実施しているため、財団としての震災関連事業の計画はありません。
- 既存の助成事業の中で対応しており、特に震災個別の対応は行っていない。
- 参加団体で、個別に実施。
- 事業が静岡県内に限られる為ナシ。
- 事業予算が少なく、何の協力もできないでいる。
- 主催競技においての募金活動（終了済み）
- 震災に特化した事業は、特になし。
- 震災以来入館者が減少しており、その対策で精一杯。
- 震災直後は義援金などを募っていたが、現在では特に重点的には取り組んでいない。
- 震災発生後、被災地に対して寄附を実施いたしましたが、平成26年に関しては現在のところ具体化しているものはありません。
- 地域的に離れているし、資金的にも応援する余裕がなく、申し訳ないが実施はしていない。
- 直接的な関連事業はなし。
- 定款にない事業なのでできない。
- 東日本大震災関連事業は実施していません。
- 特にない(NPO法人の時に寄附をした)。
- 被災後3年を経過したため、災害関連事業は平成25年度で終息。
- 平成22年度～24年度に支援物資、義捐金を被災地に送付した。
- 平成23年8月に奨学金貸与学生の学資負担者が被災した学生に対し、支援目的で奨学金給付を（20万円/人）実施した。現時点では今後の計画はない。
- 平成23年度から3年間、被災3県の受験生に対して、数学オリンピック予選の受験料を半額とすることを実施し、今年度からは実施しないこととした。
- 平成23年度に実施したが、その後は実施していない。また、計画もない。
- 平成23年度及び24年度は東日本大震災の被災地にある研究施設を対象にした、被

災地支援研究助成を実施したが、平成25年度以降は実施していない。
- 平成24年度に、助成事業として気仙沼の医療法人に超音波診断装置（エコー検査装置）を寄贈しましたが、その後は特に計画しておりません。
- 平成25年度までで、一旦終了した。
- 平成26年度は東日本大震災関連事業活動をする予定は現在ありません。
- 平成26年度特にない。（過去には、ＮＰＯ法人の東日本大震災こども未来基金に100万円の寄附を行った。）
- 特に計画がない等　(342)

【質問23】平成27年度以降も東日本大震災関連事業

全コメント（77件）

- 「甦れ日本高校生ｱｽﾘｰﾄ作文コンテスト」奨学金給付事業
- ○　おくどさんベンチ（防災ベンチ）設置事業　○　生垣設置奨励補助事業
- 26年度事業（1、災害ボランティア交通費等助成事業2、災害避難者等支援事業3、災害被災地派遣事業）を継続して実施する見込みである。
- 11／８　Ｄ－ＤＡＴ研修会
- 26年度と同事業（・再生可能エネルギー産業集積・育成事業・地域イノベーション戦略支援プログラム事業・福島県産業復興相談センター事業・利子補給金助成事業・被災中小企業施設・設備整備支援事業・原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」事業）を引き続き実施予定。
- 26年度同様の支援（対象地区の会員に向けて、活動費の一部を補助しています）を10年間続ける計画を実行中です。
- 27年度にチャリティー公演を計画している。
- （中央団体への中央交付金として提供し、中央事業として実施）27年度まで実施
- H26年度事業（・東日本大震災により被災した海岸防災林の再生植樹に必要なマツクイムシ抵抗性クロマツ苗の育苗・東日本大震災により被災した海岸防災林の再生植樹活動・海岸防災林の再生に向けた官民一体となった協力体制の仕組み作り・東日本大震災により被災した沿岸部の学校への学校環境緑化の支援）の継続
- カレンダー
- グリーフケアセミナーを計画している。
- シンポジウムや講習会の開催
- プロジェクト・ビジョンバンの東北地方での眼科巡回診療は平成28年度も引き続き実施されるため、その支援及び協力を行う。

- 遺児対象奨学金
- 引き続き民間助成金による研究活動を計画しているが、助成金の申請が採択されるか否かは未定。
- 引続きwebサイトで情報発信。また、財団主催の展示商談会への参加枠確保（調整中）。
- 過年度は考慮したが、現在は未定。
- 海岸林再生プロジェクトは１０か年計画で取り組んでおり、平成３３年度までは最低でも続く。
- 環境研究助成、文化財維持修復事業助成、その他助成についてＨ２７年度移行も継続助成計画。
- 環境保全に関する研究への助成を実施しているが、それらのテーマに震災に関わる環境保全のテーマも含まれている。
- 漁港におけるガレキ回収被災地における釣り大会等による地域活性化
- 継続して個人寄附の募集、東日本産品の購入
- 継続実施
- 継続的に支援を行うため平成23年度から実施している募金活動を続けていく。
- 決定はしていないが、被災地での行政等関係者との同行相談事業を継続する予定。
- 検討作業は行っているが、計画を実施できる体制が整っていない。
- 現在のところ未定である。
- 現在内容検討中
- 現状の制度を維持
- 公益目的事業の東北大震災復興チャリティー公演会にて、参加者に震災孤児・遺児への募金を、福島県、宮城県、岩手県に全額寄附
- 今年度同様の事業を計画。
- 今年度並みの事業規模を想定している。
- 災害支援ナース派遣事業
- 災害時栄養支援に関する研修会、スタッフの養成事業
- 災害予防研修・地区別連絡網、リーダー育成
- 産業再生関連事業
- 子供達に対するスキーチャリティーレッスン
- 質問21（１．震災で被災した青少年の教育機会確保のため、震災当時中学生以下だった青少年に対し、修学支援金を支給する事業を、平成24年度から６年間の予定で実施している。なお、本事業は栃木県が行った震災被災者支援募金の一部を寄贈されたものを原資としている。２．福島県からの要請を受けて、埋蔵文化財の発掘調査等に従事するため職員2名を派遣している。）で回答した被災者支援事業を平成29年度まで継続する。同じく福島県への職員派遣も継続する予定である。

- 質問 21（当財団が事業を行う都道府県の区域における災害救助法適用市町村を範囲として、被災者（地域・団体）に対する補助事業を行っている）と同じ。
- 質問 21（第 51 回全国児童才能開発コンテストを震災復興支援に関わる公益事業と位置付けて開催、作品募集を行っている。さらに公益法人協会及び震災復興支援関連事業を行うＮＰＯ法人に対して若干の寄附を行っている。）における回答と同程度のもの。
- 質問 21（１.福島原発事故に関連して必要とされる調査等に対応するとともに、放射能汚染地域における放射線計測を実施する。２.福島原発事故に関連した放射線計測の信頼性を確保するため、放射線測定器の校正、各種試料の放射能測定、環境放射線測定などに積極的に取り組む。３.福島原発事故及び原子力施設立地地域に関連した放射線（能）測定等に係る知識の普及活動を行う）に記載した事業を継続的に実施。
- 質問 21（ボランティア・市民活動を支援しており、イベント開催時に、東日本大震災の支援活動を行っている団体等の活動紹介の写真展示や物販（福島県産品の販売）など・避難児童への学習支援活動への場の提供・災害ボランティア養成講座の開催・窓口へ募金箱設置）に同じ。その他は未定。
- 質問 21（復興測量支援センターを引き続き存続させ、被災地方公共団体の復興測量に関する支援をおこなう）の回答と同じ。
- 実施中の事業を継続して実施予定。
- 助成期間の成果に基づき、追加の助成金交付。
- 奨学金給付事業の継続
- 奨学生の増員
- 新潟県の借上げ住宅の管理業務を継続していく。
- 震災から 18 年（生まれた子供が高校卒業するまで）が経過するまでは同内容で実施予定。
- 震災を風化させないため、質問 21（東日本大震災および原発災害からの復旧・復興活動のために助成した団体による、助成事業発表会で回答した事業を 10 年間実施する予定。
- 震災直後から質問 21（東日本大震災被災地の、岩手、宮城、福島の３県の工業高等学校生及び大学院博士課程後期の学生への奨学金給付事業を震災直後から実施している）の事業を行っているが、平成 27 年度が最終年になるため、28 年度以降継続するか否かの判断を行う。
- 震災被災者(学生対象への奨学財団を通じて）への寄附
- 全国的には、全国協会の支持を仰ぐが、京都府内では災害協定を締結している。
- 男女共同参画と災害・復興ネットワークとの支援事業
- 地域災害対応マニュアル作成

- 東日本大震災で被害を受けた高校生に対し、平成 27 年度も継続して奨学金給付を行う。
- 東日本大震災関連をテーマにシンポジウムを行う。
- 東日本大震災関連事業の定義が不明。被災県としては、概ね全事業が間接的に復興に寄与する事業と考えます。
- 東日本大震災被災者支援特別奨学生の制度を継続実施する。
- 東北地方への演奏活動および小中学生指導
- 東北特産物の割引販売
- 当協会は中越沖地震の被災地であり、その経験をいかした多言語情報の必要性などの講座通訳翻訳研修などは継続実施している。
- 当財団は、文化芸術の振興及び文化芸術施設の管理運営を目的としているが、指定管理者として以下の事業を計画している。被災者を対象としたオリジナルミュージカルの作成公演、被災地向け管楽器クリニック、指揮者育成クリニック、伝統芸能復興及び次世代育成事業、鑑賞事業招待、避難訓練コンサート等
- 被災家庭の学生を奨学生として採用（採用数の 20～30%程度）
- 被災県として、１日も早い復旧・復興を実現するため、復興支援〇〇塾、復興支援〇〇体験会等の各種事業を継続実施
- 被災者の人権擁護に関する相談業務支援
- 被災地の学校に対する学用品の支援
- 被災地の大会等の補助
- 病棟の免震化
- 福島県内観光と物産の復興
- 福島第一原子力発電所の事故対策状況に応じた保障措置検査
- 平成 26 年度（「ちゅうでん教育振興助成【東日本大震災復興支援枠の優先助成】」）と同等の内容
- 平成 26 年度に計画しているもの（東北３県の大学に奨学寄附金をしている。奨学生と仮設住宅訪問のボランティア活動を行っている）と同じ。
- 放射性物質による食品の風評被害対策は財団のライフテーマとしている。
- 防災セミナー
- 名取市から事業継続を要請されている。
- 問 21（平成 23 年より石巻に拠点を設け、さらに職員（３人）を駐在させて支援活動をしています。このため、助成金、寄附を求めています。）と同じ。

【一般法人】

【質問 2-1】一般法人になってよかった点はなんですか？

全コメント（27 件）

- 一般社団法人に移行したが過去 40 年間進めてきた事業活動と同一のため、変化は感じていない。
- 公益のメリットがない。
- 一般社団法人の選択しかなかった。　(2)
- 公益的な事業が中心であるが、公益、非公益を気にしなくて済むこと。
- 会員を対象とした共益事業であるため。
- 内部留保財産があるため。
- 特例民法時代の公益事業が継続して行われ、税務上も公益法人等に該当するため、一般であっても公益同様になっている。また、運営しやすい。
- 公益法人移行への第一段階として。
- 公益目的支出計画実施報告書を着実に実行していく目標がみえる。
- 公益法人として認定された場合、もし、運営が困難な状態となれば、財産を確保できない。
- 非営利徹底法人であり収益事業はないので税制面でも影響ない。
- 定期書類が一般社団でも、複雑である。
- 全国の同団体が一般への移行を選択しているので、意見交換できる。
- 選択の余地がなかった。
- 設立目的からすると公益財団法人の選択肢がなかったため。
- 収支相償の制限がないこと。
- 事業計画・予算案が理事会で決定できること。
- 今までに比べたら良いことは何もない。
- 今のところ特にないが、強いて言えば法人の比較的自由な運営が可能になるということ。
- 公益法人時の財産としていた出資金は寄附行為でいただいた物で運営費として資産等に留与していたが試算表に出資金として計上していたため（県の指導のもと）一般社団の申請時に財産は消化すべきと指示があり、何年かで消化する計画を出したがすでに消化していることを主張したが通らないまま経過しています。このことで毎年公益性の事業はマイナスをおこしていかなければならない状況は大変である。
- 減免される。

- 改組して４ヶ月です。まだよくわかりません。
- 回答は、公益法人との比較で選択した。
- 移行して１年目で良く分からないのが実情である。
- しかしながら、どちらにしても今までの社団法人からの移行がとても面倒であったことにはかわりない。
- LOM のこれまでの運動が継続しやすい点。

【質問 2-2】一般法人になって後悔する点はなんですか？

全コメント（７件）

- 公益法人へ移行する余力が足らず、一時的な移行として非営利型を選択。法人全体が赤字決算になっても収益事業が黒字のため課税が発生し、正味財産減少により法人存続の問題に発展している。
- 一般法人・公益法人どちらにしても移行自体に問題があると思う。複雑な会計処理をしないといけない上に、一般法人においては公益目的支出計画が完了すれば、監督下を外れ、任意団体と同じ扱いに近い形となる。そうなれば、会計も乱雑になるであろうし、県とのつながりも希薄化し、公益法人の誇りを失ってしまうのでないか。社団法人格の方がよかった。
- 毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単であるかもしれないが、当法人は職能団体（社団）であり「実施事業」の形態が年々違うため、担当行政庁の担当者の考え方によっては、今後、変更認可申請を求められる可能性がある。また、全国に同様の団体があり、内閣府や他県でも継続事業（変更認可申請・届出の手引きⅠ-2(1)②）と認められる事業であっても、本県では認められないというケースがある。
- 手続きが面倒。
- 規約の整備や会計処理
- 移行時の財産を公益目的事業でしか使えないこと。今まで何かの事業のためにこつこつ蓄えた財産だったのに。
- 「非営利型法人」では法人税が収益事業のみ課税対象となるため、全事業では赤字であっても課税されること。寄附者への寄附金控除の優遇措置がないこと。

【質問 4-1】運営について、何についてお困りですか？
行政庁の指導、具体的な内容

1）行政庁の不適切指導（12 件）

- 疑問に的確に答えられるよう、法人運営・会計基準に精通した職員の配置。
- 一般的な相談事項の場合の相談窓口がない。
- 内閣府の解釈や他県の状況も、本県においては参考にならない。
- 一般法人法の解釈や運用について訪問して相談できる行政窓口があるとよい。
- 事業細分指導を受けたが、重複あり（継続事業）。
- 関係行政の理解不足（補助金による縛り）。
- 指定管理者制度を導入後も、管理委託時と同じように設管条令や管理規則などが改正されていないため、利用者への柔軟な対応ができない。
- 詳細を素早く確認することができない。（担当者もあいまい、申請前後で言ってる事が違っていた。）　具体的な説明もなく、ネット上で情報収集する術しかなかった。
- 公益目的支出計画について、初年度計画の収支額と同額にて計算することになっている。これは、公益目的事業が今後全く変更がないことを前提とするものであるが、通常、法人は時代や地域環境の変化に対応し、毎年、事業計画を変更しながら運営していくのが通常である。しかしながら、もし変更がある場合は、その都度、変更届の必要があるというのは、時代に即応した対応を困難にするものではないかと危惧される。
- 行政庁の必要以上に厳しい指導。担当者が変わるたびに異なる指導。
- 気軽に相談できる機関がない。また、申請手続きの操作が難解だ。
- 公益目的支出計画実施報告書（別紙２）の記載欄がわかりにくい。

2）理事会、社員総会・評議員会の運営（21 件）

- 理事会等における委任状の不可。日程の確定に非常に労力を費やす。
- 開催当日まで理事会等が成立するかわからず、仮に不成立になった場合の対応に一抹の不安あり。
- 委任状による出席が認められないため、定足数を充足させるために苦労する。
- 外部理事が多いため、機動的な理事会開催が難しい。
- 理事の出欠席
- 理事会、評議員会の定足数の確保
- 理事会、評議員会共、代理が不可のため、会議出席者数の確保が難しい。

- 理事会・評議員会の開催にあたり、開催要件の定足数を超える人数を確保する日程調整が難しいこと。
- 理事会開催の定足数を満たすため、日程調整に苦慮している。
- 本人出席が必須であり、理事会の開催要件である過半数の理事が集まらず、書面表決による決議が増加する見通しです。
- 必要出席者数の確保
- 評議員会の開催日時等は理事会の決議に基づき招集するが、理事会開催から２週間あけて評議員会の開催となるため、５月は時期的に決算の準備期間が足りない。
- 評議員会開催の度に、理事会承認が必要。
- 理事 13 名、監事２名のメンバーで運営しているが、理事会開催の日取りに苦労している。
- 理事６名がいるが、定款の 2／3 以上の出席がなく成立しない時がある。
- 会議の成立要件が本人出席となったため、日程調整に苦慮している。
- 決議の省略の要件が、正会員全員の同意であることから、任期途中の理事選任等の総会決議は、決議の省略では行いにくいため、どのように臨時総会を開催すべきか悩んでいる（できれば臨時総会を開催せずに済ませたいが）。
- 困っているということではないが、定時評議員会の開催通知に際しては、理事会の決議及び決算書類等の提出など、特例民法法人当時よりも煩雑になった。
- 決算承認理事会と定時総会が同日に開催できないこと。
- 次年度予算が理事会の決議事項になったが、当協会では９月理事会となるが、諸般の事情で成立が危ぶまれる状況である。法９６条１項に頼ることになるが…。
- 日程調整に時間がかかる（委任状出席が認められないため）。

3）社員、理事、評議員、監事、会計監査人等（８件）

- 役員交代の手続きが煩雑。
- 事務局の人材不足
- 社員の高齢化
- 役員会の実施、役員の変更等において、関係法令が変更になり、事務がより複雑になった。
- 評議員、理事、監事が辞任した場合、後任の選任に苦慮する。
- 任期の問題　：　役員・委員会委員・行政の役職　の任期が違うこと。
- 監事が２年以上という縛りがあるため、単年度制の人事システムにおいて支障をきたします。また、年度をまたぐ事業があった際の予算決算がかなりややこしくなってしまう。

- 当法人を構成する会員は企業（事業場）であり、会員から選出されている理事が、その任期中に企業の人事異動等で辞任することが生じ、その欠員を選出するに当たり総会を開催する必要が生じること。

4）公益目的支出計画の作成・提出（17 件）

- 公益目的支出計画のしばりについて。
- 公益目的支出計画の期間が、あまりにも長期に及ぶこと。
- 公益目的支出計画の作成・提出に専門家を雇用すればその金額でできるはずの公益事業ができなくなること。しかしながら専門的な知識が必要で素人では対応が難しいこと。
- 公益目的支出計画終了後の事業運営（運転資金の調達）
- 公益目的支出計画変更申請について。
- 収入が思わしくなく、公益目的支出により財産を取り崩していること。
- 公益目的支出計画作成について、前年度計画分を残してあれば、今年度分はそれを修正するだけで可。現在、前年度分と当該年度分の両方を新たに入力している。
- 現在困っていることではないが、将来的に不安がある。本事業団は、看護師養成のための学校を運営している。収益事業も行っていないし、実施事業は学校運営だけである。実施事業を毎年赤字にして公益目的支出計画を「０」にしたら、その後は、赤字の団体になる。本事業団のような小さい団体は解散するように国は仕向けているのかと不安である。
- 団体が縮小すると、今まで事務局員・会計士任せていた会計処理もメンバーで行うところが増えてくるのでないだろうか。実際当青年会議所はすべての会計を総務委員会で行っているが、損益計算等の会計が大きな負担となり、誰でもできる委員会ではなくなってきている。また、公益目的支出計画終了後は監督下から外れるが、今度は逆に全く監督されないことで、会計や法人自体の意義や意味が希薄化してくるのではないだろうか心配している。
- 相談する先がないこと。
- 移行後、まだ第一期ではあるが実施事業（収益・共益）のいくつかを継続事業（公益）に移動させたい。また、税務対策も含めて現行の非営利型から非営利型以外に移行したい。これらの作業をどのような流れで進めていくのか、経営コンサルや会計事務所からは正確なアドバイスを得られず苦慮している。
- 移行初年度という事もあり、何が問題となるのかも完全には把握しておらず、気軽に相談、アドバイスをいただけそうな先も見当がつきません。
- 現在の各種の規程が古いので作り直したいが、参考となるひな形がない。
- 専門分野なので監督官庁の指導が受けられない。

- 昨年卒業したOBへ外部委託しており、何が正しくて、何が間違っているのかが解らない。
- 法人の存続期間が平成28年３月となっているため、今後解散の準備をしていかなければならないが参考事例が少ないこと。
- 法律や定款に沿った運営であるか確認が十分できていない。

5）申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き（２件）

- 子ども・子育て支援新制度が平成27年４月にスタートすることに伴う、私立幼稚園（現行は私学助成）が、施設型給付の認定こども園等へ移行した場合又は学校法人から社会福祉法人へ設置主体を変更した場合の取扱い等について。
- 事業の在り方が法人の運営と連動しているなか、認可を受けた事業内容について一定の縛りがある事。

6）その他（36件）

- 会員の減少による収入減
- 会員数の減少　(2)
- 会費だけの運営なので大変だ。
- 会費等、収入の減少による事業活動縮小
- 法人会費、個人会費、および補助金で運営しているため、社会情勢に左右されやすい。
- 新規会員の伸び悩み並びに退会者の増加に伴う、収入予算不足。
- 経営について（収益がないこと）。
- 経営状況
- 経理処理方法
- 基本財産の維持
- 基本財産の運用。低金利に加え、利息収入への課税により一般財政がかなり圧迫されている。今後も同様の傾向が続くことが予想され、人員体制を含め、移行時での総合計画を再度練り直す必要がある。非営利事業と営利事業の節税対策を今般的に検討し、基本財産の運用方針を体転換する必要が出てきた。全体の収支バランスがより重要になってきた。
- 財政難　(2)
- 退職給付引当金の一括計上に係る正味財産額の減少
- 収支が赤字になること。
- 安定財源の不足

- 継続事業を含む事業の期間損益の赤字体質がなかなか克服できないこと。
- 計画した数字が達成できない。
- 増益対策
- 法人税が高すぎる。
- 法人税対策
- 税務対策等
- 実施事業が損金算入されず、税額が膨大である。
- 一般に移行して源泉税 20%相当の負担が経営に与える影響が大きい。
- 回答項目数が多すぎる。公益目的事業の数分、帳簿が必要である。
- 事務量が新たに増となったため、委託経費が生じている。
- 作成に時間がかかる。
- 資料作成中に電話・来客応対などにより一定程度の時間が過ぎれば、それまでの打ち込み作業が消滅してしまうため、数回となく作業が必要となること。
- 内容が細かいため、事務作業が煩雑である。
- 予算、マンパワー等の不足
- 旧主務官庁や他の官庁の指導の受け方
- 公益法人会計の理解度が難しい。
- 公益目的財産と一般管理経費の区分経理の困難
- 事業費、運営費の確保、人材の教育・育成
- 事業報告・決算が６月となり、出納閉鎖等、行政との時間的ズレ

【質問 5-1】公益目的支出計画の実施において困っていることはありますか。

全コメント（67 件）

- 経費の配賦方法に疑問な点が多い。
- １年間延長したが、12 月に計画変更し、年度末（３月末）に承認されるまでにぎりぎりであった。計画変更時期は年度予算確定した４月でもよかった。
- 実施事業によっては、毎年度予定されたボリュームをこなすことができない場合がある。公益目的支出計画の期間は七年でしかないため、正しく完了できるか若干不安あり。
- 内閣府、他県行政庁の解釈、状況が参考にならないこと。
- 公益目的支出計画を実施する意味が良く理解できない。当法人の場合、継続事業で公益財産額を減らしているが、一方法人会計でその分残している。公益財産額を置き替えているだけである。

- 実施報告書を出したが返答がない。
- 添付書類の貸借対照表内訳表の作成に苦労している。
- 支出計画期間に、公益事業収支（継続事業）だけでなく法人会計収支（管理収支）も加味して決すべきではないか。なぜなら法人運営は公益事業を遂行する管理が絶対必要である。事業運営とは継続事業収支のみで運営できない単純理由からである。
- 事務が煩雑かつ面倒である。
- 事務量が新たに増となったため、委託経費が生じている。
- 確実に公益と見なされるであろう事業比率が少ない事、会計処理が社団法人の頃と比べ煩雑な事、余剰財産の運用。
- 提出済みの資料を、後日、提出元がWEB上で確認できないことが不便だと感じる。
- 公益目的支出計画の財源の確保。
- 支出計画にそって公益目的財産額が減少するため、計画最終年度後の運転資金に余裕がなくなる。
- 公益目的財産終了後のあとの道筋が見えないこと。
- 収益源である所有建物の建替えを予定しており、その間の賃料収入が減少するため、建物完成までの公益目的支出計画が予定通り実施されるか現在監督官庁である東京都と相談をしております。
- 公益目的支出計画実施報告書の作成自体が相当にややこしく、負担が大きい。また、監事監査や理事会・評議員会での説明もしにくい面がある。そもそもの制度自体の複雑さに加え、「赤字額が予定を下回ったことを恰も何等かの失敗の結果であるが如く説明しなければならないこと」はなかなか簡単には理解してもらえない。
- 電子申請のサポートセンターがお役所仕事で不親切極まる。民間企業のサポートセンターの苦労を知って欲しい。
- 会員が減少傾向に有り、将来が不安。
- 電子申請がスムーズにいかないこと。
- 金利の低下や源泉分離課税などにより全体的に収益が減少する中、今後、公益目的支出計画が重荷となってくることが見込まれる。
- 実施期間の変更が生じると思うが、どの時点で変更申請を提出すべきなのか悩んでいる。
- 実施によって、財政が困窮している。
- 収入が思わしくなく、公益目的支出により財産を取り崩していること。
- 長期間、同じ事業を継続していくことに対する負担感やこのしくみに対する疑問が大きいこと。
- 人件費割合、資産割合、会計毎に、別途求めなければならない。収益事業の経費、資産が税務報告の経費額と違うことになり、経理上、手間をとる。
- 助成金が得られなくなった。

- 公益目的支出計画の実施事業とその他の事業、法人管理と区分経理をしなければならず、時間を要すること。
- 継続事業の黒字化傾向。
- 今後、実施事業の内容について見直しが出てくるかもしれないが、どの程度の変更まで許されるか、いろいろなケースについて考えていきたい。
- 事業が当初計画通りにいかないのが現実であり今後の状況如何によっては変更も考える
- 事業の拡縮などの変更に際して届出または認可申請が必要となるため柔軟な事業展開に難がある。また、行政庁への報告等についても一言一句修正を求められるため、法人の自主性が形骸化している。
- 公益目的事業実施のための原資不足。
- 26年度が初年度ですが、25年度決算において、移行申請時計画とかなりズレてきた。
- これまでの決算事務に加えて、報告書の作成など定期提出書類が増えたことによる事務コストの増。
- 移行後第一期だが、できるだけ早く実施事業を変更したい。そのための準備や手続きがわからず、正確なアドバイスが欲しい。
- 過去に事業を行っていなくて公益目的財産額が多額になった。実際の収益では公益目的財産額の不動産に関する部分を賄うことができない。
- 会計が複雑すぎる。
- 会計が複雑で、決算時期の対応が大変。
- 改組して４ヶ月です。まだよくわかりません。
- 期間２年のところ、１年で完了した。
- 計画どおり消化できない。
- 計画と実績との間に著しい差が予想される時。
- 計画実施報告書の届け時期が定時総会の時期とほぼ重なり、事務担当者の業務量が増加し負担が増えた。
- 県との調整と理事会・評議員会の開催の時間があまりないこと。
- 公益支出目的の概念の理解が難しい。
- 公益目的支出額が計画通りに進んでいないことに対して。
- 公益目的支出計画における公益目的支出額と実際の支出額に差があること。
- 公益目的支出計画に基づき経費按分が必要なため、節税が困難である。
- 公益目的支出計画の継続
- 公益目的支出計画の中の事業の一部を収益事業に変更を検討中であるが実行するかどうかは未定。
- 公益目的支出計画期間の変更認可申請実施済（２年→３年）。
- 今年度移行したところであり、実績がなく具体的な方法を確立していないこと。

- 細分化した事業の一元化
- 作成に時間がかかる。
- 指定された公益目的支出計画実施報告書の様式では、通常の収支の状況を示すつくりと異なっていることから、別に説明資料が必要とされ、業務量が増える。
- 公益目的支出計画は実行するが、その後は、赤字団体として、解散か？　国の方針に疑問がある。
- 実施期間が伸びる可能性がある。今後の計画により流動的。
- 実施事業の追加について検討したい。
- 初年度であり現在審査中で問題点等今後の対応がわからない状況である。
- 初年度であり、本当にこれで間違いがないのかの判断がつきかねます。
- 数年後には、財産の半分程度を他の公益法人に譲渡し、公益目的支出計画の実施期間短縮を図ることを計画している。
- 当面困っていることはないが、支出計画を早く終了しようとして、実施期間を９年と短くした。このため、毎年 250 万円を支出しているが、これを無理のない 100 万円程度にしたいと思っている。そのためには、改めて変更申請を行わなければならないが、手続きが億劫になる。
- 特にないが、変更するとなると手間がかかる為、簡潔にできることを望みます。
- 内容が細かいため、事務作業が煩雑である。
- 年間計画の収支バランスの波が大きい。事業の内容で収支幅が大きく狂うことがあり、永遠の課題になりそう。景気変動でチケットの売れ行きが左右されるケースが増えている。
- 法令改正等に伴い継続事業の事業内容や収支見込みに変更が生じてしまう恐れがあること。

【質問 6】現在の会計制度（平成 20 年会計基準）について不便な点

1）会計実務内容（102 件）

- 科目全体の額の掌握について。
- 科目等細分化
- 課目の設定区分を迷うところがある。
- 勘定科目が実際の活動項目と違う。あてはまるものがない。
- 勘定科目の小分けが細かい。
- 会計が複雑化して、その作業におわれてしまう。明確な事業区分が困難。
- 会計間の配賦に伴う諸作業

- 会計区分
- 会計区分および事業区分が複雑で，経費の配賦等の作業が煩雑になる。
- 会計区分が３事業にわかれていること
- 会計区分が以前より細かくなったため、会計処理に時間がかかるようになった。
- 会計区分が公益法人会計と法人会計と異なり、２種の報告を作らなければならず面倒。実施事業とその他事業の両方に係わる費用を配賦することも面倒。
- 会計区分が煩雑である。
- 会計区分が非常に煩わしい。
- 会計区分が複雑。
- 会計区分に応じた算定が必要なこと。
- 会計区分の設定の仕方、B/S、P/L 内訳書の作成
- 会計区分内訳表が煩雑。
- 区分会計は面倒。
- 区分会計をする上において、貸借対照表に不便を感じています。
- 区分経理による煩雑性
- 区分経理の強制非常に煩雑。
- 事業区分が細分化されている。
- 事業区分が多い。
- 事業区分の作成
- 事業区分別の会計が煩雑になっている。
- 事業区分別の貸借対照表の作成が煩雑で難しい。
- 事業区分毎に会計を分けているが、どれも事業規模として小さく、煩雑で分かりづらくなっている。
- 各事業にかかわる人件費、利配収入などを按分する必要があるため。
- 各事業毎に細分化され手数が増えた。また、その内容が不明瞭となった。
- 実施事業が６項目にわたっていることなどから、会計処理がたいへん煩雑になっている。
- 実施事業会計、法人会計などに区分が不便である。
- 管理職、担当者の業務配分は流動的であり、給与の配賦が難しい。
- 管理費、共通経費等の計上がわかりにくい。
- 管理費が事業管理費と管理費で記載されること管理費の按分が不便。
- 管理費の配布が複雑で分かり難くなった。
- 共通経費按分
- 共通費用の配賦によって予算とのずれや着地予測が困難。
- 具体的な資金収支がわからない。
- 繰越金を次年度予算に計上できない。

- 経常外収益として計上することの妥当性。
- 経費の按分比率
- 決算時における未払い金や税金等の扱い
- 決算書の作成作業が増えた。
- 決算書作成に多大な時間がかかり難しすぎる。特に、公益目的支出計画に関する正味財産増減内訳表の作成には苦労している。
- 決算書等の様式変更
- 公益、収益、管理の会計別に、人件費等の振り分け
- 公益と一般事業との区分が無い。
- 公益事業、収益事業の区別が難しい。
- 公益目的支出額を公益事業収益より多く設定したため、経常差額が赤で表示されること。
- 財務諸表の注記等簿記の知識だけで理解することが難しい事項がある。
- 仕訳が煩雑になった。
- 事業が多いため、区分経理が煩雑であり、更に区分間の取引にかかる伝票処理も手間がかかる。
- 事業ごとの収支が明らかにならないので、１６年基準を併用している。
- 事業会計と法人会計の配賦
- 事業計画の細分化等
- 事業毎に会計が別になっている。
- 事業毎の配賦
- 事業毎の費用の振分け
- 収支計算書と正味財産増減計算書との整合性について。
- 収支計算書も作成しないと資金の流れを把握できない。
- 什器備品等の購入
- 従事割合等の按分が煩雑。
- 従来の区分を大幅に変更しなければならず、その際の判断に迷う部分がある。
- 人件費、償却資産を配賦しなければならない。
- 人件費・需用費等の按分により、各事業ごとの収支がわかりづらい。
- 人件費を事業に按分する扱いが煩雑で予算がたてにくい。
- 正味財産増減計算書の勘定科目では当法人の活動内容を的確に示すものではなくなり、会員が計算書を見ても内容を把握するのが困難になってしまった。
- 正味財産増減計算書の書式において、経常費用を事業費と管理費に区分し、それぞれに中科目を記載することとなっているが、区分することで、法人全体の中科目ごとの合計が分かりにくい。
- 正味財産増減計算書内訳表の３会計区分

- 正味財産増減計算書内訳表の作成など、余りにも詳細すぎる。
- 資金ベースとの連動を断ったところ。
- 資産取得科目が正味財産予算では出てこないのでわかりにくい。会計毎に資産を分けるが難しい。
- 税務処理との関係
- 税務申告用の決算書を別に作成しなければならなくなった。
- 貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の作成
- 内訳書の作成に時間を取られる点。
- 内訳表などの作成
- 内訳表の作成及び配賦基準の設定
- 配賦が大変。
- 配賦に手間がかかり、事務量が増えた。
- 配賦基準による管理
- 費用配賦の事務処理
- 費用の振り分けが詳細過ぎる。
- 費用区分ごとの算出及び継続事業とその他事業との振り分け
- 補助事業、委託事業の採択等で、配賦基準が変わってくるので、その都度配賦率の再計算が必要となり、煩雑である。
- 法人運営にあたり、正味財産増減計算書が役に立たない。消費税の計算等、結局収支計算が必要となる。
- 法人会計
- 法人会計が独立していること。
- 法人会計の収支や他会計振替など、会計上の運用について複雑になったこと。
- 法人会計への経費の配賦
- 法人会計を分割しづらい。
- 法人会計区分の是非
- 予算の執行管理ができづらい。
- 事業の収支で会計区分が複数の場合、集計できない。
- お金の出入りがあるたびに、事業区分をわけていないといけないところ。
- その他事業と継続事業との会計区分の仕分けが難。
- その他有価証券の時価評価について、「金融商品に関する会計基準」に則った純資産直入法を適用して良いものか判断に迷う。
- わざわざ継続事業を区分し計上しなければならないところ。
- 按分率の設定基準が明確でなく、全体が見えない。
- 下部組織の活動に要する個人会費などまでが総収入に含まれ、複雑・煩雑になっている。

- 支部も一体となって一般社団に移行したが、支部事務局に経理知識がなく本部が経理処理の最終的な負担を負っている。そのうえ、当法人の経理体系が複雑なので、公益目的支出計画への対応を含め、細かくて予算、決算の処理が非常に困難。

2）会計実務内容をうけて（26 件）

- 一般社団法人において公益目的支出計画完了後は監督下を離れるが行政とのつながりの部分はいったいどこにあるのか？監督下を外れる一般社団法人は任意団体と同じでなはいか？公益法人の誇りを保てるか？会計が乱雑にならないか？
- 貸借対照表の内訳は不要と思う。
- 貸借対照表内訳表の作成意義が今一不明。
- 配賦の設定や運用について明確な基準、実務的な例示を示してほしい。
- 収支予算書や正味財産増減計算書の内訳表で配賦基準を簡素化してほしい。
- B/S 内訳表の必要性に疑問を感じる。
- 例えば、「正味財産増減計算書」において、事業費・管理費を分別計上しているので、この書式・表示方法では、例えば、「給料」という費目が法人全体でいくらなのかが一目見て分かるような形では明示されない。そのことが、会計の実態を報告する上で本当に好ましいのか、疑問に思われる。
- 正味財産増減計算書と貸借対照表の内訳表を作成しなければならないが、会計は一本であるため、内訳表に合致させるために、会計システムの費用配賦、他会計振替が必要であるが、この処理が大変煩雑でかなりの時間を要する。非常に無駄な作業となっている。
- 簡素化をすべき。
- 全体的にもう少し簡素化できないだろうか。
- 資金ベースの収支計算書をつくらないと、理事会等での説明が容易でない。どうして複式簿記なのに、社会福祉法人、公営企業、公益法人、企業会計とわざわざ違うように理解できない。
- 集計が事業項目別に細かすぎる。その他事業は、はじめから一本にまとめても良いと思う。
- 予備費を計上できないこと
- 公益目的支出計画実施報告書等公官庁への提出書類と会計が一体でないこと
- 企業会計に近すぎる。
- 企業会計に近づいたが、まだ不十分。
- 現状の組織運営のためには損益管理より収支管理の方が適している。
- 公益事業会計をより企業会計基準に近いずけているが、本来営利を追及する会計と営利を目的としない会計とは相いれないのではないか？

- 支出が科目単位での表現であり、内訳表をつけなければならない。説明や作業が二度手間で非効率。生産性に欠ける。
- 一般正味財産と指定正味財産は「財務諸表に対する注記」において区分し、正味財産増減計算で区分する必要はないと思う。
- 一般正味財産増減と指定正味財産増減の考え方
- 法人の特殊性から、本来収益を生まない管理部門を法人会計として、別途、計上せざるを得ないため。
- 損益ベースの予算書・決算書だと個別の事業ごとの予算決算が一目できないので、法人内部用の収支計算書も作成しなければならないので事務負担が増えた。
- 税務用の区部会計(収益・非収益)と実施事業会計・その他事業会計・法人会計に分類した財務諸表とで異なったものとなる。
- 本来利益を上げることが想定されていない団体に対して、損益計算書（正味財産計算書）ベースで予算・決算を実施することに大いに違和感がある。また、基準で求める事業別会計は、表記が分かりづらく、団体関係者でさえ読み解くのが困難である。
- 貸借対照表の「実施事業資産の状況等」のうち移行後に取得した場合の実施事業資産の管理

3）委託・ソフトなど（15 件）

- 理解が難しいので、業者に作成を依頼している。
- 会計事務所に顧問をお願いしているので経費がかかる。
- 会計事務所への委託が必要。
- 素人では難しいので税理士に依頼している。
- 担当する税理士があまり理解していない。
- 複雑で会計事務所へ業務委託している事により、経費がかかる。
- 市販の 20 年基準対応会計ソフトを使用していますが、非常に使いづらい。
- 市販の会計ソフトが高額。
- 新しいソフトを使いこなしていない。
- ソフトによる構築設定が難しいから（ＴＫＣ利用）。
- 会計システムの更新設定
- 会計ソフトに経費がかかりすぎる。
- 公益目的支出計画実施報告書の提出が終われば、企業会計で処理しても何ら問題ないはずである。したがって安いソフトを導入したい。なのに上部団体含めてそのことに対する指導が全くない。

- 法人税の表記や預金利子の源泉徴収など、後から後から、年度毎に変更がはいる（会計法人より）。
- 一般企業会計と異なり、役職員に専門的知識を要する。また専門外（知識不足）の税理士も多い。

4）理事会等の説明など（23 件）

- 役員・評議員が通常の企業と形式が違うため、見方がわからないこと。
- 役員からわかりにくいと言われる。
- 理事・役員の中には、旧会計の決算書類の方が見易くわかりやすいという意見があり、書類作成時に不便を感じる。
- 理事会、総会における説明に工夫が必要。
- 理事会、評議員会での予算、決算報告の際、収支予算書・決算書による説明を求められる。
- わかりにくいので理事会等には別の様式で説明している。20 年会計は理事には理解ができないようです。
- 不慣れで理事・評議員等から十分な理解が得られない。
- 長年、収支ベースでり会計を行っていたため、損益ベースでの会計は、役員や評議員の理解を得られにくい。
- 具体的な事業一つ一つの支出額等がわかりにくく、総会等での説明に苦慮する。
- 会員が知りたい情報（事業ごとの収支）が見えづらい。
- 会員の理解が得られない。
- 会員向けにはわかりづらいので、内部資料で旧様式に近いものも作成している。事務作業が増えた。
- 会員等への説明が難しい。
- 複式簿記、貸借対照表・正味財産増減計算書に対する精通及び会員の理解に難しさを感じる。
- 様式が複雑で会員に理解が得られない。新法人になる前までは旧様式と新様式 2 冊を作成し、総会などでは旧様式で説明していた。
- 事業ごとの経費配分が面倒。決算報告書が詳細になったため、理事および会員にとって非常に見づらく理解しにくい。
- 収支ベースではなく、損益ベースであることが、未だになじめない。まだ、役員等に説明がしづらいため。
- 事務局サイドは理解していても、役員が理解しにくいため、お任せになりやすい。
- 社員（会員）の全員（佐賀県退職者）が複式簿記に詳しい訳ではないため、総会時等の決算報告や予算案説明時に、用語の説明等に苦慮している。

- 事務処理が煩雑になり、その結果として、役員等関係者に内容について理解していただけるように説明するのが非常に大変になったこと。
- 計算書類の内容が会員からわかりにくいといわれている。
- 企業会計との違いが理解できず、企業会計に変更を求める理事が一部いる。
- 企業会計と似ているようで似ていないため、詳細まで理解できている者が少ない。決算の度、非常勤理事への説明すら苦労している（損益で見る習慣がついた人にとって、公益法人会計は異質に映るそうです）。

5）不慣れ・わかりにくい・理解できていない（24 件）

- 不慣れなため。
- 不便というより、旧法人とのキャッシュベースと損益ベースの違いに会計処理に戸惑っています。
- 馴染みがないので慣れるのが大変。
- 従来の会計制度に慣れているので。
- 新会計基準の決算書類の見方に慣れていないから。
- 現在の会計基準をあまり把握していない。
- 現在の会計制度は、慣れないため困惑している。
- スタートしたばかりなので。
- 平成 16 年会計に慣れていたため。
- 非営利の、元の社団法人に適合しにくい。
- そもそも公益法人会計がわかっていない。
- 担当者が十分に理解できていない。
- 単語に理解ができない部分がある。
- よくわからない。
- わからないことがある。
- わからないことが多い。
- わかりにくい。
- 一般人には分かりにくい。
- 会計制度自体がよくわからないので、書面上支出の内容が分かりづらくなった。
- 素人だと損益と収益の違いについて理解が難しい。
- 民間の会計と異なる点があり、戸惑うことがある。用語が難解だ。
- 解りづらい。
- 複雑すぎる。
- 複雑になっただけで何も役に立たない。

6）現行基準との違いに戸惑う（21 件）

- 旧会計制度との項目の違い
- この 25 年度から、20 年会計基準にしたばかりで、初めての決算だったので、苦労した。
- 16 年会計の方が分かりやすい。配布基準により会計を区別しても、実際の会計の状態がわかりにくい。
- 16 年基準で充分内容を説明でき理解を得られる。
- 16 年度基準まで使えた振替が使えないこと。
- 20 年会計基準が法人移行との兼ね合いから、16 年会計に比べ細分化されており、20 年基準そのものが理解するに至っていない。
- 20 年基準ではなく、16 年基準で運用しているので、不便は感じない。
- 平成 20 年会計基準では法人全体の財務諸表を基本としていて、会計区分毎の情報は貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書内訳表で表示することとなっているが、内訳表での表示は、継続事業会計とその他事業会計とあくまで事業区分の表示となり、会計区分での財務諸表を求められる法人としては、両方の財務諸表を作成することとなり、決算業務の簡素化にならない。さらに公益目的財産額の費消後は平成 20 年会計基準での財務諸表の作成の必要性がなくなる。
- 当会の会計制度は 16 年会計基準で取り扱っているため、毎年 20 年会計基準に置き換えて書類を作成しなければならない。
- ただし、当協会は 16 年基準を採用しており特に問題はない。
- 現行、16 年会計基準で対応している。なお、近時 20 年会計に移行予定。
- 正味財産増減計算書等の内訳表を作成しなければならず、当協会は 16 年会計基準をそのまま採用している。
- 今までの事業単位での決算がわかりにくい。
- 公益目的支出計画報告時に 20 年基準に組替えて対応しているが、実務上事業別の仕訳は行わないので違和感あり。
- 結果的に資金ベースと収支ベースの両方で尚且つ事業毎に予算書と決算書を作成しないといけなくなった。
- 会計基準の相違による財産評価額低下。
- 資金収支から損益ベースへの考え方に慣れるのに時間がかかる。
- 事務に不慣れな点と、法人税の申告は旧基準によるため、二重帳簿となる。
- 損益ベースの会計のため、見方に慣れない。
- 前例がないので、不明な問題が発生した時の対処に困る。また、それが事後処理になってしまう。

- 企業会計の考え方がベースにあり、事業単位での把握がしにくくなった。しかし事業単位での把握も必要なため、16年基準と20年基準による会計処理が必要になり会計の手間が増加した。

7）事務負担（14件）

- 会計処理事務にかかる時間が大幅に増えた。
- 職員２名の小規模な組織なので内訳書の作成など事務負担が大きい。
- 職員のいない小規模法人には、事務が煩雑になった。
- 当法人のように規模の小さい団体には合わない。
- 弱小の法人にまで会計基準等を適用する必要なし。
- 少ない人数で全ての事業を行っており、人件費や経費を事業ごとに配分して支出しなければならないこと
- 事務が煩雑。
- 正味財産増減計算書の内訳区分表について、移行期間中は区分経理が求められ、結果とし複式会計や以前の公益法人会計に慣れた会員にも単式会計に慣れた行政等にもわかりづらいと指摘されるため、法定の書類以外にそれぞれわかりやすい書類を作成することとなり、事務局の事務煩雑が大きく増えてしまった。
- 事務量が多く、使用する用紙も以前よりはるかに多い。
- 事務労力の負担増
- 予算規模も小さいにも拘らず、継続事業など各事業毎に収支予算書等の作成をするのは、事務局に経理事務の負荷がかかっています。
- 細かいため、事務的な手間が大変かかる。
- 運営において損益計算書だけでは不便のため、収支計算書を必要としているため、事務量が増えた。
- 一般法人移行２年目の過渡期ということもあり、煩雑で確認等に時間がかかる。

8）その他（５件）

- 財政難
- 行政への報告が簡便にならないか。
- 現状の範囲では、許認可官庁向けと税務署向けを勘案することが面倒。
- 提出完了後、不便を感じる。
- 損益ベースのため、収支ベースのものを求められることが多い。

【質問 7】従前より事業がやりにくくなった具体的事項

1）機関運営によるもの（14 件）

- 例えば、予算承認理事会を年度末頃に開催しなければならなくなったこと等。
- 理事会等機関運営
- 理事会の頻度が増え、出席率が低下した。
- 理事会において委任状出席が認められない点。当協議会理事は、団体もしくは企業のトップであるため、超多忙。故に理事会開催に必要な定足数に満たず、開催できない事態がしばしば起きる。
- 理事会において、書面による議決権行使ができない、職務の執行の状況の報告を行わなければならないこと等。
- 理事会・評議員会への本人出席義務
- 理事会・評議員会の出席に委任状が不可となったため、出席者の確認に手間がかかる。
- 理事会、評議員会開催にあたり手間がかかること。
- 理事会、評議員会の代理出席が認められないこと。
- 理事会、評議員会の運営
- 評議員の関与
- 定款で、評議員・理事の人事案件、事業報告・決算等が定時評議員会で承認することになっていて、評議員会と理事会との間隔をあけることになっているが、これでは定時評議員会を２回必要となり矛盾した規定になっている。同日に両委員会が開催できるように法令改正願いたい。
- 質問６の回答と同じく、支部が一般社団の制度を理解していない。予算や事業を理事会了承なく変更、実行しようとしたり、監事の権限が強化され、従前以上に監査を受ける際に必要な証憑書類、議事録などの記録保存が重要であるにも関わらず、指摘しないと対応しない。そのため、移行前よりも本部が注意深く支部の活動を看ないといけなくなっている。
- いろいろな制約があり窮屈に感じる。しかし、がんばって実施していかねばならないと思っている。理事会の開催回数が多くなったりで事務量が確実に増えている。理事会等の日程調整に四苦八苦している。

2）公益目的支出計画に関するもの（32 件）

- 総会時等における説明で、当期経常支出が赤字にも拘らず特定寄附の額は減することはできないということへの理解が得られ難いこと。

- 色々な場面で公益目的支出計画を意識せざるを得ない。
- 実施事業等会計とその他会計に係る事業間の収益等調整が自由にできないこと。
- 実施事業に縛られる。
- 実施事業として、行政庁の解釈（判断）が気になり、展開を狭める傾向にある。
- 実施事業、その他事業（収益事業）、法人会計など、詳細に収支区分が必要となったこと。
- 実施する事業と公益目的支出計画実施事業との関係の整理および経理処理等は常に必要となるところ。
- 公益目的実施事業を終了時まで継続しなければならない点。
- 公益目的事業内容の精査に要する時間・労力が大きい。
- 公益目的支出計画遂行のため、その他の事業に影響が出ている。
- 公益目的支出計画実施事業の収支を常に考慮しながら事業を進めなければならない。
- 公益目的支出計画実施事業の継続事業と類似の事業を実施する際に、変更認可申請、又は届出をするか、その他の事業でするかの検討を求められること。
- 公益目的支出計画実施により毎年一定の支出額確保が必要となったこと。
- 公益目的支出計画基づく継続実施事業の対応が煩雑。
- 公益目的支出計画の実施を最優先するため、ほかにやるべき事業までなかなか手が回らない。
- 公益目的支出計画の実施
- 公益目的支出計画の各年度実施報告の作成が少し煩雑に感じる。
- 公益目的支出計画に縛られるため、以前と比べ柔軟性が無くなった。
- 公益目的支出計画に関する事項の手間が増えた。
- 公益目的支出計画に沿って実施事業を行わなければならないため。
- 公益目的支出計画に沿った公益目的事業がその他の事業とのバランスで会員の理解等を得にくい。
- 公益目的支出計画があるため。
- 公益目的支出の縛りがあるため、事業の実施に制限が出てくる。
- 公益目的支出にお金を使うことに重きが置かれる。
- 公益目的支出計画実施に向け、従前より収益重視の運営に軸足を置いている。
- 公益部分とその他の部分との判断に困るときがある。
- 公益事業の判定
- 県の認可時の指導が細かすぎたことが原因で、特に新たな事業企画を行いたい際に、継続事業に該当するのかどうかについて公益目的支出計画との整合性をその都度県に確認しているため、以前よりも事業スピードが落ちていると感じる。早く期間満了を迎えたいと切実に願っている。
- 継続事業内容の的確な把握と収益と費用の明確化

- 継続事業の収支金額が、公益目的支出計画と差異が生じないか常に気にかかる。
- 継続事業としている公益的性格の事業について、柔軟な運営が難しくなり、事業の運営管理に注意と手間が大幅に必要となった。
- 経済的な影響により実際の事業支出を抑えなければならないため、公益目的支出計画との差が出てきている。

3）会計その他事務手続きに関するもの（23 件）

- 予算（案）作成から一層の精査が不可欠になった。
- 法律の規定が細かく、柔軟性に乏しくなった。
- 法律と会計基準が変わり、事業を行うのにいちいち確認が必要となっている。公益目的計画の実施にも多大な労力を必要としている。
- 複雑化するだけで省力化が図られない。
- 全ての面で複雑・煩雑になり、本来の事業に実施に使用をきたしている。もっと簡素化した法改正が必要と思う。
- 収支決算で単年度でも赤字にできないこと。
- 手間が増えた。課税対象額が増えて税金が増えた。
- 執行率を 100%に近づけるのが難しい。
- 事務煩雑、業務所要増大
- 事務手続き等が煩雑になり事務量が増えた。
- 事務作業量が増えた。　(2)
- 事業推進の迅速性（変更手続き煩雑）
- 事業自体ではないが、事務処理が多くなった。
- 資料作成にかかる時間が多くなった。
- 作成書類が煩雑化となったうえ、県への報告義務や監督指導がより厳しくなったため。
- 公益活動に関わる時間が取りにくい。
- 区分経理が必要となったこと。
- 区分経理が煩雑かつ面倒である。
- 簡単に事業の変更ができないこと（時代に合った事業ができない）。
- 会計処理が煩雑になった。
- 会計区分が複雑になり事業の判断が難しく、後任者の育成が進まない。
- 会計が複雑すぎる。

4）一般法人となったために起因するもの ―税制、他の受け取り方（23 件）

- 利子所得等が課税対象となり、その減額により影響のでた事業があるため。
- 利子などの源泉所得税処理が新たに発生した他、法律が変わることによりとまどうことが多々あります。
- 預金利息、登記印紙税等、税金の負担が増加した。
- 法人税課税上不利
- 退職金支給事業の資産運用収益に課税されるため、運用方法がそれに対応したものに制限されること。
- 金融収益への課税やみなし寄附の適用除外。
- 課税対象となる収入が増えたため、税金の支払いに苦慮している。
- 課税される。
- 課税が大きい。
- 課税が多くなった。
- 一般社団法人移行に伴い、普通法人型を選択したため特例民法法人の時の税制優遇が無くなり全所得課税となった。
- 補助金が少なくなったのでやりにくい。
- 町の補助金が公益に移り法人会計が赤字になった。
- 初めてお会いする企業に対して信用度の低下。称号の似た一般社団などが設立され、誤認混同が起こっている。
- 行政とのコラボのより実施する事業で、一部の行政庁は一般＝民間となり、継続して実施している公益性の高い事業でも「公益法人の時代」と扱いが違う。手数料無料が有料になったり、別の申請が必要であったり事業が中止になったものもある。
- 広島県障害者支援課よりの補助金がカットされた。
- 公益事業を行っている団体と理解してもらえず新規会員の加入やファンドレイジング時に支障が出ている。
- 公益の幅を狭めて、非営利の幅を広めたことは長い目で見るマイナスになると思います。一般社団法人は誰でも設立が可能で差異がわからず、長い目で見ると会を持続させるために非営利活動をへらしていく必要がでてしまう。
- 過去と同じ公益目的の事業活動をしているが、一般社団に移行したことにより営利団体のようにみられてしまう。
- 一般社団法人となって、設立以来の会員の退会及び減口が多い（自立することが求められていると理解しています）。
- 一般と名付けられたことで行政の理解が得にくい。
- 資産の運用による利息に課税されることで、従前と比べ、財団の運営が苦しくなった。

- 公益性が考慮されず、一般企業と同じ扱いを受ける事。

5）その他（９件）

- 登記の手間及び費用がかかる。
- 収益事業の育成に人的パワーと時間がかかり本来の実施事業推進に負担を感じる時がある。
- 主務官庁の指導がなくなったこと、主務官庁の検査もなくなったこと。
- 事業規模の縮小
- 市職員の派遣がなくなり、事務処理に精通した職員の確保。
- 行政庁の不要な関与。
- 共益目的主体の団体にとっては、新定款に堅い話が増えたとの受け止めがあり、活動に柔軟性を失っている。
- 一般法人になったといっても、理事の構成に変わりがないため、従来の特例民法法人のときと同じ考えをしている理事がほとんどであることから、事務局との考えに隔たりがある。
- 所有している土地の固定資産税が高額で、財源の少ない貧しい法人にとっては財政的な圧迫がきわめて大きく死活問題。

【質問 11】一般法人をめぐる税制で希望する事項

1）全般（54 件）

- 非営利法人のため特に困ることはないのでありません。
- 非営利法人として法人税の優遇を受けているが、今後一般法人への風当たりが強くなり、非営利活動を行っているにもかかわらず、一般法人だから課税を課すといった流れにならないかということが不安要素である。
- 非営利徹底法人を目指しているので、公益社団法人並みの税制を適用してもらいたい。
- 非営利団体の一般社団法人に関しては、税制の優遇をしてほしい。
- 非営利型一般社団法人の場合、税制の特典を公益法人並みにしてほしい。
- 非営利型一般社団なので収益事業のみの課税であるが、営利会社と同等の経営理念とは行かず、利益追求をしているものではない。よって、税制で何らかの配慮があればと思う。
- 非営利活動は、全て非課税が望ましい。

- 非営利が徹底されている法人は、寄附金控除の優遇措置および預金利息非課税として欲しい。
- 特にない。ただ、当基金のように基本財産の運用収入だけで、活動主体が漁業者なり漁協というだけで公益性が否定され、貴重な公共公益的な活動資金に課税されているのは残念である。漁業水産業は国民食料の安定供給確保という重要な役割のほか、環境保全機能、生態系保全機能、国境監視など生命財産保全機能、防災救援機能、保養交流教育機能など多面的な機能を有する産業（農業でも同じようなケースが）である。漁業者は国民が必要とするタンパク食糧を供給するパイプ役に過ぎず、当基金は水産業漁業が将来ともに健全に役割が果たせるよう下支えを事業としており、漁業者に直接利益を与えているとは考えていない。広く国民に門戸を開くことはしていないが、小学校などでの食育授業支援や、一般消費者を対象に魚食文化教室、一般消費者と漁業者による森づくりと交流活動など、広義の公益的事業に対し、税制優遇の方法がないものか？行政庁の一般財団という判断と、税法上の区分が異なってもよいのでは？（勝手な意見ですが）
- 団体ごとの資産状況、資金状況をみて、税金を減免するか免除するかしてほしい。同じ、一般法人でも団体の規模によってことなるから。
- 税務署は取りやすいところから取ることを改めて理解した。
- 税制面は、税理士に頼っているところがありますが、課税へのさらなる優遇をお願いしたく思います。
- 税制の優遇
- 税制ではありませんが、納税に関する事務が煩雑で、事務作業全体に占める比重が大きいことを課題と考えています。
- 青年会議所は100%地域貢献型団体。活動費は会費のみを当てている。なのに一般法人は課税対象となるのは如何なものか。
- 将来、公益法人同様に優遇税制があればありがたいが現時点では特に問題は感じていない。
- 奨学金給付事業への税制優遇を検討してほしい。
- 従前より行っている事業で、これまで実施してきた継続事業であり、非営利徹底法人であるにも係わらず税務署の言う実費弁償には当てはまらず、非課税法人に該当しないことを改めて欲しい。
- 収益事業をまったくしていない法人なのに、社名変更の手続きをしただけで、一般法人と同じ扱いを受け、審査を受けなければ法人税がかかる…と税務署に言われた。その辺の話を県庁では管轄外といってしてもらえなかった。移行しただけで団体の本質は何も変わっていないのに、そういった事務手続きが大変煩雑だった。世の中のしくみを変えるなら、その辺も一体でやってほしい。

- 実施事業と非収益事業(税法上)と事業内容が異なる場合、税務申告用の財務諸表を作成しなければならない。簡略化してほしい。
- 事業形態、規模に応じた税制区分
- 事業の実態を鑑み、移行前と同様の事業を行なっている場合には公益法人と同等の税制を適用してもらいたい。
- 今までより課税されるので厳しい。
- 行政からの減免が得られないので運営に大きな障害となる。
- 公益目的支出計画実施期間中においては、公益法人と同等の扱いにして欲しい。
- 公益目的支出計画を実施している団体への税制優遇
- 公益目的支出計画が実行中は、一般社団法人の普通法人の赤字は認められなく、総ての収入に課税されるが、このような状態が長引けば、法人財政が崩壊してしまう。弊法人は、物的財産はなく、電話権と事務所家賃の権利金のみである。収益事業として団体生命保険代行業務を行っているが、次月の収支をいかにきりぬこうか～いつも苦労している。
- 公益法人に比べ優遇制度が無さ過ぎるとおもいます、公益認定のハードルが高い現状は少しでも優遇して欲しい。
- 公益性のある事業については非課税もしくは税金の還付が望ましい。
- 公益事業計画が終了後も継続事業に関しては、税制の優遇を継続してほしい。
- 減税を希望する。
- 県で実施事業で認可されたものでも、税務署の判断では収益事業とみなされることがあると聞いたことがある。当協会の事業は全て実施事業（継続事業）であり、また小さな団体で予算も少ないから税理士に決算確認を依頼していないので、税務署との対応をどのようにすれば良いかわからない。
- 継続事業がある一般社団法人とそうでない一般社団法人の違いが、一般には理解されていないので、説明に苦労する。
- 過去の歴史があり独立した民間（行政の外郭団体や行政、企業から多額の補助金を得ていない）の一般法人への税の優遇（法人税、寄附金に対する優遇税制など）を考えてほしい。
- 一般法人の中でも組織形態は多様です。当会のような障害当時者が運営する法人は、税制優遇措置及び寄附金控除優遇措置などの特例措置を認めていただきたい。
- 一般法人でも非営利法人であればもっと税制の優遇をして欲しい。
- 一般法人でも公益目的支出計画の期間内であれば、税率の軽減を希望いたします。
- 一般法人でも公益性の高い事業については、非課税としてほしい。
- 一般法人（非営利を徹底した法人のみ）は公益法人同様の取扱いを望みます。
- 一般社団法人の非営利法人について、従前の社団法人の税制に近い形にしてほしい。

- 一般財団法人の業務においても事業の内容によっては、税制上すべて非課税（均等割含む）扱いにしてほしい。
- 移行法人への税制優遇を希望。
- 移行法人（旧公益法人）に対する法人税の軽減化を図られたい。
- 移行までの資産全てを公益目的として、移行後の支出に課税するのは二重課税では、移行前までの資産まで一般扱いとしてさかのぼっての課税は納得しづらい。
- 以前公益法人だったこともあり、多少なりとも税制の優遇を見てほしい。
- 税制優遇措置
- 「法改正前は公益法人として活動していた団体」や「活動内容が社会益を増進すると認められる団体」が、一般社団の中で頭一つ抜けられるような制度整備を希望します。
- 「一般社団財団は全所得課税とする。公益認定を受けた法人及び公益目的支出計画実施中の法人に限り収益事業課税を適用する」としなかったのはなぜでしょうか。非営利団体の税務申告は簡素化（というか単純明快に）して頂きたいと思います。
- 法人であるからには行政に対する受益者負担をしなければならないが、小規模一般法人に対して現行より税負担の軽減を検討されたい（民法法人の時と比較して税負担が大き過ぎる）。
- 法人が維持する建物の緊急修繕のために積み上げている引当金や、建物の時価総額まで公益目的財産に繰り入れさせることで、公益目的支出計画期間が延長され、長期間にわたり年度ごとの実態に合わせた経費按分を制限させることで、法人税等の課税額を増やそうとする巧妙な方策に、大いに疑問を持っています。決して正面には出しませんが、公益法人制度改革の目的の一つに、団体への課税という側面がありますので、現状は確かに法目的には合致していると言えるでしょう。実態としてそのような目的があるわけですから、制度設計側は公益目的支出計画作成前に団体に対して、「計画の方法如何で、課税額が増える可能性がある」など説明すべきでした。また、税法における「非営利が徹底された法人」についても、行政側からの説明は一切ありませんでした。内閣府のモデル定款にも、同規定についての解説は一切なかったと記憶しています（当会においては、事務局が独自に規定を確認し、定款に盛り込みました）。今後、定款に必要な規定がないにも関わらず、非営利型であると考えている一般社団法人が、営利型と判断されて課税対象なる事例が多発するのではないかと危惧しています。税務当局より団体への税務調査が活発化するとの情報もありますが、各団体においては、このような実態がありますので、せめて今後の税務調査等においては、できうる限り寛大な判断を検討していただきたいです。
- 分かりやすく、簡潔な税制体制等の構築をお願いします。

- 従来と同じ継続事業（公益事業）を行っているのにもかかわらず、税制が違う意味に疑問を感ずる公益や、一般という法人のくくりで税制が違うのはどうか？やはり、事業の内容によって税制が決まるのではないか平成20年の法改正で何らかの移行登記を行ってきたが、全社団、財団のこれらに関する発生コストは莫大に上るのではないか無駄が多い。
- 実施事業（公益事業、継続事業）が大きく赤字であるのに収益事業課税の為納税が発生するのはおかしい。確かに移行前は、公益法人として税制優遇等を受けていたが、一般法人に移行しても実施事業は、行政を保管する事業を実施しており、株式会社のように利益（配当）を追及しているものではない。
- 一般法人税の仕組みや法人運営についての研修会開催を要望したい。

2）利子配当所得源泉税（46件）

- 利子所得課税の改正
- 利子所得は法人の重要な財源であるので、税金で20%控除により事業活動に影響。一般社団法人であっても公益活動が主体の「非営利徹底法人」の利子所得は、移行前と同様に非課税としていただきたい。
- 利子課税をやめてほしい。
- 利子、配当金の源泉税率を低くしてほしい。
- 預貯金利子への非課税
- 預貯金を非課税
- 預金利息や配当金などに対して課税されることについて、検討いただきたい。
- 預金利息に対する源泉税の非課税事業内容が消費者保護を目的にしているものがあり、その債務の補償にあてる分だけでも非課税にしてほしい。
- 預金利息に税金が課せられるようになったことです。
- 預金利子に対し源泉徴収課税が非課税となること。
- 預金利子に対して源泉徴収課税をしないで欲しい。
- 有価証券の利子にかかる源泉所得税等を免除してほしい。
- 非課税にしてほしい。収益事業は全く行っておりません。しかし一般財団法人に移行後は、都税、預金金利配当金に対する課税が少額ではありますが、大変負担になっています。非課税になるには公益法人に移行が必須ですが、事務処理上負担が増えるので現状は厳しいです。
- 非営利徹底法人の法人税（公益法人等）と所得税（公共法人等以外）の扱いが異なる点を是正して欲しい。具体的には非営利徹底法人の利子等に係わる源泉所得税を公益法人と同様に非課税適用として欲しい。
- 非営利徹底法人の場合は、利息収入の課税率を軽減してほしい。

- 非営利徹底法人については、預金等利子配当課税をなくして欲しい。
- 非営利徹底法人については、株式会社に比べ税率を低くしてほしい。
- 非営利徹底型法人は、利子に係る税率を下げてほしい。
- 非営利型の一般法人は、収益事業の所得のみに法人税が課税される。なのに、受取利息については非収益事業にも課税（所得税）してくることが理解できない。
- 非営利型の一般財団法人の金融資産収益について、非課税扱いとしていただきたい。
- 非営利が徹底された法人である、など、一定の条件を設けて、受取利息等に係る源泉所得税を免除してほしい。
- 特民の時のように、非営利徹底法人に対しての金融利息等を無税にしていただけると有り難い。
- 特定社団法人の時のように非課税扱いとして欲しい。基金運用益が目減りし、活動に支障をきたす。
- 同業種の団体で公益認定されている県がいくつもある中で、同じ退職金支給事業の資産運用収益にかかる税制が異なることはおかしい。この事業は法人税法上の収益事業ではなく、本会は非営利法人であるのにもかかわらず、一般社団法人ということで課税されている。公益社団財団、社会福祉法人であれば、全く同じ事業でも非課税となっている。同様に認められることを希望する。
- 収益事業を行っていない場合は、預貯金利息等を、非課税にしてほしい。
- 受取利子に係る所得税については、公益法人と同様に非課税の取扱とすることを希望します。
- 私学教職員の退職時に学校法人等へ退職金給付のための資金を供給する退職資金給付事業を移行前から公益事業として実施している法人について、公益法人では保有する金融資産の運用益について税制優遇されているが、同様の事業を実施している一般法人については課税されていることについて、さまざまな事情から移行先が異なったことで、当該法人並びに当該法人からメリットを享受する立場の者に不利益が生じている現状について、特段の配慮を賜りたい。
- 些細な定期預金利息への徴収廃止。
- 公益目的財産の利子課税の緩和
- 公益目的の事業を基本財産等の運用収入で行なっている為、税率の低減を検討頂けると幸いです。
- 源泉税の 20%相当の軽減
- 銀行預金（共益事業予定分）の課税扱い固定資産税の減免
- 銀行口座の利息にかかる税金を優遇していただきたい。
- 金利に対する課税を撤廃して欲しい。
- 規模が小さい法人ですので、条件を満たさないということで公益にはできませんでした。しかし、行っている事業はすべて公益で利益の追求はありません。皆様から

いただいた会費などで税金を賄っている状況です。税金免除ができるように審査していただいて、有意義に資金を運用できればと思います。

- 基本財産の利息収入にかかる源泉分離課税は、当財団の場合、実施事業の年間赤字を補てんする有力な財源だっただけに、20.315%（復興税含む）の源泉は影響が大きい。収益事業で黒字のうちは何とか取り崩さずに継続できるが、設備投資や大型の機材更新などの財源をどうするか、時期が迫っているなか、頭が痛い。昨年は設備投資が重なり、わずかだが財団設立以来、全体収支で初めての赤字を記録した。今期は、基本財産として保有運用している公債を満期まで２年というタイミングで売却、同時に同額の国債に買い替えを実施して売却益を計上できると思ったところ、キャピタルゲイン（非課税）にも総合課税が適用とのことで（個人は非課税）国債の評価益とダブルで課税されるため、目下のところ打つ手なしといったところ。一般法人が日本から逃げ出したくなる気持ちがわかります。公益事業そのものの実施が社会的貢献している、あるいはそのための様々な努力が課税ですべて踏みつぶされそうな錯覚に陥ります。嘱託職員の正職員化、賃金のベア実施などの人に対する投資もすべて先送りせざるを得ない状況です。法律でしょうが、制度改革と法律改正の整合性がつかない改革は「改悪」でしかないような気がします。日本では、旧公益財団はもとより、一般法人、特に公益事業を担う団体は、すべて解散しなければ立ち行かなくなると思います。もっともそれが国策としての今回の社団財団法人改革の目的であることはすでに承知していますが。解散して国庫に強奪される前に、頑張りたい。
- 基本財産の果実が厳選税で引かれているが本会計が赤字でも一方通行で全部納付している確定申請のように赤字の場合は反映できないのか。
- 基本財産の運用収入を非課税にしてほしい。
- 基本金（財産）利息収入の課税（20%）が高すぎる、せめて10%にしてほしい。
- 株の配当に対する源泉税をなくしてほしい。
- 運用利益は、当社の場合すべて公益事業に活用されているので、源泉所得税から除外してほしい。
- 運用益への一律20%課税を減額して欲しい。
- 退職金団体は、私立中学高校等の教職員の退職手当資金を学校法人に対して交付し、国立公立学校と同等の教職員の待遇を確保することによって、私立学校の人材確保や私学教育の質の向上に寄与してきたという重要な役割を担ってきており、一般社団（財団）に移行した退職金団体の利子所得等の非課税措置を講じていただきたい。
- 現在、寄託金の運用益に２割強の課税がある。この税額は、協会の運営にとってかなりダメージを与えている。新たな収益を求めて模索をしているところである。
何の制約もなく言わせてもらえるならば、収益事業をやっていない法人については、税額を大幅に減額（５%以下）して欲しい。

- 学術文化を継承の当法人においては、物販等の収益事業は、見込まれないためと、業界全体が低迷状況にある中、運営に苦慮しております。せめて預金利子税、配当利子税等税制の優遇措置をお願いしたいです。
- 実施事業の中核に継続事業が位置づいているので、公益法人扱いとして利子課税を無しとして欲しい。

3）法人税（57 件）

- 法人税率は低いに越したことはない。
- 法人税率の逓減、及び、公益目的財産額に対する、利子税の非課税化
- 法人税率の減
- 法人税率の引き下げ。
- 法人税の大幅減
- 法人税の軽減の穴埋め先として一般財団社団法人をターゲットにしないでほしい。
- 法人税の軽減
- 法人税の課税緩和（みなし寄附金相当額の適用、経過措置等による段階的課税）
- 法人税など税金が高い。印紙税がいるようになり不満。僅かな利子にも税金がかかるようになり、損ばかりする制度である。
- 法人税：収益事業は現行の限定列挙が望ましい。消費税：特定収入分の割合が仕入控除不可のため、その部分は必ず法人の自腹となる。今後も増税が予想されるので負担が大きくなっていく。会費収入は現在原則不課税だが、不課税か課税かを法人の判断で容易に選択できるようになることが望ましい（現状では、会費とサービスとに対価性があることを個別に税務当局と折衝し、証明する必要があり、課税を選ぶことのハードルが高い）。
- 非営利型法人の場合、法人全体が赤字決算でも収益事業が黒字であれば課税され、結果的に正味財産を大きく減少せざるを得ない。何らかの対応策を設けてほしい。
- 非営利型法人については税率を低減してほしい。
- 非営利型一般財団法人の場合、収益事業から生じた所得が課税対象になるが、収益事業以外の公益目的事業は、もともと赤字決算になる場合がほとんどのためメリットがない。せめて、赤字決算分も法人全体の損失として扱えないか。
- 非営利型の一般法人の法人税の減税
- 非営利を徹底する法人の収益事業に係る法人税割合のご検討をいただきたい。
- 非営利、役員への非報酬の団体であれば、今後も課税免除としてほしい。
- 当法人は、一般法人移行前より、実施しているすべての事業は公益事業として捉えているが、法人税法上の収益事業で得られた収益を、非収益事業に投下しており、

全体でバランスを取ってきた。このような非営利型法人については、税負担の軽減の意味で、従前認められてきた「みなし寄附金」の復活を強く要望したい。

- 収益事業の課税の緩和をしてほしい。
- 収益事業に対する法人税率の引き下げを希望する。
- 収益事業についてのみ課税について、全体課税も選択できるようにして欲しい。利子等に係る源泉所得税の課税は廃止。
- 収益事業があっても、営利目的ではなく、すべて会運営費用に充てているので、これまで同様の優遇があってもよいと思う。
- 受取助成金、受取寄附金は課税対象外としてほしい。
- 実施事業の経費について損金算入を認めるべきである。
- 事業目的に、国際親善及び国際文化交流を推進する団体への助成を掲げ、毎年１億円の助成金を交付しているが、寄附金税制の下、実質９割近くが損金否認となっている。即ち現行税制は、助成事業をすればするほど税負担が重くなるという矛盾した税制となっている。定款に掲げた事業に基づく助成活動については、全額損金控除できるよう早急に改定されるべきである。
- 事業税、法人税の減税を希望します。
- 事業収入を非課税にしてもらいたい。
- 事業収入を非課税にしてもらいたい。
- 事業と言える事業はないのですが、税金を支払うのでしょうか？補助金を頂くので税の対象になるのでしょうか？
- 国が民間の公益活動を推進していることから、公益活動の財源となる「みなし寄附金」は、全額損金参入していただきたい。
- 行政機関から受託して実施する研修、啓発事業等は、行政施策であるため非課税とすべきである。
- 公益目的支出計画に則った実施事業と、更に収益事業も実施している場合、現行では収益事業だけの損益に法人税が課せられるが、実施事業で生じた赤字分（赤字の全額ではなく一定割合でも可）を収益事業の損金に算入することはできないか。理由としては、公益目的実施計画に基づく実施事業は公益的な性格を有する事業であり、且つ、実施事業会計は必ず赤字でなければならない。従って、赤字分は実質的に収益事業か法人会計から補填しているからである。
- 公益目的支出計画に基づき実施した継続事業において、発生するマイナス分を、収益事業から補てんしなければならない。この分を、補てん元の収益事業の経費としてほしい。現状では利益とみなされ、税負担が大きく、団体運営の死活問題となっている。

- 公益目的支出計画に基づいて支出する金額については、社会福祉法人、認定ＮＰＯ等の公益性の高い団体に対する行為について税制上の取扱いを改正してほしい。支出金額を全額損金計上に改めてほしい。
- 公益目的支出計画で行う特定寄附も、ふるさと納税制度のように税控除の対象として欲しい。
- 公益目的支出は控除対象にして貰いたい。
- 公益事業の赤字を収益事業で埋めたあとに課税してほしい。どこからも運営費を受け取っていない（今年は自力で助成金を獲得したが続くか心配）のに、どうやって公益事業を続けて行けば良いか苦難の道。せめてNPO並みに補助金が欲しいと痛切に思います。理事も役員も手弁当、交通費も自前で協力しています。これでは続きません。
- 現在、非営利団体として収益事業以外は非課税と考えているが、支部組織の活動についても同様の取り扱いを明確にしてほしい。
- 県市ともに法人税は以前と変わらないと案内があったのですが、非営利団体なのに税務署に確定申告をしなければならないのが不便で、もっと簡便な方法を考えて欲しい。
- 継続事業を実施している期間は免税でもよいのでは。
- 継続事業のうち例えば出版物は関係機関への無料配付の他、有料で販売をしていることから税務署には収益事業として、なんとか認めてもらっていたが、法人移行に伴い継続事業は公益事業としているため、今後は継続事業における損金を収益事業の経費に合算することができないと思われる。収益事業だけしか経費が認められなくなると、税が大きな額になり継続事業の実施を縮小しなければならと危惧している。
- 継続事業については、収益事業であっても非課税としていただきたい。
- 継続事業と収益事業は合算で、所得金額としてほしい。
- 継続事業で公益にかかるものは非課税としてもらいたい。消費税についても除いてもらいたい。
- 会計区分は、実施事業会計、その他会計、法人会計とありますが、税務申告の際は合算で赤字であっても、その他会計で利益があることから税額が増えました。特例民法法人から一般法人になった際、税額は６倍になりました。つきましては、会計区分合算ではマイナスなので、一般の会社（株式、有限）同様の課税方式にしていただくよう希望します。
- 一般法人にもみなし寄附金等、その他事業から実施事業への資金の移動を公益並みに認めてほしい。実施事業の資産は赤字が膨れ上がり、その他事業の資産は黒字、全体で均衡、という歪な資産構造になる。これを実施のその他事業からの借入金が膨らむ会計は正常で無いと考える。

- みなし寄附金としての損金算入制度の廃止により税負担が一気に増大した。一般であることからやむを得ない措置とは思うが負担があまりにも急激に大きくなりすぎているので、段階的な廃止にしてもらうと良かったと感じている。移行後の法人運営を円滑にするため、しばらくの間、税率等で調整することの検討はできないか。
- 1. 収益事業から事務委託を削除してほしい。2. 非営利法人の、法人税等の均等割り額の免除　3. 非営利法人の、利子税免除
- １法人税率の引き下げ　２役員報酬、賞与について、不当に高額なものを除き損金算入　３減価償却資産の償却費計算の簡素化　４消費税の単一税率の維持
- ①みなし寄附の復活　②実費弁償による事務処理の受託の確認申請の簡素化と、明らかにマイナスとして想定できるものは、届出だけで収益事業に該当しないとならないか。
- 収益事業所得からのみなし寄附金の損金算入を従前どおり認めてほしい。利子等に係る源泉所得税を非課税としてほしい。
- 運営費に行政からの委託料や補助金が入っている。また、利益は行政へ返還しているため税制の優遇措置を考えていただきたい。
- 「収益事業」のみ課税をやめてほしい。収益事業以外の事業（公益事業）をやっていると、実質的な税率が高くなってしまうから。
- 「公益目的支出計画」を実施している法人の場合、基本的に「公益目的事業会計」は赤字となるが、法人の永続性を確保するために「収益事業会計」で黒字を出す必要がある。そのため当財団のように、税法上の区分が「非営利型法人」に該当する場合、法人の事業全体の会計が赤字であっても、収益事業から生じた所得に課税されるため、全ての事業に課税される「非営利型以外の法人」よりも不利益な税制となっている。このような理由から、「非営利型法人」について、①課税所得の範囲は「収益事業から生じた所得」もしくは「全ての所得」のどちらか選択制の採用、②みなし寄附金の損金算入の適用の①②のどちらかを認めてほしい。
- 「その他会計」事業の収益のみに課税されておりますが、収益一部について「継続事業」への寄附（みなし寄附）が出来ればと、税金が軽減され将来の運営が安定できるのではと考えます（その他会計事業の収益は継続事業の大きな財源となっております）。
- 事業収入の収益を加盟団体に還元することから、収益に対する減税を願いたい。
- 公益目的支出計画の実施のために支出した額を損金扱いとしてもらいたい。
- ○特定寄附に伴う減免について寄附金の財源に係わらず、法人税の減免対象としてもらいたい。

4）寄附税制（８件）

- 公益事業（非課税事業）に対する寄附金（指定）については、寄附控除の対象としていただきたい。
- 現在ほとんどの収入を寄附に頼っており、寄附控除が受けられないことによるデメリットは大きいです。
- 寄附金控除の優遇措置
- 一般法人であっても非営利性が徹底されている法人であれば、寄附金の損金参入枠を設けていただければありがたく存じます。
- 一般社団法人で非営利型徹底法人の場合、認定特定非営利法人並みの募金に対する免税措置が適用されるようにして欲しい。当法人は一般社団法人でありながら年間事業費の 50%以上で国立大学法人支援（教育、研究対象）を行い、周年募金（たとえば、90 周年、100 周年等）を実施して支援財源をまかなっているので、そのような寄附の場合は、免税措置が適用されるようにして戴きたい。
- 非営利徹底法人に対する一般の方々からの寄附金を所得控除できるよう基準を緩和にしてほしい。
- 非営利徹底法人に対する寄附金の免税措置の適用拡大
- 寄附に関する税制優遇が一般法人においてもたいしょうとなるように、次の 2 つの視点から制度創設･拡充等がまされることを希望する。①公益目的実施事業等への寄附者への寄附金控除の優遇措置 ②公益目的事業への赤字補填等対応に対する「みなし寄附金」等税制優遇措置

5）地方税、消費税等（34 件）

- 法人市民税県民税の減免措置。利子所得への課税の免除。
- 法人市町村、都道府県民税における均等割課税について、当法人は市町村税条例に基づき減免してもらっています。そもそも非営利法人であって、残余財産を持たない（受託先の公共団体へ全額返還）法人でありながら、県民税にあっては減免の対象ではない。つまり、地方税法上は一律に課税対象であって、たまたま市町村税条例が減免しているだけである。法人運営の実情に対応した課税でなければならないと考えます。
- 法人県民税及び法人市町村民税の免除（社団法人のときは免除だった）。
- 法人県市民税均等割の減税があれば助かります。
- 弊会は旧民法法人であり、地方税法第 348 条第 2 項 12 号および第 702 条第 2 項の規定により、所有する土地の固定資産税都市計画税の一部が非課税であった。新公益法人制度の施行に伴い、非課税要件が変更なり、平成 26 年 3 月末まで経過措置

が継続されたが、平成26年度以降は全面課税となった。旧民法法人時代から主務官庁の認定していた公益的事業をそのまま継続しているにもかかわらず、全面課税となることには承服しがたい。

- 福島県の場合、法人市県民税が課税対象となった（定額部分のみ）。
- 非営利法人は、県市民税の均等割りについても非課税を希望します。
- 特定寄附している場合の一般社団法人に対する固定資産税の税額の低減して欲しい。法人税等の納付を対象外にしてほしい。
- 当法人は、共益型の一般法人であり、法人税基本通達により法人税は課されておりません。市県民税は均等割ですが納めており、登記等の際の登録免許税も納めております。できれば、公益法人等に該当する法人ですので、税務上も公益と同様にしていただければと思っております。
- 都道府県の違いにより法人市民税の扱いが異なるようであるが統一できないか。
- 登記費用を免除してほしい。
- 登記に係る印紙代が非常に高額になったため、印紙代がどうにかならないか。
- 消費税免除
- 消費税の申告の簡素化
- 消費税の改正に伴う事務処理が繁雑になる。申告等事務手続きの簡略化を望む。
- 所有する土地を、無償で学校法人に貸与し、そこには学校法人が建設し運営する博物館相当施設（認可済み）がある。その博物館相当施設で実施される展示や講座などの教育啓発活動に当財団法人は協力し一体となって活動しているのだが、土地や建物に関して極めて高額の固定資産税が課せられている。限りなく公益性公共性のある事業を展開しているにもかかわらず住宅地並みの課税には、承服できないところである。
- 収益事業を行っていない一般法人の市県民税の減免申請について。現在「収益事業を行っていない一般財団法人」が減免の対象かどうかは、各自治体により減免対象になるか否かは異なっていますが、統一してほしいと思います（山梨県および甲府市については、減免対象ではないので）。
- 手形交換事業が消費税の対象であるという、税務当局の見解が理解できない。
- 今まで免除されていた県民税市民税等の減免がなくなったこと。小規模法人にとって厳しい負担となっている。
- 公益目的支出計画実施事業に関しては地方税等を非課税にしてもらいたい。
- 公益事業での料金等について、消費税を免除してほしい。
- 公益事業が赤字なのに県市民税、役員登録税など毎年９万円の税金がかかっている。ぜひ税の軽減(０円)にしていただきたい。
- 公益事業を行っている研究所の施設に関わる税については非課税にしていただきたい。

- 固定資産税を従来通り無税にしてほしい。
- 固定資産税の免除
- 固定資産税の撤廃または低減を希望します。
- 固定資産税の減免－民法法人時代と同様にしてほしい。
- 固定資産税の減免や税制面での優遇
- 県民法人税の均等割りについても課税されているが、収益事業を行わない法人であるためかなりの負担となっている。一般法人から一律の均等割りを徴収するのではなくそういった面も考慮した対応をしてほしい。
- 一般社団法人に移行前の特例民法法人では、県民税と市民税の均等割りの免除申請ができたのに、非営利法人の一般社団法人に移行したのにこの免除申請ができなくなった。
- 一般社団の中でも非営利型で収益事業を行ってない団体については、県法人(均等割)税市法人(均等割)税を免除してほしい※各県、市町村によって違うので「免除」に統一してほしい。
- 「非営利性型法人」に対しての法人税均等割の減免を継続してほしい。
- 役員の変更登記に係る登録免許税を非課税としてほしい。一般社団移行前は、非課税であった。今後、収入財源が減少していく中で、法人運営が厳しくなっていく。
- 非営利で申請し許認可されたはずが、有無を言わさず課税法人となることにいまいち理解しがたい。一般社団になった途端、当たり前のように市県民税課税対象非営利の許認可はどんな意味があるのか？

【質問 12】行政庁への要望があればご記入ください。

1) 対応指導に関するもの（51 件）

（1）各行政庁のバラツキ　6 件

- 公益法人認定について各都道府県によりその差が大きかったと思われる。
- 公益法人の認定基準が判断が各県によって温度差がありすぎる。同じ業種で有りながら県の判断によって認定されたりされなかったりしている。真面目に住民のために活動している法人までとばっちりを受けている。
- 公益法人は対象が不特定多数を原則としているが、そうでないようなところも公益認定されており、不平等な制度改革ではないのか。
- 都道府県により、公益目的支出計画実施報告書の審査内容に格差があると伺っている。特に本県においては、他の都道府県に比べ、微細な点まで指摘、修正指示が行

われているようであり、それに対応するための事務負担が大きい。都道府県による格差がないよう、できる限り、統一した基準での審査が望まれる。

- 読売新聞（平成26年6月1日）記事「新公益法人審査にブレ」にあるような内容について、改善策を検討していただきたい。
- 認定、認可に対する都道府県間の判断に差が生じている事項について、国として改善策を講じるべき。

（2）担当官個人の対応　20件

- 質問や相談がある場合は、電話で照会したり、訪問して相談すると担当者が親切に回答してくれるので、要望としては、特にない。
- 立ち上げの段階から、本当に些細な事柄に相談にのっていただきありがたく思っています。　毎年、説明会が開催されており、その都度出席し、ようやく少しわかりかけたように思っています。説明会の資料は、できるだけ、例示を多くしていただき、簡単で分かりやすい表記をしていただけたら幸いです。
- （内閣府）担当官によって指導内容が異なるケースあり。公平性に欠けるようでは困る。
- 移行認可申請時及び公益目的支出実施報告書提出時、公益目的支出計画の変更認可申請時　いずれも内閣府の担当の方に懇切にご指導戴いており感謝している。
- 旧指導担当課の担当者の方は、よく勉強されており、的確な指導・助言をしてくださるので、非常に助かっておりますし、感謝しております。新担当課の方は、こちらからの質問に対し、明確にお答えいただけております。
- 行政庁の担当者が変わるたびに、指導の内容が異なった。結果、定款や公益目的支出計画も不完全なものとなり、移行も1年以上先延ばしとなり、膨大な事務負担と多額の経費の投入を強いられ、最悪であった。・関連する各種学校への寄附行為はできないと言われ支出計画から削除したが、関連セミナーの個別相談や他の法人等の状況を聞くと、同様の寄附は全国でも認められているとの回答であった。・中途半端な公益目的支出計画を修正したいが、ひとこと「修正はほぼ無理」との回答。ほんとなのだろうかと疑いたくなる。行政庁には、移行法人の立場に立った親身な指導と助言、正確で分かりやすい情報提供を要望したい。そして、行政庁はもとより公益法人協会にもお願いしたいのは、公益インフォメーションのような行政庁等の運営や事務負担軽減だけに多額の税金を投入するだけでなく、多数を占める小規模な法人の事務負担軽減策にも知恵を絞り、力を注いでほしい。
- 1例として、公益目的支出として認められる費用について、県段階ではせめて統一していただきたい（担当者によって取り扱いが相違している）。
- さらに公益法人制度についての知識を持ち、質問に対応できるようにしてほしい。

- 移行申請後の公益目的財産額確定の段階で、申請しているのにそれに対する手続きをさぼっていた岩手県の職員が存在した。半年以上放っておかれた。このようなことはないようにしてほしい。
- 既に手続きが終了しているため、今さらという感はありますが、既に他団体で承認されている定款内の条項(文言)を自社でもそのまま採用したところ、認定等委員会の定款チームより「そのままでは承認出来ない」と言われたことがありました。また、定款チームより一度 OK が出ていたにも関わらず、直前で修正を求められたことがありました。担当者の判断にもよるのでしょうが、この辺りはきちっと統一していただけると有難いです。なお、移行前・移行後ともに担当者は大変一生懸命取り組んでくださる良い方であり、何ら不満はありません(むしろ感謝いたしております)。
- 県担当者の異動等により、対応が変わることはないのか若干の不安がある。
- 県庁の担当者様は大変良くしていただいている。ただ、制度を理解するのが難しい。
- 指導内容が、担当者で変わるので統一して頂きたい。
- 所管窓口の担当者が２年ぐらいで人事異動のため変更する為、同じ説明をしなければならない点。
- 申請の際に、丁寧な文書指導があったので、感謝している。
- 担当者が傍若無人な場合がある。人間が仕事をしているのでしょうがない部分もあるが、理不尽な指導をされた場合に当該指導は適切なのか審査してもらえる機関が内閣府等にあれば、いいと思う。
- 担当者にやや温度差うかがわれる。
- 担当者によって言うことが違いすぎる。見解を統一してほしい。
- 適切で迅速な指導をお願いしたい。
- 適切な指導、助言をお願いしたい。

（3） 相談・指導などの体制に望む　25 件

- 適宜、適切な行政指導を頂きたい。
- モデル規定などをホームページで公開して欲しい。
- よりきめ細かな指導や法改正等に当たっての説明会など移行法人のアフターケアーに努めてほしい。
- 移行期間最後の年に移行したばかりであり、提出書類等の手続き・期限に戸惑いがある。公益目的支出計画の６年間は行政との関わりがあるが、行政側も手を離した感が見受けられる。最初の１年間ぐらいは従来通りの監督指導とまではいわないが、適時のアドバイスや忠告をしてほしい(現在、他の先行移行団体を手本に手落ちのないよう届け出等を実施している)。

- 移行後の最初の決算では、顧問税理士でも理解できていないため、公益目的支出計画実施報告書の提出ではかなりの修正指示を受けました。有料の相談会や説明は多いが、決算前に監督行政庁の無料相談会・説明会を行ってほしいと感じました。
- 一般法人に対しては、兵糧攻め目のようなやり方で解散に向けて向かわしているように感じるので、設立目的に向けた活動を支援してほしい。
- 一般法人へと移行はしても、まだ公益目的支出計画の期間はフォロー体制をとって欲しい。
- 気軽に相談できる「相談窓口」の設置
- 公益目的支出計画終了まで的確な指導継続。完了以降も法人運営のアドバイスは歓迎!
- 公益目的事業の在り方については、届け出の事業内容が一定期間とは言えども継続しづらい社会経済にあって、臨機応変に市場に即した事業内容に変更できるように、法人の立場に立った相談窓口等の設置を求めます。
- 公益目的事業期間が完了後においても行政庁へ事業報告を行ったほうが望ましいと判断します。
- 公益目的実施報告書の作成等で疑問があっても、面接での相談ができない(県庁から遠いため、気軽に行けない)。
- 行政用語・手続等について、一般にも分かりやすい内容としてほしい。
- 今までのような相談がしにくい。
- 手引き類について、分かりやすい記述にしていただきたい。
- 手続き等を気軽に相談できる体制が欲しい。
- 職員の人事異動もあることから、公益目的資質計画実施報告書等の提出について事前説明会を開催してほしい。
- 新法人として、何をすればよいのか、改組後1年間ぐらいは指導して欲しい。また、税務署と所轄行政庁との制度のすり合わせをよろしくお願いいたします。
- 設立時の主管省に継続事業については指導を仰いでいるが、それが続くことを願っている。
- 相談を気軽にできる体制があればうれしいですね。
- 相談窓口（専用ダイヤル）の様なものがあったらと思います。
- 相談窓口や定期的な研修会等を当面でよいので実施されたい。
- 団体運営関係の留意点などの説明会を開催してほしい。
- 定期的な状況調査とアドバイス、書類作成説明を含め。
- 法務はプロですが、複式簿記、税務申告に関しては、全くの素人。東京都は、銀行出身の方を、非常勤で雇用された。税理士、会計士などを、顧問契約されたらいかがでしょうか？もう、移行認定を受けるまで、複式簿記がわからない人を、相手にしたため、多大な労力を強いられた。たとえば、法人会計は単式簿記で記帳してい

た。収益事業は税務申告上、腹式簿記で記帳していた。この性質の違う会計を、合算して、ＰＬを作れと言われたとき、もう、閉口した。政務申告のとき、認められる貸倒引当金と将来の未収の恐れがある貸倒引当金の違いが全く分かっていないで、説明をもとめられた。知識のない人に、説明するのは無理である。

2）手続き・提出書類・立入検査等監督に関するもの（39 件）

（１）簡素化・迅速化・柔軟性を望むもの　16 件

- 公益目定支出計画実施報告書の作成に多大な労力と時間を要している。内容の簡略化ができないか。できなければ、作成指導を丁寧に行ってほしい。研修会が１回あったが、理解できない部分がかなりあった。資料に訂正があったが、修正後連絡するとのことであったが、何の通知もない。
- 公益目的支出計画の作成も含め、事務の簡素化等をお願いします。
- 手続き、会計を簡素化してもらいたい。管理に多くの人材が必要となったが、余分な人材を確保することは出来ず、全職員の退職リスクも高くなった。
- 報告、申請書類の簡素化
- 私共、職能団体においては、他県の同様法人と情報交換を頻繁にしますが、行政庁においては、そういうことはされないのでしょうか。内閣府や他県県外からも情報収集等をしていただき、もっと、柔軟な対応（判断）をしてほしいです。経験がないとか、情報が足りないのは、全国どこでも同じだと思います。
- 事業実施に支障をきたさないようにもっと簡素化すべきである。
- 手続きの簡素化作成記入例の作成
- 申請書類の審査の迅速化をお願いしたい。
- 提出書類の簡素化（事業内容、事業規模の大小により）
- 提出書類の簡素化を希望します。電子申請で書類を提出していますが、提出の項目が多く、少人数の事業所にとっては、書類作成が負担になっております。例えば、以前は事業報告書・決算書・議事録等をコピーして報告をするだけでしたが、移行申請の時から、年度の事業報告まで、各書類をＰＤＦ添付の他に、電子申請の項目にそれぞれ数字や説明文を入力して送信をしました。移行申請時から解りにくく相当時間がかかってしまいました。もっと簡単にして欲しいです。
- 提出書類の簡素化を要望する。
- 当会は視覚障害者当事者が主体となって事務運営をおこなっているため、事務処理及び定期提出書類に膨大な日数と労力を要しています。その点のご配慮をお願いしたいです。

- 当方のような、小さな財団には事業内容は変わらないのに、事務処理が複雑になったでけで、何のための公益法人制度改正だったのか分からない。加えて、制度度改正のきっかけの一つともなり、マスコミでも不祥事続きが大きく報道された、漢字検定や相撲協会などが、公益法人に認可されたこと自体も理解できない。
- 認可後の提出書類をもう少し解りやすく簡略にするべきで、その分変更の場合はしっかり提出すればよいのではないか。
- 報告書類の簡単かつ簡素化を求める。
- 報告等を簡単にしてほしい。

（2）電子申請・届出、公益法人インフォメーションに関するもの　11件

- 電子申請後の審査にかなりの日数がかかっている。
- インターネットが時機によりつながりにくいことがありますので、その点の対策を強化していただければと要望致します。
- ネットでの書類申請、提出の手順がなかなか理解しづらいのでもう少し簡素な説明がほしい。
- 公益法人 information（WEB サイト）をもっと使いやすいものにして欲しい。
- 公益法人 information が更に使いやすくなるよう工夫していただきたい。
- 公益法人インフォメーションの提出物の様式が分かりづらい。
- 公益法人インフォメーションへの報告等について、今後も指導いただいきたい。
- 提出方法　①電子、②窓口、③郵送とあった為窓口に出掛けたが、そこで電子申請をして欲しい旨言われた。初めから電子申請のみと言って欲しかった。
- 提出書（鑑文書）社団法人の時はマニュアルが各項目毎にあり非常に分かり易かった。電子申請の仕方等分かりにくいところがあった。
- 電子申請システムの改善
- 報告のインターネット投入が細かすぎて時間がかかりすぎ、また、アクセスの集中でロックしてしまうこともたびたびあり、入力に困難を極めた。この報告方式を改善してほしい。

（3）変更認可・届出及び定期提出書類に関するもの　10件

- 医業事業において、オープン病院を開設に係る医療保険業の非課税措置に関する厚生労働大臣の証明を毎年、申請を複数年に検討してほしい。収入要件、事業要件が求められているが、毎年、大きな変更がない。
- 一般法人の提出書類は、公益法人のものと比べ少ないが、小規模の法人の場合、実施事業と並行して作成しなければならず、法人の事業報告の延長線と思っているが、

多大な事務的負担であるので、もう少し、提出書類について負担のないようにできないものでしょうか。

- 簡素化された経理報告書式にしてほしい。
- ①定期提出書類、具体的には公益目的支出計画実施報告書作成の手引の個々の説明、表現が非常にわかりにくい。一部、事例を出してくれているが、現状よりも、具体的な例示による説明資料にして欲しい。また表現が、いわゆる役所ことばが多くわかりにくい。②①は「提出」だが、「変更届出」「変更認可」等の言葉も出てきて、何がどう違うのか、重みの違いが良くわからない。それぞれの言葉使いの定義をきちんと明示して欲しい。③６月末までに、公益目的支出計画実施報告書を電子申請で提出したが、７月中旬時点で「受付済み」状態のままである。（毎日、進捗状況を確認をするのが日課となっている。）資料の不備等は無いものと考えてはいるが、毎日気になっている。多くの法人から、多数の提出があって担当官も大変ではあろうが、何らかの形で詳細な進捗連絡があっても良いのではないか。提出側には、締切が明示されており、期限まで提出しなければ罰則もあるようだが、審査側でも期限を決めてもらいたいと思う（例えば、いつごろには、順番が回ってくる予定とか…）。
- 公益目的事業の軽微な変更でも、事業内容の記入方法によっては変更届や変更申請が必要とされる場合が多いように思われる。同種の事業であれば広めに解釈して、改めて変更届等を必要としないような指導を願いたい。
- 公的目的支出計画の変更については　柔軟な対応ができるように検討していただきたい。
- 定期書類の中身の記載方法がわかりづらい。
- 定期報告の際、フローチャートに従い入力しても、どの項目からその数値がきているかが不明で詳細な説明をして欲しい。事務担当が全て経理に詳しいわけではない。
- 提出資料が多い。
- 毎年の公益目的実施報告の簡略化

（４）監督に関する事項　　２件

- 移行後も真面目に事業を行っている団体と、そうでない刑事事件となるような団体とあるようなので監督をしっかり行ってほしい。
- 各種申請してから回答（確認）までが長すぎて、ちゃんと届いているのか不安である。

3）制度改善を望む（62 件）

（1）制度全般　11 件

- たかが 1,500 万円程度の会費により運営をしている法人を対象に、これほどの申請とチェックの必要性があるのか？　法律事項であることからやむを得ないものの、理解しがたい。
- 一般法人の移行法人と新規設立法人の弾力性の差異が大きすぎると感じる。特に我々のような小規模・零細団体は、事務の煩雑さに忙殺され、本業に十分力を注げない時期が増えている。また、補助金や会費の減少を少しでも補って本業のレベルを落とさないよう収益事業を頑張らざるを得なかった我々は結果として公益目的比率が低くなってしまい、結果として公益法人への移行をあきらめざるを得なかった。もっと小規模・零細団体に対するシンプルな会計基準の適用をご検討していただきたいと考えるとともに、「誰に聞いたらよいかわからない」だけでなく「県の担当者が異動すると指導・確認事項が増え、同じことを何回も回答しなければならない（今年度も経験）」ことにストレスを感じているので、この辺をもう少しお感じいただければ幸いである。
- 基本金が 1 億円以下の小さな移行認可法人は、元に戻せるようにしてほしい。
- 現行制度の廃止
- 今回の新制度による法人移行で、これまで地道に公益活動をやってきた法人が事務的に対応できなかったり、都道府県担当者の誤った見識により、公益法人に移行できずやむなく一般法人に移行した例が少なからずあると聞いております。こういった事例の救済措置や、事務量が増えただけで従来の公益活動に支障が生じるようになった今回の制度について、見直しを検討してもらいたい。
- 今回の法人改革が当法人のような小さな法人までも一律で改革が必要であったのか疑問が残る。特に、公益事業の予定額については、事業内容によって毎年大きな変化が予想されるが、申請時の数字がいつまでも基本となっていること事態が理解できない。
- 質問 11 同様ですが、「法改正前は公益法人として活動していた団体」や「活動内容が社会益を増進すると認められる団体」が、一般社団の中で頭一つ抜けられるような制度整備を希望します。
- 社団法人という点から、公益社団法人への移行は難しいと指導されてきた。事業の対象者を会員に限定せざるを得ない社団法人を、財団法人と同様に取り扱ってきた内閣府や都道府県の指導に対しては疑問を抱かざるをえない。仮に公益社団法人という選択肢が難しくとも、公益目的支出計画の継続実施が困難となり、変更認可を

受ける法人が今後増えてくるものと想定している。法改正によってこのような事務手続きが煩雑となったため、引き続き行政指導をお願いしたい。

- 社団法人の時にはしっかりと行政の監督下にしかれ、公益法人のひとつであり、任意だんたいとは違う特性を持っているとなんとなく理解をしていたので、皆襟を正して運動が出来ていました。しかし、一般社団夫人では公益目的支出計画完了後に監督下を外れる為、何をしてもよい団体つまりは任意団体と同じになってしまうのではないかと想像します。この場合、いったいどの部分が公益法人として優位性をもっているのか、任意団体とは何が違うのか、一般社団法人格という意義や意味を理解するのに苦しんでいます。この辺りを理解できるようにしっかりと説明して頂きたいと思います。
- 天下りも行政からの補助金も一切無い、うちのような団体に今回の法人改革は、行政主導のただの迷惑でしかありませんでした。移行にあたり、会計事務所などに相談することもなく、県庁の指導だけで手続きを完了したが、素人には大変難しい作業だった。国が音頭をとって一斉にやったことなので、今さら何を言っても仕方ないが、その団体の性質や内情を見極めて、免除制度や法人によって申請手続きの簡便化を設けるなど、もう少し何らかの措置があってもよかったのではないですか。
- 非営利性を徹底している一般社団とそうでない一般社団の呼称を区別してほしい。

（2）公益目的支出計画　28件

- その他事業の中に、移行申請時に継続事業としておくべきであった公益的性格の赤字事業があることに気づいたが、制度上は移行後は認められないことになっている。変更認可申請で認めるようにしてもらうとありがたい。
- 移行後、早期に継続事業を変更することについて行政庁は難色を示している。「申請時の計画性に問題がある」「詰めが甘いのは法人側の責任」「申請後すぐに変更というのは認定等委員会が受け入れない」というのはもっともな指摘ではあるが、事業（活動）は生き物であり、規模の浮き沈みや内容の変更が出るのはやむを得ないことではないだろうか。各団体の特性を理解していただき、柔軟に対応できる体制を作っていただきたい。
- 我が一般社団法人は会員の年会費及び諸行事臨時会費を徴収して運営していますが財政支出計画について毎年提出する事事態大変です中央省庁の出先機関、行政から援助うけている団体と違いますから会員の会費で運営している団体には財政支出計画の提出はNGにしてほしい。
- 公益事業の認定基準が一元的でもっと多様化すべき。
- 公益認定事業の条件に関する規制枠の緩和
- 公益目的支出の項目及び内容変更を簡単にして欲しい。

- 公益目的支出計画が何世代かに渡って引き継いでいかなければならない。公益事業は赤字でなければならないという制度を改めてほしい。公益事業は赤字で良いとの認識だから、国家は1,000兆円もの借金を抱えて平気でいられるのだと思う。我々の子供、孫の世代に借金を残して、将来日本が破綻しないかどうか心配だ。黒字の公益事業を目指すべきではないかと思う。
- 公益目的支出計画に変更が生じた時の変更申請について簡素化してほしい。
- 公益目的支出計画の期間が100年以上で計画されている法人があるようですが、現在の制度そのものが永久であるとは考え難く一定期間を限度して定めることはできないでしょうか。財産の出し渋りであると思われます。この改革では増益した資産を広く国民に支出していく目的も他方であるのではと感じられます。
- 公益目的支出計画の実施期間というのがあり、申請時の計算上では150年というような数値が出てきている。150年後などというような気の遠くなるような数値そのものが平然と存在していること自体が、まったくもって理解できないものであり「ナンセンス」という表現でも不足のような気分である。
- 公益目的支出計画の実施期間について、当初想定していた期間の拘束が長期に及ぶことを良しとしないことが、実際の実施報告では計画と差異が生じてしまい、不都合なことを感じています。
- 公益目的支出計画の提出期限と、総会開催の期限が同じのため、事務局の負担が大きい。総会終了後の提出にしてもらいたい。
- 公益目的支出計画は形式的なものと判断できることから、特に非営利型一般法人に移行した法人には必要にものと思われる。
- 公益目的支出計画や報告の作成を簡略化してもらいたい。報告書の提出期間に、もう少し猶予をもっていただきたい。
- 公益目的支出計画実施報告書の簡素化　・上記報告書に対する監査報告書及び総会承認等
- 公益目的支出計画実施報告書の記載方法が分かりにくいので、記載方法の説明会等を開催して欲しい。
- 公益目的支出計画実施報告書の審査時間が長いのでは...。なかなか完了にならない。
- 公益目的支出計画実施報告書の申請後の審査をなるべく早くして、瑕疵があれば速やかに連絡してもらいたい。総会の議案書に報告書の一部を載せており、誤りがあった場合、新たな対応に迫られる。
- 公益目的支出計画実施報告書の提出について、オンライン入力の提出期限間近のシステムの改善を望む。
- 公益目的支出計画実施報告書の提出については、実施事業（継続事業）に変更がなければ「別紙２　公益目的支出計画実施報告書」、「貸借対照表」、「正味財産増

減計算書（内訳書）」を提出することで公益目的支出計画が履行されていることが確認できると思いますので、簡素化できるのではないかと考えます。

- 公益目的支出計画実施報告書を毎年作成して、提出しておりますが、この記載フォームが使い難いので、改善して頂きたい。
- 公益目的支出計画実施報告書制度の廃止。
- 新機事業の公益目的事業への追加を認めてほしい。継続事業だけだと、事業が廃止になったりすることもある。新機事業をついかしないと公益目的支出計画を再提出しなければならなくなることもある。
- ・制度の見直しが必要当法人は、公益目的支出計画の期間が100年を越える。これは、制度設計の趣旨にそぐわない長い期間であり、制度の見直しが必要である。見直しの要件１）年間の予算規模などによる小規模法人に設定期間の上限の特例が必要　当法人の26年度経常費用計6,430千円うち事業費計5,930千円　職員ゼロ。
  ２）基本財産評価額の算出に墓地や山林など収益が少ない財産の評価特例が必要
  その他事業で墓苑管理事業を実施しているが、墓地の評価額が基本財産額を押し上げている。墓地の評価は、隣接する雑種地に準じて行った。役員が生きている間に制度の成果を見たいものだと思う。
- 他府県では行われていない、福祉事業の削除をやめてほしい
- 年度ごとの事業計画でなく長く考えていくらでも、簡単に変更できる制度にしてもらいたい
- 聞くところによれば、1,000年余の公益支出計画が認められているという。1,000年前の平安時代の計画を今、確認している。そんなバカみたいな制度があるとは知りませんでした。
- 本来、公益目的事業であるべき顕彰事業が授賞対象者を行政庁（大阪府）外まで対象としていることを理由に事業収入はまったくないのにも関わらず収益事業として取り扱われた。行政庁担当者は矛盾していることは承知しているが、現行法ではやむを得ないとのことである。公益法人改革の当初の説明では公益目的事業の対象は広くあまねくとのことであったが、我々の法人に対するこの取扱いは明らかに目的とは反対になっている。救済措置が必要と考える。

（３）機関運営　７件

- 法人の財政的規模の大小にかかわらずおしなべて法人法を適用した今回の法人改革は決して適切な法人対応とはいえない。
- 制度の建付けにおいて、一般法人法に定められていない事項については会社法を理念に従うこととなっていると思われるが、法律等の整備が必ずしも十分に行き届い

ていない面が見受けられる。現状では、公益法人協会に照会する等によって対応しているが、内閣府による政令、省令などの充実に期待したい。

- 1.評議員会の招集を理事会に諮らなければならないが、その都度の理事会の招集は簡単なものではない。2.公益目的支出計画を理事会に諮らなければならないが、決算終了後理事会を招集するまでの間に公益目的支出計画も整理しなければならず、期間的余裕がないのが実態である。
- 現行の会社法並みのガバナンスの緩和。
- 役員選挙においての予備選挙等を行うことの選挙事務および方法（総会を開く回数が増えた）
- 理事の任期や選任方法を従来どおりにしてほしい。
- 一般法人へ移行したが、従前に比べ手続きが煩雑になったことが多い。特に、理事会や総会の開催の手続き等が日程的にハードになった。柔軟に対応できるように改善できないか。

（4）会計・計算書類　4件

- 会計基準の簡便化・評議員会開催の手続きの簡便化
- 公益法人について、もっと簡略した会計制度にすべきである。
- 規制緩和の名のもとに事業の連続性、透明性重視の公益法人制度改革であったはずなのに、かえってすべてが複雑になり会員への理解も得られにくい。又、事務量も増加した。この新制度によって、広く大衆の理解・共感が得られるのでしょうか？制度の簡素化を図っていただきたいと思います。旧の16年基準で充分だと考えている団体は多くあると聴いています。
- 正味財産増減計算書及び貸借対照表の内訳書の作成は、できればやめてほしい。

（5）税制、登記等　12件

- 上記記載のとおり。税制見直ししかありません。
- 団体の持っている施設を行政の指定施設などに認定し、行政施設の一部として活用していただく代わりに、財務上の支援（固定資産税の減免）を検討して欲しいと考えております。　公共施設は老朽化が進んで閉鎖解体も増えており、地域サービスの低下も懸念されておりますが、団体所有施設を代替施設として指定することで、同一のサービスを維持することは可能だと考えます。民間ができることは民間で、という公益法人制度改革の目的にも合致するのではないでしょうか。
- ①過去の歴史があり独立した民間（行政の外郭団体や行政、企業から多額の補助金を得ていない）の一般法人への税の優遇（法人税、寄附金に対する優遇税制など）

を考えてほしい。②過去の歴史がある一般法人に対して活動拠点・グラウンドの無償貸与が出来るようにしてほしい。

- 収益事業であるが、公益増進のため、その収益の５０％以上を公益目的事業に充てている収益事業について、税制の非課税のように、このような収益事業は、類似な公益目的事業に区分して欲しい。公益目的事業の区分について、各都道府県により、運用の違いが出ている現状がある。法律及び施行法等について、そのようなことが起こらないように見直ししてほしい。
- 収益事業を年間通して行わなく、会員の会費のみで、尚且つ地域貢献型団体である青年会議所に課税を課すのは不適当。公益取得も公益目的比率等の問題があって一般を選択している青年会議所は多くあり、制度に従って納税はしておりますが、そもそも課税の対象となる事自体がおかしいのではないかと声は多数ある。課税は収益目的事業をする団体のみにしてほしい、またはそれに準ずる措置を早急にとってほしい。
- 奨学金給付事業への税制優遇を検討してほしい。
- 税金の免除をお願いしたい。
- 赤字の場合は源泉税を軽減していただきたい。
- 前述の税制に関する事（県民法人税の均等割りについても課税されているが、収益事業を行わない法人であるためかなりの負担となっている。一般法人から一律の均等割りを徴収するのではなくそういった面も考慮した対応をしてほしい。）。
- 登記手続きをわかりやすく簡略化してほしい。
- 非営利徹底法人への寄附について、寄附者側に税制優遇が欲しい。
- 法人県民税の免除。

4）その他（11 件）

- 私ども法人会は、税に関する啓蒙、普及をむねとし、全くのボランティアで活動しており、収入は主に会員の会費で賄っています。活動も公益事業が主で特に税務研修会や税制セミナーなど税に関する知識と意識を高める講習会などの会場は主に市・町の公民館などを使用していますが、優先使用権は全くなく、使用回数も制限を受けているのが現状です。会の活動の趣旨からも県・市のさらなるご理解とご協力があればと考えております。
- 活動をもっと理解してほしい
- 監督官庁は山形県となるようだが、協会及び会員（情報処理サービス業）への支援（地元企業の活用など）が少ない。また、協会への補助金等も年々きびしく減額されている。

- 現在　弊会は賀茂真淵記念館の指定管理の受託業務を主業務としているため、浜松市と委託契約に基づき運営されている。したがって行政庁への要望も法を遵守しつつ、互いの疎通を図っている。なお弊会独自の事業、本の出版、講座開設等については、順調に拡大している。
- 公益法人から一般社団法人に移行したが、今後千葉県協会が単独に公益法人の認定が取得できるか。また、公益法人への要件についても教示してもらいたい。
- 公益法人としてふさわしくないと誰もが思う団体が政治的理由で認定を受ける一方で、地道に活動を続けてきた団体が、明確な基準に基づく納得感のある判断のないまま公益性が否定されいるように感じます。民間の活力をもっと活用できる方向で、公益認定基準を見直していただきたいと思います。
- 社団法人への補助金をあんていさせてほしい。せめて公益事業につうては費用をまかないたいです。
- 登記だけで一般社団や一般財団を作れる制度は良かったのだが、法人数や活動実態を行政が把握できない仕組みになってしまったのは残念。特に新設系の法人の実態が判らないのは問題だと思います。都道府県庁におかれては、せめて自県内の法人数、その活動実態くらいは把握しておくことを望みます（法務局と税務署に限っては、法人数を把握していると思いますが…）。
- 内閣府へ提出した決算書類が承認されたのかどうかの連絡が来ない。
- 日本の民族衣裳で「あるきもの」数々の知恵と先人達が経てきました歴史文化が生きついております。温かい人毛の手で織られた布地・自然の美を再現した染め・織・技伝統とともに昇華された｛きもの｝日本人の心が、深く込められており芸術性は、世界で高く評価されております。近代日本を支えた服飾産業の再興を切に願うものです。
- 老朽化した施設の維持管理・改修の助成

【質問 13】公益法人協会への要望があればご記入ください。

1）情報提供に関するもの（32 件）

（1）全般　17 件

- 定期的に公益法人等に関するニュース講習会案内等を流していただいており参考となっている。
- 今後も積極的に有用なセミナーや情報を発信していただけると助かります。

- 一般法人法に基づく理事選定手続きや決議の省略による理事会決議などを他法人ではどのように行っているのか公開してほしい。
- セミナー等による情報の提供、知識の伝達を宜しくお願い致します。
- 毎回の相談時には懇切丁寧にご指導いただき、誠にありがとうございます。以下について情報提供をいただけると助かります。①平成25年度以降の一般法人から公益法人への移行事例②平成25年度以降の一般法人（非営利型）から一般法人（非営利型以外）への移行事例③法人移行後、早期における継続事業（公益事業）の増減事例④法人移行コンサルタント会社（会計事務所等含む）に対する評価事例⑤公的機関からの委託事業の区分け（公益か収益か）に関する意見
- 移行にあたり、相談会を数回利用させていただき、たいへん助かりました。移行後も、法人運営に関する相談に対応いただき非常に助かっています。今後も、定期的な開催を希望します。行政庁が直接行っている相談窓口もありますが、貴法人がまとめられている相談会の方が、相談しやすく感じています。
- 随時、法人関係に就いての情報を提供して欲しい。
- 現状のように、諸情報等を迅速かつ適切にいただけることをお願いします。
- 貴法人は公益法人であるため、主に公益法人に関する情報は潤沢であるが、一般法人に関する情報も掲載してほしいと思います。
- 運営に有益な情報提供を頂きたい。
- 公益法人制度改革により、本当にこの改革で良かったのか。本来は一般法人であるにもかかわらず、何故公益の認定を受けられたのかなど、当法人の周辺の法人でも疑問が残ることてがあります。移行した法人の現状等もお知らせいただければありがたいです。
- 小規模法人の参考になる情報の提供をお願いしたい。
- さまざまな情報提供と適宜の解説など
- 当協会は、公益法人協会の会員ではないが、一般的な質問解釈等での教示、相談を是非お願いしたい。
- いつも、素早く適格な情報をいただけて助かっております。ありがとうございます。
- いろんな情報を提供してほしい。
- 行政庁への要望に同じで、公益目的支出計画実施報告書の記載方法の具体例を示して欲しい。

（2）ホームページ　3件

- いつも貴法人のサイトを参考にさせていただき法人運営を行っています。一般法人移行の際にも、相談などで大変お世話になり、ありがとうございました。　今後と

も公益法人一般社団財団法人のため、さまざまな情報を提供してください。よろしくお願いします。

- 以前、移行前に一度相談会に出向いたことがありましたが、大変的確なアドバイスを頂戴し、本当に有難く思いました。また困ったことが生じた際には「掲示板」を拝見し、問題解決に役立てております。会費等々の問題もあり入会は中々厳しい状況ですが、今後も引き続き我々のような超小規模法人の強い味方であってくださることを願っております。
- 有料講習ばかりでなく、会員が自由に閲覧できる運営などにかかるFAQを解説して欲しい。行政庁に確認しても、通り一遍な回答しかえられず、運営の特に事務処理は少しでも簡便にしたいとした期待を叶えがたいため。

（3）Q&A　9件

- Q&Aはいつも参考にさせていただいています。どちらの法人さんも、同じような悩みをお持ちであることを実感しており、具体的な悩み、疑問が共有できて、大変有益です。ただ、気になっているのは、横から質問者以外の読者が割り込んでくるケースが散見されますが、普通の読者としては、却って混乱して、内容や論点が良く分からなくなることがままあります。難しいかもしれませんが、制限するようなことを検討なさってはいかがでしょうか（何度か、先生たちが注意喚起されてはいますが）。
- 貴協会のホームページにあります移行運営に関するＱａｎｄＡ（名称は薄覚えですが）非常に参考になりました。ありがとうございました。また、運営実務等の参考書もたいへん参考になりました。
- 一般財団法人運営に係るQ&Aを、さらに充実してほしい。
- 移行前は、行政の監督に甘えていたが、今後は自主的に何事も対処していく必要があり、今まで気にかけていなかったことなど見えていなかった部分の対処が必要となってくる。(情報公開等への対処、そのための書類等の整備･保管など)自覚していない事項への対処を前もって備える事も重要である。このような点のQAなどを出していただけるよう希望する。
- Ｑ＆Ａならびに相談会を活用させていただいております。機関運営や法令の解釈等について、的確なご指導を賜り有難く存じます。今後も大いに活用していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。
- インターネットによるＱ＆Ａ（事案グループ別）を継続してほしい。
- ＷｅｂサイトなんでもＱ＆Ａの他法人からの質問回答は参考になります。回答の労力は多大と思いますが、継続していただきたい。

- フォーラムが非常にすばらしい。しつこい質問に対しては無視される傾向にあるので、とことん議論を尽くせばどんな参考文献より価値あるものになると思う。
- 貴会Q&Aを拝見させて頂いています。一般財団、公益財団で区分けされていた方が、見やすいと思います。

（4）公開資料　3件

- 各種規程のひな形を公開してほしい。組織規程、就業規則、服務規程、懲戒規程、永年勤続表彰規程、給与賃金規程、退職金慶弔規程、旅費規程、会計処理規程、役員評議員選任規程、理事会評議員会運営規程、役員報酬退職慰労金規程、印章管理規程、など。
- 提出書類の作成記入の仕方を詳しく解説したものが欲しい(他県で作成したものを参考にしているのが実情)。
- 特になし。ホームページの情報公開資料が参考になっている。

2）相談事業に関するもの（12件）

（1）全般　7件

- もっと相談にのる体制があればよい。
- いつもご相談させていただいているが、今のところ特にない。
- 無料の相談窓口があればよい。
- 照会を行った際は、丁寧に対応して頂き感謝しているが、これまでの照会実績等を今以上に広く公開して頂けると助かる。
- いつも相談にのっていただき感謝しております。
- 関連３法、20年会計基準及び公益目的支出計画等に関する運用面の疑義についての、「電話相談窓口」の設置を希望する。
- 実務に関して、初歩的な疑問も含め、メールによる問い合わせ、回答のコーナーを設置してほしい。

（2）相談窓口　5件

- 何度か、些細な質問をさせていただきましたが、常に親切に対応していただき感謝いたしております。今後も、気軽に相談できるような体制作りをお願いできればありがたく存じます。

- 相談のお電話をしても対応が悪いと感じられることが多々あります。もっと親切、丁寧な対応をお願いしたいと思います。
- 貴協会には随時電話による相談窓口サービスがあり、当会も移行申請～移行～公益目的支出計画実施の作業の際何度もアドバイス頂き大変感謝しております。今後も会員の機関運営に役立つ情報の提供をよろしくお願いいたします。
- 理事会、総会など法人運営で疑問を抱くことが出てきたとき、以前の御社への質問が簡単にできるような形に取り計らってほしい。
- 特例民法法人のときや一般社団法人に移行した後も、①総会、理事会の運営、②会計処理の方法、③一般法等の条文の解釈などについて、たびたび電話相談をしたが、毎回、丁寧に回答してもらい、きちんと理解することができた。心から感謝しています。ありがとうございました。できれば、これからも継続してほしいと思います。

3）セミナーに関するもの（37 件）

（1）全般　22 件

- 従前どおり各種セミナーを開催してください。
- 各種講習会のご案内をいただきますが、多忙のため出席できません。資料の提供をご検討願います。
- 研修講座の地方開催や相談サポート
- 相談事業、中でも個別相談会などを適宜開催していただきたい。会計や税務等のセミナー開催も、今後も継続してほしい。小規模な法人の事務局は、一般的な事柄からある程度専門性のある事柄まですべてに対応しなければならないため、日々の業務についてスムーズな処理がなかなか大変なのが実情です。ついては、そうした法人向けに少し専門性のある業務対応のためのセミナーや相談会等も企画実施していただけると有り難いです。御協会が現在行政庁に提言している、よりスムーズな法人運営が行えるような活動を今後ともぜひ続けていただけるようよろしくお願い申し上げます。
- 無料相談会、無料セミナーの実施は、たいへん有益でした。今後も実施してほしいと思います。
- 地方において、セミナーや相談会を頻繁に開催していただきたい。
- 地方でのセミナー開催箇所を増やしてほしい。
- 定期的な無料セミナーの開催
- 地方でも講習をしてい頂きたい。
- これまで同様、研修や相談会などを引き続き実施してほしい。

- 各種相談会やセミナー開催をしてもらいありがたいと思っているが、受講に行く人材、時間がないのが現場の現状である。
- 県単位で研修会を実施していただきたい。
- 法人運営に役立つ講習会の開催や情報提供をお願いしたい。
- 地方都市での講習会の回数を増やして欲しい。
- 将来、税制会計法人法等の改正時には適宜講習会等の実施していただければありがたい。
- タイムリーな研修を継続願いたい。
- 法人運営実務研修等の実施（実例なども紹介しながら）
- 福岡での講習会の数を増やしてほしい。
- 今後とも有用な研修等を実施してもらいたい。
- 従来どおり各会員に対する研修会等を通じた指導の実施、及び会報による情報提供をお願いしたい。
- 講習会相談会を各ブロック毎開催してほしい。
- 静岡県内での各種セミナー、出張相談などの開催を検討くださいますようお願いします。解散手続きに関する相談（個別）をさせていただく予定ですので宜しくお願いします。

（2）テーマ　8件

- 新人中途採用向けに「公益法人とは」基礎の基礎から学べる講座を東北でやってほしい。会計セミナーで、企業会計と公益法人会計の違いをもっと詳しく教えてほしい。会計セミナーの講義内容は充実しているが、時間に余裕がなくなり、最後までみっちり教えていただけないので、「リース会計について」や「退職金会計について」などのピンポイントの講座をやってほしい。
- 法人の運営（法人法に則した）に係るセミナーを随時、開催してほしい。
- 一般法人に対する、会計上の留意点に関する研修を、関西でも実施していただきたい。
- 一般社団法人向けのセミナーを開催してほしい。ほとんどのセミナーは、公益法人のおまけみたいに感じる。業界団体では、利益相反取引に対する理事会運営、事務局運営が問題になるので、詳しい説明会を開催してほしい。
- 法人運営に関するセミナーや個別相談会等の継続開催
- 経営者研修を実施して頂きたい。
- 「公益目的支出計画報告書の作成の仕方」講習会を実施してほしい。
- 一般法人化に伴い、法人税が大幅にアップした団体が多いと聞いています。一般法人の節税対策についての研修の充実をお願いします。

（３）料金　７件

- いつもお世話になっております。有益なセミナーを数多く企画していただいておりますが、もう少し安価であれば、助かります。仮に１万円のセミナーとしたら8,000円くらい。
- セミナーに出席したいのですが、会費が高すぎる。
- 研修会相談会多々ご案内をいただきますが、参加費の軽減をお願いしたい。
- 会員以外の講習会参加料を引き下げていただけたら参加しやすい。
- 研修会の会費又は入会会費を安価にしてほしい。（特に一般法人には財政基盤が脆弱な法人が多いのではないか？）
- 研修会や講演会の参加料金が高すぎる。一人3,000円ぐらいにして欲しい。
- 各種セミナーなどの費用がバカ高い。テーマに一貫性、即効性がない。

4）月刊誌・書籍・情報公開サイトに関するもの（５件）

- 機関紙にあまりにも実務に係わる記事がなく、ほとんど毎月見ない。他の機関紙（全国公益法人協会）のほうが貴重、参考になり保存し活用している。
- 書籍が判りやすくて活用しています。今後もよろしくお願いいたします。
- 貴協会から出版されている「理事の役割と責任」は実務に沿った内容で、非常に分かり易く説明されており、理事（理事会）の役割や責任、そして根拠やその委譲範囲など、法人法に準拠した経営管理態勢を目指す中で、参考にさせていただいております。先日、この内容に係るセミナーを開催されておりましたが、このような研修を、是非また、開催いただけたらと存じます。
- これからも機関誌等による情報提供を願いたい。
- 「公益法人一般法人の運営実務」第２版を活用しております。この本のお蔭で財団の円滑な運営もできております。今後も、法律等の改正に合わせてタイムリーな改定をお願いします。

5）会員制度に関するもの（２件）

- 会費が高い。
- 会員を脱退してしまったにもかかわらず、有益な情報をメール等でいただきまして、ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。年会費がもう少し低ければ。すいません。

6）提言活動に関するもの（15 件）

（1）全般　6 件

- こういったアンケートを行政に対して強力に変更等推し進めてほしい。
- 公益法人制度に関して、国に対する要請と団体への情報提供を引き続きお願いしたい。
- このアンケート結果をしっかり活用していただきたい。関連法人のための活動をしっかりおこなっていただき、小規模な法人の手助けを切にお願いしたい。質問 8 は、「その他の法人」としていますが、実際は、県の指導で一般社団法人を選択するしかなかったのであって、回答としては「わからない」と回答したいところです。
- アンケートの行政庁への提案事項などを実行できるようにサポートしてほしい。海外では（特にヨーロッパ）では出来ていることが、なぜ日本では出来ないのかなど調査研究してほしい。
- 公益法人の認定に関し、大規模な法人から小規模な法人までひとくくりの考え方での認定基準になっているため、小規模な法人では公益認定をうけることが最初から無理であった。本来の意味での公益性を考えた認定基準などについてもう一度検討してもらいたい。
- こういうアンケート調査を通じて、制度の見直しを国に働きかけて欲しい。

（2）会計　3 件

- 会計制度や税制の改善を国に要望していただきたい。会計制度：会計区分の設定の仕方、B/S、P/L 内訳書の作成を改善していただきたい。税制：継続事業については、収益事業であっても非課税としていただきたい。
- 公益法人の会計処理を簡素化し、事務処理能力の小さい法人であっても本来ならそうなるべきであった公益法人として活動できる環境を整える努力をするべきである。
- 会計基準の簡素化及び見直し。

（3）その他の提言　6 件

- 認定法の収支相償等について見直しの要望を続けていただきたい。
- 一般といえども、無事に移行を終了し、公益法人の時と変わらない事業と姿勢で展開していこうと考えている時期に、今回のＮＨＫの放送を見て、少なからず驚かされた。一般財団法人としての立場が、このような偏向した形で伝えられ、世の中に

流布されていくことがあるのかと。先日の通信で、太田理事長がこのことについて発言されたことを知り、職員一同に回覧をさせていただいた次第である。できれば、このような形で、法人の立場をきちんと伝えていただけることが、一法人で仕事をする立場からは、たいへん心強くもあり、また協会へ要望する要素でもある。

- 公益法人制度改革が、なし崩し的なものとならないよう、行政に対し働きかけてもらいたい。
- 税制上の課題について、関係官庁に働きかけてほしい。
- 公益活動の財源となる「みなし寄附金」の全額損金参入を認めていただきたく、税制優遇措置の制度改正を提言していただきますよう要望いたします。
- 一般法人への支援について行政への働きかけを強化してほしい。

7）公法協への期待・苦言（17 件）

（1）期待　10 件

- 移行に際しては、説明会等に参加させていただき、大変有益な情報をいただき、ありがとうございました。相談先が良くわからない中、本当に貴重な場を設けていただき、感謝いたしております。まだ移行初年度で、実際の運営上の問題点の有無も分からない状態ですが、また説明会等開催される際には、お世話になりたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
- これからも、適宜ご指導ご教示をお願いします。
- 内閣府への報告等について、これまでも指導をいただいているが引き続きお願いしたい。
- 今後とも各種セミナー、相談室などを通じて法人運営他、数々の問題に対応してアドバイスなどを頂きたい。
- 本年（平成 26 年）４月に移行したばかりのため、具体的な問題点について的確に認識していないところがいろいろあると考えているので、本アンケートに関しても的確な回答になっているかどうかわからない部分があります。したがって、従来通りのコンサルテーションをしていただけるとありがたいと考えています。
- いつもお世話になっております。今後もご指導をお願い申し上げます。
- 公益法人改革の趣旨は、国が関与する公益法人の見直しであったはず、補助金や天下りと関係のない一般社団法人については、公益目的実施計画を廃止し、行政庁の関与をやめるべきである。また、都道府県別で見ると北海道は、公益法人への移行割合が他県に比べ少ない感じがする、都道府県によって、審査要件の厳しさが異ったのかどうか検証が必要ではないか。
- 情報収集や情報公開等で役割を果たされており、今後とも期待している。

- 遅まきながら今春に移行できました。ＨＰやら書籍やらでの情報収集でしたが、何かとお世話になりありがとうございました（書籍「一般社団財団法人の登記実務」も、相当な助けになりました。買ってよかった…）。①貴会セミナーなどを受講したいと思うことはありますが、受講料すら捻出できず参加できません。今後も、有益な講習や題目について、書籍化をお願いします。②公益法人会計ソフトウエアの価格が高すぎて買えません。年間予算１～２千万の団体が 30 万円もソフト代の工面など極めて難しいもので、前近代的な対応をしているところも多いと思います。それにしても、値段の割に欲しい機能はなかったり、株式会社向けのソフトと比べて作りこみが雑だったりと、（非営利法人向けは需要が少ないから）真剣な対応が望めないのは仕方ないのかと思っています。貴会主導で、誰でも使えて廉価なもので、電子申告納税にも対応できるものを生み出して頂けませんか。もしくは業界や内閣府に現状と必要性を陳情して下さい。これもソフトメーカーの立派な社会貢献だと思います。
- 特にありません。しいて言えば、貴協会をうまく利用させてもらえていないことくらい。

（２）苦言　５件

- 本アンケートがどのように活用されたのか、結果を報告して欲しい。
- 「公益法人協会」という名称の協会であるが、一般財団法人となった法人にとってどのような関連性があるのですか。もし「公益財団法人」を取得している法人であればその関連性も理解できるのですが。
- 具体的に何をしている協会かわからない。
- 民間によるアンケート調査の回答事務委託費用は、認められている。また、一般競争入札落札者によるアンケート調査の回答事務委託費用も、認められている。（どの調査も公益目的事業に区分れている）しかしながら、公益法人協会による直接アンケート調査は、回答者の無償提供である。その不公平感について、見直し検討して頂きたい。一部の国民には、有料、他の国民には無償提供と思わざるを得ないが、説得力ある説明をしていただきたい。
- アンケートは書類でお願いしたい。

（３）新規事業提案　２件

- 公益性の高い一般社団法人（類似した事業を実施している法人）との事業活動運営状況等に関する意見情報交換等の機会を設けていただきたい。
- 公益認定（公益財団移行）のコンサルティング

8）その他（９件）

- 平成25年の申請においては、報告を行う上でシステムにアクセスが集中し、対応に苦慮した。システムのパフォーマンスに、今後共、配慮頂きたい。
- 一般法人の範囲が広すぎて、業界として行政にオーソライズされている団体もそうでない団体も外からみれば同じ冠団体となり消費者にも会員にも分かりにくく活動し難いと感じています。
- 当初は、公益社団法人も選択の一つとしていたので、他の法人のホームページ等参考にしていた。そこで気づいたことがあったので書きます。公益社団法人の中には、租税公課(消費税)を計上していないところがある。認定前の決算では計上していた。怖いのは、公益事業比率を高めるため、懇親会等の収入と支出を簿外にしているのではないか？その法人のホームページでは、懇親会を含め活発な活動を掲載している。当会も懇親会の収支を検討した時期があり、脱法行為との結論に達し、一般社団法人を選択した経緯がある。このような事を放置すれば、法律の改正等締め付けが強り、一般社団法人まで影響が出るのではないか心配している。
- 行政庁からの指導等もあるので、特になし。
- 一般社団に移行して１年４か月ほどなので、事業の遂行に忙しく、特に考えるゆとりがない。
- 社団法人の時にはしっかりと行政の監督下にしかれ、公益法人のひとつであり、任意団体とは違う特性を持っているとなんとなく理解をしていたので、皆襟を正して運動が出来ていました。しかし、一般社団法人では公益目的支出計画完了後に監督下を外れる為、何をしてもよい団体つまりは任意団体と同じになってしまうのではないかと想像します。この場合、いったいどの部分が公益法人として優位性をもっているのか、任意団体とは何が違うのか、一般社団法人格という意義や意味を理解するのに苦しんでいます。この辺りを理解できるようにしっかりと説明して頂きたいと思います。
- 質問８について、質問の趣旨が理解できないまま、一般社団法人への移行に当たっての移行前後の煩雑な事務手続き等を踏まえ、「その他の法人」であればそのようなこともないとの考えで回答したもので、質問の趣旨如何によっては別の回答になることもあり得ることを申し添えます。
- 同じ共益団体でも、都道府県によって、引当金や準備金の考え方に違いがあったのは、納得がいかないところである。共益団体の場合、財源はほとんどの場合、会員の拠出金であるにも関わらず、ほとんどが公益目的財産額とされた団体は、残念である。
- 申請時の税理士と申請認可後の税理士が違うために、法人税に対しての相違があり、今回初めて公益目的支出計画報告書作成において、共通経費の配布方法は申請時は

従事割合で申請し、今回は収入割合でしたために、公益目的支出額が計画額より半分程度しか達せず、期間延長申請を余儀なくされている。期間延長申請をするか等について検討を行い対応していくこととしている。なお、継続事業並びに事業運営については、業務内容をさらに充実を図りながら対応してきたが、今後財務的ことも含めた本会運営指導･助言をいただけるようにお願いしたい。

【質問 14】平成 26 年度に計画している東日本大震災関連事業

1）資金的支援（29 件）

（1）法人自体が出捐　10 件

- 北九州市に対して特定寄附として３年間、東日本大震災事業に使うという限定で寄附をしている。
- 被災県に寄附金の贈呈福島県：　50 万円岩手県：　25 万円宮城県：　25 万円合計 100 万円
- 日本赤十字社を通じて義援金を予定している。
- 東北３県へ上部団体を通じて寄附。また別に石巻市の関連団体に対する寄附、視察、交流会、物品支援など実施。
- 今期、日本赤十字社経由寄附金として 3 百万円を送金済み（平成 23 年度にも 10 百万円を実施）。
- 公益目的支出計画で日本赤十字社とあしなが育英会に寄附事業をしている。
- 宮城県と足長おじさんに義捐金を振り込みずみ。
- 義捐金の寄附行為
- 貴協会の主催する「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」への寄附
- 「公益財団法人みちのく未来基金」に対する寄附を今後も行っていくこととしている。また、今年度は震災復興ボランティア活動へ職員の参加も行う。

（2）募金活動　14 件

- 募金活動を行い、行政を通じてお渡している。
- 募金活動。募金額は全額社会福祉協議会へ。
- 平成 23 年４月、避難所への食料等を提供し被災者への支援を行った。事業とは位置付けていないが、毎年、義援金を募り、日本食品衛生協会を通じて被災者に義援金を寄贈している。

- 当法人が節理地に関わったＮＰＯ法人の活動として、震災発生直後より、寄附活動等を継続中。
- 東北３県の同じ競技団体に、大会参加者の参加料の一部を、同意の上、支援金として毎年送金させて頂いています。
- 全国経済同友会との共同事業　ＩＰＰＯ　ＩＰＰＯ　ＮＩＰＰＯＮなどに参画し支援。
- 図書館としては実施していないが、市の関連団体の依頼で図書館に募金箱を設置している。
- 義援金募集を継続中。
- 各高等学校ＰＴＡへ寄附金募集（任意）の呼びかけをしている。
- 会員による寄附の実施。
- これまで実施してきた被災者支援事業の一つとしての募金活動を今後も継続していくこと。
- イベント開催時に不用品・遊休品の販売や常設のコーナーを設け全額募金活動を実施中。
- 東北地域への募金②災害を風化させないために、現地視察とその発信③現地で活躍するスポーツ団体への寄附
- 募金箱の設置

（３）イベント等により募金活動　５件

- 毎年３月 11 日にチャリティーバザーを開催し、その売上金すべて、被災地に寄附をしている。
- 東日本大震災チャリティーコンサート実行委員会の主催するコンサートは年に３回実施。ホール使用料その他一切無料貸し出しし、収益金は全額日本赤十字社に寄附されている。
- 社会貢献事業でのチャリティーコンサートにおける募金活動。
- チャリティコンペの開催
- 施設の管理運営に関する事業（指定管理事業）の中でチャリティイベントの実施を計画　　開催時期：平成 27 年３月　（平成 25 年３月より毎年実施３回目）　目的：東日本大震災被災地支援のため当日売上の一部を義援金とする　内容：新造形創造館「春の工房開放」

2）物資的支援（14 件）

（１）物資・物品を寄贈　２件

- 被災地への未使用絵葉書の提供
- 宮城県南三陸町への震災復興支援ボランティア長野県栄村除雪ボランティア福島県産「もも」「リンゴ」の斡旋を通した復興支援復興状況の視察と経済支援を目的としたツアー

（２）被災地商品等販売協力　12 件

- 被災地復興支援観光物産展
- 被災地中心とした農産物、加工品販売を行っています。
- 東北関連センターの商品販売
- 東日本大震災の後１か月以内に被災地に向けて炊き出しや物資を運んできましたが、その後福島の風評被害で果物や魚介類が販売不振と聞き、毎月実施している朝市などのイベントで販売ブースを設けて来場者に安心安全を訴えて完売できる程の協力をした。現在でもイベント等で協力要請があった場合は率先して販売の手助けをしている。
- 津波により甚大な被害にあった、国指定伝統的工芸品　「雄勝硯」（宮城県石巻市雄勝町）の産地支援のため、雄勝を中心に、宮城県内の工芸品を展示販売する企画を計画中（会期：11 月 18 日～24 日）。
- 他の組織団体と組み、現地訪問や現地関連商品の購入等は、前年通り計画している。
- 公益支出計画の実施事業（継続事業）として、当会館は所有しているＪＡ東京南新宿ビルの農業振興施設「ＪＡ東京あぐりパーク」で、東京都ＪＡによる東京産農産物等の即売会を５月から 12 月にかけて毎週木曜日に実施しており、被災地のＪＡ提携をした東京都ＪＡについては、被災地の果実等を併せて販売し東日本大震災の復興支援に協力している。
- 継続事業のなかで「被災地復興支援」として被災地から当地のイベントに出店する際に補助している。
- 被災地とのコラボグッズの制作・販売
- 「産直市」と称して年に４回、東北地方の食材を含み、農民連との共催で積極的に販売している。
- 「まちづくり支援施設（店舗）」内に、常設支援ブース（緑の駅）を開設し、被災地や風評被害を受けた地域の特産品を販売する団体に出店の場を提供した。

・ 当協会が主催する展示会において、東日本大震災により大きな被害を受けた伝統的工芸品産地を応援する「東北支援コーナー」を設置し、被害状況の写真パネルとともに、展示・販売を実施する。

3）活動による支援（21 件）

（1）一般的なボランティア　6 件

・ 東日本大震災以後、当協会の東北支部を中心に毎年、ボランティアで被災者の心のケアを続けている。また、全国に長期避難されている家族に対して、全国の支部で支援を続けている。
・ 現地の災害ボランティアセンターへの送迎バスの手配。
・ 26 年度事業･東北復興ボランティア隊の派遣事業　　7 月 22 日～24 日に､17 名を、気仙沼市、陸前高田市へ派遣。
・ ①福島県を中心に埼玉県に避難している「広域避難者」支援事業　②福島県浪江町の「復興支援員サポート事業」
・ 【震災被災者リフレッシュ宿泊事業】　プライバシー確保が困難な仮設住宅入居者等で心身の疲弊を余儀なくされている岩手県内沿岸部震災被災者を、自然環境に恵まれた当市（八幡平市）に宿泊招待し、観光体験等の機会を提供することにより、心身リフレッシュを図る被災者ケアと被災地復興支援及び当市内小規模宿泊施設への誘客促進を目的とした事業（八幡平市からの受託事業）
・ バス 1 泊 3 日ボランティア活動

（2）イベント開催　12 件

・ 兵庫・神戸の震災 20 周年にあたり、各カテゴリーでの東日本大震災被災地チームの招待競技会を開催したいと企画中（詳細未定）である。
・ 被災地の子供たちを招待し、県内の子供たちと「キッズサマーキャンプ」を実施している。
・ 特定の青少年交流事業実施に際し、被災者で応募を希望する者に対し、参加費を無料としている。
・ 従来より気仙地区の児童を対象に、「読書感想画コンクール」を実施。
・ 催事イベント開催による地域活性化事業
・ 一般財団法人三重県教育文化会館と共催で、「東日本大震災復興応援チャリティー文化祭」を開催している。また、岩手県の自校が被災し他校等の校舎で学んでいる学校に義援金を送っている。

- 被災地小学校、仮設住宅生活者に編物技術指導、編物資材支援
- １、習得支援として、南相馬の仮設住宅生活者の中から、編み物指導者（絆リーダー）の育成　２、習得支援として、被災地での編み物講習会への資材、作品の編み方提供　３、絆リーダーにデザイン、資材を提供し編み方指導をして編んでもらった「さくらストラップ」の販売促進
- 陸前高田市に設けた図書館の運営・気仙沼市、石巻市の図書館バス定期巡回・南相馬市への児童書定期配本・被災地での子どもの本に関するイベントの開催
- 小学生交流競技会
- 震災支援メモリアルコンサート
- スポーツ団体であるので宮城県沿岸部とのスポーツ交流事業を８月に実施する。

（３）被災地交流ツアー　３件

- 石巻観光協会と姉妹協会を締結しているが、活動支援や連携強化。
- 震災地域の直売所等を訪ねるツアーの実施
- 建築士会全国大会が 10 月に福島県で開催されるので参加し、視察及び現地の方との交流をはかる。

4）本来事業として資源傾斜配分（70 件）

（１）奨学資金　２件

- 東日本大震災災害地支援高校生奨学金（宮城県内の保護者を失った高校生を対象）
- 被災高校生への奨学金事業

（２）助成金　６件

- 被災した自転車小売店に対して自転車購入費の一部助成を行っている。
- 研究助成、奨学金をなるべく東北地域から選出している。
- 教職員（教職員経験者を含む）が取り組む東日本大震災にかかわる活動について、「地域社会活動等支援奨励事業」として支援する。
- ＮＰＯ等助成事業の申請対象に特別として追加している（平成 23 年度より当分の間）。
- 平成 23 年度に宮城、岩手、福島の教育・文化施設の再建を目的に各１億円の助成を実施。宮城県石巻市にある石巻好文館高等学校・水産高等学校・石巻工業高等学校　岩手県立高田高等学校　福島県文化センター　２．まちづくり、コミュニティ

に関する復興状況を取材し、機関誌に継続的に掲載。　City & life no.101　特集「震災後の地域・コミュニティ・住まい - 再生・復興への視点」　City & life no.102 東日本太平洋側地震津波被災地ルポ　City & life no.103、104　震災レポート①、②　City & life no.105　岩手県立高田高等学校の災害復旧事業着工式　City & life no.106～109　震災レポート③～⑥　The Community no.147　特集「東日本大震災～農漁村の復興、再生・再構築～」The Community no.148　特集「若者が見た東日本大震災」The Community no.148　特集「災害に備える・コミュニティで備える」３．平成25年度から開始した保育所への助成では応募条件を緩和　待機児童数が約1,000人以上の都道府県を助成対象地域としているが、前述の三県については、待機児童数にかかわらず応募を可能としている。

・ 大震災・原発災害に伴う被災車両の地区封印事務取扱料金を当会議所負担とする支援を今年度も継続実施している（平成23年度から実施）。

（３）調査研究学術支援　24件

・ 放射性物質測定事業
・ 被災都市への職員派遣（気仙沼市、漏水調査業務、職員１名、平成26年４月～平成27年３月）
・ 日本における復興のあり方についての研究（略称：復興研）
・ 東北三県における国・自治体で推進している被害復旧住宅等の居住地移転先における地デジ受信調査・設計、衛星放送による暫定対策解消のための受信対策
・ 測量関連団体で組織している、東日本大震災復興測量支援協議会を通じた復興支援
・ 震災復興事業支援業務・被災市町村復興⇒年再生機構震災復興局⇒震災復興企業体発注業務⇒当協会⇒関連協会　当協会から、企業体での発注物件案内を県内の測量設計業関係団体に入札情報を配信し業務　の一元化を図り、企業体の復旧業務への専念化を支援する。
・ 主要事業が貸室、貸会議室であるので東日本大震災関連事業を行なっていないが、調査研究研究事業「エネルギー・環境問題研究会」において東日本大震災後の我が国のエネルギー・環境問題の対応について常磐火力発電所の実態調査を行い報告書に取り纏め、商工会館ホームページに掲載している。
・ 国からの受託調査研究事業（耐震設計等）を実施した。
・ 旧鉱物採掘区域災害復旧事業
・ 危機管理委員会内に東日本大震災学術調査ワーキンググループを設置し、平成25年末に「東日本大震災学術調査報告書」を刊行し、全国関連機関、施設約4,600部を配布した。
・ 官公署等からの津波被災地等の相続関係調査等（登記を前提とした）

- 応急仮設住宅流入負荷等調査（応急仮設住宅向け浄化槽の設計〈規模や配置等〉及び維持管理〈入居当初の状況から次第に生活が安定しつつある状況への変化などの生活パターンに応じた〉等をよりよいものとするための調査研究）
- 放射線健康不安への対応、震災後子どものケアへの支援
- １．年１回開催される学会大会における関連テーマでの講演・シンポジウム等研究公開事業の実施　２．福島大学への委託研究事業（研究テーマ：福島の子どもたちの健やかな成長をめざして）　３．会員への会費減免措置
- 空間放射線量の測定、放射性物質の測定（平成 23 年より実施継続中）
- 巨大地震・津波による大規模災害からの復興と将来の備えに関する特別調査活動・東日本大震災合同調査報告書の刊行・平成 27 年の国連世界防災会議への参加
- 「環境省グリーン復興プロジェクト」と連携した「みちのく潮風トレイル」整備事業・ツーリズムＥＸＰＯジャパン（旅行イベント）でのチャリティーオークション
- 関連シンポジュームを以下のとおり開催済み　日　時：2014 年５月 31 日(土)10 時～18 時　場　所：東京 日本経済大学渋谷キャンパス　テーマ：震災から３年が過ぎて見えてきたこと　趣　旨：2011.3.11 震災を振り返り、①実際に何が起こったのかを振り返り、③今後の復興についても検討を進めていく．　プログラム：３つのパネル(被災地②技術面も含めて課題抽出を行って次の災害に向けた教訓にすると共に、防災・減災・復旧、復興・振興)で構成。
- 災害等により休業した手形交換所の参加銀行に係る当手形交換所における臨時参加手続・・・・（平成 26 年４月１日実施）台風、洪水、大火、地震等の災害および新型インフルエンザ等の発生時等に、休業する手形交換所の参加金融機関が、当手形交換所へ臨時的に参加することを希望する場合、通常とは異なる手続きおよび取扱いによる参加を求めることにより、金融機関による手形交換の継続と信用秩序の維持を図ることを目的とする。
- 「東日本大震災　緑の復興を担う植栽工事マニュアル」の作成
- (1)被災地における地域医療復旧のための仮設会営薬局の運営（2）仮設住宅入居者などの被災地住民への支援（3）災害支援車両を活用した災害時における薬剤師活動体制の整備と地元自治体との連携強化（4）災害時優先電話等による災害時連絡網の整備（5）拠点薬局等地域における災害対応体制の整備
- 当会は全国組織で 17 の支部がある、福島県支部は東日本大震災、原発事故で被害を受けた方が大勢います。震災後毎年震災、放射能の恐怖について学習し、男女が協力し合って復興と共に防災に向かって意識を高めて行動する活動をしている。26 年度は、「震災・復興・防災と男女共同参画」～太平洋を越えて～のテーマでセミナーを開催する。
- 東京電力福島第１原子力発電所事故により損害を被った畜産農家の賠償請求について、畜産農家から委託を受け、「ＪＡグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠

償対策宮城県協議会（平成23年6月13日設立）」規約に基づき損害賠償請求事務を行っている。
・ 原発事故損害賠償請求事務代行（生産者請求に対する内容のチェックなど）

（4）芸術文化活動　0件

（5）まちづくり・雇用産業創出　11件

・ 林野庁が推進する「みどりのきずな再生プロジェクト」に参画し、破壊された防災林再生のため植栽活動をしております。その他、被災地のボランティアセンターに赴き、ボランティア活動も行っています。
・ 被災地域の造船関連事業者が、震災で失った従業員や他業種に転職した従業員の補充として新しく雇用した従業員を対象に実施する技能研修、安全衛生教育、新たな事業展開を図るために行う勉強会などの事業をサポートする。
・ 被災地での緑花活動を行う淡路島内ボランティアの活動支援事業として「花の潤い」助成事業を実施している。
・ 日本財団の助成による「水産業を中心とした新しいコミュニティ創生のための番屋再生事業」
・ 当協会の事業及び自主事業（ボランタリーベース）として、どう震災により被害を受けた被災地の漁船漁業復興のため、国、関係団体等と連携して被災漁船造船所等の再建支援及び被災漁業者の漁船建造等のための支援に取り組むことを計画。
・ 東日本大震災の発災前から、災害廃棄物処理支援事業を実施していた。
・ 津波被害地域において、防災林造成を行っている。
・ 会員からの寄附金により仙台市宮城野区　仙台港後背地公園への記念植樹を実施（協会５０周年記念事業の一環）。
・ スイセンの植栽及び普及
・ 青年海外協力隊経験者による南三陸地域住民への自立支援事業（現金収入増のための工房作り）に対する助成②青年海外協力隊経験者による南相馬市での除染活動ならびに地域住民へのニーズ調査事業に対する助成
・ 楢葉町、町づくり会社支援・いわき市産業復興支援・陸前高田市まちづくり計画支援・福島企業立地支援

（6）その他の支援活動　27件

・ 平成26年度事業に東北大震災復興支援を計画しているが当財団の継続事業に計上していきたい。手続き方法について指導願います。

- 復興関連イベントへの協賛など
- 復旧・復興事業に対応すべく設計や納品のスピードアップ、コストの縮減等便宜を図るべく会員会社に要請している。
- 被災地域の会費の一部免除
- 被災地に対する支援事業を実施予定
- 被災地における健康増進関連
- 当協会単独では実施が難しいので、上部団体の支援を受けながら実施している。
- 当協会の一部会員が一般競争入札において落札し、地震・津波等被災後の復旧治山事業等を実施中。
- 専門家の観点から、Web に各種支援情報を掲載している。
- 震災復興事業に係る資機材及び施工体制等の確保
- 震災復旧復興事業として、平成 26 年度も継続事業として計画、実施している。
- 三師会ならびに区による行事の参加
- 県医師会の事業に参加している。
- 県ゴルフ協会と足並みを揃えて対応する。
- 警察歯科医会への協力
- 継続～震災者の融資返済猶予に係る保証委託契約の変更
- 教育事業における被災者支援（被災３県の受講者の受講料割引）
- 宮城県が行っている私立専修・各種学校事業料等軽減特例事業補助金制度を取り入れ、東日本大震災で被災した准看護師を目指す生徒に対し、宮城県が 2/3、当会が 1/3 の授業料等の減免措置を行っている。
- デジタル公民館まっさき
- グループで形成している「復興支援対策本部」の事業に参画し、支援活動を継続する。
- 会員各社による東日本震災関連事業への参画状況を把握し、会員各社へ情報提供している。
- 被災地（宮城・岩手・福島の３県）における警察活動に対する協力・支援の実施・殉職警察職員に対する弔慰金の贈呈
- ○被災地の会員に対する３年後の経営状況を調べるためのアンケートの実施と同アンケートの分析結果の関係官庁への提出○仙台で開催される国連国際防災会議における防災・減災のためのキャンペーン活動の実施
- 東日本大震災への対応については、防災集団移転促進事業に係る担保解除、および被災代位弁済への迅速かつ適切な処理に努める等、前年度に引き続き被災者に対する復興支援を行っております。また、私的整理ガイドライン対応に関しては、私的整理ガイドライン委員会および東北労働金庫と所要の協議および調整を行い、迅速な対応に努めております。

- 「東日本大震災復興支援」を主催大会のポスター又はプログラムに記載している。
- 建築確認検査申請手数料の減免
- 地方自治体に対する税制改正提言（要望）

5）未定・必要に応じて検討（７件）

- 未定です。
- 特に計画していない。必要に応じて寄附等を実施する。
- 次世代事業の検討（と実施）
- 災害復興支援事業の開催として計画はありますが、まだ詳細が決定しておりません。
- 特に計画していない。平成２６年 10 月 24 日に建築士会全国大会ふくしま大会が福島県郡山市で開催される。石川県建築士会から、有志が参加し、震災復興に関して意見交換する予定である。
- ない。追加認可申請しても、認められない。認められるなら申請したいが変更申請はとても面倒。
- 本年度では特に計画はありませんが、復興支援をサポートできるよう協力したい。

6）防災対策一般（33 件）

- 防災マニュアルの作成。身元確認研修会の開催。
- 防災セミナーを開催
- 防災セミナーの開催（１回／年）
- 特になし。但し、国土交通省各地方整備局はじめ、各自治体、ＮＥＸＣＯ各社と防災協定を締結し、防災体制を整えている。
- 東日本大震災の時はタクシー無線を活用して避難所への情報伝達などで地域貢献を果たした。今後も公共交通機関として東日本大震災に特化はしていないが災害時や日常の防犯・防災等地域貢献に資する活動を展開。
- 大規模災害時における歯科救護訓練の実施　(2)
- 他団体と連携した安否確認システムの開発サービス、被災企業のＩＴ化助言・支援活動など一部実施
- 震災の翌年度に支援物資に関するご協力をいたしました。26 年度は、国土交通省総合政策局　物流政策課にて作成された「災害に強い物流システムの構築に向けて（広域物資拠点開設・運営ハンドブック）」について、協会としての対応を取りまとめる予定。
- 震災に関する研修会の実施
- 産業競争力懇談会（ＣＯＣＮ）での防災ロボット政策提案活動

- 災害等危機管理対策事業
- 災害時事業継続計画案の周知、災害時対応リーフレット等の作成配布、自治会、婦人会炊き出し訓練に協力、災害時炊き出しキット（大なべ炊飯器、大なべコンロ、ＬＰガス発電機）を６支部に配備、ＬＰガス相互支援協定、石油備蓄法による連絡協議会の設置及び訓練等
- 災害支援登録会員の募集、登録会員研修会の実施
- 災害支援隊の編成と訓練の実施
- 災害支援協定の見直し
- 災害支援についての検討会を立ち上げ、災害支援のあり方について検討をしていく。東日本大震災の時に開始をした災害支援基金の活用について、検討していく。
- 災害救援活動士育成のセミナーをしている。
- 災害医療ワーキンググループで、震災前に作成した「サバイバルカード」の改定作業を進めている。災害医療に関する啓発活動を実施している。
- 救急医療研修
- 関係事業者のＢＣＰ策定に係る支援業務
- 官民一体となった災害に強い物流システム構築に協力するとともに倉庫関連の災害対策を推進する。・会員事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）策定推進に向けたてびきの作成、説明会の実施及びビデオ制作・緊急支援物資物流に関する地区協会と各自治体との保管等の協約締結の支援
- 一般社会向け公開シンポジウムを継続的に開催しており、平成 26 年度においては、社会ニーズに即し「大切な電気を効率的につくる、送る、賢く使う」をテーマに開催を計画する。また、電気技術を軸足に置き他学会との連携も強めながら、災害に強い豊かな日本の実現に向けた施策を検討することとしている。
- わが家の耐震診断(無料相談事業)など建築士事務所協会のキャンペーン事業(広報)として実施
- COCN の防災ロボット関連 Pj への協力
- １．避難訓練　以前から行っていましたが、雑居ビルのため、他の会社さんにお願いして年２回合同で避難訓練と消火訓練を行っております。２．食料等の備蓄水・簡単な非常食・簡易トイレ・災害用保温シート等計画的に備蓄しています。保管場所と費用の問題もあり、満足のいく数量ではありませんが。３．避難方法の確認障害者が自宅に帰る時交通機関を利用しない時の方法、または保護者との連絡の方法等、日頃から確認しています。
- 防災意識向上セミナー・防災訓練体験研修
- 安全に関する DVD(地震･津波編)を製作中。
- ＢＣＰ研修会・他関連団体講師派遣
- 会員安否確認のための電子媒体による情報連絡体制整備

- ホールの避難訓練を実施した。　座席にお客様を入れ、舞台上で演奏をしている途中で、地震発生・火災発生を想定して避難訓練を実施した。
- 公共施設への災害用バルク等の設置普及促進
- 復旧・復興事業の現状視察並びに関係者との意見交換・施工確保対策のための協議会・意見交換会等への参加・災害対応体制の整備（緊急時の通信手段の確保、資材備蓄等）

7）特に計画がない等　（406 件）

【質問 16】平成 27 年度以降も東日本大震災関連事業

全コメント（50 件）

- 質問 14（建築確認検査申請手数料の減免）の通り。
- 小学生交流競技会
- 原発事故損害賠償請求事務は、２７年度以降も残る見込み。
- 質問 14（東日本大震災への対応については、防災集団移転促進事業に係る担保解除、および被災代位弁済への迅速かつ適切な処理に努める等、前年度に引き続き被災者に対する復興支援を行っております。また、私的整理ガイドライン対応に関しては、私的整理ガイドライン委員会および東北労働金庫と所要の協議および調整を行い、迅速な対応に努めております）で回答した内容について、今年度も労働金庫業態と連携を図りながら引き続き対応します。　また、私的整理ガイドラインによる債務整理後の新規与信に対しても迅速に対応します。
- 主に「産直市」
- 県内手形交換所の当手形交換所への統合
- 宮城・岩手・福島における警察活動に対する激励の実施（必要物品の贈呈等）
- 今年度同様、被災地とのコラボグッズの制作・販売を継続予定
- 「みちのく潮風トレイル」整備事業
- 質問 14 回答（会員各社による東日本震災関連事業への参画状況を把握し、会員各社へ情報提供している。）の継続
- 巨大地震・津波による大規模災害からの復興と将来の備えに関する特別調査活動　・東日本大震災合同調査報告書の刊行
- 26 年度と同様の事業（陸前高田市に設けた図書館の運営・気仙沼市、石巻市の図書館バス定期巡回・南相馬市への児童書定期配本・被災地での子どもの本に関するイベントの開催）を 27 年 12 月まで実施する予定。

- 14（１、習得支援として、南相馬の仮設住宅生活者の中から、編み物指導者〈絆リーダー〉の育成２、習得支援として、被災地での編み物講習会への資材、作品の編み方提供３、絆リーダーにデザイン、資材を提供し編み方指導をして編んでもらった「さくらストラップ」の販売促進）の継続
- 会員への会費減免措置、講演・シンポジウム等の企画については随時理事会にて審議の上決定する予定。
- 前述した事業（１．平成23年度に宮城、岩手、福島の教育・文化施設の再建を目的に各１億円の助成を実施。宮城県石巻市にある石巻好文館高等学校・水産高等学校・石巻工業高等学校　岩手県立高田高等学校　福島県文化センター　２．まちづくり、コミュニティに関する復興状況を取材し、機関誌に継続的に掲載。city & life no.101　特集「震災後の地域・コミュニティ・住まい - 再生・復興への視点」 city & life no.102　東日本太平洋側地震津波被災地ルポ　city & life no.103、104　震災レポート①、②　city & life no.105　岩手県立高田高等学校の災害復旧事業着工式　city & life no.106～109　震災レポート③～⑥　The Community no.147　特集「東日本大震災～農漁村の復興、再生・再構築～」The Community no.148　特集「若者が見た東日本大震災」The Community no.148　特集「災害に備える・コミュニティで備える」３．平成25年度から開始した保育所への助成では応募条件を緩和　待機児童数が約1,000人以上の都道府県を助成対象地域としているが、前述の三県については、待機児童数にかかわらず応募を可能としている。）の継続実施
- 26年度実施事業（１.放射線健康不安への対応　２.震災後子どものケアへの支援）の継続
- 福島県を中心に埼玉県に避難している「広域避難者」支援事業
- 質問14（ＮＰＯ等助成事業の申請対象に特別として追加している）により当分の間継続する。
- チャリティコンペの開催
- 昨年度同様、一般財団法人三重県教育文化会館と共催で、「東日本大震災復興応援チャリティー文化祭」を開催する。
- 26年度の計画（官公署等からの津波被災地等の相続関係調査等（登記を前提とした））と同じ。
- 東日本大震災学術調査ワーキンググループを継続して活動し、二次報告書を作成予定。
- 貴協会の主催する「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」への寄附
- 実施事業の継続を予定
- 平成27年度まで旧鉱物採掘区域災害復旧事業を実施予定
- 質問14の回答（教育事業における被災者支援〈被災３県の受講者の受講料割引〉）と同内容。

- 質問 14（公益目的支出計画で日本赤十字社とあしなが育英会に寄附事業をしている）と同じ。
- 災害医療 WG の継続
- 災害支援登録会員の募集、登録会員研修会の実施
- 自治会、婦人会、県立高校等の炊き出し訓練に協力
- 質問 14（三師会ならびに区による行事の参加）の継続事業の実施
- COCN 連携活動
- チャリティー募金
- 震災支援メモリアルコンサート
- 現状の支援を継続
- 前年度と同様（大規模災害時における歯科救護訓練の実施）の大規模災害時における歯科救護訓練の実施
- 前年度と同様の事業（大規模災害時における歯科救護訓練の実施）を予定している。
- 地方自治体に対する税制改正提言（要望）
- 年末の朝市売出しイベントで販売ブースを設けて実施する予定。毎年実施している（北茨城の魚介、福島の農産物）。
- 全国の支部で心のケアを中心に被災者の支援をしていく。
- 来年以降も変わらず支援金として実施する予定。
- 復旧治山事業等の入札公告が継続する限り、会員がもともとの対象事業として入札に参加し、落札すれば計画（実行）することとなる。
- 秋季の学術講演会（全国大会）をいわき市で開催予定。
- 質問 14（被災県に寄附金の贈呈福島県： 50 万円岩手県： 25 万円宮城県： 25 万円合計 100 万円）の被災県に対する寄附金贈呈は、平成 41 年まで毎年継続的に行う。
- 平成 26 年度に引き続き、造船関連事業者が行う事業をサポートする。
- 放射性物質測定事業
- みどりのきずな再生プロジェクトに基づく、植栽活動を行います。
- チャリティーゴルフ大会
- 視察研修会等
- 震災復興事業として福島県へさくらんぼ狩りツアー又はもも狩りツアーを行う予定である。

公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関する
アンケート調査結果
報 告 書

2015年3月発行

発行　公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021　東京都文京区本駒込2-27-15
TEL:03-3945-1017　FAX:03-3945-1267
URL: http://www.kohokyo.or.jp/
印 刷　株式会社美巧社

©2015